

發第一、二一三號

昭和二年八月五日

仙臺商業會議所

會頭 伊澤平左衛門

商工大臣 中橋德五郎殿

博覽會施設ニ關シ認可申請

本會議所施設事項トシテ別紙ノ通博覽會施設ニ關シ議員總會ニ於テ決議致候條御認可相成度商業會議所法第七條第八號及施行規則第十四條ニ仍リ此段及申請候也

一、博覽會施設理由

昭和ノ聖世ニ際會シテ最モ急務トスル所ハ産業ノ振興發達ニアリ蓋シ舉國一體共存共榮國本ヲ培ヒ民族ヲ蕃クスルハ昭和維新ノ宏謀ヲ翼賛シ奉ル所以本所實ニ日ニ進ミ月ニ新ニスルノ國是ヲ體シ昭和三年陽春ノ季ヲトシ地ヲ青葉城下ニ擇ヒ博覽會ヲ開催シテ東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ廣ク各地方ノ生産製品ノ出陳ヲ求メ其ノ進歩ノ成績ヲ照較シ以テ我カ國本ノ培養ニ資セントスル所以ナリ

二、事業計畫

別紙規則書ノ通 (規則書略)

三、其ノ事業ニ要スル費用ノ豫算

別紙豫算書ノ通 (豫算書略)

四、其ノ事業ト公共團體ノ事業トノ關係

宮城縣、仙臺市共ニ産業獎勵ノ爲メ補助金ノ交付ヲ決シ仙臺市民

ハ博覽會協贊會ヲ組織シ共助スルモノナリ

以上

右申請に對し十一月十五日左の照會に接したり。

商第一、五六〇號

昭和二年十一月十五日

宮城縣内務部長

仙臺商業會議所會頭殿

博覽會施設認可ニ關スル件照會

八月五日附發第一、二一三號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ申請相成候處右施設ニ於テ萬一缺損ヲ生シタル場合ハ如何ニシテ之ヲ補填スル意嚮ナリヤ折返シ御回報相成度

追テ從來各會議所ニ於ケル如キ損失補填ハ役員ニ於テ負擔スルヲ例トセルヲ以テ斯カル場合ニ處スル措置ヲ何等カノ方法ヲ以テ明示スル必要アル旨其ノ筋ヨリ申越有之候條申添候

右照會に對し十一月十九日議員總會を開キ決議の上左の回答を發して認可の速進を計れり。

發第一、二一三號

昭和二年十一月二十二日

仙臺商業會議所

會頭 伊澤平左衛門

宮城縣内務部長 兼子悌治殿

博覽會施設認可ニ關スル件回答

十一月十五日付商第一、五六〇號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會ノ趣了承十一月二十一日議員總會ノ決議ニ依リ左記ノ通り可決相成候條御承知相成度及御回答候也

記

東北産業博覽會施設ニ於テ萬一缺損ヲ生シタル時ハ仙臺商業會議所全議員ニ於テ其ノ責ニ任ス

十二月六日左ノ認可ニ接ス

商工省指令商第六二四三號

仙臺商業會議所

昭和二年八月五日附申請東北産業博覽會開催ノ件認可ス

昭和二年十二月六日

商工大臣 中橋德五郎

斯くて彌本舞臺に入れり。

第二節 博覽會諸規則及趣意書

昭和二年一月十四日準備委員總會に於て本會の諸規則を可決し趣意書及出品規程ニ共に之を公表せり。

趣意書

昭和ノ聖世ニ際會シテ最モ急務トスル所ハ産業振興發達ニアリ。蓋シ舉國一體共存共榮國本ヲ培ヒ民族ヲ蕃クスルハ昭和維新ノ宏謀ヲ翼賛シ奉ル所以ニシテ聖勅ノ示サセ給フトコロ炳トシテ日星ノ如シ本會ガ昭和三年陽春ノ季ヲトシ奥羽ノ首都ナル仙臺ヲ中心トシテ東

北産業博覽會ヲ開カントスル亦實ニ維新ノ皇猷ヲ奉ジ日ニ進ミ日ニ新ニスルノ國是ヲ體シ會通更張ノ隆運ニ裨補スルトコロアランガ爲ニ外ナラズ。且夫レ本會ハ仙臺商工會議所ノ主催ニ係リ宮城縣及ビ仙臺市ノ贊助ニ成ルト雖モ目的ハ實ニ東北日本ノ開發ト振興ノ紹介ヨリ延ヒテ全日本ノ國本ヲ培養セントスルニアリ。蓋シ東北ノ地タル極目千里、山河曠漠、自然ノ遺利頗ブル多キニモ拘ラズ未ダ昔ク世ニ知ラレザルノ憾アリ、然モ輓近ニ於ケル東北發達進歩ハ極メテ著シク産業ニ文化ニ始ト舊面目ヲ一新セントス。就中仙臺ヲ中心トスル一帯ノ文化的産業的施設經營ニ至リテハ漸ク將ニ畫期的新時代ニ入ラントスルノ勢アリ。此時ニ當リテ東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ廣ク各地方ノ生産製品ヲモ蒐集シテソノ進歩ノ成績ヲ照較スルハ我國本ノ培養ニ資スルコトノ大ナルベキヤ言テ俟タズ。殊ニ況ヤ開催地タル仙臺市ハ伊達氏百萬提封ノ舊府ニシテ頗ル史蹟ニ富メルノミナラズ、西ニ陸羽ノ大山脈ヲ負ヒ、東ニハ煙波萬里ノ大平洋ヲ控ヘ、松島、鹽釜ノ勝區ハ明麗講クガ如ク金華ノ靈山ハ海表ニ特立シテ縹渺タルアリ。陽春鶯花ノ候ヲトスル本博覽會ノ開設ハ併セテ此ノ天造ノ一大美術、自然ノ神秘的靈境ヲ最モ快適ノ季節ニ於テ、觀覽スルノ好機會ヲ提供スルモノトモ云フヲ得ベシ、冀クハ大方諸君ノ贊助ヲ賜ハラントコトヲ。

東北産業博覽會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ東北産業博覽會ト稱シ仙臺商工會議所之ヲ主催ス

第二條 本會ハ仙臺市ニ開催ス(但シ他ノ町村ニ擴張スルコトアルヘシ)

第三條 本會ノ會期ハ昭和三年四月十五日ヨリ同年六月三日マテ五日間トス

第四條 本會ノ出品區域ハ帝國領土、委任統治地及租借地トス

第五條 本會ハ總裁、副總裁ヲ推戴ス

第六條 本會ニ顧問、參與及評議員ヲ置キ會長之ヲ推薦ス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名

事務總長 一名 理事 若干名

幹、事 若干名

第七條 會長ハ仙臺商工會議所會頭、副會長ハ副會頭之ニ當リ事務總長以下ノ役員ハ會長之ヲ囑託ス

第八條 本會職員ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第九條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

事務總長ハ事務ヲ總轄ス

理事ハ會務ヲ掌理ス、幹事ハ事務ヲ分掌ス

第十條 顧問、參與及評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ重要ナル協議ニ參與ス

第二章 出 品

第十一條 本會ノ役員ハ總テ名譽職トス

第十二條 本會ノ出品ハ審査品及參考品トシ左ノ十五部ニ別テ細目ハ別ニ之ヲ定ム

第一部 農 業 第二部 蠶 絲 業

第三部 畜 産 業 第四部 林 業

第五部 水 産 業 第六部 礦 業

第七部 機 械 工 業 第八部 電 氣 工 業

第九部 織 維 工 業 第十部 製 作 工 業

第十一部 化 學 工 業 第十二部 食 料 品

第十三部 土 木 建 築 第十四部 運 輸 交 通

第十五部 教 育 及 美 術 工 藝

第十三條 本會ニ國產振興部ヲ置キ前條出品中輸入品ト同種類若ハ之ニ代用シ得ヘキ國產品ニ就テハ特ニ鑑査ヲ行ヒ其優良品ヲ一般出品物ト區別シテ陳列スルモノトス

第十四條 左ニ掲クルモノハ出品スルコトヲ得ス

一、衛生又ハ風俗ニ害アリト認ムルモノ

二、發火其ノ他危險ノ虞アリト認ムルモノ

三、物品ノ種類、性質、容積等出陳ニ適セスト認ムルモノ

第十五條 本會ハ出物品ニ對シ相當ノ保護ヲナスヘシト雖火災、盜難

其他不可抗力ニ因ル損害ハ其ノ責ニ任セス

第三章 審 査 及 褒 賞

第十六條 本會ニ左ノ審査職員ヲ置ク

審査總長 一名 審査部長 若干名

審査官 若干名 審査員 若干名

審査書記 若干名

第十七條 審査總長ハ審査事務一切ヲ總理ス

審査部長ハ審査總長ノ命ヲ承ケ其部ニ屬スル審査事務ヲ掌理ス

審査官、審査員ハ審査總長及審査部長ノ命ヲ承ケ審査ニ從事ス

審査書記ハ上司ノ命ヲ承ケ審査事務ニ從事ス

第十八條 審査ノ爲出品物ヲ消耗又ハ毀損スルコトアルモ出品人ハ之ニ對シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十九條 審査官、審査員ハ自己ノ出品物、及其ノ製造ニ關與シタル出品物ノ審査ニ與ルコトヲ得ス

第二十條 審査規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 褒賞ハ左ノ六種トス

一、名譽大賞牌

一、名譽賞牌

一、金 牌

一、銀 牌

一、銅 牌

一、褒 狀

前項ノ各賞牌ニハ賞狀ヲ附與ス

第二十二條 審査並ニ授賞ニ就テハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十三條 同一ノ出品人ニシテ同一種類中ニ於テ數個ノ褒賞ヲ受クルヘキモノアルトキハ其ノ賞牌ハ最高ノモノ一個ヲ授與ス

第二十四條 陳列裝飾及自營陳列館ノ優秀ナルモノニ對シテハ特ニ褒賞ヲ授與スルコトアルヘシ

第二十五條 褒賞授與式ハ昭和三年五月二十日之ヲ舉行ス

第四章 觀 覽

第二十六條 本會ノ觀覽時間ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トス

但シ時宜ニ因リ夜間開場ヲ爲シ又觀覽時間ノ伸縮ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 本會ノ入場料ハ左ノ如シ

大人 一人ニ付 金五拾錢

小人 一人ニ付 金貳拾錢(滿六歲以上十二歲未滿)

但シ夜間ノ入場料ハ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 五十人以上ノ團體又ハ教員ノ引率スル學生、生徒及軍人ニ對シテハ入場料ヲ割引ス其ノ率ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 出品人、場内營業人及其ノ使用人ニ對シテハ特ニ定ムル入場券又ハ門鑑ヲ交附ス

第三十條 觀覽人ハ畜類ヲ牽キ又ハ大形荷物ヲ攜帶シテ入場スルコトヲ得ス

第三十一條 觀覽人ハ看守人又ハ係員ノ承諾アルニアラサレハ陳列品

ニ手ヲ觸ル、コトヲ得ス

第三十二條 醉狂、瘋癲、惡疫若クハ嫌疑ノ感ヲ生セシムルモノト認ムルトキハ入場ヲ差止メ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

第五章 雜 則

第三十三條 會場内ニ於テ賣店、飲食店、觀覽物、遊戯物、其ノ他ノ營業ヲナサントスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ本會ノ許可ヲ受クヘシ

第三十四條 會場ノ光景及出品物ヲ模寫シ又ハ撮影セントスル者ハ本會ノ許可ヲ受クヘシ

第三十五條 本會ノ許可ヲ受クルニアラサレハ陳列館及其ノ他ノ建築物内ニ於テ火氣ヲ用ユルコトヲ得ス

第三十六條 本則其ノ他諸規則、命令ヲ遵守セサルトキハ本會ニ於テ任意ノ處置ヲ爲シ且之カ爲要シタル費用ヲ徵收スルコトアルヘシ

第三十七條 會場内ヨリ物品ヲ搬出スルモノハ本會所定ノ搬出票ヲ携帶スヘシ

第三十八條 出品其ノ他ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

出品 規程

第一條 本會ニ出品セントスル者ハ第一號書式ニ依リ出品申込書ヲ昭和三年一月三十一日迄本會ニ差出シ承認ヲ受クルモノトス但シ左ノ事項ニ就テハ申込書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

- 一、出品物運轉ノ爲動力ヲ要スルモノ
- 二、陳列ノ爲特別ノ裝置ヲ要スルモノ

三、館外陳列ヲ要スルモノ及基礎工事ヲ要スルモノ

第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ十日以内ニ所定ノ料金を本會ニ納付スヘシ

第三條 自營ノ陳列館ヲ建設セントスル者ハ豫メ設計書ヲ提出シ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 出品人ハ陳列場所、陳列棚ノ使用料トシテ左ノ金額ヲ本會ニ納付スヘシ但シ本會ニ於テ特ニ必要ト認ムル出品ニ對シテハ本料金を減額又ハ免除スルコトアルヘシ

一、陳列 棚

一小間ニ付

(奥行 約二尺四寸)

金貳拾五圓

二、陳列露出臺

一小間ニ付

(奥行 六尺)

金貳拾圓

(奥行 二尺五寸)

一坪ニ付(六尺平方)

三、館内平土間

金參拾五圓

壹 等

金貳拾五圓

四、館外用地

一坪ニ付(六尺平方)

壹 等

金七圓

貳 等

金五圓

參 等

金參圓

前項各號ノ使用料ハ半小間又ハ半坪ノ場合ハ各半額トス

第五條 出品人自己ノ便宜ニ依リ其ノ申込ノ全部又ハ一部ヲ取消シ若ハ之ヲ使用セサルモ既納ノ料金を之ヲ返還セス

第六條 陳列場所ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸渡スコトヲ得ス

第七條 出品人ハ會期中陳列場所ヲ閉鎖シ又ハ陳列品ヲ撤去スルコトヲ得ス

第八條 出品目錄ハ第貳號書式ニ依リ出品物解説書ハ第三號ノ書式ニ依リ昭和三年二月末日迄本會ニ提出シ其ノ出品物ハ同年三月末日迄ニ本會場ニ搬入シ開會五日前ニ陳列ヲ了ルヲ要ス但シ特種ノ出品物ニアリテハ別ニ其ノ期日ヲ定ム

第九條 出品物ニハ各品毎所定ノ附札ヲ添付スヘシ但シ審査品參考品又ハ發明品ニアリテハ特ニ其ノ旨ヲ記入スヘシ

第十條 出品物ノ荷造、運搬、配達料、陳列裝飾、動力及其ノ他特別ノ裝置ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔トス

第十一條 出品物ノ賣約ハ之ヲ本會ニ委託スルコトヲ得但シ手数料ハ賣上金額ノ百分ノ五トス

第十二條 出品物及自營陳列館、其ノ他ノ工作物ハ閉會ノ翌日ヨリ十日以内ニ撤去スヘシ

第十三條 出品物ノ賣約ヲナス者ハ代價ノ全額ヲ支拂フヘシ但シ拾圓以上ノモノニアリテハ手附金トシテ其ノ四分ノ一以上ヲ支拂ヒ殘額ハ閉會後五日以内ニ賣約品ト引換ニ支拂フコトヲ得

第十四條 賣約品ハ閉會後五日以内ニ賣約證ト引換ニ引渡スモノトス但シ賣約人期日以内ニ代價ヲ支拂ハサルトキハ賣約ヲ取消シ手附金ハ之ヲ還付セス

第十五條 賣約代金ハ閉會後三十日以内ニ精算シ之ヲ出品人ニ交付ス

裏面ノ注意書ヲ御覽下サイ

仙臺商業會議所主催 東北産業博覽會出品申込書

(申込期限昭和三年一月三十一日)

| | | |
|-----|-----|-----|
| 類部 | 縣府 | 出品人 |
| 第 部 | 第 部 | 住所 |
| 氏名 | 氏名 | 住所 |
| 電話 | 商號 | |

品受第 號
昭和 年 月 日

| 陳列 | 陳列露出臺 (使動力) | 館内平土間 (不動力) | 館外用地 | 所要 | 敷 | 料 | 金 | 摘 | 要 |
|----|-------------|-------------|------|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| 等 | 等 | 等 | 坪 | | | | | | |

右東北産業博覽會規則ニ依リ出品可致候也

出品申込書

仙臺商業會議所主催東北産業博覽會

昭和 年 月 日

仙臺商業會議所主催 東北産業博覽會御中

出品御注意

一、出品申込期限ハ昭和三年一月三十一日迄
 デスカラ出品團體毎ニ取纏メテ可成早ク本
 會ニ差出シテ下サイ但シ左ノ設備ヲ要スル
 モノハ其ノ旨ヲ申込書ニ記載シテ下サイ
 (イ)出品運轉ノ爲メ動力ヲ要スルモノ
 (ロ)出陳ノ爲特別ノ裝置ヲ要スルモノ
 (ハ)館外ニ陳列ヲ要スルモノ及基礎工事ヲ
 要スルモノ
 二、出品申込ニ對シ承認ヲ受ケタル方ハ十日
 以内ニ左ノ使用料ヲ本會ニ納付シテ下サイ
 (一)陳列 棚 一小間ニ付
 (甲) (間口約六尺) 金 參拾圓
 (乙) (間口約二尺四寸) 金 貳拾五圓
 但シ規則書ニ係ル甲ノ陳列棚ハ美術工
 藝品ノミニ使用スル見込デス
 (二)陳列露出臺 一小間ニ付
 (奧行 間口 六尺五寸) 金 貳拾圓

(三)館内平土間 一坪ニ付(六尺平方) 金 參拾五圓
 一 等 金 貳拾五圓
 二 等 金 七圓
 (四)館外用地 一坪ニ付(六尺平方)
 一 等 金 五圓
 二 等 金 參圓
 右ノ使用料ハ半小間又ハ半坪ノ場合ハ各半
 額デス
 三、自營ノ陳列館ヲ建設サ、ル方ハ豫メ設計
 書ヲ提出シ本會ノ承認ヲ得テ下サイ
 四、出品目録、出品物解説書ハ昭和三年二月
 末日迄本會ニ提出シ其ノ出品物ハ同年三月
 末日迄本會場ニ搬入シ同年四月十日迄ニ陳
 列ヲ了ヘテ下サイ但シ左ノ出品物ニ對シテ
 ハ其ノ期日ハ下記ノ通り有リマス
 搬入期間 搬出期間
 (一)苗 木 自四月十二日 自五月五日
 至同 十四日 至同 八日
 (二)園藝植物 自四月廿六日 自六月一日
 至同 廿七日 至同 三日

(三)蔬菜果實 自四月十五日 自四月廿三日
 至同 十六日 至同 廿五日
 五、出品物及自營陳列館其ノ他ノ工作物ハ開
 會ノ翌日ヨリ十日以内ニ撤去シテ下サイ
 六、賣店、飲食店、其ノ他自費建設ノ場合ハ
 設計書及圖面ヲ添付シテ昭和三年一月三十
 一日迄ニ本會ニ願出テ承認ヲ得テ下サイ但
 シ敷地使用料ハ左ノ通前納ヲ願ヒマス
 (一)賣店及飲食店敷地使用料
 甲、會場内 一坪ニ付(一)等 拾五圓
 (二)等 拾圓
 乙、會場外 一坪ニ付(一)等 拾貳圓
 (二)等 八圓
 (二)賣店賃貸料 間口一間半ニ付 六拾圓
 (注意)
 (一) 美術工藝品ノ出品目録様式ハ別ニ
 定メテアリマス
 (二) 廣告塔、廣告看板其他ノ廣告物ニ
 對スル料金ハ本會ノ廣告規定ニ依
 リ之ヲ定メマス

御注意

一、本目錄ハ二通差出シテ下サイ 二、本目錄ハ一類毎ニ別紙ニ認メテ下サイ(番號ハ一類毎ニ之ヲ記入スルコト) 三、數量ノ單位稱呼ハ明カニ傍記シテ下サイ 四、參考品及非賣品ハ特ニ其旨ヲ摘要欄ニ朱書シテ下サイ(但シ參考品以外ノモノハ悉ク審査致シマス) 五、審査品ニハ必ス解説書ヲ添付シテ下サイ 六、發明品ハ登錄番號ヲ摘要欄ニ記入シテ下サイ 七、館内ニ於テハ一切即賣ヲ御斷リ致シマス

仙臺商工 東北産業博覽會出品目錄

| 番號 | 品名 | 數量 | 單價 | 小計 | 摘要 | 府縣部 | | 部類 | | 出品人住所 | 電話 | 商號 |
|----|----|----|----|----|----|-----|---|----|---|-------|----|----|
| | | | | | | 第 | 第 | 第 | 第 | | | |
| 一〇 | | | | | | | | | | | | |
| 九 | | | | | | | | | | | | |
| 八 | | | | | | | | | | | | |
| 七 | | | | | | | | | | | | |
| 六 | | | | | | | | | | | | |
| 五 | | | | | | | | | | | | |
| 四 | | | | | | | | | | | | |
| 三 | | | | | | | | | | | | |
| 二 | | | | | | | | | | | | |
| 一 | | | | | | | | | | | | |

品受第 號

昭和 年 月 日

出品目錄

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會

右出品候也

昭和 年 月 日

仙臺商工 東北産業博覽會御中

出品御注意

一、出品申込ニ對シ本會ノ承認ヲ受ケタ方ハ審査品、參考品、非賣品ト區別記入シタル目錄ニ所定ノ料金を添ヘ十日以内ニ本會ニ差出シテ下サイ(參考品、非賣品ハ摘要欄ニ朱書セラル、コト)

二、出品人ハ陳列場所、陳列棚ノ使用料ハ左記ノ通りデス但シ本會ニ於テ特ニ必要ト認ムル出品ニ對シテハ本料金を減額又ハ免除スルコトガアリマス

(一)陳列棚 一小間ニ付 金貳拾五圓
(間口六尺 奥行約二尺四寸)

(二)陳列露出臺 一小間ニ付 金貳拾圓
(間口六尺 奥行二尺五寸)

(三)館内平土間 一坪ニ付(六尺平方) 金參拾五圓
等 金貳拾五圓

(四)館外用地 一坪ニ付(六尺平方) 金七圓
等 金五圓

右ノ使用料ハ半小間又ハ半坪ノ場合ハ各半額デス

三、出品物ニハ所定ノ付札ヲ添付シテ下サイ但シ參考品、發明品及非賣品ニハ特ニ其旨ヲ記入シテ下サイ

四、出品物ハ昭和三年三月末日マデ本會場ニ搬入シ同年四月十日迄ニ陳列ヲ了ヘテ下サイ但シ左ノ出品物ニ對シテハ其ノ期日ハ下記ノ通り有リマス

搬入期間 搬出期間

(一)苗 木 自四月十二日 自五月五日 至同 十四日 至同 八日

(二)園藝植物 自四月廿六日 自六月一日 至同 廿七日 至同 三日

(三)蔬菜果實 自四月十五日 自四月廿五日 至同 十六日 至同 廿五日

五、數部類ニ屬スル出品物ニ就テハ其ノ一ヲ選ビ重複出品スルコトガ出來マセン但シ特殊ノ技能ヲ以テ別個ニ製作シタルモノハ此ノ限デアリマセン

六、出品物ノ單位ハ左記ノ通りデス

(一)度量衡ヲ用ケルモノハメートル法ニ依ル但シ取引上ノ慣行アルモノハ構ヒマセン

(二)個數ヲ用ケルモノハ個、枚、本、反、疋、尾、俵、叭、袋、箱、樽等

(三)束ネタモノハ巻、束、把、括、連、ダース等

(四)揃物ハ組、對、揃、五人前、十人前等

七、美術品及工藝品ハ別ニ定ムル美術部規程ニ依リ出品シテ下サイ

八、陳列品ニハ商標又ハ廣告額面、説明カ! F等ヲ掲グルコトハ妨ナイガ幅一尺長サ二尺ヲ超スルモノヲ用ケルトキハ豫メ本會ノ承認ヲ受ケテ下サイ

九、賣約スベキ出品物中容器又ハ蓋等ノ代價ヲ別ニ申受ケラル、モノ若クハ容器蓋等ノ賣約ヲシナイモノハ出品目錄ノ摘要及出品付札ニ明記シテ下サイ

十、出品物ノ荷造、運搬、配達料、陳列裝飾動力及其ノ他特別ノ裝飾ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔デアリマス

十一、出品物ノ賣約ハ本會ニ委託スルコトガ出來マス但シ手数料ハ賣上金額ノ百分ノ五デアリマス

十二、出品物及自營陳列館其ノ他ノ工作物ハ閉會ノ翌日ヨリ十日以内ニ撤去シテ下サイ

十三、出品臺帳及審査臺帳用紙(但シ出品協會又ハ個人別ノ出品ニ對スル臺帳ハ本會ニ於テ調製致シマス)出品申込書、出品目錄、出品解説書、出品付札、貨物及人員ノ運賃割引證ハ各府縣市出品協會、組合毎ニ取纏メ差上ゲマスカラ必要數ヲ昭和三年三月三十日迄請求シテ下サイ

品受第 年 月 日
昭和

| 品名 | 事業創始 | 工場所在地 | 原料種類 | 製造方法 | 年生産量 | 製造日 | 解説書 | | 用途 | 製品ノ種類 | 製品ノ単價 | 一年ノ生産量 | 一年ノ産價 | 販路 | 審査請求 | 其受ニ内 外ノ博覽會 ノタルト等 ノキハ |
|----|------|-------|------|------|------|-----|------------------|-----|----|-------|-------|--------|-------|----|------|-------------------------------|
| | | | | | | | 仙臺商工會議所主催東北産業博覽會 | 解説書 | | | | | | | | |
| 品名 | 事業創始 | 工場所在地 | 原料種類 | 製造方法 | 年生産量 | 製造日 | 仙臺商工會議所主催東北産業博覽會 | 解説書 | 用途 | 製品ノ種類 | 製品ノ単價 | 一年ノ生産量 | 一年ノ産價 | 販路 | 審査請求 | 其受ニ内 外ノ博覽會 ノタルト等 ノキハ |

意注御
 一、本解説書ハ出品目錄提出ノ際ニ通テ添付シテ下サイ
 二、本解説書ハ各品毎ニ提出ヲ願ヒマス
 三、本解説書ハ審査資料ヲナリマスカラ説明ハ簡明ニ且精書ヲ書イテ下サイ

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會解説書

第三節 出品部類目錄

昭和二年一月十四日諸規則の決定と共に出品部類を左の通り區別せり。

出品部類目錄

- 第壹部 農 業
- 第一類 穀 蔬
 - 第二類 蔬菜、果實
 - 第三類 染織及製油ノ原料
 - 第四類 農産種苗、園藝及觀賞植物
 - 第五類 農家副業品
 - 第六類 農業用機械器具
 - 第七類 肥料
 - 第八類 農業ノ經營、生産ニ關スル方法及成績其他參考品
- 第貳部 蠶 絲 業
- 第九類 蠶 種
 - 第十類 繭
 - 第十一類 蠶絲、真綿
 - 第十二類 蠶業用機械器具
 - 第十三類 蠶絲業ノ經營、生産ニ關スル方法及成績其他參考品
- 第參部 畜 産 業
- 第十四類 削 除
 - 第十五類 乳肉品、牛酪、乾酪、煉乳、粉乳、鹽肉、燻肉
 - 第十六類

第十七類 畜産ノ經營、生産ニ關スル方法及成績其他參考品

第四部 林 業

- 第十八類 森林ノ管理及施行
- 第十九類 造林保護及利用
- 第二十類 林産原料品
- 第二十一類 森林副産物
- 第二十二類 木 炭

第五部 水 産 業

- 第二十三類 罐 詰
- 第二十四類 燻 乾 品
- 第二十五類 煮乾、素乾、燒乾及調味品
- 第二十六類 鹽乾、鹽藏品
- 第二十七類 一魚油、海藻其他製品
- 第二十七類ノニ養 殖 物
- 第二十八類 漁 具
- 第二十九類 水産業ノ經營、生産ニ關スル方法及成績其他參考品

第六部 礦 業

- 第三十類 地質及礦物
- 第三十一類 金屬 礦 業
- 第三十二類 石炭及石油工業
- 第三十三類 硫黃、燒鐵及黑鉛礦業
- 第三十四類 土質採掘工業
- 第三十五類 煉炭及煉炭製造業
- 第三十六類 冶 金 業

- 第三十七類 鐵毒除害
- 第三十八類 煙塵利用
- 第三十九類 鐵業用機械器具

第七部 機械工業

- 第四十類 原動機
- 第四十一類 製作機械及工具
- 第四十二類 製造機械
- 第四十三類 精密機械
- 第四十四類 染織機械及屬具
- 第四十五類 印刷機械
- 第四十六類 採鑛冶金機械
- 第四十七類 土木及建築用機械
- 第四十八類 機構
- 第四十九類 一般機械類

第八部 電氣工業

- 第五十類 原動機、電氣機械及配電用機械器具及其材料
- 第五十一類 電燈及照明
- 第五十二類 電熱應用裝置及家庭用器具
- 第五十三類 農事電氣
- 第五十四類 電氣鐵道應用機械器具及其材料
- 第五十五類 電信、電話及電氣信號用機械器具及其材料
- 第五十六類 電線路用材料及機械器具
- 第五十七類 電氣化學用裝置及其材料
- 第五十八類 電氣醫療器

- 第五十九類 電池及其材料
- 第六十類 無線放送用機
- 第六十一類 電氣測定機
- 第六十二類 電氣應用裝置
- 第六十三類 發電、水力工事設計圖面、寫真及其模型其他參考品

第九部 纖維工業

- 第六十四類 絹織物
- 第六十五類 綿織物
- 第六十六類 絹織交織物
- 第六十七類 毛糸織物
- 第六十八類 綿毛交織物
- 第六十九類 麻織物
- 第七十類 綿麻交織物
- 第七十一類 紙布、葛布、芭蕉布
- 第七十二類 捺染物
- 第七十三類 染色物
- 第七十四類 メリヤス、レース組編物
- 第七十五類 織物用纖維及糸類(生糸及眞綿ヲ除ク)

第十部 製作工業

- 第七十六類 陶磁器
- 第七十七類 硝子及硝子製品
- 第七十八類 漆器
- 第七十九類 木竹製品(木地、指物、家具、履物、竹細工)
- 第八十類 金屬製品(打物、鋳物、板金、其他)

- 第八十一類 珠瑯鐵器

- 第八十二類 皮革、羽毛製品

- 第八十三類 紙製品(傘、提燈、團扇、各種紙器、其他ノ紙製品)

- 第八十四類 文房具、圖書用具及事務用品

- 第八十五類 裝身用具、携帶品、旅行用具及其他ノ雜貨

- 第八十六類 玩具及遊戲具

- 第八十七類 武器及武裝用具

- 第八十八類 織布製品(裁縫品、刺繡、編物等)

- 第八十九類 製作工業ニ關スル圖案、標本並器具機械、統計其他參考品

第十一部 化學工業

- 第九十類 一般化學製藥
- 第九十一類 電氣化學及固定窒素製品
- 第九十二類 壓縮瓦斯及液化瓦斯
- 第九十三類 瓦斯副生物及タール蒸溜製品
- 第九十四類 染料及中間化合物
- 第九十五類 精製樟腦、薄荷及精油類
- 第九十六類 燐寸、煙火等(火藥爆藥ヲ除ク)
- 第九十七類 瓦斯マントル、セルロイド其他纖維素製品及其類似品
- 第九十八類 脂肪、油、蠟、グリセリン
- 第九十九類 石鹼及蠟燭
- 第一百類 薰香、香料、化粧品
- 第一百一類 顏料、塗料
- 第一百二類 インキ、印肉、靴墨等
- 第一百三類 護膜及護膜類似品

- 第四百四類 膠及ゼラチン

- 第四百五類 一般紙類

- 第四百六類 耐酸、耐アルカリ器

- 第四百七類 化學工業ニ關スル機械器具、設計、標本、模型等

第十二部 食品

- 第四百八類 茶、コーヒー等
- 第四百九類 酒類、酢及其原料
- 第五百十類 醬油、味噌、ソース類
- 第五百十一類 清涼飲料、礦水、果實水
- 第五百十二類 調味用品
- 第五百十三類 麵類、麩、湯葉、凍豆腐
- 第五百十四類 砂糖、飴及蜂蜜加工、エキス
- 第五百十五類 菓子類
- 第五百十六類 粉及加工穀類
- 第五百十七類 漬物及雜食品
- 第五百十八類 加工シタル蔬菜及果實
- 第五百十九類 食料品ノ研究成績、製造及貯藏ニ關スル方法並ニ機械所要器具及其材料

第十三部 土木建築

- 第二百二十類 道
- 第二百二十一類 鐵道及軌道
- 第二百二十二類 治水港灣
- 第二百二十三類 上下水道
- 第二百二十四類 都市計畫(公園、田園、都市、土地、區劃整理)

- 第二百二十五類 土木建築用材料
- 第二百二十六類 建築構造
- 第二百二十七類 建築裝飾(一般裝飾、燈爐、衛生、建具、敷物等)
- 第二百二十八類 室内設備

第十四部 運輸交通

- 第二百二十九類 運輸 運輸具、包装材料、船舶附屬器具機械造船工業、潜水作業、海運業ニ關スル設計圖面寫真模型並ニ其成績
- 第二百三十類 航空 航空機及其製作材料、計器、測定器、航空事業並ニ其成績

第十五部 教育及美術工藝

其ノ一 教育

- 第三百三十一類 教育ノ制度組織
- 第三百三十二類 初等教育
- 第三百三十三類 中等教育
- 第三百三十四類 師範教育
- 第三百三十五類 實業教育
- 第三百三十六類 大學及專門教育
- 第三百三十七類 社會教育
- 第三百三十八類 體育、衛生
- 第三百三十九類 學術機械、器具、標本、繪畫、圖表、模型等
- 第三百四十類 學用品及兒童生徒讀物
- 第三百四十一類 度量衡
- 第三百四十二類 書籍及製本
- 第三百四十三類 教育史料、其他參考品

- 第四百四十四類 宗教
- 第四百四十五類 軍事
- 第四百四十六類 社會事業

其ノ二 美術工藝

- 第四百四十七類 日本畫
- 第四百四十八類 西洋畫
- 第四百四十九類 彫塑
- 第四百五十類 書及篆刻
- 第四百五十一類 工藝圖案
- 第四百五十二類 寫真及印刷
- 第四百五十三類 音樂、演藝

第四章 本會の組織及諸機關

第一節 諸規則の設定

博覽會の執行機關として準備委員事務規程を發布し順次必要に應じて制定せられたり諸規程及内規左の如し。

東北産業博覽會準備事務所規程

- 第一條 本會議所主催博覽會準備事務所ハ之本所内ニ置ク
- 第二條 博覽會準備事務所ハ會頭、副會頭以下全議員ヲ以テ之ヲ組織ス 議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
- 第三條 本會準備事務所ハ書記長以下ノ事務員ヲ以テ之ニ充ツ 但シ必要ニ應シ臨時事務員ヲ置ク
- 第四條 博覽會實施計畫ノ爲専門技師ヲ招聘ス

第五條 宮城縣商工課、同農務課、同土木課、同警察部、同電氣事務

所、同商品陳列所、仙臺市勸業課、同土木課、同電氣部、同水道部

仙臺鐵道局、仙臺通信局、東北帝國大學其他ヨリ準備委員ヲ囑託

ス

第六條 博覽會準備ニ關スル重要事項ハ之本所總會ニ諮ルモノトス

第七條 準備事務ニ關スル經費ハ追テ別ニ之ヲ定ム

東北産業博覽會準備委員會規程

第一條 東北産業博覽會準備委員會ハ準備委員中ヨリ選任セラレ

タル常務委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 委員會ニハ委員ノ互選ニ依リ委員長ヲ置ク

第三條 委員會ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、開催趣意書及諸規則ノ作成ニ關スル事項
 - 二、實行豫算編成ニ關スル事項
 - 三、出品物ニ關スル調査及宣傳ニ關スル事項
 - 四、餘興及即賣店ニ關スル事項
 - 五、會場用地並ニ建築其他設備計畫ニ關スル事項
 - 六、豫算ノ範圍内ニ於ケル準備事業實行ニ關スル事項
 - 七、其他博覽會開催準備上必要ナル事項
- 第四條 議事ハ委員ノ合議ニ依リ委員長之ヲ決ス
- 第五條 委員會ニハ會頭、副會頭ノ出席ヲ求ムルコトヲ得
- 常務委員長 青山惣吉
- 委員 畑谷兵助 佐藤恒四郎

三原庄太 板垣金造

縣市囑託 木村公平 松木茂

片山今朝次郎

東北産業博覽會職制の概要左の如し。

- 一、總裁
- 一、副總裁
- 一、會長
- 一、副會長
- 一、事務總長

外に總務、出品、工營、經理、宣傳、交通の六部を置き各部に部長、副部長、事務長を置き事務員を配屬するの外主事三名を置き重要事項の協議に參與せしめたり尙ほ役職員名は附録に明記せり。

東北産業博覽會事務分掌規程

- 第一條 東北産業博覽會ニ事務局ヲ置キ總務、出品、工營、經理、宣傳及交通ノ六部ニ分チ部ニ係ヲ置ク
 - 第二條 部長、副部長ハ理事之ニ當リ係長、副係長ハ幹事之ニ當ル各部ニハ必要ナル委員、事務員及技術員ヲ置ク
 - 第三條 分掌事項左ノ如シ
- 總務部
- 文書係
- 一、文書ノ收受發送ニ關スル事項
 - 二、印章ノ保管ニ關スル事項

- 三、優待券、徽章、門鑑ニ關スル事項
- 四、報告資料、整理ニ關スル事項
- 五、各種印刷物ニ關スル事項

庶務係

- 一、職員及雇員ノ進退ニ關スル事項
- 二、顧問、參與、評議員、其ノ他囑託ニ關スル事項
- 三、豫算ニ關スル事項
- 四、賞罰ニ關スル事項
- 五、協賛會ニ關スル事項
- 六、飲食店、興行物及場内廣告ノ許否ニ關スル事項
- 七、他ノ主管ニ屬セサル事項

式場係

- 一、儀式ニ關スル事項
- 二、競技會、講演會及各種大會ニ關スル事項

接待係

- 一、接待ニ關スル事項
- 二、饗宴ニ關スル事項

出品部

- 一、出品ノ勧誘ニ關スル事項
- 二、出品ノ受人、返送、整理ニ關スル事項
- 三、出品物ノ運賃ニ關スル事項

- 四、出品物ノ委託販賣ニ關スル事項
- 五、即賣店ニ關スル事項

陳列係

- 一、出品ノ陳列及裝飾ニ關スル事項
- 二、出品ノ區域配當ニ關スル事項
- 三、自營陳列館ニ關スル事項
- 四、陳列館ノ管理ニ關スル事項
- 五、看守取締ニ關スル事項

審査係

- 一、審査ニ關スル事項
- 二、褒賞ニ關スル事項

工營部

建築係

- 一、會場用地ニ關スル事項
- 二、建築及修繕ニ關スル事項
- 三、會場(陳列館外)ノ裝飾ニ關スル事項
- 四、電燈、配電、電話及給水ノ設備ニ關スル事項
- 五、復舊工事ニ關スル事項

餘興係

- 一、餘興ニ關スル事項
- 二、臨時觀覽物施設ニ關スル事項

經理部

會計係

- 一、現金出納ニ關スル事項
- 二、決算ニ關スル事項
- 三、料金其ノ他取立ニ關スル事項
- 四、需用品ニ關スル事項
- 五、人夫傭人ニ關スル事項
- 六、不用物品ノ處分ニ關スル事項
- 七、入場券ニ關スル事項
- 八、物品ノ貸借及運搬ニ關スル事項

警備係

- 一、會場内外ノ警備、風紀ニ關スル事項
- 二、守衛取締ニ關スル事項
- 三、請願巡查ニ關スル事項
- 四、搬出物及遺留品ニ關スル事項

衛生係

- 一、衛生及救護ニ關スル事項
- 二、塵芥及汚物掃除ニ關スル事項

宣傳部

宣傳係

- 一、宣傳及通信ニ關スル事項
- 二、ポスター及廣告ニ關スル事項

交通部

交通 宿舍係

- 一、交通ニ關スル事項
- 二、觀覽案内及名勝紹介ニ關スル事項
- 四、來賓其他觀覽團體ノ宿舍ニ關スル事項
- 第四條 到着書類ハ總務部文書係ニ於テ收受シ送附簿ニ依リ即日主務部長ニ之ヲ送附スヘシ
- 第五條 各部關聯ノ事項ハ關係ノ重キ部ニ之ヲ送附スヘシ
- 第六條 文書處理案ハ主務部長認印ノ上總テ事務總長ヲ經テ會長ニ提出スヘシ
- 第七條 決裁ヲ經タル書類ハ主務係ニ於テ之ヲ處理スヘシ
- 第八條 會長、副會長、事務總長、事故アルトキハ總務部長之ヲ代理ス
- 第九條 各部長ハ別ニ定ムル代決事項ヲ專行スル事ヲ得、部長ノ代決事項ニシテ部長事故アルトキハ副部長之ヲ代決ス

文書取扱細則

- 第一條 本會ニ到着シタル文書、電報ハ總務部之ヲ收受シ開封ノ上其ノ件名ヲ普通文書收入簿(第一號樣式)ニ登錄シ文書ノ欄外ニ受付番號、年月日ヲ記入シタル上主務部長ニ配布スベシ
- 第二條 親展ノ文書及電信ハ之ヲ親展文書收發簿(第一號樣式)ニ登錄シ會長宛ノモノハ總務部ニ其ノ他ノモノハ各宛名ニ送付シテ受領印ヲ徵スヘシ
- 第三條 退出後ニ於ケル文書、電信ノ取扱ハ總テ當直規程ニ依ルベシ

第四條 現金、金券、有價證券、物品ヲ添付シタル文書ヲ收受シタルトキハ其ノ文書ノ欄外ニ現金添、有價證券添、物品添（出品物ヲ除ク）ノ印ヲ捺シ金品送付簿（第三號様式）ニ登錄シ現金、金券、有價證券、物品出品物ヲ除ク）ハ經理部長ニ送致スヘシ

經理部長前項ノ文書ヲ受ケタルトキハ文書ノ欄外ニ現金、金券、有價證券、物品保管ノ印ヲ捺シ文書ハ主務部長ニ回付スベシ

第五條 總務部ニ於テ退出前ニ收受シタル文書ハ即日、其ノ以後ニ受ケタルモノハ翌朝速ニ配布ノ手續ヲ爲スベシ

第六條 主務部長ニ於テ文書ノ配布ヲ受ケタルトキハ文書處理簿（第二號様式）ニ依リ之ヲ處理スベシ

第七條 凡ソ事件ノ處理ハ回議用紙ニ其文案ヲ記載シ關係部ヘ合議シ決裁ヲ受クベシ但シ輕微ナル事件ハ文書ノ餘白ニ處分案ヲ朱書シ之ニ代フルコトヲ得

第八條 回議ニシテ重要ナルモノ至急ヲ要スルモノ、秘密ヲ要スルモノハ欄外ニ「重」、「至急」、「秘」ノ印ヲ捺シ至急ノモノニハ赤色紙ヲ貼付シ秘密ノモノハ他見ニ觸レサル方法ニ依リ回議スベシ

第九條 親展、書留、内容證明、小包、特使、電報、葉書等特別ノ取扱ヲ要スルモノ又ハ添付書類等アルモノハ回議書ノ欄外ニ其ノ旨ヲ朱書スベシ

第十條 決裁済ノ回議書ハ主務部ヨリ總務部ヘ回付スヘシ

第十一條 發送ノ普通文書ハ總務部ニ於テ淨書シ普通文書收發簿ニ登錄ノ上番號ヲ附シテ發送ノ手續ヲナシ回議書ハ發送済ノ印ヲ捺シテ

主務部長ニ返付スベシ

但シ發送文書ノ添付書類ハ主務部ニ於テ淨書スルモノトス

第十二條 機密文書ハ主務部ニ於テ淨書シ總務部ニ於テ親展文書收發簿ニ登錄シ發送スヘシ

第十三條 電信ハ各部ニ於テ頼信紙ニ書シ回議書ト共ニ總務部ニ回付スヘシ

第十四條 退出後至急發送ヲ要スル文書アルトキハ當該部員ニ於テ淨書シ宿直員ニ於テ發送ノ手續ヲナスヘシ

第十五條 文書ノ處理完結シタルトキハ編纂科目ヲ記シ總務部ニ送付スヘシ總務部ニ於テハ文書收發簿ニ完了ノ旨ヲ記シ之ヲ編纂保存スヘシ

第十六條 收受發送ノ文書ニハ左ノ記載、番號ヲ附スヘシ

一、機密文書

二、普通文書

| | | |
|----|---|-----|
| 總第 | 號 | 各部 |
| 出第 | 號 | 總務部 |
| 工第 | 號 | 出品部 |
| 經第 | 號 | 工營部 |
| 宣第 | 號 | 經理部 |
| 交第 | 號 | 宣傳部 |
| | | 交通部 |

第十七條 發送スヘキ文書、物品ハ左ノ例ニ依リ取扱フヘシ

一、郵便、電信ニ付スルモノハ郵便切手受拂簿（第五號様式）ニ登錄シ切手ヲ貼付シ發送スヘシ

二、直接送達スルモノハ送付簿（第四號様式）ニ登錄シ受取印ヲ受ケシムヘシ

三、第三、四、五種郵便物ハ主務部ニ於テ包裝ノ上之レヲ總務部ニ回付スヘシ

四、小包及運送便ニ託スルモノハ經理部ニ於テ受ケ取扱フヘシ

第十八條 官公衙門ノ往復文書ハ會長名ヲ以テスヘシ

但シ事件ノ輕易ナルモノハ會名又ハ部名ヲ以テスルコトヲ得

各號様式ハ省略ス

職員服務規程

第一條 執務時間ハ午前七時半ヨリ午後五時半迄トス

但シ夜間開場其ノ他事務ノ都合ニヨリ延長スルコトアルヘシ

第二條 出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印スヘシ

第三條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出勤スルコト能ハサルトキハ出勤時間前其ノ旨届出ツヘシ病氣缺勤一週間以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第四條 部長ハ各其ノ主管ノ文書、帳簿、金錢、證券、其ノ他ノ物件ニ付保管ノ責ニ任スヘシ

第五條 執務中病氣其他ノ事故ニ依リ退出又ハ外出セントスルトキハ主務部長ノ承認ヲ受クヘシ

第六條 出張ノ必要アルトキハ主務部長及事務總長ヲ經テ會長ノ命ヲ

受クヘシ用務ノ都合又ハ病氣等ニ依リ出張豫定日數ヲ超過シ若クハ短縮シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

出張中取扱ヒタル用務ノ順末ハ歸着後文書又ハ口頭ヲ以テ速ニ復命スヘシ

第七條 宿直開廢ノ時期ハ總務部長之ヲ定メ事務總長ニ報告スヘシ

第八條 宿直ハ各會場毎事務員ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 宿直ハ總務部ニ於テ順番ヲ定メ前日迄ニ各本人ヘ通知スルモノトス但シ臨時ノ變更等アル場合ハ即日之ヲ通知スルコトアルヘシ

第十條 宿直ノ勤務ハ毎日勤務時刻終了後ヨリ翌日出勤時刻迄トス

第十一條 宿直ニ於テ處理シタル事項及發生シタル事故ハ宿直日誌ニ記載シ翌日總務部長ノ點檢ヲ受クヘシ

第十二條 宿直員ハ開場後火氣ニ注意シ時々會場内ヲ巡視シ夜警ノ監督並ニ各種物件ノ監守ニ任スヘシ

第十三條 火災其ノ他事變アルトキハ直チニ適當ノ處置ヲナスト同時ニ會長、副會長、事務總長、其ノ他主ナル各關係者ヘ急報スヘシ

附 則

第十四條 本會ノ職員服務上ノ紀律ハ一般官公吏ノ服務心得ニ準スルモノトス

事務員等ノ待遇規程

一、職員ヲ別チテ左ノ二種トス

(1) 事務員 但シ現業員以外ノ看守員ヲ含ム

(2) 現業員

二、現業員ヲ別チテ左ノ五種トス

- (1) 巡視、守衛、使丁
- (2) 切符賣場主任、同看守員
- (3) 夜間開場各館主任、同看守員及同事務従事者
- (4) 工營ニ屬スル技術員
- (5) 電話交換手

三、事務員(現業以外ノ看守員ヲ含ム)ノ待遇ヲ左ノ通定ム

- (1) 午後十時迄ノ勤務者ニハ午後七時ニ辨當
- (2) 午後十二時迄ノ勤務者ニハ辨當ノ外事務員ニハ五拾五錢、看守員ニハ參拾錢

- (3) 徹夜勤務ノ事務員ニハ辨當ノ外壹圓參拾錢

- (4) 宿直員ニハ辨當ノ外壹圓

第一號ヨリ第三號迄ノ給與ハ其ノ部事務長ノ命令ニ依リ又ハ事務長ニ經伺ノ上勤務シタル者ニ限ル

四、現業員ノ待遇ヲ左ノ通定ム

- (1) 巡視、守衛、使丁ニハ半夜勤務ニ對シ七拾錢、徹夜勤務ニ對シ壹圓四拾錢

- (2) 電話交換手ニシテ午後九時迄勤務スル者ニハ辨當

- (3) 切符賣場主任、同看守員ニシテ午後十二時迄勤務シタル者ニ對シテハ主任ニ七拾五錢、看守員ニ五拾錢

但シ本項ハ經理部事務長ノ命令ニ依リ又ハ經伺ノ上勤務シタル者ニ限ル

- (4) 夜間開場各館主任ニハ五拾錢、看守員ニハ四拾錢

- (5) 工營部ニ屬スル技術員ノ給與ハ事務員ノ例ニ依ル

五、夜食ノ辨當料ハ金貳拾錢トシ食券ヲ以テ給ス

附則 本規程ハ四月廿五日ヨリ施行ス

會計規程

第一條 本會ノ金錢及物件ハ總テ本規程ニ依ルモノトス

第二條 會計事務ハ事務總長ヲ經會長ノ命ヲ承ケ豫算ノ範圍内ニ於テ經理部長之ヲ執行スルモノトス

第三條 現金及有價證券ハ總テ七十七銀行、五城銀行、東北實業銀行宮城商業銀行ニ預入保管スルモノトス

第四條 出納命令ハ會長之ヲ發ス但シ各部長ヲシテ出納命令ノ一部ヲ分任セシムルコトアルヘシ

第五條 現金ヲ收入シタルトキハ納人ニ領收證ヲ交付シ直チニ銀行ニ預入スヘシ

第六條 經費ノ支出ヲ爲サントスルトキハ經理部長ハ會長ノ決裁ヲ經小切手、又ハ現金ヲ債主ニ交付シ領收證ヲ徵スヘシ

第七條 經理部長ハ收入内譯簿、支出内譯簿及現金出納簿ヲ備ヘ收入支出ノ都度年月日、金額、納人又ハ受取人ノ氏名ヲ各費目毎ニ記入シ出納ノ事蹟ヲ明ニスヘシ

第八條 豫算各項目ノ金額ヲ流用シ又ハ豫備費ノ支出ヲ要スルトキハ主務部ト協議ノ上其ノ金額並ニ事由ヲ具シ事務總長ヲ經テ會長ノ決裁ヲ受クヘシ

第九條 現金ノ前渡ヲ要スルトキハ受取人ヨリ概算押領收證ヲ徵シテ

支出ノ手續ヲナシ事項結了後五日以内ニ精算ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條 物品ノ購入、借入、修繕又ハ賣却ヲ要スルトキハ見積書ヲ徵

シ事務總長ヲ經、會長ノ決裁ヲ得テ執行スヘシ

第十一條 物品ノ購入、借入、賣却ハ競争入札ニ附スヘシ

但シ一廉五百圓以下ノモノハ二人以上ノ見積書ヲ徵シ隨意契約ニ依

ルコトヲ得

第十二條 備品ニハ每品名稱並ニ番號ヲ附シ備品臺帳ニ記入スヘシ但

シ本條ニ依リ難キモノハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 物品ノ受拂ハ之ヲ交付簿ニ記入シ保管者ヲシテ捺印セシム

ヘシ

第十四條 前各條中ニ規定スル帳簿ノ外必要ナル補助簿ヲ備ヒ整理ス

ヘシ

附則

第十五條 工事ノ執行ニ要スル諸規程及物件賣買勞力供給ニ關スル競争入札ノ心得並ニ出品物賣約代金ノ取扱ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

東北實業博覽會工事請負規程

第一條 本會ニ於テ執行スル工事ノ請負及工用品ノ供給ハ此規程ニ依ル直營工事ノ一部ヲ請負ニ附サムトスルトキ亦同シ

第二條 工事請負又ハ工用品ノ供給ハ競争、隨意ノ二種トシ競争ハ公告入札、指名入札ノ二方法トス但シ指名ハ三名以上トス

第三條 隨意契約ハ當業者ノ見積ヲ徵シ之ヲ行フ

第四條 工事請負又ハ工用品供給ノ競争入札ニ加ハリ又ハ契約保證人

タラムトスルモノハ左ノ資格ヲ具備スルモノニ限ル

但シ隨意契約ノ場合又ハ工事請負若クハ工用品ノ供給ヲ營業トスル

者及法人ニシテ豫メ本會ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス

一、見積金額壹萬圓以下ノ工事ニアリテハ一ヶ年以上直接國稅年額

參拾圓以上ヲ納ムル丁年以上ノ男子

二、見積金額壹萬圓以上ノ工事ニアリテハ一ヶ年以上直接國稅年額

百圓以上ヲ納ムル丁年以上ノ男子

三、保證人タラムトスル者ハ一ヶ年以上直接國稅貳拾圓以上ヲ納ム

ル丁年以上ノ男子

特ニ必要アル場合ハ隨時前項ノ資格ヲ變更スルコトアルヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札ニ加ハリ又ハ請負人若ハ

契約保證人タルコトヲ得ス

一、破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分

ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ終ラサル者

二、未成年者及禁治產者

三、本縣内ニ於ケル各官廳ニテ請負タルコトヲ許サレサル者

第六條 入札セント欲スルモノハ圖面、設計書又ハ注文書及現場若ハ見本ヲ熟覽シ入札保證金ヲ添へ別紙様式ノ入札書ヲ本會ノ指定シタル日時マテニ指定ノ場所ヘ差出スヘシ

第七條 入札保證金ハ見積金額ノ百分ノ十以上トス

第八條 入札保證金ハ落札セサルモノニハ即時之ヲ還付シ落札シタル

モノニハ請負保證金納付済ノ場合之ヲ還付ス
 入札保證金ハ現金若クハ無記名國債證券勸業債券、仙臺市内銀行株
 券ニ限ル、但シ株券ハ賣却委任狀ヲ添付スヘシ其ノ價格ハ本會長ノ
 定ムル處ニ據ル入札保證金ハ落札セサルモノニハ即時之ヲ還付シ落
 札シタル者ニハ請負保證金收入済ノ上之ヲ還付ス
 但シ此ノ場合ニ於テハ入札保證金ヲ以テ之ヲ轉換スルコトヲ得
 第九條 入札ハ本人若ハ代理人出頭入札スヘシ但書留郵便ヲ以テ之ヲ
 爲スコトヲ得
 第十條 開札ハ一名以上ノ立會人ト共ニ公告ニ定メタル場所及日時ニ
 入札人ノ面前ニ於テ之ヲ執行ス
 但シ所定ノ時限ニ至レバ入札人ノ存否ニ拘ラズ開札ス
 第十一條 入札ハ豫定價格以內ニシテ最低ノモノヲ落札者トス若シ豫
 定價格ニ超過シタルトキハ再入札ヲ爲スコトアルヘシ
 第十二條 左ニ掲クル入札ハ無効トス
 一、入札保證金ノ不足ナルモノ
 二、入札書中必要ノ文字ヲ誤脱シ若クハ判明セサルモノ
 三、入札人ノ氏名記載ナキモノ及調印ナキモノ
 四、郵便入札ニシテ入札時限經過後ニ到達シタルモノ
 第十三條 落札トナルヘキ同價格ノ入札者數名アルトキハ抽籤ヲ以テ
 落札者ヲ定ム
 第十四條 請負人又ハ工用品供給契約者義務完了以前死亡又ハ所在不
 明ニシテ五日以上其ノ踪跡ヲ知り得サルトキハ請負契約ハ消滅スル

モノトス
 但シ此ノ場合ニ於テ相續人又ハ其ノ工事ニ利害關係ヲ有スル者繼續
 シテ該工事ノ請負ヲ出願スルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
 第十五條 工事竣工又ハ工用品供給期限内ニ工事竣工又ハ工用品完納
 セサルトキハ其ノ延滞日數一日ニ付請負金高壹百分ノ一ニ當ル違約
 金ヲ徴收ス
 此ノ場合ニ於テハ請負代金ヨリ控除ス
 第十六條 請負人ハ工事成功検査後ト雖モ一部ノ破損、雨漏等アルト
 キハ無償ヲ以テ改造スヘシ
 第十七條 落札人又ハ隨意見積人若ハ供給人ハ落札ト同時ニ別紙様式
 ノ請負證書及請負金高百分ノ十以上ニ當ル請負保證金ヲ差出スヘシ
 第十八條 検査ノ日時ハ主務役員ニ於テ之ヲ定メ請負人ニ通知シ若シ
 之ニ立會ハサルトキハ検査ノ結果ニ付異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
 第十九條 工事竣工スルモ其ノ受渡前ニ係ル損害ハ一切請負人ノ負擔
 トス
 第二十條 請負保證金ハ工事竣工受渡ヲナシタル後ニ非サレハ之ヲ還
 付セス
 入 札 書

第二節 事務局及部屬

本會の事務は當初商工會議所當事者専ら之を處理せしも準備委員會
 の設置と共に準備事務局に於て進捗を計るこゝ、なり事務規程を設定
 して夫々職員を割當て各部活動せしめ事務は主として森田專七郎氏之
 に當れり昭和二年四月十二日副會頭山田久右衛門氏事務總長に就任後
 は準備事務局は自然本事務局に推移せり從て準備委員會時代の役職員
 にして事務局時代には其の任を異にせるものあり或は名義を存するも
 其の關係至つて薄弱なるものあり依つて職制中に事務長を追加して專
 ら實務に當らしめたり。
 事務局は當初商工會議所内に置き昭和三年三月八日第一會場内に移
 轉し六月十八日再び商工會議所内に復歸せり。
 役職員の部屬は附録に明記せり。

第三節 事務員其他

本會に於て採用したる人員左の如し。

| | | | | | |
|---|---|---|-----|---|------------|
| 名 | 稱 | 人 | 員 | 備 | 考 |
| 車 | 務 | 長 | 一四人 | 内 | 部長、副部长兼任二人 |
| 事 | 務 | 員 | 九一 | 内 | 女事務員三人 |
| 巡 | 視 | 長 | 一 | | |
| 副 | 巡 | 視 | 長 | 三 | |
| 守 | 衛 | 長 | 一 | | |
| 副 | 守 | 衛 | 長 | 三 | |
| 巡 | 視 | | 四九 | | |

此見積金 何程

入札保證金 何程
 右之通入札仕候也

年 月 日 住 所
 氏 名 ㊦
 東北産業博覽會長殿
 請 負 契 約 書
 印 紙
 一 金 何々工事請負金額
 此請負保證金

一、本工事ハ何年何月何日ヨリ着手何年何月何日迄ニ別紙内譯書及
 仕様書工程書ノ通竣工可致候事
 一、本工事施工中ハ御規程堅ク遵守可致候事
 右之通請負仕候處確實也就テハ期日迄相違無ク竣工可致萬一違背致
 候節ハ相當處分相成候共聊カ異議申問敷候依テ保證人連署ノ上請負
 契約證書差出候也

年 月 日 住 所
 請 負 人 氏 名 ㊦
 住 所
 保 證 人 氏 名 ㊦
 東北産業博覽會長殿

| | | | |
|-------|-----|-----|-------------|
| 守衛 | 五〇 | (内) | 一九五人ハ陳列館 |
| 看守 | 二五九 | (内) | 六四人ハ切符賣場其他 |
| 給仕 | 二 | | |
| 使丁及備人 | 三六 | (内) | 六一人ハ館内掃除女人夫 |
| 常備人夫 | 一三七 | (内) | 七六人ハ館外掃除男人夫 |

第五章 會議

本會事務を處理するに當り其の重要なものは豫め商工會議所議員總會、博覽會準備委員會、同評議員會等に夫々附議し其の決議を経たる後施行したり決議項目の主要なるものを列擧すれば左の如し。

會議所議員總會

- 一、大正十五年六月二十一日
- 一、大共進會開催建議採擇ノ件
- 一、大共進會調査委員設置ノ件
- 一、大正十五年七月十五日
- 一、大共進會開催決定ノ件
- 一、協賛會設置ニ關スル件
- 一、大正十五年八月十日
- 一、大共進會名稱ヲ「東北産業共進會」ト決定ノ件
- 一、共進會準備事務所規定制定ノ件
- 一、共進會事務所設置ノ件
- 一、大正十五年十月二十三日
- 一、東北産業共進會敷地ニ追廻練兵場借入ノ件

- 一、東北産業共進會豫算議定ノ件
- 一、東北産業共進會ヲ「東北産業博覽會」ト改稱ノ件
- 一、大正十五年十一月二十二日
- 一、博覽會場附隨厩舎問題ニ關スル件
- 一、博覽會準備事務所規程改正ノ件
- 一、昭和三年五月二十九日(緊急臨時總會)
- 一、東北産業博覽會期延長ニ關スル件
- 準備委員會
- 一、大正十五年九月二十九日
- 一、共進會豫算編成ノ件
- 一、縣、市補助請願書提出ノ件
- 一、大正十五年十月二十日
- 一、東北産業共進會ヲ「東北産業博覽會」ト改稱ノ件
- 一、大正十五年十一月十七日
- 一、東北産業博覽會準備事務所規定ノ一部改正ノ件
- 一、大正十五年十二月十八日
- 一、準備常務委員選定ノ件
- 一、昭和二年一月十四日
- 一、準備常務委員會規定制定ノ件
- 一、準備事務所經費豫算編成ノ件
- 一、東北産業博覽會規則制定ノ件
- 一、東北産業博覽會職制ノ件

一、昭和二年二月十八日

- 一、東北産業博覽會事務分掌規程制定ノ件
- 一、東北産業博覽會出品規程制定ノ件
- 一、出品部類細目決定ノ件
- 一、諸規則制定ノ件
- 一、事務概略日程ノ件
- 一、ポスター、圖案募集規程制定ノ件
- 一、東北産業博覽會々場敷地決定ノ件
- 一、審査制限ニ關スル件
- 一、部長設置ノ件
- 一、昭和二年三月二十五日
- 一、出品人心得ノ件
- 一、出品取扱規程ノ件
- 一、動物出品ノ件
- 一、賣店、飲食店規程ノ件
- 一、博覽會規則中改正ノ件
- 一、ポスター圖案募集ニ關スル件
- 一、陳列棚借入ノ件
- 一、市内各種商工組合代表者招集ニ關スル件
- 一、昭和二年四月十二日
- 一、事務總長決定ノ件
- 一、博覽會敷地決定ノ件

一、建築費ニ關スル件

- 一、昭和二年四月十三日
- 一、朝鮮特設館請願ニ關スル件
- 一、北海道、東北六縣ノ各新聞記者招待ニ關スル件
- 一、各府縣市、各商業會議所へ依頼狀發送ニ關スル件
- 一、専門家囑託ニ關スル件
- 一、各種製造工業所勸誘ニ關スル件
- 一、昭和二年四月十九日
- 一、博覽會石卷分場設置願出ニ關スル件
- 一、無料觀覽興行物設置ニ關スル件
- 一、昭和二年四月二十五日
- 一、東北六縣、北海道勸業主任會議開催ノ件
- 一、縣内町村勸業主任會議開催ノ件
- 一、職制中一部改正ノ件
- 一、市内有名品代表者會同ノ件
- 一、昭和二年七月十九日
- 一、東北産業博覽會豫算ノ件
- 一、縣下町村長招待ニ關スル件
- 一、廣告塔建設ニ關スル件
- 部會並部會聯合會
- 一、昭和二年八月四日
- 一、各部會設置ニ關スル件

- 一、各部會聯合會設置ニ關スル件
- 一、昭和二年八月二十四日
- 一、東北六縣、新潟及北海道各新聞社へ博覽會狀況報告ニ關スル件
- 一、ポスター廣告ニ關スル件
- 一、停車場廣告板ニ關スル件
- 一、飛行機宣傳ニ關スル件
- 一、都市、宣傳方法ニ關スル件
- 一、宣傳用スタンプニ關スル件
- 一、宣傳用商品ペーパーニ關スル件
- 一、昭和二年九月十二日
- 一、ポスター印刷ニ關スル件
- 一、廣告板圖案依頼ニ關スル件
- 一、昭和二年九月二十六日
- 一、職員服務規程制定ノ件
- 一、役職員事務代行規程制定ノ件
- 一、會計規程制定ノ件
- 一、工事請負規程制定ノ件
- 一、文書取扱細則制定ノ件
- 一、昭和二年九月二十八日
- 一、縣外出品勸誘出張員決定ノ件
- 一、昭和二年十月七日

- 一、地鎮祭ノ件
- 一、昭和二年十月二十一日
- 一、朝鮮館ニ關スル件
- 一、特設館及賣店ニ關スル件
- 一、東公園使用ニ關スル件
- 一、仙臺醫師會救護所設置ノ件
- 一、記念品及徽章ニ關スル件
- 一、日光模型館ニ關スル件
- 一、西公園茶亭撤去方ニ關スル件
- 一、昭和二年十一月四日
- 一、東北産業博覽會會場廣告物設置規則制定ノ件
- 一、ポスター印刷數量ノ件
- 一、昭和二年十一月十九日
- 一、停車場廣告板設置區域及圖案ニ關スル件
- 一、ポスター配布方ニ關スル件
- 一、宣傳繪葉書ヲ新年賀狀ニ使用セシムルノ件
- 一、昭和二年十一月二十一日
- 一、縣外出品勸誘出張復命ノ件
- 一、昭和二年十二月二十三日
- 一、谷風ポスターニ關スル件
- 一、昭和三年一月二十九日
- 一、公會堂敷地内借用ノ件

一、東北都市訪問競争懸賞募集ノ件

第六章 儀式

第一節 地鎮祭

大正十五年七月東北産業博覽會を開設することに決定したるを以て本會の福祉多からんことを天神地祇に祈るため昭和二年十月十六日の吉日をトし市内川内第一會場の中央部に地鎮祭を舉行したり此日天空一碧寸雲なく恰も本會の前途を祝福するもの、如く參會者一同何れも清淨の感に打たれたり今之が祭場の設備及神事の次第を叙すれば左の如し。

一、祭場の設備

祭場の正門及四圍に齋竹を建て注連繩を張り中門及四隅に櫛を建て紅白の幔幕を廻らし祭場の奥に祭壇を設け正面に神籬案を安し三方に幔幕を張り前面に大櫛を建て五色絹を垂下し壇の前面左右に櫛を建てたり正面二列を參列員席とし祭官席は祭壇を中心に其の左右に配列せり。

二、地鎮祭の次第

十月十六日早旦祭場を清掃し午前十時參列員一同着床次に祭官清祓を修し次に齋主以下齋員樂員及本會長以下參進し各所定に着床齋主先づ恭しく進みて降神の儀を行ふ時に警蹕の響幽かに傳はり森嚴言ふばかりなし此の間一同起床敬折す次で副齋主進みて奏樂裡に神饌を供し次で齋主祝詞を奏し畢りて後敷地の清祓を爲す此間起床次に

- 一、仲ノ町整理ニ關スル件
- 一、俵米品評會用地ニ關スル件
- 一、廣告物ニ關スル件
- 一、徽章調製ニ關スル件
- 一、入場券及門鑑等ニ關スル件
- 一、昭和三年二月二十六日
- 一、消防配置ニ關スル件
- 一、団体入場者案内ニ關スル件
- 一、宮城縣出品協會特設館敷地無料貸付ニ關スル件
- 一、苗圃、家庭工藝館及養魚等ノ出品場所料免除ニ關スル件
- 一、鹽釜町主催「海ノ博覽會」補助ニ關スル件
- 一、俵米品評會場無料貸付ニ關スル件
- 一、東公園接續陸軍用地借用ノ件
- 一、各種大會ニ關スル件
- 一、逓信局簡易保險健康相談所出張所建設ニ關スル件
- 一、第二本館土間工事施行ノ件
- 一、各種デー施行ニ關スル件
- 一、昭和三年三月四日
- 一、赤十字社救護所設置ニ關スル件
- 一、陸軍省出品經費ニ關スル件
- 一、演藝館入場料ノ件
- 一、演藝部宣傳ノ件

齋主玉串を捧げて拜聴し次に本會總裁、會長以下役員順次玉串を捧げ畢て參列員總代赤井第二師團長、建築工事請負人惣代仁田寅藏以下玉串を捧ぐ次に奏樂裡に撒饌を行ひ齋主昇神の儀を奉仕す時に警蹕の音亦起り高く樹間に響き互り餘音嫋々として絶えず此間一同起床敬折す次で一同順次退下して地鎮祭の神事全く終了せり時に午後零時半なり。

地鎮祭祝詞

山川乃眺母清久美麗志此所乎齋場登注連曳廻志神籬居惠氏招奉留掛卷母畏此乃地乎宇斯波伎座須産土大神大地主大神二柱乃神等乃大前齋主龜ヶ岡八幡神社々掌郡山長守恐美恐美母白左久今回仙臺商業會議所主催止奈里氏昭和三年四月十五日與里六月三日爾至留齋傳五十日乃問東北産業博覽會乎開設世半止其會場乎此乃大地爾造里建武止爲氏古伎例乃隨爾忌鎌以知氏荒草刈拂比忌鐵以知氏木根舉開伎石切平均志土曳平均志祓比清米美志在處根止齋比定米氏八十日日波在禮杼毛今日乃生日乃足日乎吉月乃吉日止選里氏大神等乃宇豆乃大前爾御饌御酒海川山野乃種々乃珍物乎禮代乃幣帛止捧介奉里氏乞祈奉良久波今志祭鎮奉留此乃新舉敷地乃底津岩根乃極美搖來牟地震爾動伎傾久事無久吹荒備降頻留雨風爾崩毀布事無久清久靜久美志土地止夜乃守日乃守爾守護里幸比給閉止恐美恐美母白須

昭和二年十月十六日

奉仕祭員

次で起立奏樂裡に撒饌し送神の儀茲に全く畢る時に正午を過ぐるこゝ二十分なり。

上棟祭祝詞

此乃神籬爾招奉里令座奉留掛卷母恐伎屋船久々能智命屋船豐受姫命手置帆負命彦狹智命思兼命五柱乃大神等乃御前爾齋主龜ヶ岡八幡神社々掌郡山長守恐美恐美母白左久東北産業博覽會々場乎作建牟工事乃漸々爾進美氏今波棟木乎取舉久留時止志母成爾介留是波全久大神等乃貴伎思頼爾依里氏古會如此波速久介進美多里介禮是乎以知氏今日乃生日乃足日爾此乃嚴乃上座乎祭時止大神等乎齋比奉良牟止御饌御酒海川山野乃種々乃物等乎捧介奉里氏稱辭竟奉良久如此仕奉爾依里氏今志母此乃齋場爾伊群集布人々我諸手爾取留也綱根乃一筋爾取舉爾棟木乃本末緩毘動伎在良自止打槌乃音毛多親多親爾打堅米鎮比縮里氏即氏取附介牟桁梁椽椽乃錯比動美鳴留事無久取葺留葺乃損比破留々事無久夜乃守日乃守爾護里幸比給比氏愈益々爾進美行久此乃工事爾勤美勞久工匠等我手乃躓足乃躓爾過知事無久打墨繩毛違布事無久美志靜介久功意志給閉止言祝豐賀賀久留保志氏乞祈奉留狀乎神奈我良平介久安介久聞食給比止畏美畏美母稱辭竟奉良自止白須

昭和三年二月十一日

奉仕祭員

奉仕祭員は地鎮祭のまきに同じきを以て略す。

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| 齋主 | 龜ヶ岡八幡神社々掌 | 郡山長守 |
| 副齋主 | 穴藏神社々掌 | 久光右一 |
| 典儀 | 和靈神社々掌 | 波邊芳吉 |
| 祭員 | 春日神社々掌 | 佐藤惠英 |
| | 愛宕神社々員 | 新井理助 |
| | 白山神社々員 | 島津源吉 |
| | 和靈神社々員 | 菅野豊雄 |
| | 春日神社々員 | 草野次太郎 |

外伶人

三名

當日の參列者は縣市當局並に關係有力者二百五十餘名にして參列者には折詰辨當冷酒を供して前途を祝福せり。

第二節 上棟式

本會各館の建築進みたるを以て昭和三年二月十一日紀元節の佳辰をトし川内第一會場第二本館上に上棟式を舉行せり。

上棟式の次第左の如し。

上棟式は祭場式場に區別したり而して祭場は第二本館正面玄關の屋上に南面して祭壇を設く其設備は地鎮祭當時と同じ即ち午前十一時齋主恭しく進みて清祓を修し迎神の儀を行ふ時に警蹕の響幽に傳はり森嚴の氣自ら人を襲ふものあり此間參列員一同起床敬折し奏樂裡に神饌を供す次で齋主祭詞を朗讀す一同起立敬折す畢りて齋主、祭員本會總裁、會長以下關係員及參列者順序玉串を捧ぐ次で齋主、神前に於て撒餅、撒米、撒饌、撒麻紙の式を行ひ本座に復すれば參列者一同撒餅す

上棟式々場は第二本館内東部四百坪の西端に東面して壇を設け來賓及本會關係員は六列に並びたり式の順序左の如し。

式辭

茲ニ本日ノ嘉辰ヲトシ上棟式ヲ舉行スルニ方リ閣下並ニ各位ノ御臨場ヲ辱フシタルハ本會ノ最モ光榮トスル所ナリ
願ルニ産業博覽會ヲ我カ仙臺市ニ開催スルハ東北産業ノ開發振興ヲ促シ國本ノ培養ニ資與スル所以ノ捷徑タルヲ認メ速ニ之カ實現セン事ヲ翹望シタルヤ久シ然レトモ博覽會ノ事業タル内容複雑多岐ニ亘リ經營素ヨリ容易ノ業ニアラス是ヲ以テ其ノ間幾多ノ経緯アリシト雖モ當會議所ハ敢然起ツテ其ノ難局ニ當ルコトニ決シ爾來殆ト二箇年不肖等斯業ニ經驗乏シキノ身ヲ以テシテ世ノ期待ニ背カン事ヲ懼レ日夜競々タルモノアリ而モ幸ニシテ今日ノ盛典ヲ舉ゲ得タルモノ偏ニ閣下並ニ各位ノ懇篤ナル御指導ト深甚ナル御援助ニ因ルモノニシテ本會ノ深く感謝スル所ナリ然カモ猶準備ノ行程ニ屬シ僅カニ經營ノ緒ニ就キタルノミ本會事業ノ眞髓ハ實ニ今後ノ努力ニ在リ不肖等局ニ在ルモノ粉骨碎身夙夜匪懈有終ノ美果ヲ收メ以テ本日ノ光榮ニ報エントス希クハ更ニ一段ノ御高援ヲ賜ランコトヲ一言式辭トス
昭和三年二月十一日

東北産業博覽會會長

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

祝辭

仙臺商工會議所主催ニ係ル東北産業博覽會ノ計畫著々進行シテ茲ニ其全建築物ノ上棟式ヲ舉行セラル、ニ至レルハ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

抑東北ノ地タル素ヨリ天然ノ資源ニ乏シカラスト雖モ土地僻在シ氣候寒冷ナルカ爲ニ西南地方ニ比スレハ其産業文化ノ發達一步ヲ讓ルノ憾ナキニアラサリシカ先覺有志諸君カ不斷努力ノ効空シカラス輒近長足ノ進歩ヲナシ殆ド面目ヲ一新セリ此時ニ當リ其實績ヲ詮較シ兼テ之ヲ内外ニ紹介セン爲各地ノ生産品ヲ蒐集シテ一大博覽會ヲ開催セラレントスルハ極メテ時宜ヲ得タル計畫ニシテ洵ニ國本ノ培養ニ資シ昭和新政ノ宏猷ニ副ヒ奉ルモノト謂フベシ

予ハ明治ノ初年第一銀行ノ經營ニ任ゼシ當初ヨリ聊微力ヲ此地ノ振興ニ致シ來レル因縁アリ近ク四月清和ノ候ヲ以テ此山河秀麗ノ地ニ東北産業ノ精粹ヲ展開セラル、ノ盛觀ニ想到スレバ坐ニ欣躍ヲ禁ジ難キモノアリ仍チ一言ヲ寄セテ祝辭トナスコト此ノ如シ

昭和三年二月十一日

祝 辭

子爵 澁澤榮一

東北産業博覽會々場ノ建築功程愈進ミ茲ニ本日ノ佳辰ヲトシ上棟式ヲ舉行セラル誠ニ慶賀ニ堪ヘス

惟フニ國運ノ進展國力ノ充實ハ常ニ産業ノ發達ニ俟ツモノ大ナリ然ルニ吾邦現下ノ産業狀態ハ歐洲大戰後財界ノ不況ニ伴ヒ萎微トシテ振ハズ外國貿易ハ比年輸入超過ノ趨勢ヲ示シツ、アルハ國家將來ニ鑑ミ寔ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ産業ノ振興貿易ノ伸暢ヲ圖リ以テ此ノ難局ヲ打開スルハ實ニ喫緊ノ要務ニ屬ス此ノ秋ニ當リ仙臺商工會議所大ニ見ル所アリ曩ニ東北産業博覽會開催ヲ企畫シ動モスレバ不振ノ聲アル吾ガ東北産業ニ刺戟ト衝動トヲ與ヘ以テ時代ノ要望ニ副

祝 辭

仙臺市長 山口龍之助

東北産業博覽會建設物全部ノ工事進捗シ茲ニ紀元節ノ佳辰ヲトシ上棟式ヲ舉行セラル欣喜何物カ之ニ加ヘン

惟フニ本會ハ東北産業ノ振興發達ヲ圖ル目的ヲ以テ仙臺商工會議所ノ主催ニ係リ其ノ關係地域遠ク朝鮮滿洲臺灣樺太ニ及ビ其ノ規模宏大ニシテ様式ノ嶄新理想的ナル總テ昭和維新ノ精神ヲ體シタルモノニシテ所謂時代ニ順應シタル計畫經營ノ下ニ全日本ノ國本ヲ培養シ以テ會通更張ノ隆運ニ裨補スルコトヲ期ス

冀クハ風雨順調多幸速ニ竣成ヲ告ゲ設備ノ完了ヲ期シ陽春四月東岡ノ櫻花將ニ開カントスル時開會ヲ宣シ觀覽者ヲシテ多クノ智識ト教訓ト自覺トヲ得セシメ我東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ其ノ精華ヲ發揚シ以テ國運ノ興隆ニ貢獻シ所期ノ目的ヲ達セラレンコトヲ一言陳ベテ祝詞トナス

昭和三年二月十一日

祝 辭

仙臺市長 山口龍之助

博覽會ノ事タル地方改善ニ齎ス功果ノ甚大ナルハ嗚々ヲ要セザル處ナリ然リ而シテ本縣ニ於テ官民之ガ開催ヲ冀望シ企圖シタル事一再ニ止マラズト雖モ諸種ノ事情ハ到底之ヲ實現セシメズ時ニ開設ノ地方順位サヘ放棄シタル事實アラガ如クニシテ全ク天ノ時ヲ得ザリシ感アリ仙臺商工會議所會頭以下幹部諸氏之ヲ憂ヒ凡ル難難ヲ排除シテ東北産業博覽會ノ開催ヲ決意シ改々營々今日ニ及ビ建築物

ハントス洵ニ昭和維新ノ一大盛事ト謂フベシ而シテ會場ハ青葉ノ青櫛ニ對シ廣瀬ノ清流ニ臨ミテ自然ノ景勝ヲナシ諸種ノ設備ハ又嶄新ニシテ今ヤ開期迫リ今後設備ノ完成其他他施措經營愈々繁クシテ更ニ一層關係各位ノ努力ニ俟ツベキモノ多シ

冀クハ各位精勵事ニ當リ企畫經營其宜シキヲ得以テ所期ノ目的ヲ大成セラレントト茲ニ盛典ニ列シ一言陳ベテ祝辭トス

昭和三年二月十一日

祝 詞

宮城縣知事 牛塚虎太郎

東北産業博覽會々場建設ノ工大ニ進ミ茲ニ本日ヲトシ盛大ナル上棟式ヲ舉行セラル時ハ是レ昭和戊辰建國ノ祝祭日地ハ是レ山紫水明瀨江ノ濱會場ノ規模宏壯結構雄大ニシテ奎運發達ノ精彩爰ニ聚マルベク輪奐ノ秀麗内容ノ充實刮目シテ待ツベキモノアルヲ想ハシム

惟フニ蒼茫千古山河曠漠自然ノ遺利多キ東北ノ産業ヲ廣ク内外ニ紹介スルト共ニ汎ク帝國各地ノ生産品ヲ蒐集シテ其ノ優劣精粗ヲ照較シ以テ當地産業ノ振興ニ寄與シ國本ノ培養ニ貢獻スルハ是レ本會ノ目的ニシテ日新更張ノ隆運ニ裨補スル所蓋シ甚大ナルベシ

冀クハ當事者諸彦本會ノ前途益々洋々タルヲ思ヒ戮力精勵以テ有終ノ效果ヲ收メラレントヲ聊カ蕪辭ヲ陳シテ祝意ヲ表ス

昭和三年二月十一日

第二師團長 赤井春海

全部ノ上棟式ヲ竣グルノ域ニ達シ持外ヨリ之ヲ望ミテモ博覽會ノ氣分愈々濃厚ナルヲ致シ愉快ニ堪ヘザル處ナリ而シテ之ニ到ルノ道程ヲ順ミル時會長以下役職員諸氏ノ努力ニ對シ地方ノ一員トシテ感激ナクシテ聞クヲ得ザルナリ即チ發起スルニ當リテモ多額ノ資金ニ立脚シタルニアラズ官公衙ノ多大ナル援助ヲ期待シタルニモアラズ會員ノ血淚の負擔ヲ豫想シタルニモアラズ基礎トセル處ハ只ダ一ノ熱誠ト斷々乎タル決心ノミ之ヲ克ク活用シテ其最初ニ獲タルモノハ人ノ和ナリ又之ヲ用ヒテ斯主權ニ對シ最モ打撃ナル財界未曾有ノ動亂次デ政變及經濟的悲況等ノ時期即チ天ノ時ニアラザル場合ニ處シ目的ノ彼岸目前ニ迫レル迄ニ漕ギ及ボシ得タルモノ實ニ人ノ和ナリト信ズ縣市當局亦タ許ス範圍ニ於テ敷地建物ノ貸與ニ補助金ノ交附ニ最大ノ好意ヲ以テ助成セラレツ、アルハ感謝ニ堪ヘザル處ナリ茲ニ上棟式ニ際リ招カレテ席末ニ列シ斯會ノ前途ニ幸多カレト祈リ彌ガ上ニモ盛大ニ進展シ産業ノ啓發ト地方發展ノ爲ノ豫期以上ノ功果ヲ齎サレムコトヲ希フト共ニ關係官民各位層層健康ニ地方ノ爲メ益々御盡瘁アラントヲ望ム以テ祝辭ニ代フ

昭和三年建國記念日

祝 辭

宮城縣會議長 佐々木 家壽治

東北産業博覽會其ノ工大ニ進ミ本日ノ佳節ヲトシテ上棟ノ式ヲ舉ゲタル寔ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ

聞ク本會ハ名ハ東北産業ノ一局部ヲ冠スルニ過ギズト雖モ其ノ規模

ノ壯大ナル之ヲ各府縣ニ於ケル全國博覽會其ノ他ノ施設ニ比シテ優
ニ一頭地ヲ拔ケリト是レ畢竟主催者タル仙臺商工會議所ノ計畫宜シ
キト不斷ノ努力トニ依ルハ言ヲ俟タザルモ亦タ官民ノ熱心後援ノ致
ス所ナルヲ信ズ

然レドモ本會ノ成功ト否トハ實ニ今後ノ奮勵如何ニ關ス庶幾クハ益
々相倚リ相助ケテ事務ヲ進捗シ内容ヲ充實シ規模ノ壯ト地域ノ利ト
ニ恥チザルノ完備ヲ以テ有終ノ美ヲ濟サンコトヲ一言シテ之ヲ祝辭
トナス

昭和三年二月十一日

仙臺市會議長 坂元藏之允

祝辭

東北産業博覽會開設ノ準備着々其ノ歩ヲ進メ爰ニ本日ノ佳辰ヲトシ
上棟式ヲ舉ゲラル洵ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ

惟フニ東北ノ地天恵ニ乏シカラズト雖モ之ガ開拓利用ノ道ニ於テ彼
ノ西南ノ地ニ比シ一籌ヲ輸スルノ憾ナシトセズ仙臺商工會議所是ニ
見ルトコロアリ即チ大博覽會ヲ開催シ汎ク各地生産物ノ精華ヲ蒐集
陳列シテ彼此ノ精粗優劣ヲ競ハシメ以テ改良進歩ノ動機ヲ作ルト共
ニ東北産業ノ實況ヲ世ニ紹介シ國富増進ニ裨益セントス洵ニ機宜ヲ
得タルノ施設トイフベシ予ガ協贊會ヲ組織シ聊カ微力ヲ効サントス
ルモノ蓋シ其ノ志ヲ同ウスレバナリ

今ヤ構營漸ク進ミタリト雖モ之レ猶ホ準備ノ道程ニ過ギズ冀クハ今
後ノ企畫經營其ノ宜敷ヲ制シ以テ所期ノ目的ヲ貫徹セラレンコトヲ

一言祝辭トナス

昭和三年二月十一日

東北産業博覽會

協贊會長 伯爵 佐久間俊一

上棟式概況

此日朝來碧空拭ふが如く寒風凜烈たるも清爽の氣却て人に可なり式
場内外は早朝より『祝東北産業博覽會』の小旗を以て裝飾を施し受付
折詰引替所、五ヶ所の模擬店、酒の渡場等より式場の配置一切を全備
したるは午前十時なりし十一時の定刻には二千五百餘名の參會者あり
觀覽者を合すれば五千名を越ゆ祭事畢りて式事に移り式終りて祝賀會
に入る式終るや一齊に模擬店を開始し二千餘名の會衆一時に殺到して
非常の混雜を極む其の間二百數十名の虎尾組紅裙舞の勢を取り其の
盛會目を廻さん許り産博氣勢の高潮は實に豫想以上なりし斯くて主客
共に満足の意を表して散會したるは午後二時を過ぎたり自動車、人力
車の絡繹たる處に一時に吐出されたる參列者の群は三々伍々博覽會橋
(仲ノ瀬)を渡りて第二會場各館工事を視察するものあり會場より大
橋又は渡橋を迂廻するものあり平日寂寥たる附近一帯の地域は爲に空
前の賑ひを呈したり。

當日參會者の内最も關係深き各員二百餘名を午後五時より市内の旗
亭に案内して饗應せり。

上棟式當日招待狀を發したる範圍左の如し。

師團關係

一一

第三節 開會式

其の一 式場の設備及所務

式場は十八間に二十七間の大會場を以て之に充て西面して壇を設け
卓子椅子を置いて花瓶を備へ周圍には紅白の幔幕を廻らし一般參列者
には十數列に腰掛及椅子を備へて座席ミせり。
當日儀式の次第左の如し。

一、一同着席 午前十時(煙火)

一、開會挨拶

一、會長式辭

一、總裁告辭

一、祝辭

商工大臣

各省大臣

知事

第二師團長

市長

來賓

出品人惣代

奏樂 (博覽會祝歌)

一、閉會挨拶

一、一同退場

三六

縣廳關係

滿蒙、朝鮮特設館代表者

營林署

稅務署

放送局關係

鐵道局關係

市内區長

特設日光館事務長

臺灣總督府關係

神官

顧問

參與

評議員

委員

事務員

設計者

請負人

仁田工務店員

會議所議員

協贊會員

計

二、二八八

二、八三九

案内狀は二月八日を以て發送し之れに次第書を添附せり。

終つて祝宴。

其の二 招待

開會式當日招待状を發せし範圍左の如し。

- 各省 大臣 一一
- 各省次官以下 七六
- 朝鮮總督府 一八
- 臺灣總督府 三四
- 關 東 廳 二
- 各院議長以下 二一
- 道府縣知事 四七
- 全國市長 一〇一
- 縣會議員 三六
- 市會議員 二七
- 縣 廳 一二九
- 關東北及北海道新聞社 五五
- 在仙新聞關係者 三二
- 全國商業會議所 三〇五
- 全國商品陳列所 三六
- 在仙軍隊關係 七
- 仙臺地方專賣局 二二
- 仙臺建築會役員 二八
- 審査幹部 一一

本會諸般ノ設備漸ク整ヒ茲ニ開會式ヲ舉行スルニ當リ朝野貴紳ノ御
賓臨ヲ辱フシタルハ本會ノ最モ光榮トスル所ナリ

由來東北ノ地ハ山河曠漠沿海渺茫富源ノ拓クベキモノ頗ル多シト雖
徒ニ埋藏シテ世ニ顧ミラザルノ巨利尙ホ未ダ渺カラザルノ憾アリ
然モ最近著シク開發ノ歩ヲ進メ文化ニ産業ニ殆ンド面目ヲ更新シ將
ニ劃期的時代ニ入ラントスルノ概アリ此ノ時ニ當リ我ガ仙臺商工會
議所敢テ本會ヲ主催シタル所以ノモノ蓋シ東北ニ於ケル産業文化ノ
實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ各地生産品ノ優秀精粗ヲ照較シテ改良
ノ動機ト品藻ノ知見トヲ促進助長シ以テ國本ノ培養ニ裨補シ昭和維
新ノ皇猷ヲ贊襄シ奉ラントスルノ微衷ニ外ナラザルナリ幸ニシテ政
府並ニ縣市當路ノ周匝ナル指導ト各地官民諸賢ノ熱誠ナル贊助トニ
依リ諸般ノ準備著々進程シ豫期ノ企畫ヲ完成シテ亦餘蘊ナシ若シ夫
レ出陳ノ品目數量ニ至リテハ民間生産物ノ精粹ヨリ官署ノ貴重ナル
參考品ニ涉リ近クハ内地各府縣ヨリ遠クハ朝鮮、滿蒙、臺灣等ノ範
圍ニ及ビ恰モ帝國ノ現勢ヲ一堂ニ縮寫シタルノ盛觀ヲ展示スルヲ得
タリ本所素ヨリ微力ニシテ此ノ大任ニ膺リ猶ホ克ク今日アルヲ致シ
タルモノニ官民諸賢ノ協贊ニ由ルト雖モ亦以テ機運ノ然ラシムル
所タラズンバアラズ然リ而シテ長クモ今秋
今上陛下登極ノ大禮ヲ行ハセ給フ我等臣子此ノ機會ヲ基調トシ益々
殖産興業ニ力ヲ效シ文化ノ進展ヲ圖リ以テ國運ノ伸暢ニ貢獻センコ
トヲ期ス
終ニ臨ミ關係官公衛當局、出品者並ニ縣市民各位ニ對シ謹ミテ感謝

四四

- 美術部審査員 六
- 縣内警察署 二五
- 各府縣出品協會 五〇〇
- 縣内町村長 二〇四
- 顧問 二一
- 參 與 一二
- 委 員 五八
- 美術部委員 三〇
- 商工會議所 四六
- 協贊會評議員 四四
- 協贊會員 二、二八八
- 個人出品者 三六
- 計 四、二五八

右招待員に對して四月三日招待状を發し之に式の次第書並に會場圖
仙臺案内、記念品等夫々資格により交付する注意書を付せり。

其の三 儀 式

開會式當日の四月十五日は今後五十日間開會すべき本會の初日にし
て折柄天空晴れ渡り春陽肌に適し咲き誇る櫻花は妍を競ひ麗かなる春
光に輝く青葉若葉に照り映えて續々入場する參列者を歡迎するが如き
の觀を呈せり午前十時朝野の名士四千餘名の團樂の間に開會の式を舉
ぐ。

式 辭

ノ誠衷ヲ表ス以テ式辭トス

昭和三年四月十五日 東北産業博覽會長

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

經 過 報 告

曩ニ仙臺市實業家ノ間ニ大共進會開設ノ議起リ之ヲ縣市當局並ニ當
會議所ニ建議スル所アリ爾來幾多ノ折衝ヲ重ネ屢次ノ交渉ヲ經テ之
産業ノ振興ニ顧ミ輿論ノ趨勢ヲ察シ去ル大正十五年七月十五日議員
總會ヲ開キ之ヲ諮ルヤ滿場一致敢然起ツテ之ヲ主催スルコトニ決シ
同時ニ亦協贊會ノ成立ヲ見タリ是ニ於テ準備委員ヲ設ク專ラ其ノ計
畫ニ當ラシメ總裁ニ遊澤子爵副總裁ニ仙臺市長ヲ戴キ會長、副會長
ニハ本所會頭、副會頭之ニ當リ事務分掌ヲ六部ニ分チ議員之ガ主管
トナリ更ニ委員ヲ配屬シタリ而シテ本縣及市ニ具陳シテ補助交付ノ
申請ヲ爲シ協贊會亦寄附ノ募集ニ着手セリ

會場ノ敷地トシテハ前ニ川内追廻練兵場ヲ借用セシガ後之ヲ變更シ
テ舊騎兵隊跡ヲ第一會場地ニ櫻ヶ岡公園ヲ第二會場地ニ鷹岡ヶ岡公
園ヲ第三會場地ニ充テ夫々主管廳ニ借用ノ儀ヲ申請シ許可ヲ受ク其
ノ總面積四萬六千餘坪更ニ本會附屬地帶トシテ廣瀬川大橋ヨリ渡橋
ニ至ル河川敷及仲ノ瀬橋ハ縣市並ニ第二師團工兵隊ノ援助ノモトニ
完成ヲ見ルニ至レリ次テ昭和二年十二月十日ヲ以テ本會開催ノ件商
工大臣ヨリ認可ノ指令ニ接シタリ

部署既ニ成リ準備漸ク整ヒタルヲ以テ中央官廳、道府縣市、殖民地
官廳並ニ各會議所等ニ對シテ冀贊ヲ懇請シ更ニ出品勸誘委員ヲ十六

四五

班ニ分チ各地ニ派遣シ参加出品等ヲ要望セシニ何レモ本會ノ趣意ヲ諒シ贊同ノ意ヲ表セラレタリ

建築物ニ至リテハ第一會場第一本館ハ新築ノ縣立第二中學校ヲ借用シ本會建築ノモノハ相當様式ヲ考究シ工程ノ緩急ニ留意シ夫々起工ヲ爲シ以テ豫定ノ進捗ヲ見其ノ總建坪七千六百餘坪ナリ而シテ之ガ出品範圍ハ一道三府四十二縣之ニ加フルニ遠ク朝鮮、滿蒙、臺灣及南洋ヲ網羅スルニ至リ而カモ申込點數豫期以上ニ殺到シ全部ノ收容ヲ許サズシテ謝絶ノ止ムナキニ至リタルモノアルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ即チ取捨收容シタル總數五萬三千四百八十三點出品人員一萬五千七百七十一名ニシテ之ヲ十五部ニ分類シ陳列棚一千二百九十八小間半露臺二百六十六小間半平土間四百八十四坪三及館外五百餘坪ニ陳列シタリ

本會ノ豫算ハ六拾七萬六千貳百參拾五圓ナレドモ第一本館タル縣立第二中學校々舎、各殖民地其他ノ特設館等ノ建築費並ニ仲ノ瀬橋ノ架設費等ヲ通算スルトキハ正ニ百貳拾餘萬圓ニ達セリ名ハ東北産業博覽會ト稱スルモ其ノ規模實質等ヨリ觀レバ全國的ノ博覽會ナリト言フモ敢テ妥當ヲ缺カザルナリ

終ニ臨ミ關係各官衙當局職員並ニ關係各位ガ日夕精勵献身のノ努力ヲ拂ハレタルハ衷心感激ニ堪ヘザル所ナリ

茲ニ聊カ經過ノ梗概ヲ陳ベテ以テ報告トス

昭和三年四月十五日 東北産業博覽會副會長事務總長

仙臺商工會議所副會頭 山田 久右衛門

告 辭

余明治六年五月冠ヲ桂ケテ野ニ下リ實業界ニ投ジタルハ敢テ巨富ヲ欲シタルニ非ズ一片商工業ノ進歩發達ヲ策シ國運ノ隆昌ニ貢獻セントスル微衷ニ出ヅ蓋シ當時ノ社會ハ四民平等ノ美ヲ缺キ官尊民卑ノ風尙ホ甚シク才幹アル者ハ官途ニ就クヲ以テ畢生ノ目的トナシ實業界ノ萎靡不振殆ド想像モ及ブベカラズ爾來六十年微力ヲ以テシテ夢寐ヲモ斯業ノ振興ヲ忘ル、ナシ而シテ余ノ東北ニ因縁ヲ結ビタルハ實ニ明治十一年、二年ノ交ニシテ國立銀行支店ヲ此ノ地方ニ設ケ以テ文明ヲ啓發シ産業ヲ振作セントセシニ始マリ更ニ東北振興會成ルニ及ビ之ニ關係シテ其ノ誼愈々厚キヲ加ヘタリ

客歲仙臺商工會議所主催ヲ以テ東北産業博覽會ヲ開設セラル、ニ當リ余ニ總裁タルベキヲ以テ薦メラル余素ヨリ其ノ器ニアラズ況ンヤ老齡其ノ任ニ堪ヘザルヲヤ然リ而シテ敢テ快諾シタル所以ノモノ實ニ壯年時ノ素懷ト多年ノ情誼トハ之ヲ許サザルモノアルニ因ル本日茲ニ開會式ヲ舉グルニ方リ豫期以上ノ盛觀ヲ呈シタルモノニ政府並ニ縣市當局ノ懇篤ナル指導ト熱烈ナル各府縣ノ贊同ト縣市民各位ノ奮起トニ由ルトハ言ヘ又以テ機運ノ然ラシムル所カ余今此ノ盛典ヲ見ル隔世ノ感今昔ノ情轉タ痛切ナルヲ覺ユ欣快何ゾ加ヘン

余年齒正ニ八十有九猶ホ殘軀ヲ挺シテ或ハ外交ニ或ハ社會政策ニ捧グントスルモノ蓋シ其根柢財政經濟ニ在ルヲ感ズレバナリ各位ハ少壯有爲ノ士ナリ宜シク品性ノ向上ニ努メ斯業ノ研鑽ヲ積ミ益々産業文化ノ振興ニ奮勵シ日新ノ國是ヲ翼贊シ奉ラザルベカラズ

祝 辭

余實業界ニ投ズルニ當リ謂ヘラク余從來商業ニ於テ經驗乏シト雖モ胸中一部ノ論語アリ論語ヲ以テ商業ヲ經營シ邦家ノ隆運ニ資セント常ニ之ヲ眼膺シ自ラ範ヲ示サント努メテ忘ラズ語ニ曰ク

富ト貴キハ是レ人ノ欲スル所ナレドモ其ノ道ヲ以テセザレバ之ヲ得ルモ居ラズ貧ト賤シキトハ是レ人ノ憎ム所ナレドモ其ノ道ヲ以テセザレバ之ヲ得ルモ去ラズ

ト豈至言ナラズヤ希クハ知行合一ノ主義ヲ信條トシ躬行實踐以テ渝ルナカラシコトヲ素懷ヲ陳ベテ告辭トス

昭和三年四月十五日

東北産業博覽會總裁

子爵 澁澤 榮一

祝 辭

東北ノ産業ハ我邦ニ於テ尙最モ努力ト期待トヲ刺戟スルモノ、一ナリ必ラズシモ開發ノ餘地ナキヲ憂ヘズ唯其ノ指導助勢ヲ急トスルノ方今ノ要務産業立國ヲ第一トシ國政ノ重點亦茲ニ在ルニ當リテ恰モ東北産業博覽會ノ開催ヲ見ルハ時處共ニ其ノ宜シキヲ得ルモノト謂フベシ

惟フニ東北振興ノ爲メニ利スル所決シテ輕少ニアラズ深ク發起人諸氏ノ勞ヲ多トシ其ノ成功ヲ祈リ之ヲ祝辭トス

昭和三年四月十五日

內閣總理大臣 男爵 田中 義一

祝 辭

仙臺商工會議所主催ニ係ル東北産業博覽會ノ設備整ヒ、本日茲ニ開會式ヲ舉ゲラル、ニ當リマシテ、所懷ノ一端ヲ陳ブル機會ヲ得マシタコトハ私ノ大ニ欣幸トスル所デアリマス。

産業ノ消長ガ國運ノ隆替ニ最モ大ナル關係ヲ有スルコトハ、世界列強ガ國ヲ舉ゲテ産業ノ發展ニ努力シツ、アルノ情勢ニ徴シテモ明カデアリマス。我産業モ近時次第ニ改善進歩ノ跡ヲ示シツ、アルハ大ニ意ヲ強フスル所デアリマスガ、更ニ其ノ經營ノ合理化ヲ圖リ、健實ナル發展ヲ期スルノ要緊切ナルモノガアルト思フノデアリマス。

東北ニ於ケル産業、文化ハ近年著シキ進歩發達ヲ爲シツ、アリマスガ、尙東北日本ノ開發振興ヲ圖ルベキ餘地ハ決シテ少クナイノデアリマス。將來之ガ施設經營宜シキヲ得バ東北産業ノ振興ハ期シテ待ツベキモノガアルト考フルノデアリマス。此ノ秋ニ當ツテ仙臺商工會議所主催トナリ、東北産業博覽會ヲ開催シ、汎ク各種ノ生產品ヲ蒐メ嚴密ナル審査ヲ爲シ、採長補短、産業ノ改良發達ニ資セムトスルハ洵ニ機宜ニ適シタルモノト謂フベキデアリマス。關係者諸君克ク本會開催ノ趣旨ニ鑑ミ、一致協力、所期ノ效果ヲ收メ、管ニ東北産業ノ開發ニ資スルノミナラズ、我國産業ノ發展ニ貢獻セラレムコトヲ希望シテ已マヌ次第デアリマス。

昭和三年四月十五日

商工大臣 中橋 德五郎

春風胎蕩ノ好季節ヲトシ東北産業博覽會ノ開會式ヲ舉ゲラル、ハ予ノ欣慶トスル所ナリ

産業ノ振興ハ刻下急務ノ一要項タルコト東北地方ニ於テ殊ニ其ノ然ルヲ見ル輒近本地方ノ進暢年二月ニ著シキヲ加フルニ稽ヘ此ノ大禮ヲ行ハセラル、ノ歳ニ於テ本地方物産ノ優秀ナルモノヲ一場ノ中ニ展示シ以テ將來ノ改善進歩ニ裨益シ併セテ盛代隆運ノ一端ヲ闡明スルハ蓋シ本産業博覽會ノ開催セラレシ所以タルベク寔ニ時宜ヲ得タルノ舉ト謂フベシ

冀クハ本博覽會關係諸賢ノ協戮勵精能ク本會所期ノ目的ヲ達成シテ本地方ノ開發振興ニ資シ以テ邦家ノ進運ニ貢獻セララル、アラムコトヲ開會ノ式アルニ際シ一言希望スル所ヲ陳ベ以テ祝辭ト爲ス

昭和三年四月十五日

鐵道大臣 小川 平吉

祝 辭

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會茲ニ本日ヲ以テ開會式ヲ舉行セラル東北ノ地由來天恵ニ於テ他ニ劣ルモノアリト稱セラル地方産業ノ振興ヲ圖ル一段ノ努力ヲ要スルモノアルベシト雖其ノ開拓ノ餘地ニ富メル亦他ノ比ニアラザルベシ庶幾クハ熱ト力トニ依リテ克ク自然ノ菲薄ヲ補ヒ以テ將來産業ノ上ニ新生面ヲ開クニ至ランコトヲ茲ニ本日ノ盛式ニ當リ衷心ノ祝意ヲ表シ併セテ地方人士ノ汎ク此ノ會ヲ活用シ以テ所期ノ效果ヲ完フセラレンコトヲ望ム

昭和三年四月十五日

內務大臣 鈴木喜三郎

祝 辭

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會ノ準備成リ茲ニ開會式ヲ舉ゲラル邦家ノ爲寔ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ抑々我財界ハ世界大戰後不況ニ沈淪スルコト年既ニ久シク産業ハ萎微シ貿易ハ不振ニ陥レリ此ノ狀勢ヲ挽回シ進んで國運ノ進展ヲ圖ルガ爲ニハ力ヲ産業ノ振興ニ致スヲ以テ最モ急務ナリトス殊ニ我が東北地方ニ付テハ今後開發ノ餘地極メテ大ナルモノアルヲ認ム此ノ時ニ當リ仙臺商工會議所ガ率先シテ盛大ナル博覽會ヲ開催シ各般ノ産物ヲ蒐集陳列シ我が産業ノ現狀ヲ紹介シ以テ國民ノ自覺ヲ喚起スルノ手段ニ出デタルハ頗ル機宜ノ措置ナリト謂フベク之ガ活用宜シキヲ得ルニ於テハ我國産業ノ進歩東北地方ノ開發ニ貢獻スル所多大ナルベキヲ信ジテ疑ハザルナリ希クハ關係各位ニ於テハ協力シテ所期ノ目的ヲ達成スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ一言所懷ヲ述ベテ祝辭トス

昭和三年四月十五日

大藏大臣 三 土 忠 造

祝 辭

東北産業博覽會ノ開會ニ方リ所懷ヲ陳ベテ祝意ヲ表スルハ予ノ欣幸トスル所ナリ方今世界列強最モ力ヲ産業ノ振興ニ致シ國力ノ充實ヲ企圖シテ已ムナシ是ヲ以テ産業諸般ノ事象日新ノ實ヲ示シテ而日常ニ改革マルノ概アリ此間ニ於ケル帝國ノ産業亦百事更新以テ國運ノ隆興ヲ圖ルヲ要

昭和三年四月十五日

逋信大臣 望 月 圭 介

祝 辭

ス輒近國內産業ノ發達顯著ナルモノアリト雖モ邦土ヲ劃シテ之ヲ見レバ則チ其ノ狀ヲ異ニスルアリテ東北日本ニ於ケル産業開發ノ後ルルモノ鮮カラズ然レドモ世運一齊ニ改リ國力ノ増進ニ國民生活ノ安定ニ國內舊ク舊狀ニ甘ンズルヲ容サザルノ時ニ方リ之ガ開發ハ實ニ一日ヲ緩フスベキニアラズ東北ノ山野尙ホ鴻荒ノ觀ヲ留メ其ノ海洋亦遺利ヲ存スルコト多シ能ク之ガ開發ノ效ヲ舉ゲムカ國家富強ノ實ニ寄與スルコト蓋シ測ルベカラザルモノアラム

仙臺商工會議所茲ニ見ル所アリ國產振興ノ提唱ト東北産業ノ開發トヲ主眼トシテ内容充實セル本博覽會ヲ開設シテ從來進歩ノ跡ヲ示シ今後ノ發達ニ資セムトス寔ニ時機ヲ得タルノ舉ト謂フベシ冀クハ世人ノ自覺ト理解トヲ促スニ於テ遺憾ナキヲ期シ以テ其ノ效果ヲ收ムコトヲ一言以テ祝辭トス

昭和三年四月十五日

農林大臣 山本佛二郎

祝 辭

本日東北産業博覽會開會式ニ臨ミテ一言スルヲ得ルハ予ノ欣幸トスル所ナリ惟フニ殖産興業ノ緊切愈々加ハレル今ノ時ニ際シ地方人士ノ斡旋ニ頼リテ茲ニ本博覽會ノ開催セラレタルハ洵ニ時宜ニ適ヘルモノト謂フベシ加フルニ出品區域ハ東北各縣ニ跨ガリ品目頗ル豊富設備亦間然スル所ナシ其地方ノ産業開發ニ資スル所ノ多大ナルヤ疑フベカラズ希クハ關係諸士ノ熱誠ナル努力ニ依リテ克ク所期ノ目的ヲ遂ゲラレムコトヲ一言以テ祝辭トナス

東北産業博覽會ノ盛典ヲ舉ゲラル、ニ當リ茲ニ祝詞ヲ述ブルコトヲ得ルハ誠ニ欣榮ノ至リニ堪ヘズ惟フニ我邦現下ノ急務ハ舉國一致産業ノ振興ヲ計リ國本ノ培養ニ努メ經濟ノ繁榮ヲ計リテ共存共榮國民生活ノ安定ヲ期スルニ在リ由來東北ノ地タル自然ノ遺利頗ル多ク海ニ陸ニ天與ノ富源ヲ藏シテ開發ヲ待ツモノ少カラザルニ拘ラズ産業振ハズ地方殷賑ナラザルノ憾ナシトセズ仙臺商工會議所茲ニ見ル處アリ即チ本會ヲ開催シ國產振興ヲ主眼トシ東北産業ノ開發ヲ提唱シテ廣ク各地ノ製品ヲ蒐集シ是ヲ一場ニ陳列シテ進歩發達ノ跡ヲ示シ探長補短ノ途ヲ明ラカニシ以テ地方開發ノ資ニ供セントス誠ニ機宜ノ施設ト謂フベシ

一言以テ祝辭トナス

昭和三年四月十五日

宮城縣知事正四位勳二等 牛塚虎太郎

祝 辭

東北産業博覽會ノ施設茲ニ竣リ本日ヲ以テ開場ノ式典ヲ舉行セラル
規模雄大結構壯麗出品點數無慮十數萬東北ノ所産ハ素ヨリ遍ク全國
ノ精ヲ抽キ遠ク海外ノ粹ヲ蒐ム名ハ東北ナリト雖實ハ國産ヲ舉ゲテ
本館ニ網羅セルノ概アリ正ニ祥代ノ一大偉觀タラズンバアラズ
今ヤ市ハ附近ノ町村ヲ併セテ將ニ大仙臺ノ理想ニ躍進セントシ東北
地方ハ富力ノ増進ヲ要スルコト益々急ニ産業ノ振興ヲ促スコト愈々
切ナルモノアリ冀クハ各位ノ奮勵ニヨリ本會ノ効果ヲシテ一層將來
ニ光輝アラシメンコトヲ一言以テ祝辭トナス

昭和三年四月十五日

第二師團長 赤井春海

祝 辭

東北産業博覽會ノ設備成リ本日ヲ以テ開場式ヲ舉行セラル誠ニ欣喜
ニ堪ヘザルナリ
惟フニ國運伸展ノ基礎一ニシテ足ラズト雖産業ノ發達ニ俟ツ所極メ
テ多ク是レ文化的施設ト相並ビテ國力振興上其ノ施設ヲ獎勵セラル
ル所以ナリ

由來我仙臺市ハ藩祖以來東北ノ雄藩大都市ヲ以テ任ジ最近又學都ト
シテ自他共ニ許スト雖産業興ラズ商工振ハズ等シキ人口ヲ有スル關
西地方ニ比シ及バザルコト遙ニ遠キモノアルヲ常ニ遺憾トセリ

ヲ以テ嚆矢ト爲ス由來東北ノ地タル素ヨリ天恵ニ乏シカラズト雖位
置ノ僻在ト氣候ノ寒冷ナルトハ産業ノ振興文化ノ發達ヲ阻礙セルコ
ト蓋シ鮮少ナリトセズ惟フニ國家經濟ノ發達國力ノ充實ハ主トシテ
之ヲ産業ノ振興ニ俟タザルベカラズ

戰後列國競フテ全力ヲ産業ニ效シ天恵ノ極度ニ利用シ人智ヲ以テ自
然ヲ制セムト努ムル所以ノモノ實ニ茲ニ存ス而シテ品質ノ改善生産
力ノ増加タル直ニ以テ産業ノ振興ヲ意味セズムバアラス

曩ニ仙臺商工會議所ハ奮然起ツテ本會開設ノ計畫ヲ敢行セラレ我が
東北産業界ニ衝動ヲ與ヘ以テ時運ノ要求ニ副フ所アラムトス爾來營
々施措宜シキヲ得百般ノ設備茲ニ全ク成リ今ヤ青葉ノ下瀨江ノ諸規
模ノ雄大結構ノ壯麗燦然彩ヲ放チ之ニ充タスニ全版圖ニ於ケル物産
ノ精粹ヲ以テスルニ至レリ豈昭代ノ壯舉ト謂ハザルベケンヤ然リト
雖本會有終濟美ノ目的ハ實ニ今日以後ニ在リ關係各位ノ努力健闘ヲ
希フヤ切ナリ

願フニ實業ノ進歩ハ一日モ底止スル所ナク内外ノ産業ハ年ト共ニ其
ノ面目ヲ新ニス莫クハ本會ノ開催ニヨリテ精ヲ選ビ長ヲ採リ以テ各
自産業ノ發展ニ資シ併テ國本ノ培養ニ裨益スル所アラムコトヲ是レ
眞ニ以テ昭和新政ノ宏猷ニ副ヒ奉ル所以ナリト信ズ茲ニ盛式ニ列シ
欣躍ニ勝ヘズ即チ一言無辭ヲ述ベテ祝辭トナス

昭和三年四月十五日

宮城縣會議長 佐々木 家壽治

祝 辭

五〇

仙臺市商工會議所此處ニ鑑ミ巨財ヲ投ジテ櫻花將ニ開カントスル好
季ヲ選ビテ本會ヲ當市ニ開催セラル其ノ意實ニ深シ而シテ其ノ規模
宏大様式總テ昭和維新ノ精神ヲ體シテ嶄新ヲ極メ内地ハ勿論滿鮮樺
太臺灣南洋等ニ亘リ普ク生産品ノ粹ヲ集メテ衆庶ノ觀覽ヲ供シ以テ
世界大戰後萎靡不振ノ産業界ニ對シ一大警鐘ヲ與ヘ國産ノ獎勵貿易
ノ發展ヨリ延イテ東北産業ノ精華ヲ發揚スル實ニ供セントス是レ誠
ニ機宜ノ施設ニシテ特ニ近接町村ヲ合併シ大仙臺ヲ成シタル當初ニ
於テ本會ノ開設ヲ見タルハ市トシテ感謝措ク能ハザルコト實ニ明
治九年宮城博覽會開設以來ノ壯舉ナリ於是乎仙臺市民タルモノ只徒
ニ歡喜拊舞スルニ止マラズ是ガ計畫趣旨ノ存スル所ヲ考ヘ奮勵一番
一新紀元ヲ劃スル覺悟ヲ以テ今後ノ發展ニ努ムルコト無クシテ可
ナランヤ

若シ夫レ陳列ノ諸品ニ就キ審ニ其ノ精粗ヲ比較シ品質ノ良否ヲ考定
シ彌々奮ヒ益々進ミテ以テ其ノ業ノ擴張ヲ圖リ會通更張ノ隆運ニ裨
補スルヲ得バ國本ヲ培養シテ本邦産業界ニ貢獻スルコト蓋シ甚大
ナルモノアルベシ冀クハ風雨順調ニシテ多幸以テ有終ノ美ヲ完フセ
ラレンコトヲ爰ニ開式ノ盛典ニ臨ミ一言所懐ヲ述ベテ祝辭トス

昭和三年四月十五日

仙臺市長從四位勳四等 山口龍之助

祝 辭

茲ニ清和ノ好季ニ方リ我が東北産業博覽會開會ノ盛典ヲ舉行セラル
洵ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ抑モ本縣ニ於ケル斯種ノ開設ハ實ニ這回

東北産業博覽會ノ設備全ク成リ豫期ノ如ク本日ヲ以テ開會ノ式ヲ舉
ゲラレタルハ寔ニ慶賀ニ禁エザルナリ

間ク本年ハ全國各地ニ於ケル博覽會ノ開催樓指ニ逸アラズト雖モ本
會ノ如クニ山河襟帶ノ地利ヲ得タルト規模ノ壯大ナルトハ他ニ其
ノ比無シト況ンヤ此ノ主催ハ多年ノ懸案ニシテ地方官民ノ熱心ニ待
望シタル所今日其ノ機運到來シテ茲ニ之ヲ實現セシメタルハ實ニ天
ノ時ヲ得タルヲ知ルベシ且ツ夫レ主催者タル仙臺商工會議所ノ計畫
宜シキヲ得會頭以下各員並ニ協贊會員ガ昨夏以來一致協力寢食ヲ忘
レテ事ニ當ラレタル効果空シカラズ東北各縣ハ勿論全國各府縣並ニ
各殖民地ハ翕然トシテ贊同セラレ各種特設館ノ建設多ク殊ニ出品申
込ノ如キハ遙ニ豫定ヲ超過シテ却テ其ノ處理ニ苦心セラレタリト云
フニ至リテハ本會ニ對スル一般ノ期待如何ニ大ナルカヲ證スベク是
レ即チ人和ヲ得タルモノナリ夫レ斯ノ如ク天時地利人和ヲ得タル事
ハ本會ノ成功ヲ物語ルモノナリ希クハ更ニ一層ノ努力ヲ以テ有終ノ
成功ヲ遂ゲラレンコトヲ一言以テ祝辭トナス

昭和三年四月十五日

仙臺市會議長 坂元藏之允

祝 辭

東北産業博覽會本日ヲ以テ開會式ヲ舉行セラル余モ亦席末ニ列シ欣
喜ニ堪ヘズ茲ニ祝辭ヲ呈セントス
抑我仙臺ハ東北文化ノ中心ニシテ博覽會ノ如キ有意義ノ施設ハ既ニ
幾度モ其實施ヲ見ザルベカラザルニ實現ニ到ラズシテ遷延今日ニ及

五一

ベリ仙臺商工會議所茲ニ見ル所アリ奮起シテ主催者トナリ官民ノ後援ヲ得テ斯クモ宏大ナル設備ヲナセリ現ニ東京ヲ始メ數ヶ所ニ博覽會開催中ナルモ我東北産業博覽會ニ比肩スベキヲ聞カザルハ關係者各位ノ詩ニシテ大ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ尙實際ノ効果ハ本日以後ニ在ルモ余ハ其成績ノ優秀ニシテ所期ノ目的ヲ達成スルコトヲ確信シテ豫メ之ヲ祝福スルモノナリ

昭和三年四月十五日

伯爵 伊達 興宗

祝 辭

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會開館式ヲ舉行セラル、ニ當リ出席ノ光榮ヲ得タルハ誠ニ欣快ニ堪ヘザルナリ

抑博覽會ノ事業タルヤ内容複雑多岐ニ亙リ經營容易ノ業ニアラザルニ仙臺商工會議所敢然起ツテ之レガ難事業ニ衝リ今日茲ニ大壯舉ヲ見ル地方産業ノ振興文化ノ進展ニ寄與スルハ勿論國家興隆ニ貢獻スル處甚大ナルベキモノアルヲ信ズルト共ニ轉々感激ニ堪ヘザル所ナリ茲ニ本會ノ成功ヲ祈リ以テ祝辭トス

昭和三年四月十五日

奥羽北海道商工會議所聯合會幹事

盛岡商工會議所會頭 金田 一國士

祝 辭

東北産業博覽會準備成リ本日此ニ開會式ヲ舉行スルニ方リ幸ニ列席スルヲ得タルハ予ノ最モ光榮トスル所ナリ

惟フニ産業ヲ興隆シテ遺利ヲ收メ富源ヲ開拓シ以テ民生ノ福祉ヲ増進シ國力ノ充實ヲ圖ルハ帝國刻下ノ情勢ニ鑑ミ一日モ忽ニスベカラザル喫緊要務タリ土地曠濶ニシテ遺利尠カラザルニ拘ラズ文化ニ産業ニ其ノ進展他ニ一步ヲ讓ルノ憾アル我東北地方ノ如キ特ニ然リ久シク朝野ノ間ニ東北振興ノ聲ヲ聞ク故ナキニアラザルナリ仙臺商工會議所是ニ見ル所アリ奮起シテ本會ヲ主催シ汎ク全國生産物ノ粹ヲ一場ニ蒐メ公衆ニ展示シテ産業文化ノ作振ニ資セントセラル機宜ヲ得タルノ施設ト謂フベシ

願ルニ本會開設ノ議ヲ決シ事務局ヲ設ケテ諸般ノ準備ニ著手セラレタルハ實ニ一昨年初秋ノ交ニシテ爾來一年有餘當局各位ノ苦心策畫ノ狀觀察スルニ餘アリ仙臺市民亦當協贊會ヲ組織シ之ガ贊助ニ力ヲ傾注シテ意ヲザリシナリ宜ナリ内外官民ノ贊同翕然トシテ集リ出陳點數殆ド豫定ニ倍徒シテ以テ今日ノ盛觀ヲ呈示セリ然モ會場ハ青葉城址ノ下清流廣瀨ノ河畔タリ櫻花將ニ爛漫タラントス錦上更ニ花ヲ副フモノアラシキニ機ノ宜シキヲ制シ更ニ人ノ和ト地ノ利トヲ得タリ本會ノ成果期スベキノミ吾人ハ之ヲ一大轉機トシ更ニ奮勵努力ヲ加ヘ以テ文化ヲ向上シ産業ヲ振興スル所アラバ豈單リ一地方問題ヲ解決シタリト言フニ止マランヤ我協贊會ノ使命モ亦聊カ達シタリト謂フベキカ一言祝辭トス

昭和三年四月十五日

東北産業博覽會協贊會長

伯爵 佐久間 俊一

省略す。招待狀は五月十日を以て發送し之れに次第書を添付せり。

其三 儀 式

褒賞授與式は五月二十日午前十時より大會場に於て舉行す此日天空鮮かに晴れ渡り初夏の陽光は新緑に照り輝て今日の盛典を祝福するものに似たり來賓は舉式前より續々詰掛け二千餘名に及ぶ夫れに參列出品人を合するときは總員五千餘名に達するの盛況を呈せり、當日は褒賞受領者多數なるを以て名譽大賞牌十六名、名譽賞牌四十五名には各自に賞狀を手交し金牌、銀牌、銅牌、褒狀の受領者には惣代者之を手交せり。

褒賞授與式次第

- 一、出品人着席
- 一、參列者着席
- 一、總裁 臨場
- 一、各大臣臨場
- 一、奏 樂
- 一、舉式 挨拶
- 一、式 辭
- 一、審査報告
- 一、褒賞授與
- 一、告 辭
- 一、祝 辭

内閣總理大臣

祝 辭

茲ニ本日ヲトシテ東北産業博覽會開會ノ式ヲ舉行セラル誠ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ願レハ畏モ 明治大帝夙ニ意ヲ産業ノ振興ニ注カセ給ヒ各地ニ於テ勸業博覽會ノ開催ヲ見ルニ至リ爾來帝國ノ産業ハ燦然トシテ進展ノ機運ニ逢會シ今ヤ宇内ノ文化ハ大ニ見ルベキモノアリ寔ニ産業博覽會ニ負フ所大ナリト謂フヘシ

今茲ニ東北産業博覽會ノ開催ヲ見ル東北ノ商工更ニ一段ノ進歩開發ヲ加フヘキヲ疑ハス吾等出品人亦深ク欣幸トスル所ニシテ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スルモノナリ茲ニ蕪辭ヲ呈シ以テ祝辭トナス

昭和三年四月十五日

東北産業博覽會出品人總代

大日本麥酒株式會社

社長 馬越 恭平

其の四 記念品及饗宴

來賓及關係者の主なる者には式後記念品並に冷酒折詰を配付して祝賀の意を表し午後六時よりは二百餘名を市内の旗亭に案内せり。

第四節 褒賞授與式

其の一 式場の設備

式場は大會場を以て之れに充て設備裝飾は開會式に同じ。

其の二 招待

褒賞授與式に於る招待の範圍人員等は開會式ニ大同小異なるを以て

商工大臣
各省大臣
宮城縣知事
第二師團長
伊達興宗伯
後藤新平子
仙臺市長
宮城縣會議長
仙臺市會議長
協贊會長

- 一、答 (受賞者總代)
一、閉式挨拶
一、奏樂
一、順次退場
式辭

仙臺商工會議所主催東北產業博覽會審査終了ヲ告ケ茲ニ官民各位ノ
貴臨ヲ辱ウシ褒賞授與ノ式典ヲ舉クルハ寔ニ光榮トスル所ナリ
夫レ當博覽會ハ其ノ規模稍々宏壯結構亦之ニ協ヒ近キハ一道三府四
十一縣ヨリ遠キハ朝鮮、滿蒙、臺灣等ノ參加ヲ見審査出品者一三、
五三四人其ノ點數實ニ三八、三〇五點ノ多キニ達シ開會ノ當初ヨリ
深ク一般ノ感興ヲ惹キ空前ノ盛況ヲ呈シ殆ト所期ノ目的ヲ達シテ選
德ナカラントス若シ夫レ各館ノ出品ニ至リテハ克ク之カ精選ニ留

ミナラス本邦產業振興上特ニ貢獻スル所大ナルモノアルハ洵ニ慶賀
ニ堪ヘサル處ナリ

本會出品ノ種類ハ各方面ヲ網羅シ十五部百四十六類ヲ包容シ審査ヲ
要セシ出品人員一萬三千五百三十四人出品數三萬八千三百餘點ニツ
キ審査職員ノ嚴正周到ナル調査ヲ經テ名譽大賞牌十六名、名譽賞牌
四十五名、金牌二百九十二名、銀牌七百六十八名、銅牌千四百四十
名、褒狀二千四百四十五名、合計五千六十六名ノ擬賞ヲ決シ總裁閣下ノ
高裁ヲ得タリ

今茲ニ審査ノ概況ヲ述フレハ農業ニハ空中窒素固定法ニヨル肥料並
ニ改良農具ニ於テ現代最新科學ノ應用ニナル出品アリ其他モ亦一般
農事ノ進歩ニ隨伴シテ概ネ良好ナル成績ヲ示セリ蠶絲業ハ東北地方
ニ於ケル外觀美尊重ノ弊風漸ク脱却シ實質本位ノ改良顯著ナルモノ
アリシハ當業者ノ自覺ヲ證スルモノニシテ原料ノ生産品タル斯業ノ
爲メ慶賀ノ至ニ堪ヘサルモノトス林業ハ地方主要産業ノ一ニシテ材
質ノ選擇製法共ニ其ノ宜シキヲ得タルモ尙仕分ケ體裁製品ノ統整等
商品化ニ對スル努力乏シキ憾アリ水産業ニアリテハ蟹類詰ヲ初メト
シ輸出向ノ出品多ク品質向上シ殊ニ東北地方水産製造業ノ進歩著
シキモノアルハ水産國タル本邦ノ將來ニ對シ聊カ意ヲ強フスルニ足
ルモノアルヲ覺ユ機械工業出品ノ大部ハ農業又ハ食料製造用ノモノ
ニシテ就中地方製作ニ係ルモノハ不完全ナルモノ少ナカラス方今機
械ノ利用益旺盛ナラントスル時ニ當リ特ニ留意スヘキ事ニ屬ス電氣
工業ノ出品ハ數ニ於テ多カラサリシモ本邦一流業者ノ出品ニ係ル優

意シ陳列ノ方法亦改善ヲ加ヘ各々其ノ特色ヲ發揮シテ正ニ我國產業
發達ノ現狀ヲ展示セリ而シテ審査員各位ノ至嚴至公ナル校覈ニ俟テ
テ多數ノ出品茲ニ優劣判明ス莫クハ出品者各位益々研鑽洗練ニ努メ
產業ノ振興ヲ圖リ以テ邦家ノ隆昌ニ貢獻セラレンコトヲ一言以テ式
辭ト爲ス

昭和三年四月十五日

東北產業博覽會

會長 伊澤平左衛門

審査報告

茲ニ東北產業博覽會褒賞授與式ヲ舉ケラル、ニ當リ審査ノ概況ヲ述
フルハ本官ノ最モ光榮トスル所ナリ惟フニ本會ハ東北產業振興ヲ圖
ルノ目的ノ下ニ本邦產業進歩發達ノ狀勢ヲ展示シ各出品ニツキ慎重
ノ審査ニヨリ長短優劣ヲ比較參照シ其ノ結果ノ公開ニヨリ當業者ノ
獎勵指針ノ資トナシ一般觀覽者ヲシテ一覽ノ下ニ能ク其ノ眞價ヲ知
得セシムルノ便トナシ依テ以テ將來斯業發展ノ資ニ供セントセシモ
ノニシテ久シク離伏セシ東北人士ノ雄志ヲ喚起シ當地方產業振興上
劃世ノ活躍ノ機ヲ與ヘ此昭和ノ聖世ニ於テ試ミラレタル最モ有意義
ノ施設トシテ洵ニ機宜ニ適シタルモノタル事蓋シ多言ヲ要セサル所
トス加フルニ規模ニ於テ廣大ニ土地ハ歷史景勝ニ富ミ將來產業開拓
ノ餘地綽々タルモノアリ宜ナル哉各地ノ人心翕然トシテ茲ニ集リ近
時此ノ如キ舉トシテ稀ニ見ルノ盛況ヲ呈セントス隨テ出品ハ本邦全
土ヲ網羅シ遠ク各植民地ヲ加ヘ官衙公署ノ參考品ヲ集メ汎ク且ツ多
キヲ致シタルハ本會開催ノ目的ヲ達スル上ニ於テ多大ノ効果アルノ

良國產品多ク電化普及上貢獻スルトコロ蓋シ大ナルモノアラシ織維
工業ニハ獨創的卓越セル出品ヲ缺クモ主要産地ノ出品アリ各輪贏ヲ
競ヒ技巧ト價額ニ於テ時代ニ順應スルノ發達ヲ示シ當業者ノ範トス
ルニ足ルモノ少シトセス然リト雖モ斯業ノ前途ハ動モスレハ生産過
多ナラントスルモノアルヲ以テ終始一貫緊張事ニ當ラサルヘカラサ
ルト共ニ各産地ハ相協贊聯絡ヲ保持シ節制アル方策ヲ樹ツル事ヲ要
ス製作工業ノ出品ハ多岐ニ亘リ其數モ亦甚多ク本會ノ中堅ヲナスモ
ノナルモ出色ノ製品ニ乏シク徒ラニ形式ニ捉ラハレ舊套ヲ脱却シ得
サルモノ或ハ價格ニ拘泥シテ本來ノ使命ヲ顧ミサルモノアリ宜シク
時勢ノ進運ニ則リ科學ノ應用ニ努メ實用ノ眞價ノ發揮ニ一段ノ努力
ヲ要スヘキモノナリ化學工業ノ優良品極メテ寥寥タリシハ惜ミテモ
尙餘リアリト謂フヘシ食料品ノ製造ハ漸次工業化シ品質モ亦自ラ優
秀ノ域ニ進ミ輸入品ヲ凌駕セントスルモノ多キニ居ルモ外觀美ヲ術
ヒ營養價衛生の根本素質ヲ輕視セントスルモノアルカ如キハ特ニ慎
ムヘキ事トス其他ノ部門ニ至リテハ出品ノ多カラサルヲ以テ各類別
ニ亘レル詳細ナル批評ト共ニ後日ニ讓ル處アラントス

本會ニ於ル東北地方ノ出品ハ農業蠶絲畜產林業水産等ノ如キ天產物
ト其比較的簡易ナル加工品ニ止リ鑛業機械電氣化學工業ノ如キ所謂
深遠ノ學理ヲ應用シタルモノ、出品ナキハ頗ル遺憾トスル處ナリ殊
ニ此種ノ工業ハ本邦ニ於テ近時其進歩顯著ナルモノアルニ係ラス其
出品ヲ見サルハ當博覽會ニ於テ一層ノ寂寞ヲ感スルモノニシテ產業
ノ發達振興ノ趣旨ヲ貫徹セシムルノ途ニ非ス將來當事者製造者ノ協

力ニヨリ本邦最優秀ノ製品ヲ出陳スルニ於テ萬遺漏ナキヲ期セン事ヲ望ム由來加工工業ノ發達ハ限リアル原料ヲ最モ高價ニ化工スルト共ニ文化向上ニ對シ特ニ本邦ノ爲メ緊急ナル事項ナルヲ以テ當地方人士ノ此點ニ充分ノ考慮ヲ拂ヒ天產物ノ増殖改善ヲ圖ルト共ニ如上述方面ニ於ケル研究努力ニ於テ渝ルトコロナクハ東北産業ノ振興發達期シテ俟ツヘキモノアラシ

終リニ官廳公署植民地會社ハ或ハ特設館ヲ置キ優良ノ參考品ヲ陳列シ本會ノ盛況ヲ助ケ斯業發展向上ニ寄與セラレタル事洵ニ多大ナルモノアリシ事ハ特筆スヘキ事項トス
以上ハ當博覽會ニ對シ所感ノ一端ヲ陳述セシニ過キス詳細ノ批判ニ至リテハ別ニ印刷ニ附シ斯業改善ノ資ヲラシメントス茲ニ本日ノ盛典ニ方リ謹ミテ審査ノ概況ヲ報告ス
昭和三年五月二十日

東北産業博覽會審査總長

正四位工學博士 小寺房治郎
勳三等

美術部審査報告

東北産業博覽會美術部ノ出品ハ第一部日本畫第二部洋畫第三部彫刻板畫陶磁器漆器金屬工藝品木地工藝品印刷圖案其ノ他十一種ニ上リ其ノ出品總數六百五十六點ニ達シ出品人總數四百二名ヲ算セリ出品者ハ宮城縣最多數ニシテ百二十二名東京市之ニ次キ九十九名ナリ其ノ他福島岩手青森以下一府十縣ニ亘レリ
去ル四月十三日生等審査員六名打揃ヒ三日間ニ渡リ鑑査及ヒ審査ヲ

爲セリ

鑑査ノ結果入選ト確定シ出陳ヲ許可セルモノ

第一部 日本畫 七十二點 七十人

第二部 洋畫 二百九點 百七十七人

外ニ

第三部 工藝品其他 八十九點 五十三人

總計三百七十點此ノ出品者三百人ナリ其ノ内嚴正ナル審査ヲ行ヒタル結果授賞スヘキ優秀出品者ヲ左ノ如ク銓衡擬賞セリ依テ賞金及ヒ賞牌ヲ授與セラレシコトヲ乞フ

東北産業博覽會賞

特定金賞牌及賞金 一名

特定銀賞牌及賞金 三名

特定銅賞牌及賞金 五名

此等美術部出品ヲ概觀スレハ其ノ風剛健ニシテ良ク地方色ヲ出シ斯道ニ精進セル跡歴然タリ

近來動モスレハ奇ヲ求メ新ヲ趨フテ末技ニ拘泥スルノ弊甚シキ秋ニモ拘ラス良ク時流ニ抗シ巧ミニ其ノ精神ヲ補ヒ堅實ナル手法ヲ以テ力作セルモノ多カリシハ欣快ニ堪ヘサル所ナリ日本畫ニ於ケル大體作品ノ傾向ハ時代ト歩調ヲ伴ニセルモノニシテ穩健ナルモノ大部分ヲ占ム

鑑別方針トシテ筆技ノ際立チテ拙劣ナルモノハ勿論取ラス多少技巧ノ上ニ見ルヘキ點アルモ畫面ノ感シ下品ニシテ不快ノ觀アルモノハ指圖アマリニ簡單ニシテ他ノ作品ト鈞合ノトレサル如キモノハ落選

セシムル事トナセリ併シ描寫幾分稚拙ナルモ非常ナル努力ヲ以テ製作シタル作品ハ可成入選セシムル事トナセリ概シテ新シキ意想ニナリタル作品ヲ重視シ舊型ニヨレルモノヲ輕視スルノ心持ヲ以テ鑑別ヲ進メタル事云フヲ俟タス次ニ授賞ノ場合ニ於ケル方針ハ出來ル丈地方出品者ニ重キヲ置クコト、ナシ東京出品者ハ第二トシテ之ヲ取扱フ事トナセリ從テ優賞者四人ヲ選拔スルニ當リ地方出品中ヨリ三點ヲ舉ク東京出品者ヨリ一人ニ優賞ヲ與フル事トナセリ今回ノ東北産業博覽會ハ地方在住ノ畫家ノ爲ニハ競技ノ絶好ナル機會ヲ見ラル、モノナルカ美術獎勵ノ上ヨリ云フモ地方出品者ニ對シ多クノ授賞ヲナス事當然ト考ヘラレタルナリ

又洋畫ニ於テハ近代思潮ニ即シ個性ノ十分ナル表現ヲ試ミ色彩感覺情緒ニ於テ東北人ノ重厚ヲ赤裸々ニ表示セルハ却ツテ喜フヘキ所ナリ靜ニ自然ヲ凝視シ深ク人生ヲ内省セル作品ノ多カリシハ其ノ特徴ト言フヘキカ

要スルニ東北産業博覽會カ多大ナル資力ヲ注キテ創設セル美術部ノ此等ノ出品ハ地方博覽會トシテ稀ニ見ル盛觀ナリ工業ノ基調ヲナス美術工藝ノ花東北ノ天地ニ斯ク一時ニ咲キ亂レタルハ開闢以來ノ事ニシテ今後ニ於ケル東北産業ノ發展ハ期シテ待ツヘキノミ

昭和三年五月廿日

東北産業博覽會美術部

審査員代表 岡田三郎助

告 辭

東北産業博覽會ハ位置既ニ形勝ノ地ヲ占メ規模結構之ニ適ヒ贊同範圍ハ帝國ノ全版圖ニ涉リ出品亦精粹ヲ盡クシ近時稀ニ觀ルノ施設タリ今ヤ審査官ノ微ニ入り細ニ亘リ公平嚴正ナル審級ニ依リ茲ニ優劣精粗判明シ本日ヲ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉ケラル惟フニ今次ノ施設ハ産業文化ノ進歩ニ裨補スヘキハ勿論ナリト雖特ニ東北産業ノ振興開發ヲ促進シ今後ノ進展蓋シ著シキモノアラシ余推サレテ總裁タリ而カモ親シク會務ニ與ルヲ得サルノ憾アリシト雖開會以來數々盛觀ノ報ニ接シ衷心欣快ヲ禁セサルモノアリ豈ニ慶祝ニ堪ヘンヤ
熱々方今國家内外ノ情勢ヲ察スルニ世局多端ニシテ財政上思想上洵ニ憂慮ニ堪ヘス余ノ如キ老齡ノ身ヲ以テ猶且日夕々々タルモノアリ當ニ舉國一致奮起スベキノ秋ナリ各位宜シク思フ茲ニ致シ利義ノ合一ニ則シ克ク能率ノ増進ヲ策シテ優良生産品ノ需給ヲ圓滿ニシ國利民福ノ招徠ニ寄與シ以テ昭和維新ノ國是ニ副ヒ奉ランコトヲ期スヘキナリ

一言告辭トス

昭和三年五月二十日

東北産業博覽會總裁

子爵 澁澤榮一

祝 辭

東北産業博覽會ノ開會以來豫期ノ成果ヲ收メ本日ヲ以テ褒賞授與式ヲ舉行セラル、ハ洵ニ欣慶ニ勝ヘザル所ナリ
惟フニ東北ノ産業ハ我邦至要ノ地位ヲ占メ其ノ盛衰如何ハ延キテ國

力ノ消長ニ關係スル所深シ今回ノ博覽會ハ其ノ規模宏大ニシテ設備亦整頓能ク東北産業ノ精粹ヲ網羅シテ之ヲ一場ノ中ニ展示シ廣ク長ヲ採リ短ヲ補フニ便シ以テ斯業將來ノ發展ニ寄與スル所多シ是レ邦家進運ノ爲殊ニ慶祝ニ堪ヘザル所ナリ

本日授賞ノ光榮ニ浴セラル、ノ各位ハ多年各自從事ノ産業ニ盡瘁シテ之ガ進展ニ資益セラレタルノ功勞者タラザルナシ冀クハ今日ノ榮譽ニ感奮シテ將來更ニ一層ノ努力策進ヲ加ヘラル、アラムコトヲ褒賞授與ノ式アルニ際シ一言蕪辭ヲ寄セ以テ祝辭ト爲ス

昭和三年五月二十日

内閣總理大臣男爵 田 中 義 一

祝 辭

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會出品ノ審査終了シ茲ニ褒賞授與ノ式典ヲ舉ケラル、ニ方リマシテ祝辭ヲ陳ベルコトヲ得マスルハ私ノ欣快トスル所テアリマス今本博覽會ノ成績ヲ見マスルニ出品物ノ品質技巧共ニ相當進歩ノ跡ヲ示シ優秀ナルモノ多數ニ上リマシタコトハ甚ダ意ヲ強フスル所テアリマス然シナカラ時勢ノ進歩變遷ハ急速テアリマシテ決シテ一日ノ儉安ヲ許サナイノテアリマス本日受賞セラレマシタ諸君ハ審査ノ成績ニ鑑ミ常ニ研究努力ヲ怠ラス益々製品ノ改善ニ力ヲ致シ以テ我邦産業ノ堅實ナル發達ニ貢獻セラレムコトヲ希望シテ已マヌ次第テアリマス

昭和三年五月二十日

商工大臣 中橋德五郎

祝 辭

當市商工會議所主催東北産業博覽會褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラル、ニ當リ一言所懐ヲ述ヘテ之ヲ祝スルヲ得ルハ洵ニ本官ノ欣幸トスル所ナリ

惟フニ各種生産者ヲシテ其ノ生産品ニ付自他ノ長短ヲ考數シ以テ改善ニ資セシムルハ博覽會ノ主要ナル目的ニシテ今回ノ博覽會亦此ノ趣旨ニ基カスムハアルヘカラス今本博覽會ノ成績ヲ見ルニ其ノ參加地方ハ獨リ東北ノ各縣ニ止マラス内地ハ勿論遠ク臺灣、朝鮮、樺太滿蒙ニ及ヒ其ノ出品點數亦數萬ニ達シ近時稀ニ見ルノ盛況ニシテ寔ニ本會所期ノ目的ヲ達シタルモノト謂フヘシ

茲ニ褒賞ヲ授與セラレタル諸氏ノ出品ハ慎重ナル審査ノ結果多數ノ出品中ヨリ選拔セラレタルモノニシテ最モ優秀卓越シタル作品タリ是等ハ諸氏カ多年忍耐勉勵ノ賜ニシテ獨リ諸氏ノ榮譽タルノミナラス其ノ地方産業ノ開發上貢獻スル所多ク延イテハ國家ノ富源ヲ培養スル上ニ裨益スル所亦尠カラズ冀クハ今回ノ成績ニ鑑ミ益々斯業ニ精勵シ各々其ノ特色ヲ發揮シテ國家産業ノ興隆ニ寄與セラレムコトヲ本日ノ盛典ニ際シ一言以テ祝辭トス

昭和三年五月二十日

農林大臣 山本悌二郎

祝 辭

生産品ノ公平ナル品評ヲ試ミ其眞價ヲ汎ク世間ニ紹介スルハ需要ト供給トノ關係ヲ圓滑ニシ且ツ産業ノ助長ニ資スル上ニ於テ有效ノ方

ニ貢獻セラレムコトヲ一言以テ祝辭トス

昭和三年五月二十日

宮城縣知事 正四位 牛塚虎太郎

祝 辭

抑モ幾十萬點ノ出品ヲ比較考量シ而モ短時日ノ間ニ之カ優秀精粗ヲ甄別セントスルハ蓋シ容易ノ業ニアラス然ルニ審査員諸士ノ卓越精勵ナル努力ト敏速確實ナル手腕トハ茲ニ滯ナク審査ヲ結了シ本日ヲ以テ褒賞授與ノ式典ヲ舉クルニ至リタルハ誠ニ慶賀ニ堪ヘサル所ニシテ予ハ衷心ヨリ其ノ勞ヲ多トシ深甚ナル敬意ヲ表スルモノナリ審査ノ結果ハ受賞者頗ル多ク一般ニ品質優良、製作堅實、其成績頗ル良好觀ル者ヲシテ感激奮起徒ラニ外邦ノ後塵ヲ拜スルノ愚ヲ痛感セシムルモノアリシハ是レ實ニ我邦産業ノ偉大ナル發展ヲ示セルモノト謂フヘシ

希クハ出品者各位今次ノ成功ニ安ンスルコトナク益々斯業ノ振興ニ努メ以テ國家ニ貢獻セラレンコトヲ一言以テ祝辭トナス

昭和三年五月二十日

第二師團長 赤井春海

祝 辭

東北産業博覽會審査愛ニ全ク了了リ本日ヲトシテ褒賞授與ノ式典ヲ舉ケラル受賞者各位ノ研鑽勞苦今ニシテ酬平ラレタルモノト謂フヘク而モ其ノ滿悅榮譽ニ想到センカ慶祝ノ情轉々禁スル能ハサルモノアリ惟フニ今次開催セラレタル産業博覽會ハ東北未曾有ノ企畫ニシテ

法タルコト固ヨリ論ナク博覽會開催ノ趣旨亦主トシテ此ニ存ス東北産業博覽會出品ノ審査終了シ本日茲ニ褒賞授與式ヲ舉行セラル是レ獨リ受賞者ノ名譽タルノミナラス生産振興ノ一助トシテ洵ニ慶賀ノ至ニ堪ヘス庶幾クハ當業諸氏今後一層奮勵シテ我カ國産業ノ爲ニ益々力ヲ盡サレンコトヲ一言以テ祝辭ト爲ス

昭和三年五月二十日

逓信大臣 望月 圭 介

祝 辭

東北産業博覽會出品審査終了シ本日茲ニ褒賞授與式ヲ舉行スルニ至リタルハ誠ニ慶賀ニ堪ヘス抑々本博覽會ハ東北産業ノ振興ヨリ延テ國運ノ進展ニ寄與セントスル大目的ヲ以テ開催セラレ遠ク滿鮮、臺灣、樺太ヲ始トシ一道三府四十一縣ノ參同ニ依リ出品種類十五部百五十三類ニ及ヒ審査點數實ニ三萬八千ヲ超ユルノ盛況ヲ呈シタリ各種出品ハ孰レモ優秀卓越改善進歩ノ跡ヲ示サ、ルモノナク殊ニ先進府縣ノ物ニ至リテハ精緻巧妙ヲ極メ研鑽努力ノ跡顯著ナルモノ多シ東北ノ現狀ニ鑑ミ裨益スル所頗ル多ク茲ニ一新時期ヲ劃シ銳意盡瘁スヘキ秋ナルヲ思フ

今ヤ我國ノ現狀ハ産業ノ振興ヲ要スルコト愈々切ニシテ我東北ノ如キハ更ニ益々緊切ナルヲ覺ユ冀クハ當業者諸氏克ク審査ノ成績ニ鑑ミ更ニ一段ノ工夫ヲ回ラシ一層ノ力ヲ致シテ産業ノ興隆ヲ圖リ以テ本會開催ノ趣意ヲ顯揚シ産業立國ノ大業ニ合流シテ以テ國運ノ進展

日夜幾萬ノ觀衆ヲシテ驚歎措ク能ハサラシメ好評遠近ニ噴々タルモ
ノアルハ實ニ本日褒賞ニ浴セシ卓越優秀ナル出陳ヲ始メトシ我國產
業文化ノ粹ヲ選ヒ秀ヲ鍾メ新味豐潤光彩陸離眞ニ一大壯觀ヲ呈シタ
ルニ由ラスンハアラス若シ夫レ之カ展覽ニヨリ幾百萬ノ衆庶ヲ利シ
産業開發ニ裨補スルノ効ニ至リテハ蓋シ測リ知ルヘカラサルモノア
ラン
冀クハ受賞者各位深ク思フ茲ニ致シ其ノ使命ニ顧ミ本日ノ榮譽ニ積
ヘ更ニ一段ノ攻究改善ニ思念シ以テ我カ國産業ノ伸展發達ニ力ヲ致
サレンコトヲ一言所懷ヲ陳ヘテ祝辭ニ代フ

昭和三年五月二十日

伯爵 伊達 興宗

祝 詞

仙臺商工會議所カ主トナリ今春東北産業博覽會ヲ同地ニ催シタル美
舉ハ獨リ東北振興ノ爲ト言ハス延テ全國産業發達ノ上ニ至大ノ効果
ヲ顯スモノニシテ誠ニ國家ノ慶事ト謂フベシ
古語ニ云フ百聞一見ニ如カスト博覽會ハ此ノ理ヲ實證スヘキ最好ノ
利用ナルヘシ即チ博覽會ハ智見ノ交換乃至技術相競フノ場ニシテ之
カ設アリテ千百ノ品彙ヲ一堂ニ看比較評隨以テ互ニ優秀ヲ見メシ獎
勵自ラ道アルヲ致ス博覽會ノ効果ノ偉大ナル昔歐洲一都ノ見本市ニ
均シキモノヨリ進歩シテ今天下ノ精華ヲ萃ムル萬國の事業トナレル
歴史ニ考フルモ如何ニ時代ヲ表象シテ國家ノ品位ヲ隆ウシ人類一般
ノ福祉ヲ加フルカハ絮言ヲ待タスシテ瞭然タリ是ノ故ニ本博覽會ハ

冠スルニ東北ノ二字ヲ以テスルモ其ノ影響スル所ハ廣ク遠近ニ及ヒ
海外新地トノ交渉亦此ノ津梁ニ由リテ更ニ繁カラントス
東北産業博覽會ハ其ノ規模ノ大ニ於テモ部門ノ廣ニ於テモ正ニ東北
ノ爲ニ氣ヲ吐ケルノ概アリ由來東北ハ山水美ニ遊涉ニ適シ天產モ亦
饒シト雖モ開導ノ良法ナホ備ハラサルモノアルハ身東北ニ生レテ常
ニ東北ノ振興ヲ唱フル者ノ久シク憾ミトシタル所幸ニ今回ノ博覽會
ハ豫期以上ノ成績ヲ擧ケ得テ地方經營トシテハ其ノ上乘ニ屬スルモ
ノナルヘシ是皆愛土當事者ノ不斷ノ努力ニ由ル所トシテ感謝スルト
同時ニ一博覽會ノ成功ニ満足シテ止ムコトナク更ニ此ノ時機ヲ界ト
シテ東北將來ノ繁榮ノ爲ニ至善ヲ盡サレンコトヲ祈リテ已マサルナ
リ適チ本日ノ盛儀ニ方リ聊カ蕪言ヲ述ヘテ祝意ヲ表ス

昭和三年五月二十日

子爵 後藤 新平

祝 辭

博覽會ノ要ハ當業者各々其ノ精華ヲ罄シテ美術工藝農業商事ノ發達
ヲ圖ルニ在リ東北産業博覽會ノ出品ヲ通觀スルニ諸般ノ點ニ於テ改
良進歩ノ微塵ヲシテ著シ今ヤ出品ノ審査終了ヲ告ケ開期僅ニ旬日
ヲ剩スノ今日多大ノ成功ヲ以テ茲ニ褒賞授與ノ盛典ヲ舉行セラル、
ニ當リ余ハ本會ノ周到ナル施設ト出品者ノ熱心ナル贊同トニ對シ深
ク欣慶スルモノナリ
惟フニ殖産興業ハ致富厚生ノ要道ニシテ其ノ一弛一張ハ直チニ國家
經濟ニ重大ナル關係ヲ有ス今回ノ博覽會タル名ハ東北産業博覽會ト

稱スレトモ其ノ實遠ク滿蒙ヨリ日本全國ニ關係シ外容内實俱ニ備ハ
リテ嶄新ヲ極メタルハ一ニ國勢ノ進運ニ憑ルモノナリト雖モ主トシ
テ出品者諸君ノ精勵ト主催者ノ努力及市民ノ奮發トニ依リテ此ノ盛
ヲ致シタルコト言フ俟タス

由來東北ノ天地遺利到ル所ニ存在シ有望ノ事業前途ニ横ハリ當業者
ノ奮起ヲ要スルモノ蓋シ鮮少ナラサル時ニ際シ地方産業振興ニ刺戟
ヲ與ヘ甚大ナル影響ヲ及ホシタルモノアルハ吾人ノ感謝措ク能ハサ
ル所ナリ

冀クハ出品者諸君獨リ今日ノ成功ニ甘ンセス廣ク産業ノ大勢ニ着目
スルコトヲ怠ラス學術ノ應用經營ノ改善ニ於テ共ニ銳ヲ盡シ精ヲ萃
メ以テ其ノ光輝ヲ顯彰セラレンコトヲ余ハ又仙臺市ガ博覽會ニヨリ
テ受ケタル世評ニ鑑ミ更ニ研鑽努力以テ東北ニ於ケル産業の中樞ノ
實力ヲ將來ニ蔚然トシテ發揮セラレンコトヲ熱望シテ止マサルナリ
一言陳ヘテ祝辭トス

昭和三年五月二十日

仙臺市長從四位 勳四等 山口 龍之助

祝 辭

東北産業博覽會ノ審査終了ヲ告ケ茲ニ本日褒賞授與ノ盛式ヲ舉行セ
ラル

抑本博覽會ハ其ノ名稱東北ノ一部局ヲ冠スルモ其ノ實ニ於テハ規模
太々宏大ニシテ殆ト帝國全版圖ニ於ケル物産ノ精粹ヲ充タシ品類ノ
多キ之ヲ他地方ニ於ケル斯種ノ施設ニ比シ優ニ一頭地ヲ拔ケリ亦盛

ナリト謂フヘシ今ヤ此ノ夥多ノ出品ハ周到綿密ナル審査ヲ了シ優劣
精粗爰ニ判定セラレ各般産業ノ進歩發達歴々徴スヘキモノアルハ洵
ニ慶祝ニ堪ヘサル所ナリ然リト雖國家經濟ノ發達國力ノ充實ハ主ト
シテ之ヲ産業ノ振興ニ俟タサルヘカラサルヲ惟ヘハ單ニ出品ノ精粗
優劣ヲ競争スルノミヲ以テ終極ノ目的ト爲スヘキニアラス
要ハ即チ優者ニ於テハ其ノ名聲ヲ持スルト共ニ品質ノ改良ニ一段ノ
努力ヲ效シ益將來ノ利益ヲ増進スヘク然ラサル者ニ於テハ更ニ能ク
奮勵努力他ノ長ヲ採リ以テ自己ノ短ヲ補足セムハアラス當局ノ多
難ヲ排シテ銳意ノ力經營ニ盡瘁シ政府並縣市亦克ク指導助成セラレ
タル所以ノモノ一ニ此ノ終極ノ目的ヲ完フセムカ爲ナラスンハアラ
ス
且夫レ最近各般ノ事業日ニ進ミ月ニ改リ列國産業上ノ競爭ハ瞬時猶
且底止スル所ナシ産業ノ局ニ當ル者豈今日ノ現狀ニ安スルヲ得ンヤ
宜シク奮奮精勵以テ益新業ノ進歩發達ヲ期スヘキナリ出品者諸氏ニ
シテ果シテ斯ノ如クンハ各地ノ衆庶亦能ク起テ之ニ倣ヒ更ニ大ニ國
富充實ノ效果ヲ擧クルヲ得ヘシ是レ眞ニ以テ昭代ノ宏猷ニ副ヒ奉ル
所以ナリト信ス茲ニ褒賞授與ノ式典ニ會シ欣喜ニ堪ヘス即チ一言ヲ
述ヘ以テ祝辭ニ代フ

昭和三年五月二十日

宮城縣會議長 佐々木 家壽治

祝 辭

東北産業博覽會出品審査正ニ終リ本日ヲ以テ褒賞授與ノ典ヲ舉行セ
ラル寔ニ慶賀ニ堪エサル所ナリ

本會ノ内容ハ其ノ規模ト相俟チテ充實セルコト本會ヲ一覽シテ之レヲ知ルニ足ル而シテ今マタ其ノ出品ニ優秀ナルモノ少カラス進歩ノ蹟歴然タルヲ聞ク是レ從來東北ノ産業不振ノ聲アリシニ對シ大ニ意ヲ強フスル所以ナリ然レドモ他地方ニ比シ且ツ世界産業ノ趨勢ニ對シテ考究スヘキ點多キヲ思ハサルヲ得ス東北産業界ニシテ茲ニ省ルアリ本會ニ就テ學フ所大ナルト共ニ一層ノ努力ヲ以テ發達振興ヲ期セラレンカ本會開催ノ意義始メテ完キヲ得ン冀クハ益々奮勵セラレシコトヲ一言以テ祝辭ニ代フ

昭和三年五月二十日

仙臺市會議長 坂元藏之允

祝 辭

東北産業博覽會褒賞授與式ヲ舉クルニ當リ一言祝辭ヲ陳フルハ余ノ最モ光榮トスル所ナリ

余等曩ニ協贊會ヲ組織シ微力ヲ當博覽會ノ盛況ニ効サンコトヲ期シタリ幸ニシテ開會以來盛觀ヲ呈シ審査亦結了ヲ告ケ殆ト所期ノ目的ヲ達スルニ邁カラントス是ニ依リ邦家産業ヲ促スハ勿論實ニ我仙臺市産業ノ興隆ニ一新紀元ヲ劃スヘキヤ必セリ幸慶何物カ之ニ若カン由來仙臺市ハ東北ノ學都ヲ以テ稱セラル、ト雖モ産業上特ニ見ルヘキモノニ乏シ今ヤ隣接町村統一成リ大都市計畫ノ實現亦將ニ近キニアラントス茲ニ文化的施設ノ實現ト相俟チ本會審査ノ成績ニ鑑ミ之ヲ基調トシテ産業上一大改進ノ實ヲ舉クルアラハ我仙臺市ノ將來蓋シ洋洋タルモノアラン斯クテ當博覽會開催モ徒爾ナラサルヘク我協贊會ノ誠衷モ亦報イラレタリト謂フヘキ乎一言以テ祝辭トス

昭和三年五月二十日 協贊會長伯爵 佐久間俊一

答 辭

東北産業博覽會審査結了ヲ告ケ本日ヲトシ褒賞授與ノ盛典ヲ舉ケラル今ヤ國運隆昌ノ域ニ進ミ産業ノ發達ヲ促スコト愈々急ナルノ時ニ當リ仙臺商工會議所カ東北産業博覽會ヲ開催セラレタルハ眞ニ機宜ヲ得タル舉トシテ協贊會加此ノ盛大ヲ見ル蓋シ偶然ニアラサルナリ某等幸ニ受賞ノ光榮ニ浴シ此ノ席末ニ列スルヲ得タルハ何ノ喜カ之レニ加ヘン將來益々奮勵業ニ從ヒ國家富強ノ實ヲ舉ケ以テ今日ノ光榮ニ報ヒムコトヲ期ス茲ニ受賞者一同ニ代リ謹ミテ答辭ヲ述フ

昭和三年五月二十日

東北産業博覽會受賞者惣代

麒麟麥酒株式會社々長

伊丹二郎

答 辭

本日ヲトシ首相閣下及國務大臣閣下國家ノ顯官御多數御參列ヲ辱ウシ茲ニ東北産業博覽會褒賞授與式ヲ舉行セラレ其ノ席末ニ列スルノ光榮ヲ得タルハ感謝ニ堪エサル所ナリ
總裁閣下並ニ會長閣下外幹部諸君ノ非常ナル御盡力ニヨリ本年度開催セラレタル數多キ各地博覽會ニ其ノ類例少ナキ美術部ヲ特設セラレタルハ學都ノ誇リトシテ相應シク斯道發達ノタメ慶賀ニ堪エサル所ナリ
然ルニ今日又生等褒狀ヲ授與セラル、ノ恩典ニ浴シ恐縮ニ堪エサル者ナリ

謹ミテ東北産業博覽會御當局ノ御幹旋ニ對シ感謝スルト共ニ斯道ノ權威者タル諸先生ノ鑑査審査ノ御心勞ニ對シ滿腔ノ感謝ヲ捧ケ以テ今後一層奮勵努力研究ニ研究ヲ重ネ御恩惠ト御趣旨ニ副ヘ奉ラントス一言述ヘテ答辭トナス

昭和三年五月二十日

美術部受賞者總代 澁谷榮太郎

而して出品人には左の參列證を交付して式に參列せしめたり。

表



東北産業博覽會 褒賞授與式出品人參列證

裏

- 一、參列者ハ男子フロックコート、燕尾服又ハ羽織袴着用ノコト
- 一、褒賞授與式ハ午前十時舉行スヘキニ付同九時迄ニ第一會場受付係ニ本證ヲ御渡シ入門時限後ハ入場ヲ謝絶スルコトアルヘシ
- 一、本證ハ一枚一人ニ限ル

其の四 饗宴及國遊會

式終るや第一本館附近に設備せる模擬店に於て盛なる宴遊會を催し尙ほ主なる來會者に對しては大會場に於て立食の饗應を爲し別に記念菓子を呈し午後五時よりは市内旗亭宮古川、青葉、八百衆に案内して祝意を表せり。

第五節 閉會式

其の一 設 備

會期五十日間を過し五日間の延期も亦無事終了せしを以て六月八日閉會式を舉行せり會場は大會場を充て設備の如きは褒賞授與式當時ニ同し。而して招待の範圍人員等も褒賞授與式ニ殆ミ同一なり。招待狀は五月二十九日を以て發送を了せり。

其の二 儀 式

六月八日閉會式當日も一片の雲なき産博晴にして午前十時を以て舉行せり來賓其他の關係者千餘名其の次第左の如し。

閉會式次第

- 一、參列者着席
- 一、總裁臨場
- 一、奏 樂
- 一、舉 式 挨拶
- 一、式 辭
- 一、告 辭

一、祝 辭

内閣總理大臣
宮城縣知事
第二師團長
贊同各廳長官總代
伊達興宗伯
仙臺市長
宮城縣會議長
仙臺市會議長
各商工會議所
協贊會長

一、閉式挨拶
一、奏 樂
一、順次退場

以上

式 辭

東北産業博覽會期終了ヲ告ケ貴紳ノ來臨ヲ辱フシ本日ヲ以テ閉會式ヲ舉行スルハ本會ノ最モ光榮トスル所ナリ
抑々本會ハ市民ノ熱誠ナル希望ニ依リ産業文化ノ振興ニ寄與シテ昭和維新ノ盛世ヲ祝福セントスルノ趣旨ヲ以テ計畫シ殆ト二年ノ日子ヲ閱シテ豫定ノ如ク本年四月十五日之ヲ開會シ本日ヲ以テ閉會ヲ告ク願ルニ本會ノ施設内容固ヨリ遺憾ノ點ナキニアラスト雖モ大ナル

蹉跌ナク豫定ノ計畫ヲ遂行シテ亦甚シク世ノ期待ニ背カス産業振興上ニ一ノ衝動ヲ與ヘ幾多ノ教訓ヲ得タルヲ喜ハントス特ニ會期中開院宮殿下北川宮大妃殿下ノ台臨ヲ賜ハリタルハ本會ノ一大榮譽タリ是皆内外ノ官憲及團體ノ深厚ナル同情ト縣市民一般ノ熱心ナル援助等ノ結果ニ外ナラサルナリ
然リト雖モ今ヤ閉會ニ當リ熱々過程ヲ追懷シ而モ亦將來産業文化ノ進展其ノ途ノ遠キニ想到セハ更ニ一層責任ノ重大ヲ感スルヤ切ナリ吾人ハ當ニ相提攜シテ益々斯界ノ振興ニ盡瘁スヘキナリ冀クハ大方諸賢幸ニ指導誘掖ヲ垂レ賜ハラントテ終リニ臨ミ政府、第二師團並ニ縣市等ヨリ形勝ナル地區及宏壯ナル建築物ノ使用ヲ許可セラレ官廳、團體、會社若クハ個人ニシテ特設館等ヲ建設シ本會ニ光彩ヲ添ヘラレタル將又審査ノ嚴正公平ナル等皆是レ本會ノ成績ヲ助長セラレタルコトノ多大ナリシハ誠ニ感謝措ク能ハサル所ナリ以テ式辭トス
昭和三年六月八日
東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

告 辭

夫レ産業博覽會開設ノ趣旨タル各地ノ生産品ヲ蒐集シ其ノ優劣精粗ヲ審覈シ採長補短以テ益産業ノ振興ヲ企圖スルニ在ルハ敢テ言フヲ俟サル所ナリ然リ而シテ今後ニ於ケル我國生産事業ノ經營タルヤ單ニ内國的ノミヲ以テ満足スヘキニアラスト須ラク世界ノ見地ニ立脚シテ東西相倚リ有無相通シ共存同營ノ誼ニ由リ小事業ノ亂立ヲ避ケ合

同統一ヲ策シテ資源ノ充實ヲ確クシ更ニ首腦人物ニ有爲ノ適材ヲ選擇スヘキナリ而シテ其ノ生産品ニ就キテハ克ク時代ノ趨嚮ヲ察シ舊慣ニ泥マス模倣ニ流レス常ニ學理ノ研究應用ニ專念シ獨創發見ノ技能ヲ磨キ文化産業ノ向上ニ邁往スヘキナリ如上ノ理ハ固ヨリ各位ノ夙ニ詳知セラル、所ナリト雖モ今ヤ當博覽會ノ閉會式舉行ニ當リ事業界ノ現狀ト國家ノ前途ヲ想フノトキ切々々々情坐ロニ湧キ來リテ又禁スル能ハス一言婆心ヲ陳ヘテ敢テ告ク冀クハ旌メラレヨ
終リニ臨ミ内外贊同ノ官憲及團體ノ深厚ナル援助並役職員諸氏ノ銳意盡瘁セラレタル勞苦等ニ對シ茲ニ深甚ナル敬意ヲ表ス
昭和三年六月八日
東北産業博覽會總裁 澁澤榮一

祝 辭

東北産業博覽會ハ豫期ノ成績ヲ舉ケ本日ヲ以テ閉會式ヲ舉行セララル洵ニ盛事ト謂フ可シ惟フニ本博覽會カ東北産業ノ爲ニ氣ヲ吐キ力ヲ致シ以テ智能ヲ啓キ技工ヲ進メ創意發明ニ資益スル所頗ル多大ナルモノアリシヤ疑ヲ容レス冀クハ東北産業ノ將來更ニ益々興隆發展シテ已マサランコトヲ禱ル
閉會式ニ臨ミ一言ヲ叙シテ祝辭ト爲ス
昭和三年六月八日
内閣總理大臣男爵 田中義一

祝 辭

東北産業博覽會ハ開會以來五十有餘日東北ノ天地ニ一大光彩ヲ放チ

稀有ノ盛況裡ニ豫期以上ノ好成績ヲ收メテ本日茲ニ閉會式ヲ舉行スルニ至リタルハ誠ニ慶祝ノ至ナリ本博覽會ハ本縣産業ニ多大ナル刺戟ヲ與ヘ國運ノ隆昌ニ寄與スル所鮮少ナラサルヘキヲ信シ其成功ヲ祝スルト共ニ時勢ノ要求ニ適合セル施設ヲ爲シ協力ノ力ヲ經營ニ任セラレタル主催者各位ノ心勞ヲ對シ滿腔ノ敬意ヲ表ス今後一層雄大ニシテ周密ナル産業振興ノ方策ヲ樹立シ之カ達成ニ努メ博覽會ヲ敢行セル識見ト勇氣トヲ持シ積極的進取ノ英氣ヲ奮テ勇往邁進以テ如實ニ本縣産業ニ一新生面ヲ開キ國運ノ隆興ニ貢獻セラレンコトヲ望ム一言以テ祝辭トス
昭和三年六月八日
宮城縣知事 正四位 牛塚虎太郎 勳二等

祝 辭

本會ノ會期僅カニ五旬而モ百五十萬ノ觀衆ヲ迎ヘテ空前ノ成功ヲ收ム又盛ナリト謂フヘシ惟フニ本會ハ東北産業ノ發達ニ一新紀元ヲ劃セルモノニシテ功績ノ偉大ナルハ論ヲ俟タス又其機宜ニ適セル施設經營ハ此種事業ノ白眉トシテ永ク他ノ規範タルヘシ
茲ニ閉會ノ式典ニ臨ミ當局及出品者諸賢ノ勞ヲ多トシ併セテ滿腔ノ敬意ヲ表ス
昭和三年六月八日
第二師團長 赤井春海

祝 辭

仙臺商工會議所主催東北産業博覽會ハ開會以來豫期以上ノ成果ヲ收

メ茲ニ本日ヲ以テ盛況歡呼ノ裡ニ閉會式ヲ舉行セラシ、ハ本邦産業界ノタメ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル處ナリ由來東北ノ地産業不振ノ聲久シク之カ啓發進展ハ夙ニ官民ノ等シク唱導セル所ナリ這回ノ博覽會ハ實ニ如上ノ一大目的ヲ以テ開催セラレタルモノニシテ規模ノ宏大設備ノ結構共ニ近時稀ニ觀ルノ施設ト謂フヘク其ノ參加出品ハ帝國全土ヲ網羅シ能ク産業ノ精粹ヲ一堂ニ展示シテ斯業ノ改善發達ニ資セラレタリ今ヤ會期滿ツルニ當リ五十有餘日ノ成績ヲ觀ルニ各般ノ計畫施設最モ圓滿順調ニ遂行セラレ連日多數ノ入場者ヲ收容シテ中外ノ好評ヲ博シ未曾有ノ盛況ヲ呈シテ帝國産業ノ發達文化ノ進展ニ裨補セラレタル所甚大ナルモノアルヲ信ス是レ固ヨリ主催當局ノ努力ト諸般ノ措置克ク其ノ機宜ヲ得タルニ職由スル處大ナリト雖モ一面贊同各府縣ノ熱誠ナル協力ニ因リタルモノニシテ深ク感謝ノ意ヲ表スル所ナリ庶幾クハ本會ノ成果ニ鑑ミ今後相共ニ協力砥勵一層其ノ効果ヲ發揮セシメ東北産業ノ振興ニ寄與シ以テ國運ノ進展ニ貢獻セラレシコトヲ一言以テ祝辭ト爲ス

昭和三年六月八日

聯合各府縣代表

山形縣知事 篠原英太郎

祝辭

東北産業博覽會ハ開會以來非常ノ盛況ヲ呈シ多大ノ効果ヲ收メテ爰ニ芽出度閉會式ヲ舉ケラル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ而シテ其ノ今日アルハ主催者タル商工會議所ノ功績ニシテ縣市當局及關係諸氏援助

言陳ヘテ祝辭ニ代フ

昭和三年六月八日

祝辭

仙臺市長從四位勳四等 山口龍之助

東北産業博覽會ハ開會以來噴々タル好評ト甚大ナル盛況トヲ以テ終始スルヲ得タルハ畢竟措施策其宜シキヲ得官民協和ノ實ヲ完フシ熱誠以テ事ニ當リタルノ功果タラスンハアラス今ヤ和氣霽々ノ裡其ノ閉會ヲ告クルニ至ル關係諸氏ノ勞豈徒爾ナリトセンヤ
惟フニ本會ハ既ニ全國各府縣特ニ本會ノ教化及産業ニ寄與セルノ補益蓋シ尠ナリトセス然リト雖其ノ能ク着々實功ヲ收メ彌々益々他日ノ美果良績ヲ舉ケントセハ施設經營一ニ之ヲ地方有識者ノ指導啓發ニ待タサルヲ得ス然ラハ則チ本日ノ式典タル各府縣産業競争上ノ起點ナリト謂フヘシ況ヤ内外經濟界ノ狀態ヲ考察スレハ其ノ向上發展ノ機運タル造次猶且止息スル所ナク特ニ輓近列國ニ於ケル産業ノ進歩ハ所謂致知ノ能格物ノ技藝々乎タルノ觀ナシトセサルニ於テテヤ由是觀之將來ニ於ケル關係官民ノ責務タル一層重且大ナルヲ痛感セスンハアラス諸氏庶幾クハ宜シク深ク此ニ留意シ細心周匝敢テ或ハ些ノ過誤失計ナキヲ期シ以テ更ニ大ニ斯業ノ振興刷新ニ貢獻セラレムコトヲ一言以テ祝辭ト爲ス

昭和三年六月八日

祝辭

宮城縣會議長 佐々木 家壽治

六六

ノ力亦與ツテ大ナリト謂フヘク感謝措ク能ハサル所ナリ想フニ博覽會ノ使命ハ本日ヲ以テ終了セルモノニアラスシテ其ノ教訓ヲ將來ノ改善發展ニ資スルニ在リ慧敏ナル關係各位ハ勿論爰ニ着意セラレ小成ニ安ンセス有終ノ美ヲ濟スニ努力セラレヘキヲ信ス聊カ所感ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和三年六月八日

伯爵 伊達 興宗

祝辭

東北産業博覽會期間滿了シ本日ヲ以テ閉會ノ式典ヲ舉行セラレ抑々當博覽會ハ我カ仙臺市ニ取リ實ニ五十年來ノ開催ニシテ其ノ規模宏壯新ヲ極メ區域ハ遠ク滿、鮮、臺灣ヲ初メ一道三府四十一縣ニ亘リ出品點數五萬有餘點ノ多キニ達シ名ハ東北産業博覽會ト稱スレトモ其ノ實ニ於テ殆ント内國博覽會ノ觀アリ是從來一地方ノ開催ニ於テ未曾有ノ盛事タリ洵ニ本市ノ光榮ト謂フヘシ惟フニ經濟難局ヲ唱ヘラル、今日仙臺商工會議所一意専心東北産業ノ發達福利ノ増進ヲ期セントスル趣旨ニ基ツキ獨力克ク此ノ一大事業ヲ遂行シ以テ豫期以上ノ成績ヲ收メタルハ職トシテ本會經營者各位カ銳意奮勵事ニ從ヒタルノ致ス所ニ由ラスンハアラス冀クハ今後ニ於テ本會ノ効果カ當業者ハ勿論東北地方ニ於ケル産業ノ振興文化ノ開發進展ニ資セラル、所大ニシテ延イテ我國産業ノ發達ニ貢獻スル所アラハ以テ本會ノ趣旨ニ叶ヒ其ノ目的ヲ完フスルヲ得ヘシ

茲ニ終局ヲ告クルニ際シ謹テ主催者並ニ關係各位ノ功勞ヲ深謝シ一

東北産業博覽會ノ會期終リ本日ヲ以テ閉會ヲ告ケラル寔ニ欣快トスル所ナリ

由來産業不振ノ嘆アル東北ニ於テ而モ財界不況ノ極ニ在ル時ニ際シ猶且ツ豫期ノ成績ヲ贏チ得タルモノハ主催會議所ノ計畫宜シキヲ得各員ノ奮勵大ナルニ因ルト共ニ地方官民カ多大ノ援助ヲ惜マサリシ爲メナリ然レトモ産業ノ改善振興ハ一朝一夕ノ能スル所ニアラス主催者並ニ地方官民ハ須ラク爰ニ省ル所アリテ今日ノ覺悟ヲ以テ恒久不斷ノ覺悟トナシ其ノ成果ヲ將來二期セラレ、ニ於テハ本會ニ對スル功勞始メテ酬ヒラルヘキナリ一言所懷ヲ陳ヘテ祝辭トナス

昭和三年六月八日

仙臺市會議長 坂元藏之允

祝辭

茲ニ東北産業博覽會カ本日ヲ以テ閉會式ヲ舉行セラレ、ニ當リ一言祝辭ヲ呈スルハ予ノ最モ欣幸トスル所ナリ
惟フニ本博覽會ハ規模ノ雄大ト設備ノ整齊内容ノ充實ト相俟ツテ開會以來連日多數ノ觀覽者ヲ集メ克ク所期ノ目的ヲ達成シタルハ是レ一ニ關係各位ノ精勵努力ノ賜ナリト謂ハサルヘカラス蓋シ生産品ノ優現代文化ノ粹ヲ一場ニ蒐メ輓近ニ於ケル我國産業發達ノ實狀並ニ當業者カ苦心努力ノ跡ヲ遍ク中外ニ顯揚シタルコト今回ノ如キハ蓋稀ニ見ル所ニシテ本邦産業ノ振興ニ貢獻シタル功績ハ極メテ著大ナルモノアリ

今茲ニ盛會裡ニ閉會ヲ見ルニ際シ深ク關係者諸氏ノ勞ヲ多トスルト

六七

共ニ聊カ所懐ノ一端ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和三年六月八日

東京商工會議所會頭 藤田謙一

祝辭

我が協賛會ハ東北産業博覽會開設ノ議決スルヤ時ヲ同ウシテ之ヲ組織シ爾來殆ト二ケ年聊カ微力ヲ捧ケ以テ其ノ盛況ニ資シ來レリ一般市民亦街路ノ舗裝ニ店舖ノ修築ニ町内ノ裝飾ニ銳意改善ヲ加ヘ博覽會ノ施設ヲ期セラレタリ其ノ間特ニ閑院宮殿下北白川宮大妃殿下ノ博覽會ノ台覽ヲ始メ奉リ伊達伯爵並幾多朝野貴紳ノ來觀ヲ辱フシ空前ノ盛況ヲ呈シタルハ單リ博覽會ノ榮譽タルノミナラス實ニ又我カ仙臺市ノ誇リトスル所ナリ斯クシテ今ヤ正ニ終了ヲ告ク欣快何ソ堪ヘン

惟フニ當博覽會閉會ノ直後ハ或ハ一時寂寥ノ觀ナキヲ保セサルヘシト雖モ其ノ受ケタル幾多ノ衝動ハ市民ヲ緊張セシメ總テ文化産業ノ更新ニ躍進スルモノアルヲ疑ハス仙臺市ノ前途ヤ其レ洋々タルカナ茲ニ謹ミテ閉會式ヲ祝シ併セテ博覽會各關係諸賢ニ對シ深厚ナル感謝ノ意ヲ表ス一言以テ祝辭トス

昭和三年六月八日

東北産業博覽會協賛會長

伯爵 佐久間俊一

尙ほ當日各方面より寄せられたる祝電左の如し。

鐵道大臣、朝鮮總督、東京府知事、愛媛縣知事、臺灣總督府總務長

即ち入場料外の主收入たる使用料にして斯の如し其他は推して知るを得へし。

第一節 國庫補助金

本會には國產優良品をも一堂に網羅し開催の目的を確實に達成せんことを期し昭和二年十月十九日縣を通して商工大臣に左の申請書を提出せり。

○第一六一八號

昭和二年十月十九日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

商工大臣 中橋徳五郎殿

國產振興獎勵ニ關スル補助交付ノ申請

昭和三年四月十五日ヨリ五十日間當所主催ヲ以テ東北産業博覽會ヲ開催シ東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ全國各地ノ生産品ヲ蒐集展示シテ比較品階シ我カ國本ノ培養、産業ノ進展ニ資セントスル計畫ヲ以テ目下夫々進捗中ニ有之候處此ノ機會ニ於テ特ニ我國刻下ノ情勢ヨリ觀察シテ焦眉ノ急務トスル國產ノ振興ト其ノ愛用ノ普及宣傳ヲ目的トスル施設ヲナスハ最も緊要ナルヲ認メ是等ニ關スル特殊企畫ヲ該博覽會事業中ニ相加ヘ我カ國產品ノ研究ト貿易ノ振興トニ資シ度義ニ有之候ニ就テハ右施設經費中へ相當補助相成候様特ニ御詮議相仰度關係書類相添ヘ此段及申請候也

昭和二年度國產振興施設經費豫算 (略)

官、水戸市長、尼ヶ崎市長、滿鐵社長、北海道商工會議所聯合會々長、函館商工會議所會頭、盛岡商工會議所會頭、青森商工會議所會頭、明石商工會議所會頭、北海道タイムス社、其他。

其の三 饗宴

式後直に第二本館前に於て各種の模擬店を開きて國遊會に移り盛會裡に正午散會せり。

第七章 補助金

本會は其目的産業の開發にあるを以て出品者には出來得る限りの便宜を與へ殊に物質的には充分に考慮を拂へり爲に他に財源を求めざれば收支の均衡を得ざるを以て止むなく國、縣、市に其の補給を仰ぐこと、なれり今本會同年に開會せし東京、岡山、高松、別府各各種使用料を比較するときは一目瞭然たるものあり。

| 主 催 地 | 小 間 代 | 露 臺 | 平 土 間 | 場 内 賃 地 | 賣 店 |
|-------|-----------|---------|-------|---------|---------|
| 東 京 | 二 等 二、〇〇〇 | 六、三、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 |
| 岡 山 | 二 等 三、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 |
| 高 松 | 二 等 三、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 |
| 別 府 | 二 等 三、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 |
| 本 會 | 二 等 三、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 一、五、〇〇〇 |

備考 賃地は壹坪、賣店は間口六尺奥行九尺其の他は間口六尺奥行三尺を單位とす。

昭和三年度國產振興施設經費豫算 (略)

鑑 査 方 針 (略)

十一月二日に至り縣内務部長を通して左の照會に接す。

○商第一九一一號

昭和二年十一月二日

宮城縣内務部長

仙臺商業會議所會頭殿

國產振興獎勵補助申請ニ關スル件照會

客月十九日附第一、六一八號ヲ以テ申請ニ係ル東北産業博覽會國產振興施設費國庫補助ノ件ニ關シ左記事項ニ付其筋ヨリ照會有之候條其ノ詳細折返御回答相成度

記

- 一、如何ナルモノヲ國產優良品トスルヤ
- 一、右國產優良品ニ對シテ鑑査又ハ審査ヲ行フヤ若シ行フトスレハ其ノ方針如何
- 一、國產振興施設ニ要スル經費豫算(各費目ニ付詳細ナル内譯ヲ要ス)

昭和三年一月十二日左の回答を發す。

○第一三六八號

昭和三年一月十二日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣内務部長 兼子悌次殿

國產振興施設費國庫補助ニ關スル件

客年十一月二日付商第一九一號ヲ以テ御照會ニ係ル當所主催東北産業博覽會國產振興施設費國庫補助申請ニ關スル件ハ別記ノ通りニ有之尙右ニ關シテハ博覽會規則第十二條中ニ左ノ一項ヲ追補シ該施設ニ關スル事項ヲ明定致候條可然御取計相成度御回報ヲ兼此段及御依頼候也

記

一、第十二條ノ二

本會ニ國產振興部ヲ置キ前條出品中輸入品ト同種類若ハ之ニ代用シ得ヘキ國產品ニ付テハ特ニ鑑査ヲ行ヒ其ノ優良品ヲ一般出品物ト區別シテ陳列スルモノトス
前項ニ規定セル品種目ノ決定及之カ鑑査ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

記

一、國產優良品ノ範圍

左記各項ニ該當スル染織工業品、製作工業、及化學工業品、電氣工業及機械工業品、食料品トス

- 1、輸入品ト同種類ノ優良品
- 2、輸入品ニ代用シ得ヘキ優良品
- 3、輸出ヲ獎勵シ得ヘキ優良品
- 二、國產優良品ニ對シテハ別紙鑑査規定ニ依リ鑑査ヲ行フモノトス
- 三、國產振興施設ニ要スル經費豫算別紙之通

記

- 一、輸入防遏及輸出増進上重要ナル國產品ニシテ國產振興ノ目的ニ合致スル出品トス
但シ輸入原料ヲ使用シタルモノト雖加工ノ大部分カ本邦ニ於テ爲サレタルモノハ國產品トシテ取扱フ
- 二、各種出品ニ對スル鑑査要項ハ委員會ニ於テ定ム
- 三、鑑査上必要ナル場合ハ實地試験ヲ施行シ又ハ同一生産者ノ同種製品ヲ参照ス

東北産業博覽會國產優良品鑑査規程 (略)
國產振興施設經費豫算 (略)

一月二十一日には馬場出品部長、木村主事、二月二十三日には山田事務總長、馬場出品部長、木村主事、上京委曲陳情三年三月二日左の指令に接せり。

○商工省指令第九五四號

宮城縣仙臺市仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門
昭和二年十月十九日附申請東北産業博覽會費國庫補助ノ件聽屆ケ昭和二年度ニ於テ金五千圓交付ス
但シ別記命令書ノ通心得ヘシ
昭和三年三月二日

命令書

商工大臣 中橋德五郎

一、申請書及同附屬書類ニ記載ノ事項ニ準據シ東北産業博覽會ヲ舉行スヘシ

二、事業ノ計畫ヲ變更セントスルトキハ豫メ當省ノ指揮ヲ受クヘシ
三、昭和二年度ニ於ケル收入支出ノ決算並事業ノ概況ハ昭和三年四月末日迄ニ報告スヘシ

四、國產振興施設ニ關スル事業ノ成績ハ昭和三年八月末日迄ニ詳細報告スヘシ

五、商工大臣必要ト認ムルトキハ本事業遂行ニ必要ナル事項ヲ命令スルコトアルヘシ

六、本命令其ノ他商工大臣ノ發スル命令ニ違背シ又ハ事業ノ計畫ヲ遂行セサルトキ若ハ豫算額ト決算額トニ著シキ差額ヲ生シタル場合ニ於テハ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

三月六日左記請書ミ請求書を提出せり。

○第二〇三三號

御請書

商工省指令第九五四號ヲ以テ本所主催東北産業博覽會費國庫補助昭和二年度ニ於テ金五千圓交付ノ件御指令相成候處別紙御命令書寫之通正ニ御請仕候也
昭和三年三月六日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

商工大臣 中橋德五郎

○第二〇三三號

昭和三年三月六日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

商工大臣 中橋德五郎

請求書

商工省指令第九五四號ヲ以テ本所主催東北産業博覽會費國庫補助昭和二年度ニ於テ金五千圓交付ノ件御聽屆ケ相成候處右金御交付被成下度此段請求候也
五月十四日に至り商工省工務局長に宛て左の申請書を提出せり。

○第四一二三號

昭和三年五月十四日

東北産業博覽會長

商工省工務局長

國產振興施設ニ關シテハ豫テ申請致置候次第モ有之昭和二年度ニ於テハ既ニ補助金ノ御交付ヲ相受候處本博覽會ハ去ル四月十五日開會、會期モ半ハテ經過シ居ル次第ニ有之候ニ付テハ昭和三年度分補助金至急何分ノ御指令相成候様致度此段重テ申請候也
五月十七日左の照會に接せり。

○工局第一〇九九號

昭和三年五月十七日

商工省工務局長

東北産業博覽會長 伊澤平左衛門

本月十四日附テ以テ貴會國產振興施設ニ對スル昭和三年度分補助金交付方申請相成候處左記事項承知致度候條至急提出相成度此段及照會候也

記

- 一、昭和二年度ニ於ケル國產振興施設經費收入支出ノ決算
- 一、昭和三年度國產振興施設經費豫算
- 一、國產振興特設館ヘノ府縣別出品種類及點數
- 一、博覽會規則書二部

以上

六月二十九日、七月二十八日兩度に亘り回答書を提出せり。

○第四一二三號

昭和三年六月二十九日

東北産業博覽會長

商工省工務局長殿

客月十七日工局第一〇九九號御照會ノ件別紙ノ通及御回答候也

追テ三年度ニ於テ曩ニ提出シタル豫算ヨリ五千六百九拾圓ヲ減額シタルハ陳列棚及露臺ニ於テ其ノ數ヲ減シタルニ由ル儀ニ有之候也

昭和二年度國產振興施設經費決算

昭和三年度國產振興施設經費豫算

各府縣別國產品出品並受賞者人員點數對照表 (略)

六月三十日山田事務總長、佐々木事務長、上京陳情す。
九月一日左の指令に接せり。

○商工省指令工第六八八五號

宮城縣仙臺市東北産業博覽會長

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年六月二十九日附申請東北産業博覽會費國庫補助ノ件聽届ケ但シ別記命令書ノ通心得ヘシ

昭和三年九月一日

商工大臣 中橋德五郎

記

命令書

一、當該補助金ハ昭和三年六月二十九日附申請書及同附屬書類ニ記載セル東北産業博覽會國產振興施設昭和三年度經費ニ之ヲ充當スヘシ

二、本會及國產振興施設ニ關スル收入、支出ノ決算並事業ノ成績ハ昭和三年十月末日迄ニ詳細報告スヘシ

三、本命令ニ違背シタルトキ若ハ豫算額ト決算額トニ著シキ差額ヲ生シタル場合ニ於テハ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

九月十一日請書を提出す。

○請書

(別紙指令及命令書ノ全文記載) (略)
右御請候也
昭和三年九月十一日
東北産業博覽會長 伊澤平左衛門
商工大臣 中橋德五郎殿
以上は經過の概要なり斯て昭和二、三兩年度に於て金壹萬圓の補助を得國產振興に關する優良品陳列館を全備するを得たり。

第二節 縣費補助金

大正十五年九月三十日左の縣費補助申請書を提出せり。

○共進會開催ニ付補助申請書

我カ東北ノ地ハ多年産業ノ發達遲々トシテ振ハサリシハ一ニ歴史的環境ト地理的關係ノ然ラシムル所ナランモ自然ヲ制スルノ意圖尙ホ關西人ニ及ハサルハ誠ニ遺憾ニ堪エサル義ニ有之候然ルニ今日ニ在リテハ交通機關ノ設備ノ進捗スト共ニ人文ノ發達ハ勿論、産業ノ進展昔日ノ比ニアラサルハ周知ノコトニ有之例ハ製作品ニアリテモ其ノ外形内容實質敢テ關西ノ其レニ遜色ナキニ尙ホ且ツ關西品ノ爲ニ驅逐セラル、ノ情況ナルヲ以テ縣市當局ニ於テモ之ヲ遺憾トシテ博覽會ノ開催、其ノ他ノ對策ヲ屢々講セラレタルコトアリシモ中途挫折スルノ運命ニ逢着シタル次第ニ有之候處今般市民ノ熱烈ナル希望ニヨリ遂ニ本所主催トナリ來ル大正十七年ノ陽春即チ市廳舎ノ新築、電車開通記念ヲトシテ東北産業共進會ヲ開催セサルヘカラサル

ノ機運ニ到着仕リ候御承知ノ如ク今回ノ計畫ハ市民ノ自覺發奮ニ依ルモノニシテ從來ト其ノ趣ヲ異ニシタルモノナルカ故ニ此ノ目的ノ達成ハ必然ノコトニ屬スルモノト確信仕リ候萬一此ノ勃興セル民心ノ機微ヲ逸スルコトアラシカ東北ノ産業上由々シキ影響ヲ與フルノミナラス邦家ノタメニモ亦甚タ憂慮スヘキモノト被存候而シテ如何ニ人心ノ奮起アリト雖モ斯ノ如キ大計畫ヲ樹テ其ノ效果ヲ收ムルニハ官民ノ一致共同ニ俟ツニ非サレハ得テ望ムヘカラサル所ニ有之候希クハ本縣産業振興ノタメ目下ノ民心ノ趨ク處ヲ御洞察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ本共進會ニ對シ金拾萬圓ノ額御補助仰キ度ク別紙豫算書相添ヘ此段及申請候也

大正十五年九月三十日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

東北産業共進會豫算 (略)

昭和二年八月六日豫定會場變更のため計畫圖及經費に多少の異動を生したるため訂正の上左の申請を爲せり。

○博發第八八八號

昭和二年八月六日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

大正十五年九月三十日付ヲ以テ本所主催東北産業博覽會ニ對シ縣費補助相成度儀及申請置候處其ノ後會場位置ノ變更ニ依リ一般計畫及

豫算ヲ更正致候結果其ノ經費ニ於テ當初ノ見込額ヲ超過致候次第ニ有之候ニ就テハ豫テ申請致候通金拾萬圓御補助ノ件此際至急御詮議相成度別紙更正ニ依ル計書圖面及經費收支豫算書相添此段及申請候也

計書圖面及經費收支豫算書 (略)

昭和三年二月一日左の指令に接せり。

○指令第一五六〇號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

大正十五年九月三十日附申請ノ件昭和二年度ニ於テハ金參萬圓ヲ交付ス但シ左記ノ通心得ヘシ

昭和三年二月一日

宮城縣知事 牛塚虎太郎

記

一、補助金ハ東北産業博覽會ノ設備ニ要スル費用ニ充當スヘシ

二、宮城縣ノ普通出品ニ對シテハ陳列棚其他ノ設備使用料ハ之ヲ免

除スヘシ

三、事業計畫及豫算ノ變更並諸規則ノ制定改廢ハ遲滞ナク提出スヘシ

四、東北産業博覽會ノ收支決算並事業成績ハ會期終了後六ヶ月以内

ニ提出スヘシ

二月九日左の請求書を發す。

○博發第一七〇六號

昭和三年二月九日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

○補助金交付方請求ノ件

昭和三年二月一日付指令第一五六〇號ヲ以テ金參萬圓御交付ノ件御指令相成候處右金御交付相成度此段及請求候也

二月十八日金參萬圓の交付を受けたり。

五月十八日更に左の申請書を發せり。

昭和三年五月十八日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

○補助金交付ノ儀申請

當所主催東北産業博覽會ニ對シ金拾萬圓也御補助相仰度大正十五年

九月三十日附ヲ以テ申請致候處昭和二年分トシテ本年二月十三日

金參萬圓也御交付相成居候ニ付同三年度ニ於テモ御補助相成度此段

及申請候也

五月二十九日左の指令に接せり。

○達第一一七號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年五月十八日附申請補助金交付ノ件聽屆ク

但シ左ノ通心得ヘシ

昭和三年五月二十九日

宮城縣知事 牛塚虎太郎

記

一、補助金ハ金七萬圓以内トシ事業成績及決算報告後之ヲ定メ昭和

三年度及同四年度ニ於テ交付ス但昭和三年度ニ於テ交付スヘキ額

ハ金四萬圓以内ナリトス

二、前項ノ外本年二月一日達第一五六號ノ條件ヲ遵守スヘシ

五月二十九日左の請求書を提出す。

○請求書

一、金四萬圓也

但シ昭和三年度仙臺商工會議所主催東北産業博覽會補助金

右御交付相成度此段請求候也

昭和三年五月二十九日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

六月七日金四萬圓の交付を受けたり。

昭和四年度に於テ補助を得ヘキ金參萬圓也ハ未經過なるを以テ未だ申請書を提出せず。

第三節 市費補助金

大正十五年九月三十日左の補助申請書を提出せり。

○共進會開催ニ付補助申請書

我カ東北ノ地ハ多年産業ノ發達遲々トシテ振ハサリシハ一ニ歴史的環境ト地理的關係ノ然ラシムル所ナランモ自然ヲ制スルノ意圖尙ホ

關西人ニ及ハサルハ誠ニ遺憾ニ堪エサル義ニ有之候然ルニ今日ニ在

リテハ交通機關ノ設備進捗スルト共ニ人文ノ發達ハ勿論産業ノ進展

昔日ノ比ニアラサルハ周知ノコトニ有之例ヘハ製作品ニ在リテモ其

ノ外形内容實質敢テ關西ノ其レニ遜色ナキニ尙且ツ關西品ノ爲ニ驅

逐セラル、ノ情況ナルヲ以テ縣市當局ニ於テモ之ヲ遺憾トシテ博覽

會ノ開催其ノ他ノ對策ヲ屢々講セラレタルコトアリタルモ中途挫折

スルノ運命ニ逢着シタル次第ニ有之候處今般市民ノ熱烈ナル希望ニ

依リ遂ニ本所主催トナル來ル大正十七年ノ陽春即チ市廳舎ノ新築電

車開通記念トシテ東北産業共進會ヲ開催セサルヘカラサルノ機運

ニ到着仕リ候御承知ノ如ク今回ノ計畫ハ市民ノ自覺發奮ニ依ルモノ

ニシテ從來ト其ノ趣ヲ異ニシタルモノナルカ故ニ此ノ目的ノ達成ハ

必然ノ事ニ屬スルモノト確信仕リ候萬一此ノ勃興セル民心ノ機微ヲ

逸スルコトアラシカ東北ノ産業上由々シキ影響ヲ與フルノミナラス

邦家ノタメニモ亦甚タ憂慮スヘキモノト被存候而シテ如何ニ人心ノ

奮起アリト雖モ斯クノ如キ大計畫ヲ樹テ其ノ効果ヲ收ムルニハ官民

ノ一致共同ニ俟ツニ非サレハ得テ望ムヘカラサル所ニ有之候希クハ

本縣産業振興ノタメ目下ノ民心ノ赴ク處ヲ御洞察ノ上特別ノ御詮議

ヲ以テ本共進會ニ對シ金拾五萬圓ノ額御補助仰キ度ク別紙豫算書相

添ヘ此段及申請候也

大正十五年九月三十日

仙臺商會會議所會頭 伊澤平左衛門

仙臺市長 鹿又武三郎殿

昭和二年十一月十五日に金參萬圓也昭和三年四月五日に金參萬圓也の交付を受けたり而して計金六萬圓也の補助金は昭和二、三兩年度分にして殘額金六萬圓也は昭和四年度の補助に屬するを以て七月二十三日左の請求書を提出し置けり。

第一六五號

昭和三年七月二十三日

東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

仙臺市長 山口龍之助殿

補助金御交付請願ノ件

當博覽會ハ本縣ヨリ金拾萬圓御市ヨリ金拾貳萬圓ノ御補助並協賛會ヨリノ寄附金ヲ唯一ノ收入トシテ計畫ヲ樹テ施行シ來タリタル次第ニ有之候處別紙現計表ノ如キ缺損ヲ來タサントスル情況ニ有之候御市ヨリハ既ニ昭和二、三兩年度ニ於テ各參萬圓御交付ニ相成リ候ヘ共目下諸支拂ハ借入金ニ依リ支辨致シ居ル實狀ニ有之候條何卒前述御諒察ノ上同四年度ニ於テ金六萬圓ノ補助金御交付被下様御詮議相煩度此段及請願候也

如上縣市の補助は申請書に明記せし如く事業遂行の爲收支の均衡上なるかへからざるものにして之れか否定は即ち博覽會の否定なるを以て本會主腦部の苦心努力云ふへからざるものあり幸に縣市當局は勿論縣會議員、市會議員の多大の同情と諒解の下に目的を達するを得て本會をして盛會裡に終始したるものは感謝措く能はざる處なり。

第二編 開會前の諸施設

第八章 會場

第一節 敷地の選定及借入

第一目 第一會場

本會の敷地は直ちに博覽會の盛否ニ重大關係を有するを以て之か決定は大問題として主催者は勿論關係筋に於ても慎重考慮の下に當初は將に新築せられんことを仙臺市廳舎を第一會場に充てんせしめしも同建設の期間ニ博覽會の開期とは相一致せざる事情あり依て調査の結果青葉城址を背景とする川内追廻練兵場の好適なるを認め大正十五年一月二十六日之れが借入方を第二師團長に申請せり。

追廻小銃射撃場使用許可ノ件

別紙趣意書(別紙略)ノ通本所主催東北産業博覽會開催ノ義大正十五年七月十五日日本所總會ニ於テ滿場一致ノ決議ニヨリ左記期間別紙圖面(圖面略)ノ通り追廻小銃射撃場ノ一部壹萬九千五百五拾坪ヲ右會場敷地ニ使用致度候間特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度候也

使用期間

一、自大正十七年二月一日 至同 年六月三十日 五ヶ月間

師團當局は産業振興の見地より大に同情を寄せられ昭和二年二月二十六日左の指令に接したり。

二經營第一一七號

陸軍用地使用許可書

昭和二年二月二十六日

第二師團經理部長 澁川俊太郎

大正十五年十一月二十六日附ヲ以テ第二師團長宛出願ニ係ル追廻小銃射撃場ノ一部ヲ産業博覽會場トシテ使用ノ件許可ス

追而使用ノ細部ニ就テハ更ニ具体案ヲ提出シ許可ヲ受クル儀ト心得ヘシ

右に付三月一日左の請書を提出して借入を了せり。

請書

當商業會議所ニ於テ今般追廻小銃射撃場ノ内壹萬九千五百五拾坪使用ノ件二月二十六日附二經營第一一七號ヲ以テ御許可相成候ニ就テハ左記條件確實ニ遵守可致此段御請候也

記

- 一、許可地ノ面積區域並ニ期間ハ願書ノ記載ノ通りトス
- 二、使用許可始期前會議所ハ陸軍ニ於テ本許可地ノ代地トシテ使用スヘキ元騎兵第二聯隊ノ地平均ヲ施シ練兵場トシテ使用シ得ル如ク整理スルモノトス
- 三、土地使用料ハ無償トス
- 但シ使用ニ關聯シ官ニ損害ヲ及ホシタルトキハ官ノ指定ニ基キ賠償ノ責ニ任スルモノトス
- 四、願書附屬圖面ノ工作物ノ配置變更ヲ要スルトキハ豫メ變更ニ付許可ヲ受クルモノトス

五、工事準備其ノ他ノ爲使用許可始期前土地ノ使用ヲ要スルトキハ
目的事由ヲ具シ豫メ許可ヲ受クヘキモノトス
六、使用許可地ノ使用及復舊ニ就テハ官ノ指示ニ從ヒ實施スルモノ
トス

但シ之等ニ要スル一切ノ經費ハ會議所ノ負擔トス
七、動員其他官ノ都合ニ依リ官ハ何時ニテモ何等ノ補償ヲ爲ス事ナ
ク本許可ヲ取消スコトアルヘシ會議所ニ於テ本請書記載ノ條項ノ
一ヲ履行セサルカ又ハ元騎兵第二聯隊跡ヲ練兵場トシテ使用シ得
サル事情ヲ生シタルトキ亦同シ
昭和二年三月一日
仙商發第五六六號

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門
第二師團經理部長 淀川俊太郎殿
然るに後段陳ふる事情により四月十九日取消願を提出せり。

仙商發第五六六號
昭和二年四月十九日
仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門
第二師團經理部長 淀川俊太郎宛
追廻小銃射撃場使用取消願ノ件
大正十五年十一月二十六日附ヲ以テ追廻小銃射撃場ノ一部ヲ東北産
業博覽會場トシテ使用方願出ニ對シ昭和二年二月二十六日附ヲ以テ
御許可ノ御指令相成候處今回川内元騎兵隊跡ナル宮城縣第二中學校

敷地ヲ使用スル事ニ縣當局ト協定致候條甚々恐縮ノ至リニ候ヘ共右
射撃場使用ノ義御取消被成下度此段奉悃願候也

右に對し四月二十三日左の取消許可に接したり。
二經營第二七〇號
追廻練兵場使用許可取消ノ件通牒
昭和二年四月二十三日
第二師團經理部長 淀川俊太郎
仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門殿

四月十九日仙商發第五六六號ニ依ル首題ノ件申出ノ通り二月二十六
日附二經營第一一七號ノ使用許可ヲ取消ス
追廻練兵場を第一會場充當取消の件は斯くして完了したり由來川内地
内騎兵聯隊が宮城ノ原山砲隊跡に移轉後は第二師團代用練兵場に充て
られありしも第二中學校々舎を移轉するの問題より幾多の曲折ありし
も結局校舎を移轉して該校舎を會場の一部に充當せば博覽會場として
一美觀を現出するに共ニ經費の一部を補ふを得べく加之騎兵隊跡は追
廻に優る景勝の地に在り之れが實現は博覽會をして最も意欲あるもの
たらしむるを以て之れに全力を注ぐこととし縣當局も亦之れを認め遂
に陸軍省より大藏省に移管を請ひたる後本縣が特質を受けんことを
議を決し其の手續を履行するに共ニ知事牛塚太郎氏は特に博覽會の
事業を遂行せしめむし會議所主腦部に對し中學校敷地拂下の交渉に
協力するに於ては其の校舎を第一會場に充用支障なき意志を表明せら
れ種々折衝の結果陸軍用地を大藏省に移管し一部を宮城縣に拂下け一

部を博覽會敷地として無料使用を許可せられ第一會場の確定を見たり
其の此處に至りたるものは時の第二師團長井上一次氏宮城縣知事牛塚
虎太郎氏を初め各當局の深甚なる同情ニ適確なる考慮の然らしむる
ものにして本報告に於て特に感謝の意を表するものなり。
以下敷地獲得の順序を記すべし。

雜種財產貸付願

宮城縣仙臺市川内渡橋通一二番ノ内

一、種目 宅地

臺帳反別 七、〇六一七步

實測反別 七、〇六一七步

此坪數二萬千九百九十七坪

右ノ内宮城縣仙臺第二中學校敷地ヲ除キタル

殘 坪 一萬二千五百六十二坪

用途 東北産業博覽會場敷地

期間 一年四月 自昭和二年六月
至同 三年十月

貸付料 無料

返付ノ際ハ原狀ニ復シ若シ損害相生シタル場合ニハ賠償ス
右當所主催東北産業博覽會場敷地トシテ必要ニ付前記ノ通貸付ノ義
至急御許可相成度別紙圖面及博覽會趣意書相添此段相願候也
昭和二年六月十四日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門
大藏大臣 三土忠造殿

指令第一三二九七號

仙臺商業會議所

昭和二年六月十四日附出願ニ係ル左記雜種財產ヲ昭和二年八月ヨリ

昭和三年七月マテ無料貸付ノ件許可候條請書提出スヘシ

昭和二年七月十五日

仙臺稅務監督局長 松岡由三郎

記

宮城縣仙臺市川内渡橋通一二番ノ内

一、種目 宅地 臺帳面積 七、〇六一七步ノ内
實測面積 三、八五二二步

以上

雜種財產貸付請書

宮城縣仙臺市川内渡橋通拾貳番ノ内(元騎兵第二聯隊敷地)

一、種目 宅地 臺帳反別 七、〇六一七步ノ内
實測反別 三、八五二二步

用途 東北産業博覽會場敷地

期間 壹ケ年 自昭和二年八月
至昭和三年七月

貸付料 無料

右昭和二年七月十五日指令第一三二九七號ヲ以テ貸付御許可相成候
ニ就テハ國有財產法其他關係法規及左記條項ヲ遵守可致請書提出候
也
昭和二年七月十六日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門
仙臺稅務監督局長 松岡由三郎殿

記

- 一、貸付地ニハ直ニ許可區域ニ對シ境界標ヲ設ケ尙適當ノ箇所ニ許可地ノ所在名、地名、面積、用途、期間並借受人住所氏名ヲ表示シタル三寸角以上ノ標柱ヲ建設スルコト
- 二、永久的ノ建造物ハ建設セサルコト
- 三、借受期間中他ニ賣拂セラル、モ異議ナキコト
- 四、實地検査ノ際ハ何時タリトモ立會ヲ爲スコト
- 五、借受人ハ貸付期間中所定ノ目的以外ニ使用シ又ハ貸付地ニ關スル權利ヲ他人ニ讓渡シ或ハ轉貸ヲ爲ササルコト
- 六、借受人ハ貸付期間中土地ノ保護ニ任スルハ勿論維持保存ニ必要ナル工事其他管理ニ要スル費用ヲ負擔スルコト
- 七、公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要ヲ生シタルトキ又ハ契約ノ條項ニ違反シタルトキハ契約ヲ解除セラル、モ異議ナキコト、但シ借受人ハ之レニ因リ生シタル損害ニ付賠償ヲ要求セサルコト
- 八、左ノ場合ニ於テハ借受人ハ直チニ其ノ旨届出ツルコト
 - (イ) 住所氏名ヲ變更シタルトキ
 - (ロ) 管理人ヲ設定シ又ハ變更シタルトキ
- 九、契約ヲ解除セラレタル場合又ハ借受期間満了シタル場合ハ直ニ其ノ土地ヲ原狀ニ回復ノ上返地スルコト若シ損害ヲ生シタル場合ハ賠償スルコト
- 十、借受期間中ニ於テ借受人カ貸付許可地ニ費用ヲ投スルコトアル

八〇

モ契約解除ノ場合ハ該費用ヲ請求セサルコト

總第二〇七五號

昭和三年四月七日

東北産業博覽會長 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

校舎並敷地借用ニ關スル申請

當博覽會第一會場第一本館トシテ御新築相成居候縣立第二中學校々合並ニ敷地ノ全部無料ヲ以テ借用致度尤モ損傷若クハ復舊ニ關シテハ本會ニ於テ負擔可致候間御許可被成下度此段相願候也

追テ該校舎請負人仁田寅藏ニ於テハ使用異存無之ニ付申添候也
指令第九八九號

東北産業博覽會長

昭和三年四月七日總第二〇七五號申請東北産業博覽會場ニ充ツルタ

メ新築仙臺第二中學校々合並敷地無料使用ノ件聞届ク但シ左ノ條件ヲ遵守セラルヘシ

昭和三年四月十七日

宮城縣知事 牛塚虎太郎

一、使用期間 自昭和三年四月十四日 至同年六月三日

二、校地校舎ハ申請ニ依ル目的以外ニ使用スルコトヲ得ス

三、校舎ハ博覽會出品物ノ陳列ニ使用スル外原形ヲ變更シ又ハ他ニ轉貸或ハ使用セシムルコトヲ得ス

四、特別ノ事情アリ前項ニ相違スル行爲ヲ爲サムトスルトキハ更ニ

許可ヲ受クヘシ

- 五、使用ニ依リ校地校舎ニ損傷ヲ來シ又ハ原形ニ變更ヲ來シタルトキハ使用期限後遲滞ナク原形ニ復スル爲ニ要スル費用ヲ辨償シ且校舎内外ノ清潔整頓ヲ實施シ期限後七日以内ニ返還スヘシ
 - 六、前各項ニ違背シ又ハ縣ニ於テ必要ト認ムルトキハ使用期間中ト雖返還ヲ命シ損害ヲ賠償セシムルコトアルヘシ
- 如上ノ坪數にては第一會場としての設備に多少遺憾の點あり更に擴張の爲陸軍用地六百七拾貳坪の貸下を出願し左の許下を得たり。

仙商發第九三三號

昭和二年六月十六日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

第二師團經理部長 淀川俊太郎殿

川内渡橋通十二番ノ内陸軍用地使用許可ノ件願

本所主催ニテ東北産業博覽會ヲ明昭和三年四月十五日ヨリ同年六月三日迄開催可致候ニ就テハ別紙圖面ノ通川内渡橋十二番ノ内左記ノ地所使用致度候間特別ノ御證議ヲ以テ御許可相成度此段相願候也

記

- 一、使用坪數 六百七十二坪 中 八十四間
- 一、使用期間 四ヶ月間 自昭和三年三月一日 至同年六月三十日
- 一、用途 會場入口狹隘ニ付自動車駐留場トシテ使用ス

二經營第六三三號

昭和二年十月六日

總第二〇七五號

昭和三年四月七日

東北産業博覽會長 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

校舎並敷地借用ニ關スル申請

當博覽會第一會場第一本館トシテ御新築相成居候縣立第二中學校々合並ニ敷地ノ全部無料ヲ以テ借用致度尤モ損傷若クハ復舊ニ關シテハ本會ニ於テ負擔可致候間御許可被成下度此段相願候也

追テ該校舎請負人仁田寅藏ニ於テハ使用異存無之ニ付申添候也
指令第九八九號

東北産業博覽會長

昭和三年四月七日總第二〇七五號申請東北産業博覽會場ニ充ツルタ

メ新築仙臺第二中學校々合並敷地無料使用ノ件聞届ク但シ左ノ條件ヲ遵守セラルヘシ

昭和三年四月十七日

宮城縣知事 牛塚虎太郎

一、使用期間 自昭和三年四月十四日 至同年六月三日

二、校地校舎ハ申請ニ依ル目的以外ニ使用スルコトヲ得ス

三、校舎ハ博覽會出品物ノ陳列ニ使用スル外原形ヲ變更シ又ハ他ニ轉貸或ハ使用セシムルコトヲ得ス

四、特別ノ事情アリ前項ニ相違スル行爲ヲ爲サムトスルトキハ更ニ

第二師團經理部長 佐藤數馬

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門殿

陸軍用地使用許可ノ件

客月十六日附仙商發第九三三號ヲ以テ出願相成リシ首題ノ件ハ別紙請書案ノ條件ニ依リ許可スヘキニ付キ請書提出相成度
總第九三三號、
昭和二年十月二十日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

第二師團經理部長 佐藤數馬殿

陸軍用地使用許可願ニ關スル件

去九月十六日附仙商發第九三三號ヲ以テ出願ノ標記ノ件御許可相成候ニ就テハ本月六日附二經營第六三三號ノ御指令ニ依リ別記ノ通り請書及提出候也

御 請 書

本所主催ニテ東北産業博覽會ノ爲別紙圖面ノ通り陸軍用地使用許可相成候ニ就テハ左記條件遵守可仕請書差出候也

記

- 第一條 使用許可ノ目的、地域、面積、期間並料金
- 1、事由、目的 東北産業博覽會開催ニ伴ヒ會場入口狹隘ニツキ自動車駐留場トシテ

2、地域

八一

市内川内渡橋通十二番ノ内別紙圖面ノ箇所

- 3、面積 六百七拾貳坪 巾八拾四間
- 4、期間 四ヶ月間 自昭和三年三月一日 至昭和三年六月三十日
- 5、料金 壹ヶ月 壹坪 貳錢

納入告知書ニ依リ納入期日迄ニ納入スルモノトス

第二條 使用許可ノ土地ハ官ノ許可ナクシテ第一條ノ目的以外ニ使用シ又ハ轉賣ヲナシ若クハ其ノ權利ヲ他人ニ讓渡セズ

第三條 陸軍用地ト使用許可地トノ境界ニハ土地使用許可期間土地使用者ノ經費ヲ以テ左圖設計ノ亞鉛引波狀鐵板塀ヲ設備シ陸軍用地トノ交通ヲ遮斷スル如ク設備シ期限經過後五日以内ニ使用者ノ經費ヲ以テ原狀ニ復舊スルモノトス博覽會場敷地ニ接セル在來木柵ヲ取毀チタルトキハ前項境界塀取除キ復舊工事着手前之ヲ原狀ニ復舊スルモノトス

第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ陸軍ニ於テ何等ノ補償ヲナスコトナク本許可ヲ取消スコトアルモ何等ノ異議ヲ申出サルモノトス

- 1、軍事上其ノ他必要上陸軍ニ於テ本許可取消ノ要ヲ認メタルトキ
 - 2、許可ヲ受ケタル者ノ行爲カ本條件ニ違反セリト認メタルトキ
 - 3、料金ノ納付ヲ遲滞シタルトキ
 - 4、陸軍ニ對シ不誠實ノ行爲アリト認メタルトキ
- 前各號ノ事實ノ認定ハ官ノ意思ニ依リ決定シ之ニ對シ何等ノ異議

會第六四二號

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和二年九月二日附產業博覽會會場トシテ櫻ヶ岡公園地借用願出ノ件承認ス

追テ左記條件ヲ遵守セラルヘシ

昭和二年十二月八日

仙臺市長 山口龍之助

條件

- 一、公園地使用區域ハ道路及舊大神宮跡地ヲ除キタル外全部トス
- 二、使用期間ハ自昭和二年十二月八ヶ月トス
- 三、公園地ハ產業博覽會々場ニ使用ノ外他ニ充用スルヲ得ス
- 四、使用期間滿了後ハ直ニ設備ヲ撤シ原狀ニ復シ檢査ヲ受ケ返還スヘシ
- 五、使用料ハ無料トス

總第一五三九號

借用願

- 一、借用地 仙臺市櫻ヶ岡公園立町小學校西方接續地域別紙圖面之通
- 一、面積 五百七拾貳坪七合
- 一、期間 自昭和三年一月、至昭和三年七月
- 一、料金

議ヲ申出サルモノトス

第五條 本許可ヲ取消シタルニ依リ復舊其他ニ要スル一切ノ經費ハ許可ヲ受ケタルモノ之ヲ負擔シ官ニ損害ヲ及シタルトキハ官ノ要求ニ依リ之ヲ賠償スルモノトス

(圖面ハ略ス)

第二目 第二會場

第一會場は前述の如き経緯を以て確定したるも東北産業博覽會場ニしては規模狭少の感あり更に敷地を擴張する必要に迫られ種々選擇の結果仙臺市の西公園櫻ヶ岡を以て最適地と認め之を借入に着手したり櫻ヶ岡は公園地、公會堂敷地、櫻ヶ岡大神宮敷地及道路の五種目を包容して八千三百三十一坪二合五勺敷地獲得の順序左の如し。

總第九〇六號

許可願

- 一、櫻ヶ岡公園地域 別紙圖面朱線内全部(略)
- 一、期間 自昭和二年十二月 至昭和三年七月
- 一、借地料 無料

本所主催東北産業博覽會々場用地トシテ別紙建設物配置ノ通り施設可致候間貴職御管理ニ屬スル右ノ地域借用ノ儀御許可被成下度此段相願候也

昭和二年九月三日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

仙臺市長 山口龍之助殿

本所主催東北産業博覽會々場トシテ各種建設物配置上必要ニ付至急前記ノ通り借用致度候間御承認相成度此段相願候也

昭和三年一月二十四日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

仙會第二二號

仙臺市長 山口龍之助殿

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年一月二十四日附ヲ以テ櫻ヶ岡公園地内舊大神宮跡ヲ東北産業博覽會ノ爲メ使用願出ノ件承認ス

追テ左記條件ヲ遵守セラルヘシ

昭和三年一月三十一日

仙臺市長 山口龍之助

記

- 一、使用地ハ立町小學校西方接續地(舊大神宮跡)五百七拾貳坪七合トス
- 二、使用期間ハ自昭和三年一月七ヶ月トス
- 三、借用地ハ博覽會ノ目的ニ供スルノ外使用スコトヲ得ス
- 四、使用期間滿了後ハ直ニ設備ヲ撤シ原狀ニ復シ檢査ヲ受ケタル上返還スヘシ
- 五、使用料ハ無料トス

以上

總第九一五號

昭和二年九月八日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

仙臺市長 山口龍之助殿

道路使用許可願ノ件

當所主催東北産業博覽會用地トシテ別紙圖面之通市道使用致度候間御許可被成下度此段相願候也

市第一〇三號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

右昭和三年一月三十日附發第一六五號ノ道路使用ノ件許可ス

但シ左記條件ヲ遵守スヘシ

昭和三年二月二十七日

仙臺市長 山口龍之助

條件

- 一、使用期間 自昭和三年三月一日四ヶ月トス 至同年六月末日
- 二、博覽會開始前立町新丁道路面ニハ八分以下ノ川砂利ヲ約二寸ノ原サニ敷均シ路面ノ保護ヲ取計フヘシ
- 三、使用期間滿了後ハ直ニ設備ヲ撤シ特ニ建設物ノ爲メ掘鑿シタル箇所ハ手鎗ヲ以テ搗キ固メタル上八分以下ノ川砂利約二寸ノ厚サニ敷均シ原形ニ復セシメ當廳ノ検査ヲ受クヘシ
- 四、使用料ハ無料トス

以上

總第一四三七號

借用願

一、借用地

1、公會堂敷地東北角 別紙圖面朱線ノ位置(略)

2、立町小學校敷地南側 同

一、期 自昭和三年二月 至同年六月

一、料 金 無料

一、公會堂敷地内ニ在ル樹木ハ御指定ノ箇所ニ移植シ閉會後ハ原形ニ復スルコト枯損ノ場合ハ同様ノ樹木ヲ以テ補植ヲナスコト

一、立町小學校南側ノ生籬ハ之ヲ撤去シ閉會後ニ於テハ板塀ヲ以テ築造スルコト

本所主催東北産業博覽會賣店建設上入用ニ有之候ニ付前記之通ヲ以テ借用ノ儀御許可相成度此段相願候也

昭和三年二月一日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

仙臺市長 山口龍之助殿

會第二八號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年二月一日附發第一四三七號ヲ以テ仙臺市公會堂敷地東北隅面積百五拾七坪七合五勺使用及同敷地内樹木三十四本移植ノ件承認ス

立町小學校南側四拾貳間半ハ目下設議中ニ付申添フ

尙左記條件ヲ遵守セララルヘシ

以上

總第一九六三號

借用願

一、借用地

一、期 自昭和三年二月 至同年六月

一、料 金 無料

一、公會堂敷地内ニ在ル樹木ハ御指定ノ箇所ニ移植シ閉會後ハ原形ニ復スルコト枯損ノ場合ハ同様ノ樹木ヲ以テ補植ヲナスコト

一、立町小學校南側ノ生籬ハ之ヲ撤去シ閉會後ニ於テハ板塀ヲ以テ築造スルコト

本所主催東北産業博覽會賣店建設上入用ニ有之候ニ付前記之通ヲ以テ借用ノ儀御許可相成度此段相願候也

昭和三年二月十七日

東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

櫻岡神社司 田中 斌殿

會第二八號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年二月一日附發第一四三七號ヲ以テ仙臺市公會堂敷地東北隅面積百五拾七坪七合五勺使用及同敷地内樹木三十四本移植ノ件承認ス

立町小學校南側四拾貳間半ハ目下設議中ニ付申添フ

尙左記條件ヲ遵守セララルヘシ

以上

總第一九六三號

借用願

一、借用地

一、期 自昭和三年二月 至同年六月

一、料 金 無料

一、公會堂敷地内ニ在ル樹木ハ御指定ノ箇所ニ移植シ閉會後ハ原形ニ復スルコト枯損ノ場合ハ同様ノ樹木ヲ以テ補植ヲナスコト

一、立町小學校南側ノ生籬ハ之ヲ撤去シ閉會後ニ於テハ板塀ヲ以テ築造スルコト

本所主催東北産業博覽會賣店建設上入用ニ有之候ニ付前記之通ヲ以テ借用ノ儀御許可相成度此段相願候也

昭和三年二月十七日

東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

櫻岡神社司 田中 斌殿

會第二八號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年二月六日附發第一四三七號ヲ以テ立町小學校南側舍南側四拾貳坪五合使用許可願出ノ件承認ス

追テ左記條件ヲ遵守セララルヘシ

以上

總第一四三七號

借用願

一、借用地

一、期 自昭和三年二月 至同年六月

一、料 金 無料

一、公會堂敷地内ニ在ル樹木ハ御指定ノ箇所ニ移植シ閉會後ハ原形ニ復スルコト枯損ノ場合ハ同様ノ樹木ヲ以テ補植ヲナスコト

一、使用地ハ公會堂敷地東北隅百五拾七坪七合五勺トス

二、樹木移植數ハ前項使用地内ニ在ル梅三十本樟三本及柳一本トス

三、土地使用期間ハ自昭和三年二月五ヶ月トス 至同年六月末日

四、博覽會閉會後ハ直ニ設備ヲ撤シ原形ニ復シタル後市ノ検査ヲ受ケ返還スヘシ

五、移植シタル樹木ニシテ枯死シタルモノアルトキハ樹種樹齡及品位ノ稍々等シキ物ヲ以テ之ヲ補植スルモノトス

六、博覽會閉會後ハ前ニ移植シタル樹木ハ市ノ指示ニ依リ復舊スルモノトス但シ市ノ指示ニ依リ其儘植置スルモノアルヘシ

七、移植ハ技術優秀ナル植木職ヲシテ從事セシムルコト

八、樹木ハ移植ノ時機ヲ失セサル様掘取後速ニ植付且ツ丈夫ナル支木ヲ結束シ根廻リニハ菰ヲ巻キ防寒防風ノ設備ヲ完全ニ施行シ其ノ都度市ノ指示及監督ヲ受クルモノトス

會第二八號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年三月十六日

仙臺市長 山口龍之助

八五

昭和三年三月二十七日

縣社櫻岡大神宮社司 田中 斌

東北産業博覽會長 伊澤平左衛門殿

當社境内一部使用承認ノ件

當社境内一部使用ノ件曩ニ願出之通り左ノ條件ヲ附シ承認候也

一、神社尊嚴ヲ害サ、ル様施設セラルヘキ事

一、使用後ハ直ニ原形ニ復シ返還ノ事

一、右費用ハ全部貴會ニ於テ負擔セラルヘキ事

以上

第三目 第三會場

第三會場は最初博覽會の援助施設ミして日光模型館を建設せんミするの出願に對し本會は縣公園榴岡の一部八百坪を選定したり當時本會ミしては附屬地扱ひせしものなるも其後本會準備の進行に伴ひ既定會場内に文化住宅の出品を容る、能はざるに至り昭和三年二月三日日本會各部協議會に於て榴岡一帯を借入れて第三會場ミ爲すの議を決したり地域は縣公園地、陸軍省用地の一部、石卷測候所仙臺支所の一部にして地坪五千六百六十三坪合計六千四百六十三坪に達せり其獲得の順序左の如し。

産博發第七七七號

使用 願

宮城縣榴岡公園

一、實測面積 別紙圖面國有地ト記シタル部分全部(略)

用途 本所主催東北産業博覽會特設館設置用ノ爲

期間 自昭和二年七月壹ケ年間

使用料 無料

右之地使用許可相成度別紙實測圖相添此段相願候也

昭和二年六月十七日

仙臺市東二番丁九拾番地

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

號外

昭和二年十月十九日

宮城縣內務部長

仙臺商業會議所會頭殿

榴岡公園地使用ノ件依命通牒

曩ニ出願相成候貴所主催東北産業博覽會特設館設置ノ爲標記公園地使用ノ件右ハ許可ノ見込ニ候條工事施行ニ際シテハ左記事項ヲ具シ關係圖面添付ノ上本縣ノ承認ヲ受ケラレ度

記

一、申請書ニ記載スヘキ事項

使用地及特設館其他建物敷地坪數

工事及建物ノ構造ハ仕様書、設計圖及經費

起工及竣工豫定期日

二、關係圖ニ記入スヘキ事項

險無キ様施工スルコト

3、借地内ニ現存スル建築物ハ一切移動セサルコト

4、公園地内ノ樹木ハ移植伐採ヲ爲サ、ルハ勿論群衆ノ爲損傷ノ

惧アル場合ハ本會ノ指圖ニ依リ之レカ保護ノ設備ヲナスコト

5、群衆ニ對スル便所、休憩所ノ設備並掃除塵埃ノ處理等凡本會

並ニ其ノ筋ノ指示命令ニ從ヒ萬遺憾無キ様取計フコト

6、展覧ノ期間ハ四月十五日ヨリ六月三日迄五十日間トスルコト

7、入場料及其徵收方法ニ就テハ追テ決定ノ上本會並ニ其筋ノ承

認ヲ受ケテ實行スルコト

8、開設中ハ火災警防風紀維持等會場取締ニ關シ萬遺憾無キ様嚴

重注意ヲ拂フコト

9、閉場後二十日以内ニ建設物ヲ撤去シ借用地ヲ原形ニ復舊返却

スルコト

10、前記各項ノ違約又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ本會ニ損害ヲ與ヘタ

ル場合ハ賠償ノ責ニ任スルコト

三、使用地及特設館其他建物總坪數

使用地七百四十六坪六合餘、建物總坪數五百六坪二合五勺

外ニ外圍塀及瀧並池設置

四、着手及竣工豫定

着手 十二月六日 竣工 四月五日

添附書類

一、日光模型館建築配置圖

一葉

使用地境界線、建物ノ配置、方位

使用地附近ノ土地ノ狀況

産博發第一一八號

昭和二年十二月五日

仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣內務部長 兼子悌次殿

榴岡公園使用願ニ關スル件

客年十月十九日號外ヲ以テ御通牒有之候標記ノ件左記並別紙ノ通り

有之候間至急御承認相成様御取計願上度御回答旁々此段及御依頼候

也

記

一、經營者ノ住所、氏名、職業

住所 仙臺市小田原北三番丁通三番地

氏名 濱田長藏

職業 日光模型ヲ製作シ美神會ヲ組織シテ其ノ會長トナ

リ全國各樞要地ニ於テ該模型ヲ有料公開シ敬神思

想、美術觀念涵養ノ爲奔走シツ、アリ

二、土地轉貸又ハ經營上ニ關シ契約書寫若クハ之ニ類スル書面

前項濱田長藏ニ左記條件ヲ以テ無料轉貸ス

條件

1、展覧ニ關スル萬般ノ設備ハ本年四月五日迄ニ完成スルコト

2、建築物ハ添付ノ圖面設計書仕様書ニ依リ本會ノ指揮ニ從ヒ危

附公園内使用願地域圖

- 一、同 建築平面圖 一葉
 - 一、同 建築正面圖 一葉
 - 一、同 建築設計圖 一葉
 - 一、同 建設費及工事設計書 一冊
- 以上

商第一二六號

昭和三年一月三十日

宮城縣内務部長

仙臺商業會議所會頭殿

榴岡公園内ニ日光模型館建設追認ノ件依命通牒

一月二十五日受付貴發仙商第一一八號願出標記公園内ニ日光模型館建設ノ件追認相成候處經營者濱田長藏トノ契約條件ハ之ヲ嚴守セシムルハ勿論公園地使用ニ關スル一切ノ義務ハ貴所ノ責任ト御承知相成度

追而釋迦堂境内地ニ就テハ當該管理者ニ夫々手續相成度爲念申添候

總第一四七九號

榴岡公園地借用ノ件

借用願

一、借用地 榴岡公園地曩使用許可相成タル分ヲ除キ全部別紙

圖面ノ通(略)

- 一、期 間 自昭和三年二月五日 至同年六月末日
- 一、料 金 期間中 金參百圓

本所主催東北產業博覽會第三會場トシテ噴水並各種ノ賣店及諸興行物設置上入用ニ付前記之通借用致度候間御許可相成度此段相願候也

昭和三年二月二日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

指令第一八八號

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

昭和三年二月二日附願榴岡公園内土地使用ノ件許可候條左記事項承諾ノ上五日以内ニ請書提出スヘシ

昭和三年二月十六日

宮城縣知事 牛塚虎太郎

許可條件

- 一、使用料ハ金五百六拾圓トス別ニ發スル納入告知書ニ依リ四月十日限り納付スヘシ
- 一、使用許可地ハ別紙圖面之通
- 一、新規ノ設備又ハ工作ヲ爲シ又ハ爲サシメムトスルトキハ事前豫メ縣ノ承認ヲ受クヘシ
- 一、園内ノ樹木及之ニ付隨シタル工作物ヲ損傷スヘカラス若シ之ニ損害ヲ與ヘタルトキハ願人其責ニ任シ賠償スヘシ
- 一、期間中ハ園内全部ノ清潔保持ニ努メ掃除ヲ怠ラサル様スヘシ

ノ他施設上前記之通借用致度候間御許可相成度此段相願候也

二經營第九一號

昭和三年二月二十二日

第二師團經理部長 佐藤數馬

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門殿

陸軍用地使用許可ノ件通牒

二月二日附總第一四八一號ヲ以テ出願ニ係ル陸軍用地使用ノ件別紙請書之通許可スヘキニツキ調印ノ上送付相成度

請書

今般本所主催ニ係ル東北產業博覽會開催ノ爲メ陸軍用地使用許可相成候ニ就テハ左記條項遵守可仕請書提出候也

左記

- 第一條 目的、使用地域、料金、期間ハ左記各號之通トス
- 1、目的 各種賣店、照明廣告塔ノ設置其他一時の施設
- 2、使用地域 別紙圖面之通面積四百六拾叁坪
- 3、期 間 自昭和三年二月二十三日 至昭和三年六月三十日
- 4、料 金 參拾九圓貳拾七錢 但シ使用面積壹坪ニ付壹月金貳錢月ヲ單位トシ月未滿ハ日割計算トス
- 第二條 使用地域ハ前條ノ目的物ニ使用スル外總テ之レニ興業的又ハ音曲ヲ發シ其他喧噪ニ亙ルカ如キ設備ヲ施サ、ルモノトス
- 第三條 使用地域内ノ樹木ヲ損傷セシメサル様木柵ヲ圍繞スルコト
- 第四條 使用地域ニ施設セル目的物ハ使用期間末日迄ニ完全ニ撤去

一、使用期間満了ト同時ニ工作物ヲ撤去シ原形ニ整復スヘシ 但シ公園經營上之ヲ存置スルモ支障ナシト認メ別ニ承諾シタルモノハ此ノ限ニアラス

一、前各號ノ外縣公園管理規則及同細則ヲ遵守スヘシ

一、使用期間自四月一日但期間前ニ於テ工作ノ準備ヲ爲スヲ妨ケス 以上

總第一九五二號

昭和三年二月十六日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

宮城縣知事 牛塚虎太郎殿

請書

昭和三年二月十六日指令第一一八號ヲ以テ榴岡公園内土地使用ノ件御許可相成候ニ付テハ御示シノ許可條件遵守可致請書提出候也

總第一四八一號

昭和三年二月三日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

第二師團經理部長 佐藤數馬殿

借用願

一、借用地 榴岡公園隣接地別紙圖面朱線ノ地域

一、期 間 自昭和三年二月五日 至同年六月末日

一、料 金 無料

本所主催東北產業博覽會第三會場トシテ各種ノ賣店照明廣告塔及其

シ掘鑿シタル土地ハ原形ニ復舊シ第二師團經理部ノ検査ヲ受クルモノトス

第五條 使用許可區域ハ朝夕掃除ヲナシ常ニ清潔ナラシムルモノトス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ官ハ何等ノ補償ヲ爲スコトナク本許可ヲ取消スコトアルヘシ

但シ使用者ハ之レニ對シ異議ヲ申述ヘサルモノトス

1、軍事上其他ノ必要アルトキ

2、使用者カ本條件ヲ遵守セザルトキ

3、使用者カ土地使用上ニ關シ官ノ命令ニ從ハサルトキ

第七條 前條ノ使用取消ノ爲メ官ニ損害ヲ及ホシタルトキハ官ノ要求ニ依リ之ヲ賠償スルノミナラズ使用者側ニ生シタル損害ニ就テハ官ニ對シ之レカ賠償ハ要求セサルモノトス

第八條 使用料金ハ官ノ發行スル納入告知書ニ依リ納入スルコト以上

昭和三年二月二十二日

仙臺商工會議所會頭 伊澤平左衛門

第二師團經理部長 佐藤數馬殿

總第二〇七三號

昭和三年三月十五日

東北產業博覽會會長 伊澤平左衛門

石卷測候所長 濱島仙治郎殿

敷地借用願

一、借用地域 貴測候所仙臺出張所敷地内

別紙圖面朱書ノ地域千八百坪

一、期 間 自昭和三年三月二十日

至同 年六月三十日

一、料 金

本會第三會場トシテ前記ノ通借用致度候間至急御承認相成度別紙相添此段相願候也

測第二四七號

昭和三年三月十九日

石卷測候所長 濱島仙治郎

東北產業博覽會會長 伊澤平左衛門殿

本月十五日付貴總第二〇七三號ヲ以テ第三會場敷地借用願出ノ件了承致候モ御使用ニ際シテハ御承知ノ如ク地震計ニハ地盤ノ震動最モ影響著シク又風速計、日照計、雨量計等ニハ近接セル高キ建物最モ影響著シク候間其ノ點ハ充分御留意相成可及的建物ニ隔タリタル所ヲ御使用有之候様致度特ニ申添候也
左に敷地獲得の明細表を掲ぐ、

東北產業博覽會敷地

| 會場 | 所屬官廳 | 出願年月日 | 許可年月日 | 返還年月日 | 借入坪數 | 料 | 摘 要 |
|------|-------|---------|---------|---------|-------|----|--------------|
| 第一會場 | 大藏省 | 二年六月十四日 | 二年七月十五日 | 三年九月三十日 | 二、五三〇 | 無 | 元騎兵隊跡地ノ内 |
| | 第二師團 | 二年六月十六日 | 二年十月六日 | 三年八月十日 | 六三〇 | 同 | 同 |
| | 同 | 二年九月七日 | 二年十月廿二日 | 同 | 三、五〇〇 | 有料 | 第二師團諸兵作業地 |
| | 同 | 三年四月七日 | 三年四月十七日 | 三年六月十五日 | 九、五五〇 | 無 | 新築第二中學校敷地及校舎 |
| 第二會場 | 市役所 | 二年九月三日 | 二年十二月八日 | 三年九月三十日 | 五、四〇〇 | 無 | 仙臺市公園地全部 |
| | 同 | 三年一月廿四日 | 三年一月廿一日 | 同 | 五、三〇〇 | 同 | 元櫻ヶ岡大神宮跡 |
| | 同 | 二年九月八日 | 三年二月廿七日 | 三年八月十日 | 二、〇九五 | 同 | 市道路 |
| | 同 | 三年二月一日 | 三年二月十八日 | 三年九月三十日 | 一、七〇五 | 同 | 仙臺市公會堂敷地ノ内 |
| 第三會場 | 同 | 同 | 三年三月十六日 | 三年八月十日 | 四、三〇〇 | 同 | 立町小學校地ノ一部 |
| | 同 | 同 | 三年三月廿七日 | 三年八月十日 | 六、〇〇〇 | 同 | 神社敷地ノ内 |
| | 同 | 二年六月十七日 | 三年一月三十日 | 三年八月十日 | 八、三三〇 | 無 | 日光機型館 |
| | 同 | 三年二月三日 | 三年二月十六日 | 同 | 三、〇〇〇 | 有料 | 仙臺市内縣公園地全部 |
| 合計 | 石卷測候所 | 三年三月十五日 | 三年三月十九日 | 同 | 六、四三〇 | 無 | 陸軍用地 |
| | 同 | 同 | 同 | 同 | 一、八〇〇 | 同 | 支所敷地ノ内 |

廣告板設置地其他

| 所屬官廳 | 設置處 | 出願年月日 | 許可年月日 | 返還年月日 | 料 | 摘 要 |
|------|--------|---------|---------|--------|---|-------|
| 市役所 | 立町小學校側 | 三年二月二日 | 三年二月十日 | 三年八月十日 | 無 | 無(有)料 |
| 同 | 仲ノ瀬橋 | 三年二月十六日 | 三年四月十七日 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 道路元支倉通 | 三年三月八日 | 三年三月十五日 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 邊橋阿元 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 大橋東阿元 | 三年四月十一日 | 三年四月十七日 | 同 | 同 | 同 |

| 市役所 | 道路 | 大學病院前 | 三年五月三日 | 三年五月五日 | 三年八月十日 | 無 | 料 |
|-----|--------|---------|---------|--------|--------|---|----------------------------------|
| 同 | 同 | 東一番丁 | 同 | 同 | 同 | 同 | 廣告板 |
| 同 | 同 | 櫛ヶ岡公園入口 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 長町橋阿元 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 宮城縣 | 原ノ町國道筋 | 三年一月六日 | 三年二月一日 | 同 | 同 | 同 | 廣告物設置 |
| 同 | 長町國道筋 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 河川敷 | 三年一月廿一日 | 三年二月十六日 | 同 | 同 | 同 | 濃橋ヨリ大橋ニ至ル全部 警察留氣球格納庫 觀覽物施設 |
| 同 | 第一會場内 | 三年四月十三日 | 三年四月廿二日 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 三年四月三十日 | 三年五月十二日 | 同 | 同 | 同 | 同 |

東北産業博覽會附屬地

| 所屬官廳 | 使用目的 | 坪數 | 出願年月日 | 許可年月日 | 返地年月日 | 無(有)料 | 摘 | 要 |
|------|---------|-------|----------|----------|---------|-------|--------|---|
| 鐵道一局 | 水品塔 | 六〇〇 | 二年二月廿五日 | 二年十二月廿一日 | 三年八月十日 | 無 | 仙臺停車場前 | |
| 同 | ケイブル設備 | 四〇〇 | 二年九月十七日 | 三年一月十九日 | 同 | 同 | 同 | |
| 大藏省 | 興行物觀覽施設 | 二、七〇〇 | 二年十二月廿四日 | 三年二月廿九日 | 三年六月三十日 | 有料 | 矢野動物園 | |
| 鐵道局 | 廣告塔 | 三〇〇 | 三年二月廿一日 | 三年三月廿六日 | 三年八月十日 | 無 | 仙臺駅前 | |
| 同 | 歡迎門 | 三〇〇 | 三年四月八日 | 三年五月九日 | 同 | 同 | 長町驛歡迎門 | |

第二節 會場の配置

會場の配置は美觀の上より且つは觀覽者の便宜の上より其の要件を具備せしむる必要あり之れが爲には斯道の權威者に諮りて其の意見に聽從するに如かず爲し種々證衡の結果東京三越吳服店參事豊泉益三氏に依頼することとし同氏は數回來仙詳細に各種關係を調査して具體的意見を寄せられたり以下は之を基礎として參照施設したるものなり

第一會場

第一會場は高低三段を爲し高段壹萬參百七坪は縣立第二中學校敷地

及陸軍用地、中段壹萬壹千五百六拾貳坪は大藏省所管地、下段參千五百坪は第二師團諸兵作業地を共に充用したり。

上段中央に鐵筋コンクリート總二階建(玄關上三階)の校舎を第一本館とし其の東方には四千人を容る、大會場を設け大會場西方廣場には來場者の自動車數百臺を收容し得べく其の先は西第二門なり而して第一本館の西方には赤十字救護所を設置せり。

中段會場の東方に正門を設けて柱列塔を林立せしめ正門を過ぎ會場内に入れば噴水塔上苑爾として迎ふる天使像あり之れを過ぐれば第二本館なり此の館の中庭には大噴水塔あり池内に鯉を多數放養して衆

目を樂しめ之れを圍りて千紫萬紅色取々の花壇あり其の外圍は常綠樹苗を配植して一層の美觀を呈せしむるに苗圃に充て尙ほ西方に進みて第二本館を過ぐれば第三の噴水塔ありて西第一門に達す。

東門には四個西第一門には三個西第二門には二個處の入口を設け其の側面に切符賣場物品預所(西第二門預所なし)あり第二本館を圍繞して農産館、林産館、水産館、運輸交通館、農用機械館、演藝館、世界風俗館、事務所及倉庫を設けたり。

本會施設以外の陳列館としては青森營林局木材標本建築、滿蒙參考館、八幡製鐵所館、臺灣館、北海道館、岩手館、葉煙草專賣局實演所、山梨出品協會特設物あり。

其他の特設物としては上段に依米審査館、中段に東京館、アイヌ館、鯨館、京都館、下段に子供の國あり。廣告塔には、白玉ボートウィン、蜂印ブドウ酒、鳳山、ライトインキ、三S萬年筆、月姫サイダー、セーラー萬年筆、猫イラズ、保險協會、天江、菅原等あり。

休憩所には中段に鐵道案内所、保險協會、十和田保險會、簡易保險、福島民報、埼玉縣茶業組合、仙臺吳服太物商組合、東京松坂屋子供の國、庄慶香油、十五濱村、石巻案内所、ユニオンビール、補助足袋、上段には愛國婦人會、曹洞宗、青年クリスト教、牛乳組合等あり。

郵便局出張所、警察官詰所は東正門の左右に稍相對し巡視、守衛の詰所、自動車置場、消防詰所は西第一門附近に設けたり。

特種のものとしては上段依米審査館跡地に柴田サーカス團、第一本館後方に氣球繫留場あり。

飲食店は場内適宜の場所に散在設置せしめたり。

苗圃は三個所に分置し第一は農産館後方にして果樹苗、及落葉山林樹苗、第二は演藝館東方にして主として桑苗を第三は既記第二本館中庭に常綠山林樹苗を假植せり。

第二會場

第二會場は八千參百餘坪、周圍に三門を一入場口を設く第一は東方南寄りのものにして二門あり第一門は仙臺市公會堂立町小學校との間に第二門は櫻岡大神宮鳥居立町小學校との間に設く此門を過ぎて始めて場内に入るを得へし第二は東方北寄りのものにして是れ亦二門あり第一門は立町小學校を借行社との間に第二門は借行社西端に家庭工藝館の間にありて此二門を過ぎ場内に入る第三は西方仲ノ瀬橋の突き當りに在り而して一入口は借行社西北側なり。

第一の第二門には巡視詰所少し離れて切符賣場、第二の第二門は第一より物品預所あるを異にするのみ西門を一入場口は共に巡視詰所と切符賣場を設けたり會場は上下二段に區劃され上段には家庭工藝館、野外劇場、下段に電氣館あり。

朝鮮館は上段、俯瞰展望最も景勝の地に本別二館を設け本館は陳列及休憩所に別館は主に貴賓の休憩所に充てたり就中別館は純朝鮮式永久的建築にして閉會後は本會より仙臺市に寄附して永く保存すへき計畫のものなり。

朝鮮館前には大噴水塔及音樂堂を配せり。家庭工藝館東方に事務所分局、警察官詰所、救護所、消防詰所を設

けたり。

廣告塔は仙臺味噌醬油會社、及同組合の二塔、寶燒酎、丸善インキライジングサンの蠟燭塔あり。

休憩所としては三重縣茶業組合、静岡縣茶業組合、仙臺小間物商組合の三ヶ所あり。

鐵道案内所及宮城出品協會即賣館は共に公會堂地内西側に設けたり即賣店は五ヶ所に分置す第一は第一の第一、二門の間第二は櫻岡大神宮の北側第三は立町小學校の西側第四は第二の第一、二門の間第五は偕行社の西側にして通じて二百四十五小間なり。

飲食店は觀覽人の便宜を考慮し各所に點在せしむ。便所四ヶ所は目立たざる要地に設置したり。

以上は第二會場の配置の大略なり詳細は圖面を參看すへし。

第三會場

第三會場は第一第二に離れて仙臺市の東端縣公園地及附近を併せ六千四百餘坪を充當したり特種陳列には文化住宅四戸あり。

正面に噴水塔を設け其の左は日光模型館、後面には大禮記念館、水族館あり其の他即賣店、飲食店等は適宜に設置せり。繪葉書賣場は三會場を通して七ヶ所に設けたり。

第三節 仲の瀬橋

第一會場より第二會場に至る中間に廣瀬川の清流ありて相距る四丁連絡に三路あり第一路は第二會場より公會堂を廻りて大橋を渡り第二師團下を通りて第一會場、西第一、二門に達するもの第二路は第二會

場より遠く瀨橋を渡りて同所に至るもの第三は中路にして仲ノ瀬橋を稱する狹隘なる一時的私設架橋を渡りて第一會場東正門に達するものなり。

第一第二は共に迂路にして車馬道としては好適なるも徒歩者に不便多く此儘にては本會の目的の半ばを減殺せらるゝ虞れあり此の中路を如何に利用すへきかに付ては第一會場決定前よりの懸案たりしなり之れが對策として定禪寺通りより直通の連絡橋を架すへし爲すもの現仲ノ瀬橋を擴張すへし爲すもの等續出し容易に決定に至らず爲に仙臺市役所に於て調査の結果定禪寺通、架橋は岸壁四十餘尺ありて架空橋ならされは河縁より墜道を以て百數十間東方定禪寺橋町附近に入口を設けざるへからず兩者何れも巨額の經費を時日を要し本會の開期を超越するを以て斷念するの止むなきに至り殆ど行橋の状況を呈せり此工程の至難は當然仲ノ瀬橋を改造するの捷徑なるに歸せり一方兩岸附近町より請願書の提出あり稍具体化せんとするに當り第二師團當局は此架橋が川内所在各兵種殊に工兵隊に便利なるに産業開發に犠牲的努力する本會の誠意を市役所の發奮を諒し大に考慮する處となり工兵隊に於て實査の結果延長百七十二メートル巾六メートルの木橋とし經費は六萬五千圓を以て竣功すへき成案を得、師團、市役所、本會と折衝の上材料は市に於て提供し架橋一切は軍部當局に於て擔當することに決し經費は市を中心に縣補助、本會及關係町の寄附することにし本會は金五千圓寄附を決したり。

架橋は工兵隊が架橋演習に則り九月十一日より既定計畫に基き作業を開始し總員四百餘人降雨を蒸熱を意せず各任務に精進する様は

軍人精神の發露なりとし市民より多大なる感謝を以て迎へられ參觀者爲に雜沓を極めたり普通なれば數月を要すへき此工事は堅牢を主とし美觀を従とし日數二十日九月三十日を以て竣成し市に引繼を了せり斯て十月十一日盛なる渡橋式を舉行し以て公衆の便に供せり之れが爲め本會の事業進行上多大の便宜を得たるのみならず市西部の連絡を密ならしめ關係諸町の發展期して俟つべく第二中學校竣功後は通學上の便宜亦言ふへからざるものあり。

第四節 附屬地の配置

仲ノ瀬橋々下は仲の瀬川原を稱する石礫地にして大藏省所管に屬せり第一、第二會場の中間に位置するを以て之れを利用して本會に一層の光彩を添へんし之れが借入には幾多難關ありしも遂に本會に於て借受け矢野動物園をして經營に當らしめ即賣店、飲食店、各種興行物等を配置し不夜城を現出したり。

仙臺停車場前には歡迎門、長町、及岩沼兩停車場前には廣告塔を設け原町町外には廣告板を設置せり。

第九章 工 營

第一節 起工及竣成

本會場の配置は第八章に説述したる如く東京三越吳服店參事豊泉益三氏と協議して大略決定し建設物の設計は市内細谷工務所に委嘱し新

新なる様式に依り昭和二年十月を以て着工したり其の前第一會場の地均工事、建設物配置の地割及障害樹木の移植等を了せり爾來豫定の通り諸般の工事進捗して首尾よく開會を見るに至りたるものは天候の順調なりしのみならず本會幹部の督勵宜しきを得たるに技術員、請負人職工等が熱心努力の致す處にして本會の實に欣喜に堪へざる所なり今主なる工程を列記すれば左の如し。

| 種別 | 名 | 起工 | 竣成 |
|--------|-------|-----------|-----------|
| 第一會場 | 地均工事 | 昭和二年十月九日 | 昭和二年十月廿四日 |
| 第二會場 | 地均工事 | 昭和二年十月十六日 | 昭和三年三月三十日 |
| 運輸 | 交通館 | 同 | 同 |
| 水産 | 産館 | 同 | 同 |
| 林産 | 産館 | 同 | 同 |
| 演藝 | 産館 | 同 | 同 |
| 農産 | 産館 | 同 | 同 |
| 事務 | 局 | 同 | 同 |
| 倉庫 | 車庫 | 同 | 同 |
| 大會 | 會場 | 同 | 同 |
| 世界 | 風俗館 | 同 | 同 |
| 西門 | 門 | 同 | 同 |
| 周園 | 園 | 同 | 同 |
| 自動車 | 車庫 | 同 | 同 |
| 自衛 | 衛所 | 同 | 同 |
| 消防 | 詰所 | 同 | 同 |
| 簡易保險 | 協會出張所 | 同 | 同 |
| 宮城縣出品 | 協會事務所 | 同 | 同 |
| 郵便局 | 出張所 | 同 | 同 |
| 札賣場 | 場 | 同 | 同 |
| 郵便局出張所 | 同 | 同 | 同 |

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 警察署出張所 | 昭和三年三月十日 | 昭和三年三月三十日 |
| 荷物預り所 | 同 | 同 |
| 便所 | 同 | 同 |
| 東門 | 三月十五日 | 四月五日 |
| 赤十字社出張所 | 三月十七日 | 三月三十日 |
| アイヌ館 | 同 | 同 |
| 大會場前門 | 同 | 同 |
| 事務局通用門 | 同 | 同 |
| 專賣局出張所 | 同 | 同 |
| 噴水池 | 三月廿三日 | 四月五日 |
| 花壇 | 四月一日 | 四月十日 |
| 砂利布工事 | 同 | 同 |
| 家庭工藝館 | 昭和二年十月廿七日 | 昭和三年三月三十日 |
| 野外劇場 | 同 | 同 |
| 事務分局 | 同 | 同 |
| 電氣館 | 十二月一日 | 同 |
| 東門(北寄前後二ヶ所) | 昭和三年一月十八日 | 同 |
| 東門(南寄第一) | 一月廿五日 | 同 |
| 守衛詰所 | 三月十日 | 同 |
| 消防詰所 | 同 | 同 |
| 愛仙會救護所 | 同 | 同 |
| 醫師、警官詰所 | 同 | 同 |
| 札賣場 | 同 | 同 |
| 賣物預り所 | 同 | 同 |
| 便所 | 同 | 同 |
| 東門(南寄第二) | 三月十七日 | 同 |
| 西門 | 同 | 同 |
| 事務分局通用門 | 同 | 同 |
| 噴水池 | 三月十八日 | 四月十日 |

第二節 建設物

一、第一會場

東正門
本門は半圓十二尺の弧形五個を連続せる高十五尺の袖壁とし其突端には各々柱型を附し入口最端の分は特に大にし守衛休憩所に當て各圓弧の中央部には三尺高三十尺の裝飾柱を設け各柱型及裝飾柱には夜間の美觀を考慮し照明器具を裝置せり。
正門は幅六十四尺、奥行十二尺中央「アーチ」の部分幅三十尺、高十二尺、屋根上迄十八尺、屋上に高三十二尺の飾裝塔二個を設備し周圍全部電筒硝子張り最上部に「ダイヤモンド」型電燈籠を取付け裝飾塔内部には各層毎に點燈し得る裝置とし恰も水晶塔の觀あらしめたり。
門袖及正門主體構造は何れも木造堀建にして外壁、木摺漆喰壁「スボンヂ」仕上とし屋根は亞鉛鍍鐵板張りせり。
西正門は大き形狀構造共正門と同一なり。
大會場正門

第二本館西部噴水池

直徑七尺木骨「モルタル」塗りの水盤を五段に組重ね水盤の水が溢れて次段の水盤にそそぐ如く施工したり、その全高二十尺徑五間の噴水池内に設く、周壁高さ三尺幅八寸木骨「モルタル」塗りこす。
事務局
桁行十五間梁間三間半兩翼二間半、四間半、坪數七十五坪の凹字形建物にして玄關、應接室、會長及事務總長室、受付、電話室、總務部、出品部、工務、經理、宣傳部、當直室、湯沸所、小使室、便所等の各室より成り執務上各部の連絡を計り特に外來者の出入、換氣採光等を考慮せり。
構造は木造堀建造り軒高十八尺内部は床板張り周壁、天井共木摺漆喰塗り外部は腰「モルタル」塗り上部卵黄色漆喰「スボンヂ」仕上屋根は瓦棒付き、亞鉛鍍鐵板張り「ペンキ」塗りこす。
縣出品協會事務室は別棟とし三間、四間、十二坪の建物にして内外の仕様事務局に準する仕上せり。
事務局附屬倉庫
桁行十五間梁間六間入口二ヶ所窓等を有する木造堀建造り外壁及屋根共亞鉛鍍鐵板張り「ペンキ」塗内部床土間こす。

第一本館

第一本館は縣立第二中學校々舎に充用する爲の新築にして鐵筋混凝土造二階、一部三階建、總坪二千五十八坪内部間仕切壁面仕上等未完成のものを使用す故に各室通路其他壁面天井等に布張りを爲し使用したり。

長さ五間半幅八尺最高部迄二十八尺の橋梁型の門にして全部木骨漆喰「ペンキ」塗り仕上なり正面及び側面の段型凹凸には「ペンキ」にて印象派に似たる模様の彩色を施し正面入口上部には鐵板にて「大會場」の三文字を切り抜きて貼附し兩端門柱上部に八角形の鐵板製照明器具を設置したり。
事務局通用門
門柱木骨木摺漆喰塗りにして化粧柱型及柱頭裝飾は木造「ペンキ」塗りこす。
扉は木造兩開き「ペンキ」塗り仕上せり。
中央噴水池

直徑八間の圓形噴水池に徑七尺木骨「モルタル」塗りの水盤を支柱にて二十尺の高所に掲け其外縁に徑六分長さ五寸の硝子筒を二寸間に配列し水盤に溢れたる水が硝子筒を通りて流下するを徑十五尺高さ四尺の受盤にて支へたり、而して受盤より流下する數條の水を反射せしめて水晶塔の如く見せしむるため水盤支柱の周圍に徑六尺八角形の櫓を組み龜甲形組子の硝子戸を嵌め内部に水の浸入を防き適當の個所に電燈を配置せり。

第二本館東部噴水池

長さ六間幅四間の噴水池に高さ三尺幅一尺の木骨「モルタル」塗り周壁を設け高さ十五尺一間四方の臺上に等身大の小兒(石膏製)裸體像を設置し其の臺の周圍より數條の水を噴出する如く施工す、然して夜間照明の爲め周壁内部に投光器を設備せり。

第二本館

本建物は正面六十二間側面五十五間梁間十間總坪一千九百四十坪を有し中庭を圍繞する方形の建物にして東正門より中庭を経て西正門に至る通路の部分には大「ホール」を設け館内及中庭に入るに自由ならしめ其他出入口は東西面に四ヶ所、南北面に六ヶ所、中庭面に二ヶ所の一般出入口兼非常口を設けたり。

各入口上部は塔家みなし最高八十尺最低五十尺の裝飾塔を設け頂部に「ダイヤモンド」型電燈籠を取付全部艶滑硝子張りとし各層毎に點燈の裝置をなせり。

館内採光は「スカイライト」を塔屋を除く屋根の中央棟通り全長に亘り幅十尺の硝子張りをなし内面には白布を張り日光の直射を避くる裝置をなせり。

構造は塔家の部分木骨とし其他は鐵骨にして柱及小屋組を十二尺間に組立て陳列棚の配置及通路を自由ならしむるため館内には柱を設けざる構造をなし外壁は木摺壁腰高六尺通り「モルタル」上部は漆喰塗「スポンヂ」仕上せり。

屋根は亞鉛鍍波板葺とし雨仕舞は「パラベット」裏にて谷を取「アスファルト」防水裝置をなし雨水を鯨鯨にて堅樋に導きたり。

内部床は陳列棚を除く各通路を混泥土とし壁面は羽目板張りとし水性塗料を施せり。

農産館

桁行百二十尺梁間四十八尺六十坪を有し三方面に入口を附し周壁に採光に必要な窓を設けたり。

構造は木造堀建外壁木摺漆喰塗「スポンヂ」仕上、屋根は亞鉛鍍鐵板葺、内部は通路床「コンクリート」周壁及天井共布張り木部は「ベッキ」塗りす。

付家四十二坪も同様の構造なり。

林産館

桁行百二十尺梁間六十尺二百坪を有し三面に入口を設け且つ周壁に採光に充分なる窓を設けたり。

構造は木造堀建外壁木摺漆喰塗「スポンヂ」仕上屋根亞鉛鍍鐵板葺内部は通路の部分床「コンクリート」周壁及天井共布張り木部は「ベッキ」塗りす。

水産館

桁行百二十尺梁間四十八尺六十坪を有し各面に入口及採光に必要な窓を設けたり。

構造は木造堀建外壁木摺漆喰塗「スポンヂ」仕上、屋根亞鉛鍍鐵板葺内樋とし防水裝置をなし雨水は堅樋及土管にて屋外に導きたり。

内部は通路の部分床「コンクリート」周壁及天井共布張り木部は「ベッキ」塗りす。

運輸交通館

本館は桁行二百二十二尺梁間四十八尺坪數二百九十六坪を有し入口は桁行に三ヶ所連続せるもの及梁間に各一ヶ所を設けたり窓は周壁上部に採光充分なる程度に設けたり。

構造は木造堀建外壁木摺漆喰塗「スポンヂ」仕上屋根は亞鉛鍍波板葺内樋とし防水裝置をなし雨水を堅樋及土管にて外部に流出せし

めたり。

内部は通路の部分床「コンクリート」周壁及天井共布張り木部「ベッキ」塗りす。

演藝館

本館は間口七十八尺奥行百三十七尺五寸にして舞臺の部分幅三十尺突出二十一尺の翼を設け切符賣場、觀覽席、舞臺、樂屋等に區別し更に便所を別棟とし渡り廊下により連絡せり。

切符賣場は觀客の出入口、階段室、事務室、切符賣場等、觀覽席は階下に八百人、階上に二百人を收容する客席を設け兩側には花道、舞壇及通路を設く。

舞臺は背影、諸道具の着脱に便なる面積を高さになし樂屋は出演者部屋及衣裳部屋、浴室、便所廊下等に區分せり。

本館は郷土藝術たる演藝を汎く紹介する目的なる爲め室内の裝飾、舞臺の裝置に特に留意し斯界の巨匠をして其任に當らしめたり。

出入口及正面に觀客出入口を設け觀客席兩側通路及舞臺に三ヶ所の非常口を設け樂屋には俳優の出入口を設けたり窓は採光及換氣を考慮し相當の配備をなしたり。

構造は觀覽席の部分鐵柱、鐵小屋、其他は木造堀建造り外壁腰「モルタル」上部漆喰塗「スポンヂ」仕上、屋根は亞鉛鍍鐵板及波形鐵板葺各谷の部分は防水裝置をなし雨水は呼樋にて堅樋に導きたり。

室内は床板張り及土間とし壁は漆喰塗、天井は紙貼り「ベッキ」塗りす。

世界風俗館門

本門は林産館と演藝館の間に設け幅六間奥行二間半高十八尺塔家高六十尺中央「アーチ」幅二十二尺高十二尺正面背面及塔家四面に世界風俗館の金屬製硝子張りの文字を取付け夜間は電燈にて館名を表示する裝置とし塔頂には各國を表徴する意味に於て地球儀を取付けたり。

構造は木造堀建にして外壁腰通り「モルタル」塗上部は漆喰「スポンヂ」仕上げ塔家は亞鉛鍍鐵板張り「ベッキ」塗りす。

世界風俗人形館

本館は桁行三十三間梁間九間東西に長き建物にして入口は東西兩面に各二ヶ所宛設け東方は一般出入口とし西方は平常締切り非常用に宛て窓は越屋根に設けたり。

館の區劃は兩側三間に三間を一ヶ國宛とし各國別に間仕切を設け通路幅三間とし中央に手摺を設け入場者往還の順路を區別せり。

構造は木造堀建造り東西面は外壁漆喰塗「スポンヂ」仕上、其他は亞鉛鍍波形鐵板葺、屋根は前同鐵板、何れも「ベッキ」塗りす。

館内人形陳列室は床板張り周壁天井共布張り通路は土間す。

大會場

大會場は間口百八尺奥行百六十二尺にして四百七十八坪を有し會場「ステージ」、控室、通路等に區別し會場には約二千人を收容し得る食卓を設け「ステージ」は幅八間奥行三間を床板張り其他土間とし砂利及砂を散布し手摺にて搦めたり。

正面は出入口左右及兩端に柱型を設け圖面の如く柱脚及柱頭に盛花

型の彫刻を配し裝飾柱をなし入口は「ホール」を設け出入の混雑を避くる爲め正面大入口の外左右に小入口を設け窓は兩側及越屋根部分に設けたり。

構造は木造堀建造り中央八間兩側五間の越屋根とし壁は正面及「ステージ」控室界は漆喰壁外は「スポンジ」内部は鍍押仕上其他外部は壁及屋根共亜鉛鍍波形鐵板張りす。

切符賣場

木造土臺建にして外壁、木摺漆喰塗、「スポンジ」仕上屋根亜鉛鍍波形鐵板葺、室内は床板張周壁羽目板、天井は布張りとし會場に左記棟数を建設す。

| | |
|------|------|
| 第一會場 | 第二會場 |
| 三坪五合 | 同上 |
| 一坪 | 同上 |
| 門柱利用 | 同上 |

荷物預所

木造土臺建にして外壁木摺漆喰塗「スポンジ」仕上、屋根亜鉛鍍波形鐵板葺、室内は床板張り周壁羽目板、天井布張りとし會場に左記棟数を建設す。

| | |
|------|------|
| 第一會場 | 第二會場 |
| 四坪 | 同上 |
| 二棟 | 一棟 |

守衛詰所

守衛詰所は三間、四間、十二坪の木造建にして外壁漆喰塗、屋根亞

鉛鍍鐵板張「ベンキ」塗り室内は床土間周壁羽目板張、天井布張りす。

守衛休憩所

守衛休憩所は木造土臺建にして外壁漆喰塗、屋根亜鉛鍍波形鐵板葺、内部床土間周壁羽目板張天井布張りとし會場に左記棟数を建設す。

| | |
|------|------|
| 第一會場 | 第二會場 |
| 六尺 | 二棟 |
| 九尺 | 同上 |
| 九尺 | 同上 |
| 門柱 | 一ヶ所 |
| 利用 | 同上 |

警察官詰所

木造土臺建外壁木摺漆喰塗屋根亜鉛鍍波形鐵板葺内部床張り同壁羽目板天井布張りとし會場に左記の棟数を建設す。

| | |
|---------|------|
| 第一會場 | 第二會場 |
| 三坪七合五勺 | 一棟 |
| 赤十字社出張所 | 同上 |

建坪十二坪にして診察室、休養室に區別し正面入口周圍に採光窓を設け内部の壁は板張り又は「カーテン」を以てせり。

木造堀建外壁木摺漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵板葺内壁板張天井は布張り床は板張りし内外木部は「ベンキ」塗りす。

自動車置場及消防班詰所

間口八間奥行二間半木造堀建にして正面は漆喰塗仕上、其他、内部及背面は羽目板張り屋根は亜鉛鍍波形鐵板葺き「ベンキ」塗り室内の

一部床板張りし、自動車置場及消防詰所に區分し使用せり。

郵便局出張所

郵便局は坪數二十坪にして公衆溜、公衆電話室、現業室、電信室、湯沸所、押入、便所等に區別し特に公衆溜及公衆電話室は入場者のみの便宜によらず場外者の利便をも顧慮し場内外より出入し得る如くなせり。

構造は木造、土臺建外壁漆喰「スポンジ」仕上屋根は「ルーフィン」貼り、室内は床板張り畳敷及「コンクリート」し壁及天井は漆喰塗りす。

便所

便所は其坪數を大中小の三種に區分し木造土臺建外部漆喰屋根「マルソイド」葺内部床板羽目板張りし何れも大小便所、手洗所等を設け會場に左記棟数を建設す。

| | |
|------|------|
| 第一會場 | 第二會場 |
| 六棟 | 二棟 |
| 二棟 | 一棟 |
| 一棟 | 一棟 |

空箱入倉庫

建坪百坪にして丸太堀建て造周圍及屋根共亜鉛鍍鐵板張り床土間とし入口には開戸を附す。

第二會場

東の南正門

本門は門幅七十二尺奥行十二尺總高四十五尺「アーチ」高三十尺橋

梁型とし柱形には凹凸を附し各部の釣合を保たしめ「アーチ」上には仙臺酒造組合なる文字を鐵板に切抜き「セルロイド」張りし内部には電燈を装置せり柱脚には等身倍大の鴉々化身の塑像を置きたり。

東の北正門

本門は門幅五十一尺奥行二十四尺通路は中央左右の三ヶ所とし中央は幅九尺五寸高四十五尺左右は幅四尺五寸高二十五尺屋根最頂部迄五十五尺各「アーチ」には裝飾燈を装置せり。

構造は木造にして根入八尺土臺付胴差筋違等を充分取付け風壓に耐へしめ外壁は腰「モルタル」上部木摺漆喰塗「スポンジ」仕上屋根は「マルソイド」葺す。

東の北正門第二門

本門は幅五十尺奥行九尺通路四ヶ所何れも尖形「アーチ」にして構造外部仕上等東門に同じくせり本門にて會場内外の區別をなせるため此の所に改札口を設けたり。

西正門

本門は長さ四十八尺奥行九尺最高部まで二十五尺橋梁型の門にして全部木骨漆喰塗軒廻りは「ベンキ」にて模様を施し柱脚は切符賣場及守衛詰所に應用したり。

事務局通用門

門幅六尺門柱高六尺木造にして兩開門扉を釣込み總て「ベンキ」塗りす。

噴水塔

長、幅共三十尺の貯水池に高さ三尺幅一尺の周壁を築き池内に脚部六尺八寸四方の高さ三十一尺五寸の噴水塔を立てたり木骨モルタル塗り及び漆喰塗り仕上にて塔上部四隅に漆喰製の塑像を置き其の脚及び塔脚部四隅より数條の水を噴出せしむ。

塔の上部近く「プリズム」硝子を嵌込み内部より照明装置を施し又其の下部に河北新報社の文字を浮き出せり周壁内部に数色の電燈を配列し交互に點滅し又塔下部に裸像の浮彫を漆喰にて表せり。

事務分局

事務分局は桁行三十尺梁間二十四尺二十坪を有し事務室、應接室、湯沸所等に区分し木造堀建て外壁漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵板葺屋上に裝飾時計臺を附せり室内は床及壁共板張り天井は布張りミズ。

家庭工藝館

桁行九十尺梁間三十六尺九十坪を有し三方面に入口を設け入口の兩側は花臺及柱形庇等の凹凸にて各部の釣合を保たしめ外窓は採光に必要な程度の連窓を附し屋上一端には塔屋を設けたり屋根は亜鉛鍍鐵板葺周囲「バラベツト」内樋ミシ防水装置をなし雨水を屋外に導きたり。

構造は木造土臺付外壁木摺漆喰塗「スポンヂ」仕上内部は床「コンクリート」周壁天井共布張りミシ木部「ペンキ」塗ミズ。

電気館

桁行百六十尺梁間七十二尺坪數二百四十坪を有し三方面に入口を設

け入口上部には何れも裝飾塔を附し同壁に必要な採光窓を設けたり構造は木造堀建てにして外壁板張り「ペンキ」塗屋根は越屋根ミシ何れも亜鉛鍍鐵板葺「ペンキ」塗ミシ内部は床土間良質土を蛸にて搗締め周壁は布張り天井は削り小屋ミズ。

野外劇場

間口四十二尺奥行二十一尺外に附屬家共三十坪五合にして舞臺樂屋等に區分せり。

木造堀建て外壁木摺漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵板葺内部床高四尺五寸板張り壁面及天井は布張り舞臺、周壁は「バック」其の他に裝飾せり。

賣店

賣店は間口六尺奥行九尺を一小間ミシ十數小間を連續して一棟ミゼり。

木造土臺建外部は木摺漆喰塗屋根は亜鉛鍍鐵板葺ミシ間内は床土間周壁板羽目天井は布張りミシ店先の戸締りは鐵板張扉取外式ミシ布製の庇兼日覆を附せり。

守衛詰所

建坪二坪五合木造土臺建入口及窓等を設け外壁漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵波形鐵板葺内部床土間周壁板羽目板張り天井布張り木部「ペンキ」塗ミズ。

消防詰所

建坪四坪五合木造土臺建入口及窓を設け外壁漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵板葺内部板張り天井布張り床土間一部板張り機敷ミズ。

醫師、警官詰所

建坪十二坪二合五勺醫師、警官詰所に區劃し醫師詰所は一部を休養室に充て他を診察室ミシ警官室は一部機敷き宿直用ミシ各入口及必要なる採光窓を設けたり。

木造土臺建外壁木摺漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵板葺内壁板羽目板張り天井布張り木部は「ペンキ」塗り床は一部土間他は板張りミズ

愛仙會救護所

建坪六坪にして木造堀建て入口及窓を設け周壁板張り屋根亜鉛鍍鐵板葺内部床土間一部に休養臺を設けたり。

三、第三會場

第三會場に於ける本會の施設は噴水の一ヶ所にして照明装置をなし夜間の美を現はすに努めたり。

四、場外施設

仙臺駅前歡迎門

本門は正面八十尺奥行二十四尺中央部軒高二十五尺兩翼二十尺塔家最頂部迄七十五尺ミシ中央は車道兩側及縱を貫きて人道を設けたり中央及兩翼「バラベツト」には連續せる金屬及石膏の彫刻を取付、金屬製の部分は内部に照明の裝置をなしたり。

塔家の兩正面には金屬製にて「祝東北産業博覽會」の文字を現はし塔家の各段形部分には照明の裝置をなし且つ塔家脚部「バラベツト」裏に強力の投光器を据付、塔家を光海に浮出せしむる裝置せり。門柱（脚）内部は案内所及救護班の用に供せり。

構造は木造堀建てにして七十五尺の高さを有するため特に風壓に對する杭材の強度を測定し構造に萬遺漏なきを期したり。

外部仕上は腰通り人造石、上部漆喰「スポンヂ」仕上げ内部漆喰塗押し屋根は陸屋根防水装置をなしたり。

大橋及渡橋歡迎門

幅三十尺奥行五尺高二十尺橋梁型、木骨漆喰塗、柱頭に模様を附し且つ「祝東北産業博覽會」の文字を配せり。

第三節 道路、溝渠、水道

第一目 道路、溝渠

本會第二、第三會場は共に縣市の公園を充用したるにより新に道路溝渠を施設するの必要なく其の儘會場ミシして使用せり第一會場は元騎兵隊跡にして高低數段をなし會場ミシして各種施設に不適當なるを以て金八千七百八拾圓を投して地均工事を施行し陳列館を連絡する爲には道路を區劃し砂利を敷詰めたり溝渠は衛生上必要なるを以て騎兵隊當時の排水溝に多少の手入を爲して尙ほ完全を期せり。

第二會場より第一會場に至る道路は狹隘にして多數觀覽者の進行に不便なるを以て仲ノ瀬橋西阿元より百六十六間は仙臺市に於て擴張工事を施行し川内大工町より元支倉町に上る觀迎門及元支倉町より第一會場東正門に至る二百間は本會に於て側溝を整理し路面を修繕し砂利を敷きたり。

第二目 水道

水道は仙臺市に於て元騎兵隊管内に施設したる鐵管を利用し川内大工町、川前丁へ配水せんとする計畫時機にありしを以て第一會場の配置に非常の便宜を得又第二會場は借行社前より仲ノ町線に連絡したるものを利用し第三會場に於ては二十人町東端より歩兵營に通ずるもの及鐵砲町線より分岐して給水装置を爲したるを以て何れも水壓流量充分にして何等遺憾なきを得たり而して其の給水は最先昭和三年四月十三日にして最終は同年六月八日なり其の装置の概要左の如し。

| | | | |
|------|--------|-------|----------|
| 第一會場 | 噴水 | 三個所 | |
| | 專用栓 | 二十四個所 | 栓數二十七個 |
| | 共用栓 | 八個所 | |
| | 公衆用水栓栓 | 三個所 | (内一個は市設) |
| | 便所水洗栓 | 九個所 | |
| 第二會場 | 噴水 | 一個所 | |
| | 專用栓 | 十一個所 | 栓數十二個 |
| | 共用栓 | 九個所 | |
| | 便所水洗栓 | 五個所 | |
| 第三會場 | 噴水 | 一個所 | |
| | 瀧 | 一個所 | |
| | 專用栓 | 一個所 | 栓數二個 |

共用栓 一個所
 第一會場 八千九百九拾四立方米突
 第二會場 八千八百七拾立方米突
 第三會場 壹千八百參拾八立方米突
 計 壹萬九千七百貳立方米突

第四節 電氣、瓦斯裝置

第一目 電氣

本會場内に於ける電氣的諸施設の内建設物の館内一般照明、館外、道路、廣場照明は本會電氣掛に於て設計して直接設備し陳列棚照明其他特設館、興行物、賣店等出品者の負擔に屬するものに對しては其の要求によるものを取纏め本會負擔分と共に其の工事の一切を仙臺市電氣組合代表者佐藤電氣商會、松田電氣商會に委任し電氣供給者仙臺市電氣部の承認工事として其の指揮監督の下に施行せしめたり。

電氣設備概要

- 一、電燈設備は總體八六五三燈其の電力は六三三、〇七〇ワットなり之を負擔別にするときは本會分四、一三七燈、陳列出品照明五九二燈、特設館一、七四六燈、興行物六六四燈、賣店一、五一四燈なり。
- 二、動力設備は總體三七七臺其の電力は一五二馬力半なり之を負擔別にする時は本會分四臺他は出品者負擔に屬するものにして本會設備一〇馬力は「サーチライト」用、一馬力は「モーターサイレン」用、

二馬力一臺及〇・五馬力一臺は世界風俗館舞臺廻轉用動力なり。出品者設備の内主なるものは「ケープルカー」の五〇馬力、「ウォーターシュート」の一五馬力、「エスカレーター」の一〇馬力等なり。
 三、單相小型電動機二十三臺、扇風機三臺、各陳列廻轉用に設備されたるも是は電燈に換算して電燈の部に編入せり。
 電球、動力及電氣容量左の如し。

東北産業博覽會電燈設備

燭別電球數並に電氣容量一覽表

| 電燈燭別 | 燈數 | 電力ワット | 内 | | | |
|-------|-------|---------|-------|-----|-------|------|
| | | | 會設備 | 出用品 | 特設館 | 興行物 |
| ワット | 一、八九六 | 三三、七〇〇 | 二七 | 一七 | 六八 | 二六三 |
| 二〇 | 九三 | 一、八四六 | 四九 | 一三 | 二四 | 四 |
| 四〇 | 六三 | 二、四六〇 | 三六 | 四 | 六 | 七 |
| 六〇 | 二、七九 | 一六、五四〇 | 一五七 | 一九 | 六二 | 六 |
| 一〇〇 | 一、八〇〇 | 一八〇、〇〇〇 | 一〇九 | 一八 | 一〇六 | 二二 |
| 二〇〇 | 四〇〇 | 八〇、〇〇〇 | 二六〇 | 三 | 一九 | 六 |
| 三〇〇 | 五〇 | 一五、〇〇〇 | 一〇 | 二 | 七 | 一〇 |
| 五〇〇 | 三九 | 一九、五〇〇 | 一六 | 五 | 二 | 三 |
| 七五〇 | 三 | 二、二五〇 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一、〇〇〇 | 六 | 六、〇〇〇 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 一、二五〇 | 一 | 一、五〇〇 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一、五〇〇 | 一 | 一、五〇〇 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合計 | 八、六五 | 三三、七〇〇 | 一、〇二七 | 五九三 | 一、〇四六 | 一、五五 |

東北産業博覽會動力設備

馬力別臺數並に電氣容量一覽表

| 馬力別 | 臺數 | 馬力數 | 内 | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| | | | 會設備 | 運轉 | 特設館 | 興行物 |
| 〇・五 | 六 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一・五 | 一 | 一・五 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三 | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四 | 四 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 五 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合計 | 一五〇 | 一五〇 | 一 | 一 | 一 | 一 |

第二目 瓦斯

瓦斯は仙臺瓦斯株式會社が第二本館機械部に出品せる各種瓦斯器具の實驗用として配管せるものを更に延長配給せるものにして總延長壹千貳百呎其の使用量六萬千三百立方呎に達せり。

第五節 花壇

博覽會に庭園設備の必要は之に依て各建築物の調和對照を圖り建築に對し美觀を添へると共に幾萬の來觀者をして清楚麗麗なる花卉又は翠綠滴るか如き樹木によりて心目の疲勞を慰せしむるにあり。幸に本會は會場を市内最好の位置に選擇したるを以て殆ん庭園内に在るの感あり故に主とする處は花壇のみの設置なりす即ち第一會

場第二本館中庭大噴水周囲に大花壇を設け其の外各館の要所又は腰廻りに小花壇を設置せり。

花壇の總坪數三百七十二坪餘之れに用ふる草花を用意するは至難なるを以て市内大立目謙次外二名か仙臺園藝協會の代表して昭和二年の好季に播種して供給するこゝせり

第一會場第二本館の中庭

六拾六坪餘

草花種類

キャンデータフト、シネラリヤ、ビスカリヤフロックス、カレンデュラ、パンジー、クリサンセマム

會場、東正門側、林産、水産、運輸交通館の南側、臺灣館、北海道館の東側

百七坪餘

草花種類

水仙、フロックス、バージー、クリサンセマム、カレンデュラ

會場第二本館周圍

百四拾五坪餘

草花種類

水仙、チューリップ、デージー、キャンデータフト、カレンデュラ、バーディー、フロックス、クリサンセマム

會場第一本館南側

五拾叁坪餘

草花種類

カレンデュラ、バージー、フロックス、クリサンセマム

以上は何れも四月一日より植栽に着手し同十日完了したり植栽後枯死したるものは随時供給人に於て補植せしめたり。

第二、第三兩會場は縣市公園を其儘充用したるを以て樹木の配植等

既に庭園を形成しあり別に施設を爲さざるも第二會場の梅、第三會場の櫻等は世間已に定評あり故に花壇等俗的の設備を見合せたり。

第六節 建設諸經費

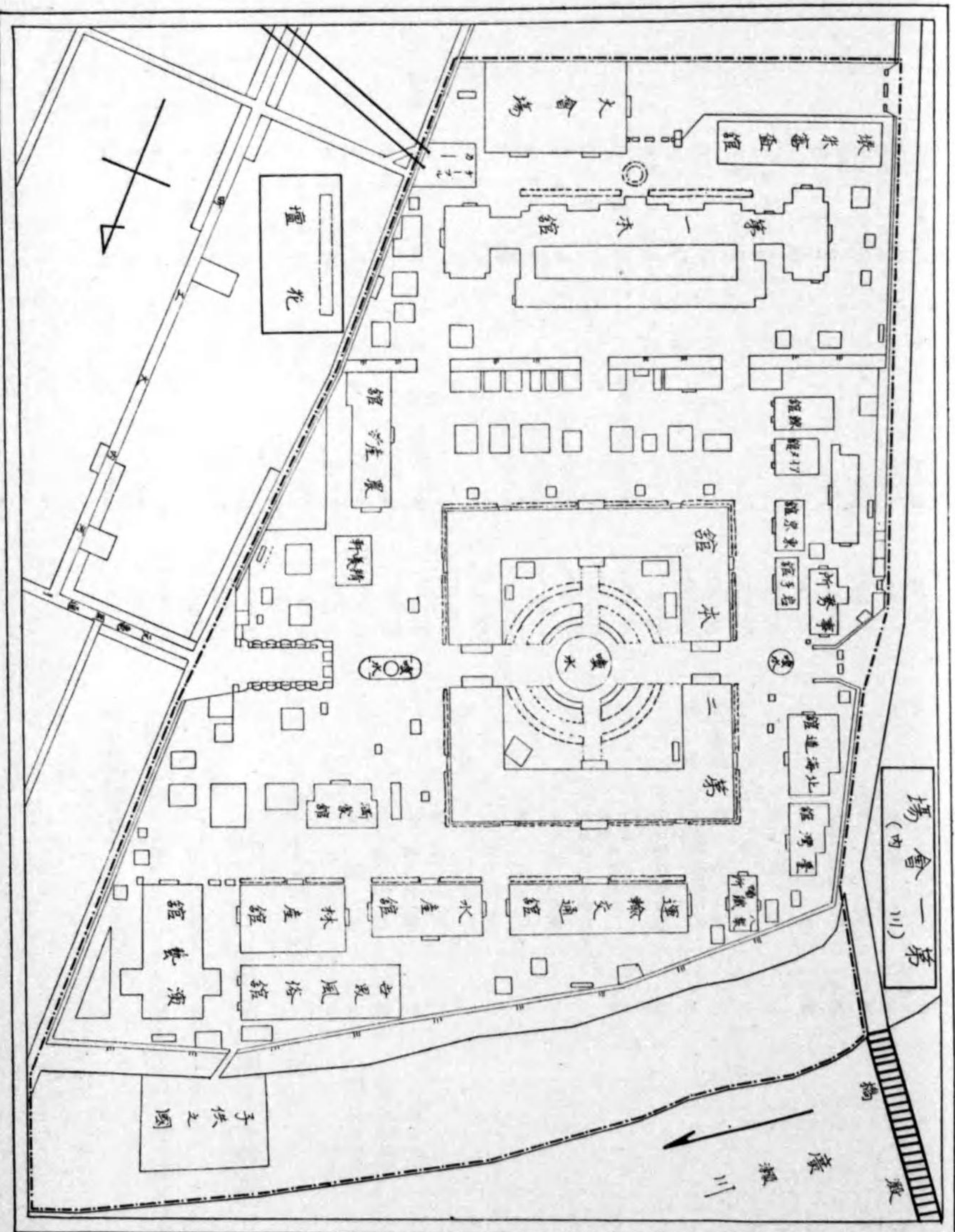
本會各種建設に要せし諸經費は左の如し。

東北産業博覽會建設費一覽表

一金貳拾叁萬千六百六拾六圓七拾八錢 (受託工事は含まず)

| 種別 | 名稱 | 員數 | 坪數 | 工事費 |
|------|---------|----|------------|------------|
| 第一會場 | 第二本館 | 一棟 | 千九百四十坪 | 三、七四八、〇〇 |
| | 運輸交通館 | 一棟 | 二百九十六坪 | 九、八八六、〇〇 |
| | 水産館 | 一棟 | 百六十坪 | 五、三三六、〇〇 |
| | 林産館 | 一棟 | 二百坪 | 六、四〇〇、〇〇 |
| | 演藝館 | 一棟 | 三百四十一坪九合五分 | 一、九、三三六、〇〇 |
| | 事務局 | 一棟 | 八十一坪 | 三、二六六、〇〇 |
| | 守衛詰所 | 一棟 | 六坪二合五分 | 三、三〇〇、〇〇 |
| | 消防詰所 | 一棟 | 十二坪 | 四、七〇〇、〇〇 |
| | 札賣場 | 三棟 | 七十坪 | 三、三六〇、〇〇 |
| | 郵便局出張所 | 一棟 | 二十坪 | 九、〇〇〇、〇〇 |
| | 警察署出張所 | 一棟 | 六坪 | 三、七〇〇、〇〇 |
| | 赤十字社出張所 | 一棟 | 十二坪 | 四、〇〇〇、〇〇 |
| | 倉庫 | 二棟 | 百八十坪 | 三、五〇〇、〇〇 |
| | 大會場 | 一棟 | 四百七十八坪 | 一、一、〇九四、〇〇 |
| 第二會場 | 世界風俗館 | 一棟 | 二百九十七坪 | 七、一三六、〇〇 |
| | 農産館 | 一棟 | 二百十五坪 | 六、七〇〇、〇〇 |
| | 自動車庫 | 一棟 | 二十坪 | 六、〇〇〇、〇〇 |
| | 荷物預り所 | 一棟 | 十坪五合 | 三、〇〇〇、〇〇 |
| | 第一會場 | 二棟 | 十坪五合 | 三、〇〇〇、〇〇 |

園 置 配 壇 花



第二會場

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|--------|------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|----------|-------|-----------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|------|-------|------|---------|---------|--------|---------|--------|----|
| 便所 | 簡易保險協會出張所 | 專賣局出張所 | 宮城縣出品協會事務所 | 椰筒置場 | アイ×館 | 大會場前門 | 世界風俗館門 | 西門 | 東門 | 事務局通用門 | 周園 | 噴水塔 | 地均工事 | 砂利布工事 | 花壇 | 雜工事 | 計 | 電氣工務 | 家庭工務 | 野外劇場 | 事務分局 | 守衛詰所 | 消防詰所 | 愛仙會救護所 | 醫師、警官詰所 | 札賣場 | 賣場 | 荷物預り所 | 便所 |
| 九棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 二ヶ所 | 二ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 一棟 | 四棟 |
| 四十四坪 | 十六坪 | 二十一坪五合 | 十二坪 | 六坪 | 七十坪 | | | | | 延長五百六十八間 | | 一萬千七百二十五坪 | 四千三百坪 | 三百七十二坪 | | | 二百四十坪 | 九十坪 | 三十坪 | 二十坪 | 五坪 | 四坪五合 | 六坪 | 十二坪二合五勺 | 六坪 | 三百六十九坪 | 六坪 | 二十坪五合 | |
| 三〇,二〇〇 | 五,〇〇〇 | 五,〇〇〇 | 三,八〇〇 | 一,五〇〇 | 一,七〇〇 | 四,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 一,〇〇〇 | 五,〇〇〇 | 四,〇〇〇 | 三,五〇〇 | 八,七〇〇 | 二,五〇〇 | 二,七〇〇 | 一,二八〇 | 一八,四〇〇 | 六,七〇〇 | 三,四〇〇 | 一,九〇〇 | 七〇〇 | 一,四〇〇 | 九〇〇 | 一〇,〇〇〇 | 二,六〇〇 | 八,五八〇 | 一八〇,〇〇〇 | 七三,〇〇〇 | |

第三會場

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|--------|-----|---------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-----|---------|---------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 東門(市寄第一) | 東門(市寄第二) | 東門(北寄) | 西門 | 事務分局通用門 | 噴水塔 | 雜工事 | 計 | 噴水塔 | 仙臺停車場前廣 | 仙臺停車場前廣 | 迎門 | 大橋阿元歡迎門 | 支倉町沿道廣告 | 支倉通筋道路 | 雜工事 | 計 | 受託工事 | 北海館 | 朝鮮別館 | 滿蒙館 | 外計 |
| 一ヶ所 | 一ヶ所 | 二ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 二ヶ所 | 二ヶ所 | 二ヶ所 | 二ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 | 一ヶ所 |
| 一,〇〇〇 | 九〇〇 | 四,〇八〇 | 五〇〇 | 一,〇〇〇 | 三,〇〇〇 | 三,三三三 | 五,九六三 | 一,〇〇〇 | 二,三三三 | 六,〇〇〇 | 五〇〇 | 八,六〇〇 | 二,〇〇〇 | 六,八〇〇 | 三,二六六 | 四,八八〇 | 百四十六坪 | 三十五坪四合 | 六十九坪五合 | 六,五〇〇 | 四,八八〇 |

第十章 出品

第一節 出品に關する規程

第一目 出品人心得

出品に關する規程の重なるものは本會規則中第一編第四章に掲記したり茲には出品人心得を掲ぐ。

出品人心得

- 第一條 出品申込書、出品目録、解説書、特殊設計書ノ提出及陳列棚陳列臺等ノ調製並ニ出品物ノ搬入陳列裝飾等ノ期限ハ之ヲ厳守シ遲滞ナキヲ期スヘシ
- 第二條 部類ノ區分ハ出品物ノ陳列並ニ審査ニ至大ノ關係アルヲ以テ部類表ヲ参照シ誤ラサル様注意スヘシ
- 第三條 數部類ニ屬スルコトヲ得ヘキ出品物ニアリテハ任意ニ其一ヲ選ヒ重複出品スルコトヲ得ス
- 第四條 原料ニ製品ヲ又ハ製品ニ原料ヲ添付出品スルコトヲ得、但シ此場合ハ出品目録摘要欄及付札ニ添付品ト明記スヘシ
- 第五條 同種ノ出品物ハ同一家族ノ名ヲ以テ別個ニ出品スルコトヲ得ス但シ特殊ノ技能ヲ以テ別個ニ製作シタルモノハ此限ニアラス
- 第六條 出品物ノ單位ハ左記ニ依ルモノトス
 - 一、度量衡ヲ用ユルモノハメートル法ニ依ル但シ取引上慣行アルモノハ此ノ限ニアラス
 - 二、個數ヲ用ユルモノハ個、枚、本、反、疋、尾、俵、叭、袋、箱、樽
 - 三、把束シタルモノハ卷、束、把、括、連、ダース等
 - 四、揃物ハ組、對、揃、五人前、十人前等
- 第七條 書畫ハ同一作家毎ニ二點以内トシ對幅又ハ一又ハ一點トス、但シ其中ハ同一ノ出品ヲ通シ四間ヲ超ユルコトヲ得ス
- 彫塑、彫刻、特殊ノ美術工藝ハ一作家毎ニ五點以内トス

第八條 蔬菜、果實、園藝植物、苗木等ノ搬入陳列及搬出期ヲ左ノ通り定ム

- | 品名 | 搬入期間 | 搬出期間 |
|---------|-------------------|-------------------|
| 一、苗 | 自四月十二日 至同十四日 | 自五月五日 至同八日 |
| 一、園藝植物 | 自四月二十六日 至同二十七日 | 自六月一日 至同三日 |
| 一、蔬菜 果實 | 自四月十五日 至同十五日 | 自四月二十三日 至同二十五日 |
- 第九條 陳列品ニ商標、又ハ廣告額面、説明カード等ヲ掲クルハ妨ケナシト雖モ幅一尺長サ二尺ヲ超ユルモノヲ用ユルトキハ豫メ本會ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十條 陳列棚、陳列臺等ニ旗、幟等ヲ掲ケテ光線又ハ觀望ヲ妨クルコトヲ得ス
- 第十一條 出品者ハ成ルヘク團體ヲ組織シ出品上諸般ノ取扱ヲ爲スヘシ但シ其團體ヲ組織シタルトキハ代表者ヲ選定シ其住所氏名ヲ届出ツヘシ
- 第十二條 出品人其代理人ヲ選定シタルトキハ其旨届出ツヘシ
- 第十三條 會場ニ出入スル出品人又ハ其代理人、使用人等ハ本會所定ノ徽章ヲ附シ又ハ門鑑、出入證ヲ携帯スヘシ前項徽章及門鑑等ハ他人ニ使用セシムルコトヲ得ス
- 第十四條 出品物ヲ搬入スルトキハ搬入目録ヲ提示シ現品目録及出品臺帳トノ照合ヲ受クヘシ
- 第十五條 出品物ヲ會場外ニ搬出セントスルトキハ係員ノ點檢ヲ受ケ搬出票ヲ受取り之ヲ門衛ニ渡スヘシ

- 第十六條 發送荷物中ニハ必ス入記目録ヲ各荷物毎ニ挿入スヘシ、荷物ヲ發送シタルトキハ出荷通知書ヲ本會ニ送付スヘシ
- 第十七條 出品物ノ空箱及包装材料ノ藏置ニ付テハ係員ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第十八條 賣約スヘキ出品物中容器又ハ臺等ノ代價ヲ別ニ受ケントスルモノ若クハ容器臺等ノ賣約ヲ欲セサルモノハ出品目録ノ摘要及出品付札ニ明記スヘシ

第二目 美術に關する特別規程

美術に關する出品は一般産業の出品と分離して取扱ふこととなり従て審査も審査總長の統制を受け特別に審査員を設けて審査せり其の規程左の如し。

東北産業博覽會美術部規程

會期昭和三年自四月十五日至六月三日

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ東北産業博覽會ノ一部ニ屬シ同會ノ主催ニ係ルモノトス
- 第二條 本會ハ之ヲ左ノ三部ニ分ツ
 - 第一部 日 本 畫 (博覽會出品部類第百四十七類)
 - 第二部 西 洋 畫 (同 第百四十八類)
 - 第三部 圖案及美術工藝品 (同 自第百四十九類至第百五十二類)
- 第三條 本會ノ鑑査及審査ヲ左ノ諸氏ニ依嘱ス

第二章 出 品

- 第八條 出品物ハ自己ノ製作シタルモノニ限ル
- 第九條 同一人ノ出品ハ各部ニ付三點以内トス、但シ無鑑査出品ハ各部ニ付一點トス

第十條 出品物ノ形狀表裝等ノ如何ニ拘ラス同一意匠ニ依ル一個ノ作
品ト認メ得ヘキモノハ二個以上ニ分離セルモノト雖モ之ヲ一點ト看
做ス

第十一條 出品物ハ一點ニ付幅六尺高サ八尺ヲ超ユルコトヲ得ス
會場ノ都合ニ依リ出品物ノ全部ヲ同時ニ陳列スルコト能ハスト認ム
ルトキハ一定日數毎ニ陳列替ヲナスコトアルヘシ

第十二條 左ニ掲クルモノハ出品スルコトヲ得ス
一、製作後五年以上ヲ經タルモノ(無鑑査品ハ此ノ限リニ非ス)
二、各種展覽會ニ發表シタルモノ(無鑑査品ハ此ノ限リニ非ス)
三、風教ニ害アリト認ムルモノ

第十三條 出品ヲ爲サントスルモノハ別記書式ノ申込書及作品ヲ本會
事務局ニ差出スヘシ
作品ニハ一點毎ニ命題及出品人氏名ヲ記シタル紙片ヲ貼付スヘシ

第十四條 事務局ニ於テ出品物ヲ受理シタルトキハ直チニ受領證ヲ交
付スヘシ
第十五條 出品物ハ額面トナシ又ハ棹、縁ヲ附スル等出品人ニ於テ適
當ノ裝飾設備ヲ爲スヘシ

第十六條 鑑査ノ上陳列スルコトニ發表セラレタルモノノ外ハ開會當
日ノ翌日ヨリ十日以内ニ出品人ニ於テ之ヲ搬出スヘシ十日ヲ經ルモ
之ヲ搬出セサルトキハ本會ハ適當ノ處置ヲ爲スヘシ
第十七條 本會ニ於テ定メタル陳列品ノ位置配列等ニ對シ出品人ハ異

議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十八條 出品ノ受付ハ左ノ二個所トス
1、仙臺市 東北産業博覽會事務局

2、東京市 本郷區駒込千駄木町二番地關根運送店

第十九條 出品申込書及出品受付期間ハ昭和三年三月十日ヨリ三月末
日マテ二十二日間トス
出品物ハ右期間中毎日午前九時ヨリ午後五時マテニ之ヲ受付場所ニ
搬入スヘシ

第三章 鑑査及審査

第二十條 出品物ノ鑑査及審査ハ各部ニ就キ審査員之ヲ行フ鑑査及審
査ノ議事ハ發表セス

第二十一條 鑑査及審査ノ方法ハ審査員ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 陳列品ハ無鑑査出品ノ外ハ總テ審査ヲ受クルモノトス

第二十三條 出品人ハ鑑査及審査ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十四條 鑑査ハ出品ニ就キ陳列スヘキモノヲ定メ審査ハ陳列品ニ
就キ優レタルモノヲ特選スルモノトス

第二十五條 特選セラレタル作品ニハ特選賞ヲ交付シ特ニ優秀ナル作
品ニ對シテハ賞金ヲ呈スルモノトス

第四章 賣約及搬出

第二十六條 陳列品ハ本會ニ於テ其賣買契約ヲ取扱フモノトス

第二十七條 陳列品ヲ買約セントスルモノハ代金ヲ添ヘテ事務局ニ申
出ツヘシ

第二十八條 即時ニ代金ヲ支拂ハサルトキハ手附ヲ以テ賣買契約ヲナ
スコトヲ得但シ手附ノ金額ハ代價ノ三分ノ一以上トス

前項ノ買主カ閉會後七日以内ニ殘餘代金ノ支拂ヲ爲サ、ルトキハ手
附金ハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス但シ拋棄シタル手附金ハ當該出
品人ノ所得トス

第二十九條 賣買契約ヲ爲シタルトキハ出品物ニ其旨ヲ貼紙スヘシ

第三十條 出品人ニ於テ陳列品ノ代價ヲ變更セントスルトキハ事務
局ニ届出ツヘシ

第三十一條 陳列品ハ開會中ニ之ヲ搬出スルコトヲ得ス

第三十二條 出品物ノ搬出期間ハ閉會後十日以内トス若シ期間内ニ搬
出セサル者アルトキハ本會ニ於テ適當ノ處置ヲ爲スヘシ

第三十三條 陳列品中賣約済ノモノハ閉會後買主ニ於テ之ヲ搬出スヘ
シ

前項ノ場合ニ於テハ代金受領證ヲ提出シ自己ノ買主タルコトヲ證明
スルコトヲ要ス

第三十四條 閉會後陳列品ノ搬出運送等ニ關シ買主ノ依頼アルトキハ
事務局ハ買主ノ費用ヲ以テ之ニ應スルコトアルヘシ

第三十五條 賣約品ニ對シテハ本會ニテ賣價ノ五分ヲ手数料トシテ申
受クルモノトス

但シ第二十八條第二項ノ手附金ニ對シテモ又同シ

第三十六條 觀覽時間ハ當博覽會ノ開場時間内トス但シ都合ニ依リ之

第五章 觀覽

第三十六條 觀覽時間ハ當博覽會ノ開場時間内トス但シ都合ニ依リ之

ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十七條 觀覽人ハ陳列品ニ觸ル、コトヲ得ス

第三十八條 觀覽人ニシテ秩序風俗ヲ紊ル虞レアリト認ムルモノハ入
場ヲ禁シ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

第三十九條 觀覽ハ靜肅ヲ旨トシ且ツ事務局員ノ指揮ニ從フヘシ

御注意 宮城縣出品協會では出陳諸の返送料を負擔して呉れる筈で
す又出陳日本畫の裱張も協會で用意する筈ですか特別に緞
子張等のものを望まる、分は各自の負擔になります。

(書式)

出品申込書

私儀東北産業博覽會美術部規程ニ依リ別紙目錄ノ通り出品致度此段
申込候也

住所 申込人 氏名

東北産業博覽會長 伊澤平左衛門殿

目録

| 部名 | 番號 | 命題 | 代價 | 寸法 | 備考 |
|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

命題ノ説明

解説書

一、非賣品ハ代價ノ欄ニ非賣品ト朱書スベシ

二、出品申込書ノ署名ニハ必ず本名ヲ用ヒ且氏名ニハ假名ヲ付スヘク雅號
ハ氏名ノ傍ニ之ヲ記スヘシ

第二節 出品勸誘

本會の出品に付ては本會會長、澁澤總裁、宮城縣知事、仙臺市長より左記請願書及出品勸誘狀を道長官各府縣知事、市長、商業會議所會頭、各實業組合團體、商品陳列所其他各官公衛及學校等に宛て開設趣意書、規則書を添へ其の勸誘方を依頼し別に朝鮮、臺灣、關東、南洋樺太等の各殖民地及商工省、農林省、陸海軍省、大藏省、鐵道省、遞信省等に懇請して出品の勸誘に努め一面本會役員は各部署を定めて全國に涉り一齊勸誘に當れり幸に大方各位の賛同を得非常なる同情を以て出品勸誘に盡力せられたるは寔に多き處なり斯く専心其の目的達成に努力したる結果、豫想以上の出品申込を得たるに拘らず時日切迫の爲陳列各館を増築して收容するの暇なく之れが爲各出品者に對し出品數量に査定を加ふるの已むを得ざるに至りたるは大に遺憾とする處なり。

文書による出品勸誘の概要左の如し。

- 一、昭和二年四月二十一日
全國各道府縣市商工課、同商品陳列所、商業會議所、同業組合等ノ各團體一〇六八ヶ所ニ依頼狀、規則書、申込書ヲ同封發送
二、仙臺市内各商店取引先其ノ他主トシテ個人當業者ニ對シ出品勸誘狀五六通ヲ發送
三、昭和二年十月一日
本縣知事及仙臺市長ニ依頼シ其ノ名義ヲ以テ全國ニ亘リ出品勸誘ノ

朝鮮、臺灣總督、關東、樺太、南洋長官殿

請願書 (其ノ一)

吾カ東北ノ地多年産業ノ遅々トシテ振ハサリシハ一ニ歴史的環境ノ地理的關係ノ然ラシムル所ナランモ輓近ニ於ケル其ノ進歩ハ極メテ著シク産業ニ文化ニ殆ント面目ヲ一新シ將ニ劃期的新時代ニ入ラントスルモノ有之候

是ヲ以テ縣市ノ贊助ヲ得仙臺商業會議所主催トナリ昭和三年陽春ノ候ヲトシ仙臺市ニ東北産業博覽會ヲ開催シ更ニ益々振興發展ヲ企圖スル事ニ決定致候

之ヲ要スルニ東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ帝國各地委任統治地及租借地等ノ生産製品ヲモ廣ク之ヲ蒐集シ其ノ進歩ノ成績ヲ照較シテ益々國本ノ培養ニ資シ以テ昭和維新ノ宏願ヲ翼賛シ奉ラントスルノ趣意ニ有之候

就テハ此ノ機會ニ於テ特設館ノ御設置ヲ相願度朝鮮、臺灣、兩總督府、關東、樺太、南洋ノ廳長官ニ對シ夫々請願書ヲ提出致置候ニ付右御諒承ノ上此際願意御聽許相成様御取計被成下本會所期ノ目的ヲ達成致候様御厚配ニ預リ度別紙規則書相添此段及請願候

昭和二年四月 日

東北産業博覽會總裁子爵 澁澤 榮 一
東北産業博覽會會長 伊澤 平左衛門

拍賣局長殿

依頼狀

依頼狀四四三通ヲ發送

四、昭和三年一月三十日

美術出品ノ依頼狀貳百通及勸誘狀五百通ヲ發送ス

請願書及勸誘狀

請願書 (其ノ一)

我カ東北ノ地多年産業ノ發達遅々トシテ振ハサリシハ一ニ歴史的環境ノ地理的關係ノ然ラシムル所ナランモ輓近ニ於ケル其ノ進歩ハ極メテ著シク産業ニ文化ニ殆ント面目ヲ一新シ將ニ劃期的新時代ニ入ラントスルモノ有之候

是ヲ以テ縣市ノ贊助ヲ得仙臺商業會議所主催トナリ昭和三年陽春ノ候ヲトシ仙臺市ニ東北産業博覽會ヲ開催シ更ニ益々振興發展ヲ企圖スル事ニ決定致候

之ヲ要スルニ東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ帝國各地委任統治及租借地等ノ生産製品ヲモ廣ク之ヲ蒐集シ其ノ進歩ノ成績ヲ照較シテ益々國本ノ培養ニ資シ以テ昭和維新ノ宏願ヲ翼賛シ奉ラントスルノ趣意ニ有之候

就テハ本會ノ趣意トスル所ヲ御諒察ノ上御獎勵ノ爲貴廳特設館設置方御取計被成下本會所期ノ目的ヲ達成致候様特ニ御詮議ヲ仰度別紙規則書相添此段及請願候也

昭和二年四月 日

東北産業博覽會總裁子爵 澁澤 榮 一
仙臺商業會議所會頭 伊澤 平左衛門

拜啓時下益々御清穆之段奉賀候陳者昭和三年陽春ノ候仙臺商業會議所主催ヲ以テ東北産業博覽會ヲ仙臺市ニ開催スルコトニ決定シ澁澤子爵閣下ヲ總裁ニ戴キ目下銳意準備中ニ有之候右ハ本縣ニ於テ恰モ縣主催ノ精神ヲ以テ援助シ大ニ獎勵ヲ加ヘ居リ從テ會場ノ如キモ明年移轉改築スヘキ縣立第二中學校新築校舍全部ヲ之ニ充當シ以テ東北産業ノ實際ヲ内外ニ紹介スルト共ニ各地ノ生産品ト其ノ成績ヲ照較シテ國本ノ培養ニ資シ併セテ本縣産業ノ振興ヲ圖リ度趣旨ニ有之候間何卒御贊同ノ上貴管内(貴地方)當業者各位ヨリ多數御出品ヲ得候様御高配相願度候尙右ニ付キ同總裁並ニ會長ヨリ別途御願致候得共本縣トノ關係前述ノ次第有之候ニ付此段特ニ御依頼申上候 敬具

昭和二年四月

宮城縣知事 牛塚虎太郎

依頼狀

拜啓時下愈々御清穆之段奉賀候陳者昭和維新ノ聖世ニ際會シ最モ急務トスル所ハ産業ノ振興ヲ策シテ益々國力ノ充實ヲ圖ルニ可有之ト存候由來東北ノ地ハ蒼茫千古山河曠漠而カモ遺利多キニ拘ラス昔ク世ニ知ラレサルノ憾之レ無キニアラス然ルニ輓近産業ニ文化ニ殆ント舊面目ヲ改メ將ニ新時代ヲ劃セントスルモノ有之候此ノ機運ニ則シ内地ハ勿論滿鮮、臺灣、南洋、樺太等ノ出陣ヲ求メ縣市贊助ノ下ニ仙臺商業會議所主催ヲ以テ昭和三年陽春ノ候仙臺市ニ東北産業博覽會ヲ開催シ以テ益々東北産業ノ振興ヲ促シ國本ノ培養ニ裨補センコトヲ企圖致候

幸ヒ仙臺市ハ百萬提封ノ舊府ニシテ甚タ史蹟ニ富ム若シ夫レ明蝦蛄
圖ノ如キ松島、秀麗金華ノ靈境ニ至リテハ常ニ内外人ノ清遊絶エサ
ル所此ニ博覽會ヲ開催スル亦實ニ意義アルヘシト確信罷在候就テハ
其ノ趣旨ニ御賛同被下御多忙中恐縮ニハ候得共出品其ノ他ニ付何卒
御高配ヲ仰度何レ拜芝親シク御願可致候得共不取敢別紙趣意書並諸
規程等御高覽ニ供シ候間特別ノ御援助ヲ賜ハリ度書中ヲ以テ此段奉
得貴意候 敬具

昭和二年四月

東北産業博覽會總裁 澁澤榮一
東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

依 頼 狀

昭和二年九月

東北産業博覽會會長
仙臺商業會議所會頭 伊澤平左衛門

各商業會議所會頭、書記長
各府縣知事、各市長
北海道、樺太、關東廳長官 宛
臺灣、朝鮮、總督府
滿鐵社長、商品陳列所長

拜啓秋冷ノ候益々御勇健ニ被相涉候段奉賀上候備テ明年四月開催ノ
當博覽會之儀ニ關シ曩ニ以書中御依頼申上置候處種々御配慮ヲ蒙リ
難有奉深謝候
御高配ニ依リ諸般ノ準備モ愈々相整ヒ候ニ付此上トモ御援助ヲ仰キ
豫期以上ノ成績ヲ收メ度不日當會役員拜趨親シク御懇請申上クル事

ニ相成候間御多用中乍恐縮何卒御引見ノ上諸事便宜御與へ被下度此
段得貴意候也 敬具

昭和二年十月

仙臺市長 山口龍之助

各商業會議所會頭
各府縣知事、各市長
北海道、樺太、廳長官 宛
朝鮮、臺灣、總督府
滿鐵社長、關東廳

拜啓時下益々御清祥之段奉慶賀候陳者明年四月仙臺商業會議所主催
ヲ以テ當市ニ開催可相成東北産業博覽會ニ就テハ一方ナラヌ御高配
ニ預リ候段難有奉深謝候然ルニ該博覽會ハ市主催ト同様ノ精神ヲ以
テ産業ノ開發振興ニ資與致度大ニ援助獎勵ヲ加へ居ル次第ニ有之候
處愈々會期モ近ツキ候ニ付此上トモ御援助ヲ仰キ度不日該會役員ヲ
各地ニ派遣シ親シク御懇請申上クル筈ニ候間拜芝ノ際ハ御引見諸事
御聽取ノ上多數御出品有之様一段之御配慮相煩度御挨拶旁々御依頼
迄如此御座候 敬具

依 頼 狀

昭和二年十月

宮城縣知事 牛塚虎太郎

各商業會議所會頭
各府縣知事、各市長
北海道、樺太、關東廳長官 宛
朝鮮、臺灣、總督府
滿鐵社長、南洋廳

拜啓秋冷之候益御健勝之段奉賀上候陳者明年四月仙臺市ニ開催可相
成東北産業博覽會ニ關シ曩ニ御依頼申上候處種々御配慮ニ預リ難有
奉深謝候然ルニ愈會期モ近ツキ候ニ付此上トモ御援助ヲ仰キ豫期ノ
成績ヲ舉ケ所期ノ目的ヲ達成致度候間今後尙一層ノ御高配相煩度
猶親シク出品御懇請申上クル爲不日博覽會役員出向御願可致答ニ候
間御多用中乍恐縮御引見諸事御聽取ノ上特別ノ便宜御供示被爲下度
此段御依頼迄如此御座候 敬具

依 頼 狀 (美術部)

拜啓春寒料峭ノ候益々御清穆ノ段慶賀此事ニ御座候陳者今春當仙臺
市ニ開催ノ東北産業博覽會ハ百貳拾八萬餘圓ヲ投シ相當規模ニ經營
致ス事ト相成申候殊ニ美術部ハ本會ノ特徴トシテ最モ誇ト致居ルモ
ノニ有之東都ノ大家ヲ審査員ニ御依頼申上クルト共ニ特ニ推薦狀ヲ
出ス等當博覽會ノ中樞事業トシテ係員一同大ニ奮闘罷在次第ニ御座
候就テハ此際貴下ノ御出品ノ光榮ヲ仰キ館ニ一段ノ光彩ヲ添へ度尙
又特別ナル御高配ノ下ニ御同志及御門弟各位ヨリモ御出品被下候様
御勸奨ヲ賜度奉願候目下會期迫迫ノ砌乍恐縮以書中願上候次第不
慚御諒相成度此段御願旁々奉得貴意候 敬具

昭和三年一月

東北産業博覽會總裁 澁澤榮一
東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

追白 尙美術部規程及申込書別封ヲ以テ御送附申上候間宜敷御取
計願上候

勸 誘 狀 (美術部)

拜啓春寒料峭ノ候貴下益々御清穆ノ段奉大賀候陳者本會ハ仙臺商工
會議所ノ主催ニ係リ經費約百貳拾八萬餘圓ヲ投スル相當規模ノモノ
ニ有之候然ルニ出品部類中美術部ハ本會第一ノ特徴ト致度存慮ヲ以
テ特ニ獨立部門ヲ設ケ多數ノ係員ヲ配置シ日夜奔走準備中ニ有之候
右様ノ次第ニ御座候處多年斯界ニ御貢獻被遊居候貴下ノ御創作御出
陳ノ光榮ヲ賜リ本會ニ一段ノ光彩ヲ相添へ豫期ノ目的ヲ達成致度念
願ニ候間願意叶ハセラレ度奉懇願候 草々敬具

昭和三年一月

東北産業博覽會總裁 澁澤榮一
東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門

追ッテ美術部規程及申込書別途送附申上候間何分宜敷願上候
尙出品勸誘の爲出張したる時日氏名左の如し。

出品勸誘出張員

| 班名 | 方 面 | 日 | 數 | 出張員氏名 |
|----|-------|-------------------|-----|----------------------|
| 一 | 北海道 | 自十月四日 至十月十三日 | 十日間 | 青山敬吉、村上源 |
| 二 | 福島、山形 | 自十月十五日 至十月二十四日 | 十日間 | 若生巳之吉、佐々木蓮 藏、櫻井林作 |
| 三 | 岩手、青森 | 自十月廿二日 至十月廿九日 | 八日間 | 片山今朝治郎、岩井久 兵衛 |

| | |
|------------|---------|
| 水戸商業會議所書記長 | 金澤 德之助 |
| 福島縣 屬 | 大塚 大 |
| 福島商業會議所書記長 | 樋口 喜八 |
| 郡山市役所書記 | 渡邊 九二江 |
| 福島市庶務課長 | 久保 喜亮 |
| 福島市書記 | 桑折 榮秋 |
| 岩手縣商工館長 | 南部 富哉 |
| 岩手縣 廳 | 内堀 末次郎 |
| 盛岡市書記 | 高田 清助 |
| 盛岡商業會議所書記長 | 内村 正治郎 |
| 青森縣商工主事 | 安田 吉助 |
| 山形縣 廳 | 窪山 圓 |
| 山形市書記 | 齋藤 忠太郎 |
| 山形商業會議所書記 | 菅原 英一 |
| 酒田商業會議所書記 | 伊藤 信成 |
| 米澤市書記 | 福崎 秀一 |
| 秋田縣 廳 | 中田 憲吉 |
| 富山縣 廳 | 杉本 一作 |
| 宮城縣商工課長 | 福井 茂一 |
| 宮城縣 廳 | 木村 公平 |
| 同 | 千葉 義男 |
| 仙臺市勸業課長 | 片山 今朝次郎 |

仙臺市書記 木村 勝衛
來賓 宮城縣知事 牛塚 虎太郎
協賛會 長 伯爵 佐久間 俊一

全國主任者協議會提出事項

- 一、出品物ノ陳列區分ニ關スル件
出品ノ陳列區分ニ就テハ府縣別陳列ト部類別陳列トノ二様ノ御希望アリ。然ルニ本會ニ於テハ第二號本館内ニ於ケル纖維工業、食料品工業、製作工業ノ三部ヲ府縣別ニ陳列シ其他ハ部類毎ニ陳列致度ニ付御同意相成タシ
- 二、出品小間數申込期日ニ關スル件
出品小間數ハ各府縣出品協會又ハ團體ニ於テ取纏メノ上昭和三年二月五日迄必ス本會ニ御送附相成タシ
- 三、陳列棚小間料ニ關スル件
陳列棚小間料ハ正面小間數ノ外側面ノ硝子數ヲ通算スルコトニ御承知相成タシ
- 四、個人出品ニ關スル件
出品協會又ハ團體ヲ經サル個人別ノ出品ニ關シテハ本會出品規程第八條ニ據ラレタシ
- 五、出品物陳列日限ニ關スル件
出品物陳列ハ出品規程第八條ノ日限ニ遅レサル様御取計相成タシ尙日限遵守ヲ希フ爲メ昭和三年四月八日以前ニ御出張ノ場合ハ貳日

間ニ限リ壹名乃至貳名ニ對シ滞在日當並ニ宿泊料ヲ特ニ本會ヨリ支辨ノコト

- 六、陳列小間場所割配當ニ關スル件
陳列小間ノ配當ハ各府縣ノ申込ヲ取纏メ遅クモ三月十五日迄決定ノ上圖面ヲ以テ御通知ノ見込ナリ但シ甲種陳列棚ハ都合ニ依リ設置ヲ見合ヒ全部乙種トナシタルヲ以テ御承知相成タシ
- 七、特設館ノ出品ニ關スル件
特設館ノ出品ハ審査品ノ外即賣品ヲ陳列シテ差支無之ニ付御承知相成タシ
- 八、出品諸用紙ニ關スル件
出品申込ニ關スル諸用紙ノ所要數ハ御申越ニ依リ御送附可致ニ付成ルヘク至急御申越アリタシ
- 九、即賣店設置ニ關スル件
即賣店設置申込ハ建築ノ都合有之ニ依リ出品協會又ハ團體ニ於テ取纏メ昭和三年一月三十一日迄必ス本會ニ御申込アリタシ
- 十、府縣事務所設置申込ニ關スル件
府縣事務所設置御希望ノ向ハ其ノ間數、疊數、家賃ノ程度並ニ電話ノ要不要等ヲ昭和三年一月末日迄本會ニ申出テラレタシ
大體當市ニ於テハ疊疊疊ニ付金壹圓五拾錢ヨリ金貳圓以内ノ見込、間借ノ場合ハ壹疊金貳圓五拾錢ヨリ金參圓見當
- 十一、特設館、廣告塔ニ關スル件

特設館、廣告塔、廣告板、自營賣店、其他自營建築物ノ建物申込ハ年内中ニ本會へ申出テ相成タシ

- 十二、裝飾ニ關スル件
陳列棚内外ノ裝飾ハ經費ヲ輕減シ參加品ヲ容易ナラシムル目的ニ依リ一小間當リヲ或ル程度ニ限定致度コト
陳列戸棚上飾リノ高サハ一様ニ三尺以内トシ棚脇ノ突出シ看板類ハ幅八寸、長サ二尺五寸程度ト致度キコト
- 十三、看視人、人夫、大工等ノ雇傭ニ關スル件
看視人、人夫、大工、給仕、小使等ノ雇傭ハ昭和三年三月五日マテ御申出相成タシ
- 十四、動物出品廢止ニ關スル件
動物出品ハ東北關係地方ニ於テ牛馬ノ出品相成難キ模様ニ付全部廢止ノコトニ決定シタルニ依リ御承知相成タシ
- 十五、園藝植物、果實、蔬菜出品期變更ニ關スル件
是等ノ出品期日ハ期節並ニ搬出入ノ都合ヲ考量シ別紙配布ノ通り變更致タルニ付御承知相成タシ
- 十六、水產部類別變更ニ關スル件
水產物部類ノ區分ハ審査其他ノ關係上別紙配布ノ通り變更致シタルニ付御承知相成度シ
- 十七、電燈、電話等ニ關スル件
電燈、電話、電力、水道等ノ使用料ハ不日料金表ヲ以テ御通知ニ及フヘキニ付昭和三年三月五日迄御申出相成タシ

十八、國產優良品ノ陳列ニ關スル件

國產優良品ノ選擇ニ就キテハ追テ規程ヲ設ケ御通知ニ及フヘク其ノ陳列場所ハ第一本館内ニ於テ約百五十小間ヲ準備シアリ

以上

全國主任協議會記錄

一、會 場 仙臺商業會議所

二、會 期 昭和二年十二月十三、十四日ノ二日間

三、出席者

(一) 全國主任者

| | |
|--------------|--------|
| 朝鮮總督府技手 | 松浦宗佐久君 |
| 札幌商業會議所書記長 | 落合守平君 |
| 函館商業會議所書記長 | 小林眞一君 |
| 東京商業會議所 出品課長 | 魚屋正次君 |
| 同 書記長代理 | 依田信太郎君 |
| 神奈川縣地方商工主事 | 永山孝造君 |
| 名古屋市役所勸業協會 | 芳賀成己君 |
| 長岡市役所商工主事 | 穴澤治六郎君 |
| 新潟商業會議所書記長 | 村上平吉君 |
| 長岡商業會議所書記長 | 池田文一君 |
| 群馬縣屬 | 内田親章君 |
| 茨城縣商工陳列所長 | 石堂金之丞君 |
| 水戸市役所商工主事 | 谷作夫君 |
| 水戸商業會議所書記長 | 金澤德之助君 |

| | |
|------------|---------|
| 福島縣屬 | 大塚大君 |
| 福島市役所庶務課長 | 久保喜亮君 |
| 福島市役所書記 | 桑折榮秋君 |
| 郡山市役所書記 | 渡邊九二江君 |
| 福島商業會議所書記長 | 樋口喜八君 |
| 岩手縣商工館長 | 南部富哉君 |
| 岩手縣屬 | 内堀未次郎君 |
| 盛岡市役所書記 | 高田清亮君 |
| 盛岡商業會議所書記長 | 内村正治郎君 |
| 青森縣商工主事 | 安田吉助君 |
| 山形縣屬 | 窪山圓君 |
| 山形市役所書記 | 齋藤忠太郎君 |
| 山形商業會議所書記 | 菅原英一君 |
| 酒田商業會議所 | 伊藤信成君 |
| 米澤市役所書記 | 福崎秀一君 |
| 秋田縣屬 | 中田憲吉君 |
| 富山縣屬 | 杉本作君 |
| 宮城縣商工課長 | 福井茂一君 |
| 宮城縣屬 | 木村公平君 |
| 同 | 千葉義男君 |
| 仙臺市役所勸業課長 | 片山今朝治郎君 |
| 同 書記 | 木村勝衛君 |
| (二) 來 賓 | |

宮城縣知事

東北産業博覽會協贊會長

(三) 參列者(本會役員)

| | |
|----------|---------|
| 佐々木重兵衛君 | 佐藤恒四郎君 |
| 三浦善作君 | 三原庄太郎君 |
| 菊田定郷君 | 寺本靜君 |
| 本田儀三郎君 | 櫻井廣平君 |
| (四) 本會役員 | |
| 副 總 裁 | 山口龍之助君 |
| 會 長 | 伊澤平左衛門君 |
| 副會長、事務總長 | 山田久右衛門君 |
| (五) 番 外 | |
| 本會主事 | 松木茂君 |
| 本會議所書記長 | 佐々木幸平君 |
| 本會事務次長 | 森田專七郎君 |
| 本會事務員 | 小原佑君 |

二、協議會狀況

第一日 十二月十三日、午前十一時十五分振鈴一同着

(一) 挨拶ノ大要

(イ) 伊澤會長

寒氣漸ク嚴シイ砌、遠路懸々御來仙ヲ辱ウシ本日茲ニ盛大ナル協議會ヲ開催スルニ至リマシタノハ本會ノ最モ幸榮トスル所テ

ゴサイマス、博覽會ニ關スル計畫ノ大要ハ山田副會長ヨリ提案ノ説明ハ番外ノ係員ヨリ申上ケルコトニナツテ居リマスカラ御聽取下サレ何分宜敷御審議ヲ願ヒ上ケマス

(ロ) 牛塚知事

今回當博覽會關係主任者協議會ヲ開催スルニ當リ一言申述ヘルヤウニトノ博覽會當局ノ希望カアリマスノテ一言申述ヘル次第テス。協議會次第書ニハ調示ト書イテアリマスカ諸君ニ對シテ此ノ場合訓示スルノテハアリマセシ。素直ニ申セハ諸君ノ御集會ヲ機トシテ親シク諸君ニ御目ニカ、ツテ御願シタイノテアリマス。諸君ノ居ラレル各府縣ハ博覽會、共進會等ニ關シテ深イ經驗ヲ有ツテ居ラレル然ルニ不幸ニシテ本縣ハ其ノ經驗極メテ乏シイ、ソコテ經驗ノナイ縣カラ經驗ヲ積ンテ居ラレル各府縣ニ深ク御願シタイノテアル

博覽會、共進會ハ其ノ種類ノ何タルヲ問ハス直接間接ニ蒙ル効果ハ實ニ偉大ナルモノテアルコトヲ信シテ居ル我日本ノ産業ノ進歩ハ無論各方面ノ努力ノ結果テハアルカ實ハ博覽會ヤ共進會ヲ通シテ發展進歩シタノテアル、畏クモ

明治天皇陛下ニ於カセラレテハ此ノ方法ニ倚ルニアラスンハ我國ノ産業ヲ進メルコトハ至難テアルト思召サレ明治初年國歩艱難ノ際既ニ内國勸業博覽會ヲ開設セシメラレ親シク臨幸アラセラレテ獎勵シ給ハツタノテアリマス、爾來之ヲ繰返スコト數回上下一致専心努力各府縣亦此ノ御聖旨ヲ奉體シテ或ハ府縣單獨

ニ或ハ隣接府縣聯合シテ博覽會又ハ共進會ヲ開催シ以テ其ノ府縣ノ産業ヲ發達セシメ今日ノ盛況ヲ呈スルニ至ツタノテアリマス

人ニ依ツテハ博覽會、共進會ノ様ナ御祭職キハ産業上大ナル効果カアルモノテハナイト言フ向モアルカ私ハ假令御祭職キテアツタトシテモ大賛成テアル、何レノ人種何レノ民族カ御祭ヲヤラヌ、唄ハヌ踊ラサルモノカアルタラウ。辛苦經營シテ働イタ後ニハ大ニ唄フヘシ、大ニ踊ルヘシタ。況ヤ直接間接ニ産業振興ニ裨益アルニ於テヤテアル、私ハ此ノ見地ヨリ御祭職テアツテモ博覽會ニハ大賛成テアル過般ノ地方官會議ニ於テモ此ノ意味ニ於テ今回ノ仙臺商業會議所主催ノ博覽會ニハ是非贊同シテ吳レト依頼シタ次第テアル

自分ハ博覽會、共進會ニ對シテハ常ニ右様ニ考ヘテ居ル、今回ハ本縣ニ於テ折角開催スル博覽會テアルカラ十分ニ意義アラシメ効果アラシメタイト縣ハ主催以上ノ努力ヲ以テ援助シテ居ルノテアリマスカ各位ヨリ充分ノ協力援助ヲ得ハ必スヤ十分ナ効果ヲ齎スコト、信シテ居ルモノテアル、然シ本縣ト各位ノ府縣トハ恰モ小學卒業生カ中學校、高等學校ノ卒業者ト共ニ仕事ヲスル様ナモノテアルカラ是非各位ノ援助ニ依リテ此ノ博覽會ヲ十分意義アリ効果アルモノニシタイト切望シテ居リマス

尙開期前後ヲ通シテ六十日ニモ涉ルコトテ其ノ間定メシ不自由ナコトモ多々アラウト思ヒマスカ獨リ宮城縣ノ爲ハカリテハナ

日間ニ涉リ協議會ヲ開催スルコトヲ得マスコトハ寔ニ感謝ニ禁ヘマセン、是ヨリ博覽會計畫ノ大要ヲ申上ケマスコトテ左記事項ヲ説明ス

博覽會總裁、副總裁、會長氏名
會場ノ位置、面積及各館ノ位置坪數
經費收支豫算
出品勧誘及各種宣傳ノ狀況
當博覽會ノ現況等

(三) 協議事項

- 山田事務總長座席ニ着キ番外ノ説明ヲ以テ左記各項ヲ協議決定ス
- 一、出品物ノ陳列區分ニ關スル件
神奈川縣ヨリ取纏メテ出品シタシトノ希望アリシモ原案(別紙以下)ヲ通り可決ス
群馬縣ヨリノ人造絹絲ノ織物ハ何レノ部類ニ屬スルヤノ質問ニ對シテハ綿織物ノ部類ニ入ル、旨答フ
 - 二、出品小間數申込期日ニ關スル件
原案ノ通り可決
 - 三、陳列小間料ニ關スル件
茨城縣ノ質疑側面硝子數云々ニ對シ詳細説明シ原案可決
 - 四、個人出品ニ關スル件
本會規則第八條ヲ參照シ二三ノ質問アリシカ府縣出品協會ニハ

イ東北開發、全國ノ産業振興ノ爲メ自分達ノ博覽會テアルトイフ氣分ヲ以テ

明治大帝ノ御聖旨ヲ體サレ十分ノ御援助アランコトヲ御願スル次第テアリマス

(ハ) 山口副總裁

今回當博覽會カ全國主任會議ヲ開催スルニ當リ當市ヨリモ御出席下サル様御依頼申シテ置キマシタカ遠路且年末御多忙ノ際御繰合セ下サイマシテ斯ク多數ノ御來會ヲ得マシタコトハ誠ニ感謝ニ堪ヘマセン

博覽會ニ就テハ只今知事閣下ヨリ御話カアリマシタカ博覽會ノ効果如何ハ出品點數ト出品物ノ品位ニ依ルコト、存シマス此ノ點ヨリ是非皆様ノ御盡力ヲ願ハネハナリマセン、當博覽會ハ商業會議所主催テハアリマスカ最モ直接ニ影響ヲ蒙ルノハ當仙臺市民テアリマシテ博覽會ノ盛否如何ハ直チニ仙臺市民ノ榮譽ニ及ホスノテアリマスカラ市ハ最モ力ヲ注イテ後援シテ居リマス然シ仙臺市民タケテハ到底盛大ナラシメルコトハ出來マセンノテ是非皆様ノ御盡力ヲ煩ハシテ盛大ナラシメタイト存シテ居リマス。博覽會ノ計畫概要ハ山田事務總長カラ申上ケル答テ御座イマスカラ詳細御聽取下サレ十分ノ御援助ヲ希フ次第テ御座イマス

(二) 山田事務總長博覽會計畫大要説明

今回ハ遠路且ツ年末御多用ノ砌、懇々御來會ヲ辱ウシ今日ト二

第八條規程ノ外若干ノ餘日ヲ要スルヲ以テ此ノ事項ハ單ニ個人出品ニ限り嚴守セシムル爲ナリト説明シ原案可決

五、出品物陳列日限ニ關スル件
原案可決

六、陳列小間場所割配當ニ關スル件
秋田縣ノ質問甲種ト乙種トノ陳列欄ノ區別ニツキ詳細説明ヲ與ヘ原案可決

七、特設館ノ出品ニ關スル件
茨城縣、北海道ヨリノ質問ニ對シテハ左ノ通り回答ヲナシ原案可決

- 1、特設館内ニ設クル喫茶所其他ハ來客接待用ナレハ差支ナシ
- 2、建築物ノ形狀、所要坪數各館ノ配置上ノ都合アリ必スシモ希望ノ位置ニ建設許可相成難シ
- 3、特設館ハ自營建設ノミトシ本會ニ於テ豫メ建設シテ貸與セス
- 4、敷地料ハ徵收スルヲ本則トシ特ニ本會ニ於テ建設ヲ依頼シタルモノ又ハ地方産業上特ニ有益ト認ムルモノニ對シテハ全免或ハ半減トスル見込ナリ

休憩 午餐

午後一時十五分再會

- 八、出品諸用紙ニ關スル件
- 九、即賣店設置ニ關スル件

以上原案ノ通り異議ナク決定

十、府縣事務所設置申込ニ關スル件

福島縣ノ間借料等ノ質問ニ對シテハ二ヶ月間ノ凡テノ料金ナリト答へ原案可決

十一、特設館廣告塔ニ關スル件

異議ナク可決

十二、裝飾ニ關スル件

秋田縣「或ル程度」トハ如何ナル程度カ、又裝飾ハ當博覽會ニ於テ施設セラル、ヤノ質問ニ對シテハ本縣ニテハ一時間四拾圓程度トシ成ルヘク裝飾ニハ費用ヲ掛ケス出品ヲ容易ナラシメタキ希望ナリ、尙裝飾ハ各出陳府縣ニ於テセラレタシ、但シ特別ノ事情アリ本會ニ依頼セラル、向ニ對シテハ相成ヘク御依頼ニ應スル考ナリト答へ原案ノ通り可決ス

十三、看視人、人夫、大工等ノ雇傭ニ關スル件

秋田縣、神奈川縣ノ質問アリ左ノ通り回答シ原案可決

1、看視人、其他ノ給料ハ大略左ノ見當トス

(イ)看視人

小學校卒業者ハ日給八拾錢ヨリ壹圓迄

高等女學校卒業者ハ日給壹圓貳拾錢ヨリ壹圓五拾錢迄

(ロ)人夫ハ普通貳圓ナレトモ會期中ハ貳圓四五拾錢位夜業ハ

半夜壹圓五拾錢、終夜貳圓五拾錢位

(ハ)小使、右ト同様

(ニ)給仕、十五六歳以上ハ日給壹圓、以下ハ八拾錢位

(ホ)大工ハ普通貳圓五拾錢ナルモ會期中ハ參圓位、夜業ハ半

夜貳圓、終夜參圓位

2、看視人ノ服裝ハ本會ニテ一着八圓五拾錢位ニテ調製ノ見込ナレハ各府縣看視人ノ服裝モ可相成本會ノ製作方法ト同様ニ願ヒタシ

3、看視人ハ十一小間ニ一人ノ割ニテハ不足ナルヤノ感アルモ何レノ博覽會ニ於テモ會ヨリ配置スル看視人ノミニテハ充分ナル活動ヲ求メ難キヲ以テ各府縣ニテ特ニ專屬ノ者ヲ相當配置セラル、方宜敷カラント思ハル

十四、動物出品廢止ニ關スル件

十五、園藝植物、果實、蔬菜出品期限變更ニ關スル件

十六、水産部類別變更ニ關スル件

右三件異議ナク原案可決

十七、電燈、電話ニ關スル件

岩手、山形、福島ノ各縣、朝鮮總督府等ヨリ電燈、電話、水道ニ關スル質問アリ左ノ通り回答ヲナシテ原案ニ決ス

1、會場内ノ電話、水道ハ本會ニ於テ不都合ナク設備ス、特設館ノ電燈、水道ハ各建設者ニ於テ適宜裝置セラル、標本會ニテ設備シ置クヘシ

2、各館ノ電燈、水道、瓦斯(第二會場ニテハ使用シ得ス)ハ四月八日迄ニ必ス設備シ夜間陳列ニモ支障ナキ様ニスヘシ尙

搬入陳列者ニ必要ナル飲食店ノ如キモ夫レ迄ニハ附近ニ設ケシムル考ナリ

3、特設館ノ電燈、水道、瓦斯ノ料金ハ建設者ニ於テ負擔ノ事ト了知アリタシ

4、各府縣事務所用電話ハ市内ノ貸シ電話ヲ普通ノ相場ニテ御周旋申スヘキ考ナリ

十八、國產優良品ノ陳列ニ關スル件

神奈川縣ノ質問アリ左ノ通り答へ原案可決
國產優良品トハ輸入防止品、輸出品、産業上社會の有益ナルモノ、歴史の價值アルモノ等ナランモ正確ナルコトハ本省ト交渉ノ上決定スヘシ

其他ノ質問ニ對シテハ左記ノ通り回答ス

1、出品物ノ運送ニツキテ特定ノ運送會社ヲ指定セス、各府縣ニ於テ從來ノ關係ニヨリ選定セラレ何月何日何店宛何品ヲ發送セリト御通知アリタシ(當市ハ合同運送店ナリ)

2、鐵道旅客割引券ノ發行ハ目下鐵道局ト交渉中ナルガ會期前二十日、會期後十日間位ノ期限ニテ發行ノ見込ナリ

3、賣約ハ各府縣ノ隨意トス、但シ品種別數及賣約價格、月日等事務所ニ通知アリタシ

4、出品物ノ陳列、裝飾等ノ開會ニ關ハ各府縣係員ノ出張ノ遅ル、コト、裝飾屋カ手ニ餘ル程ノ仕事ヲ請負フコト、ニ起因ス、遅クモ四月十三日迄ニ大體終了スル様御盡力相成度シ

5、裝飾屋ハ東京其他各地ヨリ當地ニ出張セルモノアリ當市在來ノ裝飾屋アレトモ同時ニ多數ノ請負能力ナカルヘシ

6、出品付札ハ大、中、小ノ三種ヲ製セリ種類ニ依リ所要數ヲ請求アリタシ

7、出品人ニ對シテハ御不自由ヲカケヌ様門鑑又ハ徽章等ヲ交付スル考ナリ

午後二時右協議終了シ閉會後一同第一、第二會場及東公園ヲ視察シ終ツテ會長招待ノ晚餐會ニ臨ム

第二日 十二月十四日、午前十時十五分振鈴一同着席

(一) 協議事項

山田事務總長座長席ニ着キ他府縣提出ノ協議題ニ付協議ス

一、博覽會出品物取扱運送店確定ノ上ハ本府ヘ報告セラレタシ

二、朝鮮ヨリノ出品荷物ハ地理ノ關係上到着區々ニ互リ保管期間比較的長期ニ及フヲ以テ特ニ之カ保管方ニ付注意セラレタシ

以上朝鮮總督府提出

岩手縣、本題ハ博覽會ト朝鮮總督府トノ間ニ於テ取極ムヘキモノナレハ總督府ト博覽會トノ間ニ於テ適宜取極メラレタシトノ動議ヲ提出シ右ノ如クスルコト、セリ

三、博覽會ノ宣傳方法ニ關スル件

群馬縣提出

宣傳ノ必要及其ノ方法等ニツキ提案者ノ説明アリ本會ノナシツツアル宣傳方法ニツキ左ノ如ク答ヘタリ

但シ機械館、農産館、水産館ニ屬スル部ハ除ク

以上愛知縣提出

右二題ニ對シテハ左ノ如ク説明ス

1、本會規程ニ依リ各館内(特設館ヲ除ク)ニテノ即賣ハ絶對ニ許可致サス、香具師ノ即賣ハ其ノ自營賣店ニ於テモ可成許可セサル方針ナリ

2、府縣別陳列トナスハ機械工業、製作工業、食料品工業ノ三類ニ止メ其他ハ之カ爲メ特ニ建築設備シタル場所へ類別毎ニ出品スルモノト御了解相成度シ

尙參加者ヨリ東京府出品團體ハ特ニ其ノ陳列場所最近ノ入口(東京府出品陳列所入口)ニ標示セラレタル例アリ右ハ他ノ出品府縣ノ異議多キヲ以テ今回ハ右ノ如キ特別設備ヲセラレサル様注意セラレタシト東京府側參加者ニ懇談アリタリ

右協議終了シ山田事務總長ヨリ參加者一同ニ對シ謝辭ヲ呈シ午前十時四十分閉會ヲ宣ス、夫ヨリ山田事務總長案内ニテ一同鹽釜神社ヲ參拜シ松島ニ到着灣内ヲ巡遊シ午後五時歸仙直子ニ山口市長ノ招待晚餐會ニ臨ミ終ツテ解散ス

追記

前記主任會議ヲ協議シタ事項ノ外尙左記各項ニ付御配慮ノ程願ヒマシム
一、各府縣出品協會ノ所要小間數及坪數ノ御申込ハ二月五日迄ニ致シテ置キマシタカ可成の早ク御申込ヲ受ケ配當小間及坪數ノ決定ヲ取急キタイト存シマシム

1、奥羽六縣及北海道ノ新聞記者ヲ招待シテ宣傳方ヲ依頼シタリ

2、宣傳ポスターハ懸賞募集及審査ノ爲メ印刷遅延シタルモ既ニ第一回ハ全國ニ配布シタリ續イテ一月、二月、三月ニ毎月一回宛各種ノ宣傳ポスターヲ配布ノ豫定ナリ

3、鐵道局ニ於テモ前後三回ニ涉リ宣傳ポスターヲ印刷配布シテ全國各驛ニ掲ホシ大ニ宣傳ニ努力セラル、答ナリ

4、宣傳ポスター繪葉書ヲ地方市民ノ年賀狀ニ利用セシムルコト、シ目下申込數二十五、六萬ニ達セリ

5、尙開會間際ニ至ラハ關東東北ノ各市ニ宣傳委員ヲ派遣シ自動車ニテ宣傳ビラヲ撒布セシメ且ツ各地新聞ニ宣傳ヲ依頼スル見込ミナリ

6、尙宣傳ニ關シ參加者ヨリ左ノ方法ニ依ルモ宜敷カラントノ意見ヲ述ヘラレタリ

各位ト各位ノ地方新聞記者トハ密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ本會ヨリノ通知ヲ得ハ各地ノ新聞記者ニ依頼シテ地方新聞ニ掲載セシムレハ大ニ宣傳セラル、ナラント思ハル切ニ各位ノ御贊同ヲ請フ(北海道)

4、本館内ノ出品物ハ賣約ニ止メス即賣ヲモ許可セラレタシ、但シ香具師ノ出品ハ絶對ニ許可セサルコト

5、本縣ノ如ク百小間ノ配當ヲ要求スル團體ニ對シテハ一館内ニ一區劃シテ小間ノ配當ヲ希望ス

二、美術工藝品ノ取扱ニ關シテハ別ニ定メタル規程ニ依リ出品ノ許否鑑査等直接本會ヲ行ヒマスカ其ノ出品申込書ハ可成府縣毎御取纏メノ上昭和三年三月五日迄本會ニ御送付ヲ願ヒマシム(右規定ハ不日御送付申上クヘシ)

三、陳列場所ノ割當配當ハ大體ニ西部、中部、關東、東北、殖民地ニ區劃シ其ノ内テ各府縣ニ分配スル方針テアリマスカ其ノ配置方ハ本會ニ一任セラル、コトニ願ヒマシム

四、出品數量ニ關スル標記方ハ本會出品人心得第六條ニ據ルノテアリマスカ特ニ本會又ハ本縣ヨリ通牒致シタモノ以外ノ出品量ハ充當小間數ヨリ斟酌セラレ審査ニ差支ナキ程度ヲ考慮セラル、模願ヒマシム

五、組合出品ト組合名義ノ出品トハ混同シ易キ名稱テアリマスカ本會テハ便宜左ノ通り區別シテ取扱マスカラ御了承願ヒマシム
(イ) 組合出品トハ各種生産業組合ノ一組合又ハ數個ノ組合連合ノ上代表者ヲ定メ出品手續ヲセラル、モノテ府縣ノ出品協會ト大差ナキ團體出品テアリマシム、依リテ其ノ審査モ各人各品種毎ニ行ヒマシム

(ロ) 組合名義ノ出品トハ或ル一種ノ生産業組合員ノ内ヨリ若干ノ代表的出品物ヲ選ヒ出品セラル、モノヲ言ヒマシムノテ審査ハ一個人ノ出品トシテ各品種毎ニ行ヒマシム

六、煙火及爆發ノ恐アル藥物等ハ審査ノ時ノミ實物ヲ出品セラレ陳列品ハ模型又ハ模造品ヲ以テセラル、コトニ願ヒマシム
七、度量衡器ハ出品部類目錄ニハ製作上ノ考按、工風ヲ主トスル意味

ト米突法普及ノ趣旨ヨリ第十五部ニ入レテアリマスカ單ニ精製品トシテ販賣ヲ目的トスルモノナラハ第十部ニ出品セラレテ差支ナイノテアリマシム

八、陶磁器ハ製作上ノ意匠又ハ實用方面ヨリシテ第十部ニ入レテアリマスカ化學工業トシテ審査ヲ受ケラレタイモノナラハ第十一部ニ出品セラレテ差支アリマシム

九、出品解説書ヲ添付セサルモ審査上差支ナシト思量セラル、モノニハ強ヒテ之ヲ添付スルニ及ヒマシム

十、製茶ノ出品ハ新古何レニテモ差支アリマシム、但シ審査ノ爲メ特新茶ノ出品ヲ望マル、方ハ五月十日迄ニ必ス出品スル模願ヒマシム

十一、陳列棚ノ裝飾競争ハ參加出品ヲ困難ナラシムル一大原因トナリ産業促進ノ意義ニ反スル云々ハ這般ノ協議會ニ於テモ論議セラレタ事テアリマシタカ可成一小間當ノ經費ヲ四拾圓程度ニ止メラル、コトニ願ヒマシム

十二、本會開期中各種ノ大會ヲ開催スヘキ計畫テアリマスカ其ノ際ハ可成多數者ノ參會方ヲ御勸誘下サル様御願ヒイタシマシム

十三、各府縣ニテ本會ヘ御參加ノ經費豫算カ決定ニナリマシタラ其ノ豫算書ノ御送附方ヲ御願ヒ致シマシム 以上

第三目 全國出品關係主任會議

昭和三年四月十日商工會議所樓上に於テ全國出品關係主任者會議ヲ開催したり當日の出席者並協議事項左の如し。

一、出席者

第五節 出品許可

第一目 出品に關する要項

出品願書は直接本會に提出したるものは之れが許可査定に對し豫め之れが許可標準に注意事項を定め更に出品物の實質効用其の容積を考査し又産業上の地位其他の状況を慎重に稽ひ其の許可を決定せり出品許可順位左の如し。

- 一、官公衛學校
- 二、團體(會社個人ヲ問ハス)
- 三、同業組合
- 四、準則組合、任意組合
- 五、臨時出品組合
- 六、個人

各府縣及出品協會に對しては豫め所要小間數の申込を受けたるも申込數意外に多數に上り設備したる建築物にては到底收容する能はず止むを得ず大體前の標準に則り按分して配當を行ひ左の通牒を發し諒解を求めたり。

昭和三年三月二十日

出第二七九一號

拜啓貴縣(個人)ヨリ御申込ノ陳列棚其他ニ關シ別紙圖面ノ通り配當承認相成候間御承知相成度此段御通知申上候也

各出品團體に於ても相當努力の結果間數を決定して申込たるものなる

を以て之れが査定には困難の状況にして數回折衝を重ね漸く次節第一目の通り決定したり。

第二目 出品許可證

出品許可指令書は左の如し。

出品許可證
住所
氏名

小小
坪間間

- 一、館内
陳列棚
露出臺
平土間
- 一、使用料金

昭和年月日

東北産業博覽會

注意事項

- 一、出品陳列ハ 館内指定ノ個所トス
- 一、出品部類ハ第 部第 類トス
- 一、出品目錄解説書ハ二月末日迄本會ニ提出スルモノトス
- 一、出品ノ搬入陳列ハ昭和三年三月三十一日ヨリ搬入シ同年四月十日迄陳列ヲ了スルモノトス
- 一、電力、電燈ハ館内本線ヨリ所要場所迄取付裝置器具代及電力使用料、電燈料ハ出品人ノ負擔トス
- 一、水道ハ館内本管ヨリ所要場所迄取付費、器具代及水道使用料ハ出品人ノ負擔トス

- 一、瓦斯ハ機械館西方人口本管ヨリ所要場所迄ノ取付工事費、器具代使用料ハ出品人ノ負擔トス
- 一、開館前日迄ニ出品陳列ヲ了セサルトキハ許可ヲ取消スモノトス
- 一、此場合ハ既納ノ料金ヲ返付セサルモノトス
- 一、以上ノ外本會規則ヲ遵守スルモノトス

第六節 陳列各館

第一目 館別配當

本會に出品贊同の各方面に配當したる館別の陳列面積左の如し。

各館部別陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 部別 | 區分 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|----------|-------|-----|------|------|----|
| 第一部 | 農産館 | 二七〇 | 四七〇 | 三三〇 | |
| 第二部 | 蠶絲館 | 五六五 | 一五五 | — | |
| 第三部 | 畜産館 | 一〇〇 | — | — | |
| 第四部 | 林産館 | 一七〇 | 一六〇 | 五〇 | |
| 第五部 | 水産館 | 七三〇 | — | 二〇五 | |
| 第六部 | 礦業館 | 五五 | — | 一四〇 | |
| 第七、十三部 | 器械、土木 | 二二〇 | 五〇 | 一〇一〇 | |
| 第八部 | 電氣館 | 一四〇 | — | 七〇 | |
| 第九、十、十二部 | 府縣別館 | 七〇〇 | 一四四〇 | 一九〇五 | |
| 第十一部 | 化學工業館 | 六〇五 | 四〇五 | 一九〇五 | |
| 第十四部 | 運輸交通館 | 一〇〇 | 二〇〇 | 五二五 | |

| 第十五部 | 教育館 | 六二〇 | 二七〇 | — |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 工 | 藝館 | 四八〇 | 四〇五 | — |
| 家 | 庭工藝館 | 六六五 | — | 三〇〇 |
| 國 | 産優良品館 | 一四〇 | — | 一〇三 |
| 計 | | 二、六八五 | 三、六〇五 | 四、六四三 |

府縣別小間配當表

本會に出品贊同の各府縣に配當したる各種陳列面積左の如し。

| 府縣別 | 區分 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-----|-----|------|-----|-------|----|
| 府 | 東京府 | 三三六〇 | 三〇〇 | 一、五八八 | |
| 兵 | 庫縣 | 一八五 | 一〇〇 | 一三〇 | |
| 福 | 岡縣 | 二五〇 | 四〇五 | 五〇 | |
| 秋 | 田縣 | 二七五 | 一四〇 | 一六〇 | |
| 新 | 潟縣 | 三〇五 | 七五 | 九〇 | |
| 鳥 | 取縣 | 三〇〇 | — | 二〇 | |
| 埼 | 玉縣 | 二九五 | — | 七〇 | |
| 大 | 阪府 | 四一五 | 三五 | 五〇 | |
| 靜 | 岡縣 | 六二五 | — | — | |
| 宮 | 城縣 | 四〇〇 | 一四〇 | 一九〇 | |
| 山 | 形縣 | 六二五 | 三二五 | 二〇 | |
| 青 | 森縣 | 一八〇 | 一三五 | 六五 | |
| 愛 | 知縣 | 三四五 | 一〇五 | 一〇 | |
| 福 | 島縣 | 二六五 | 二二〇 | — | |

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-------------|------|------|-----|----|
| 鹿兒島縣商品陳列所 | | | 二・五 | |
| 岐 卓 縣 | | 一・〇 | | |
| 栃木縣那須郡太田原町 | | | | |
| 石田半造 | | | | |
| 仙臺市東四番丁 | | | | |
| 星野直人 | | | | |
| 岩手縣東磐井郡大津保村 | | | 二・〇 | |
| 小野守衛 | | | | |
| 東京市下谷區龍泉寺町 | | | | |
| 山崎辰吉 | | | | |
| 計 | 一七・〇 | 一六・〇 | 五・〇 | |

第五部 水産館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-------------|-----|-----|-------|----|
| 東京出品協會 | 三・五 | | | |
| 静岡縣産業協會 | 二・五 | | | |
| 宮城縣出品協會 | 五・〇 | | 一・〇・五 | |
| 青森縣出品協會 | 二・〇 | | | |
| 福島縣 | 二・五 | | | |
| 高知縣商品陳列所 | 一・〇 | | | |
| 三重縣津市役所 | 二・〇 | | | |
| 東京 日魯漁業株式會社 | 一・五 | | | |
| 仙臺市南町通り二八 | | | | |
| 山岡發動器東京支店 | | | 二・〇 | |
| 平塚 塚 吾 | | | | |
| 三重縣伊勢會郡南海村 | | | | |
| 北村重吉 | | | | |
| 大阪市西淀川區大和田町 | | | | |
| 乾煮工業社 | | | | |
| 大阪商船株式會社 | 二・五 | | | |

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-----------|-----|-----|-------|----|
| 仙臺市東二番丁 | | | | |
| 岩井久兵衛 | 一・〇 | | | |
| 仙臺市大町一丁目 | | | | |
| 長谷川吉藏代理 | 一・五 | | | |
| 高橋理一郎 | | | | |
| 仙臺市大町一丁目 | | | | |
| 花角喜次郎代理 | 一・〇 | | | |
| 高橋理一郎 | | | | |
| 計 | 七・〇 | | 二・〇・五 | |

第六部 鑛業館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|------------|-----|-----|-----|----|
| 東京出品協會 | | | 二・〇 | |
| 大分縣出品協會 | | | 三・〇 | |
| 茨城縣出品協會 | 三・五 | | | |
| 北海道梅澤海次郎代理 | | | | |
| 仙臺市南光院丁 | 二・〇 | | | |
| 佐藤平助 | | | | |
| 計 | 五・五 | | 二・〇 | |

第七、十三部 器械土木館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-----------|-----|-----|-----|----|
| 東京出品協會 | 四・〇 | | 七・〇 | |
| 新潟縣物産振興會 | | | 三・〇 | |
| 埼玉縣商品陳列所 | | | 六・〇 | |
| 大阪出品聯合會 | 五・五 | | 八・五 | |
| 宮城縣出品協會 | 九・〇 | | 六・五 | |

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-------------|-----|-----|------|----|
| 名古屋勸業協會 | | | 一・〇 | |
| 宇都宮市役所 | | | 二・〇 | |
| 群馬縣 | 一・五 | | | |
| 千葉縣 | | | 一・〇 | |
| 吳市役所 | 一・〇 | | | |
| 富山縣工業協會 | | | 一・〇 | |
| 東京府下瀨ノ川町南谷端 | | | 四・五 | |
| 日本製袋機工業所 | | | | |
| 仙臺市米ヶ袋下丁 | | | 二・〇 | |
| 大同電氣製鋼所 | | | | |
| 仙臺出張所 | | | | |
| 新潟縣長岡市山田町 | | | 一・〇 | |
| 鈴木五郎 | | | | |
| 宮城縣石卷町 | | | 二・〇 | |
| 淺野 興、平 | | | | |
| 岩手縣盛岡市 | | | 一・〇 | |
| 吉田吉四郎 | | | | |
| 計 | 三・〇 | 五・〇 | 一〇・〇 | |

第八部 電氣館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|------------|-----|-----|-----|----|
| 東京出品協會 | 三・〇 | | 七・五 | |
| 大阪出品聯合會 | | | 四・五 | |
| 宮城縣出品協會 | | | 七・五 | |
| 東京市芝區田町 | | | 六・〇 | |
| 大同電氣株式會社 | | | 六・〇 | |
| 東京市芝區三田四國町 | | | 六・〇 | |
| 日本電氣株式會社 | | | 四・〇 | |
| 東京市麹町區八重洲町 | | | 四・〇 | |
| 日立製作所 | | | 三・〇 | |
| 仙臺市南町通 | | | 三・〇 | |
| 千代田組仙臺支所 | | | 三・〇 | |

| 出品種別(個人名) | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|------------|-----|-----|-----|----|
| 日本電池株式會社代理 | | | 三・〇 | |
| 仙臺市國分町 | | | 三・〇 | |
| 成瀬 鐵次郎 | | | 三・〇 | |
| 京都島津製作所代理 | | | 三・〇 | |
| 仙臺國分町 | | | 三・〇 | |
| 成瀬 鐵次郎 | | | 三・〇 | |
| 仙臺市南光院丁 | | | 三・〇 | |
| 太田恒吾 | | | 四・〇 | |
| 東京電氣株式會社 | | | 四・〇 | |
| 仙臺出張所 | | | 三・〇 | |
| 住友會社 | | | 三・〇 | |
| 仙臺出張所 | | | 三・〇 | |
| 仙臺 逕 信局 | | | 二・五 | |
| 東京市麹町區永樂町 | | | 二・五 | |
| 川北電氣企業社 | | | 二・〇 | |
| 東京市京橋區木挽町 | | | 二・〇 | |
| 弘 電 合 | | | 二・〇 | |
| 仙臺市東一番丁 | | | 二・〇 | |
| 童子良平 | | | 三・〇 | |
| 東京市丸ノ内ビルヂイ | | | 三・〇 | |
| ング六九二區 | | | 四・五 | |
| 日本碍子株式會社 | | | 四・五 | |
| 東京府下大崎町 | | | 二・〇 | |
| 明 電 社 | | | 二・〇 | |
| 仙臺市東三番丁 | | | 二・〇 | |
| 三 蒙 商 事 | | | 二・〇 | |
| 東京市芝區新橋驛前 | | | 一・五 | |
| 戶上電氣東京出張所 | | | 一・五 | |
| 仙臺市二日町 | | | 一・〇 | |
| 中外 電 氣 | | | 一・〇 | |
| 橫濱市神奈川區青木町 | | | 一・〇 | |
| 大山 好 藏 | | | 一・〇 | |
| 今村電氣代理 | | | 一・〇 | |
| 仙臺市大町 | | | 一・〇 | |
| 松田電氣商會 | | | 一・〇 | |
| 日本ニトロン代理 | | | 一・〇 | |
| 仙臺市大町 | | | 一・〇 | |
| 松田電氣商會 | | | 一・〇 | |
| 放電社代理 | | | 一・〇 | |
| 仙臺市大町 | | | 一・〇 | |
| 松田電氣商會 | | | 一・〇 | |
| 田邊商店代理 | | | 一・〇 | |
| 仙臺市大町 | | | 一・〇 | |
| 松田電氣商會 | | | 一・〇 | |

| | | | | | |
|------------|------------|-----|----|--|--|
| 帝國電氣代理 | 仙臺市北目町通 | | | | |
| 仙臺市北目町通 | 仙臺市北目町通 | | | | |
| 仙臺市大町五丁目 | 仙臺市大町五丁目 | | | | |
| 仙臺市本秀治 | 仙臺市本秀治 | | | | |
| 東京市京橋區松屋町 | 東京市京橋區松屋町 | | | | |
| 東京市文右衛門 | 東京市文右衛門 | | | | |
| 東京市下谷區北荷稻町 | 東京市下谷區北荷稻町 | | | | |
| 高山 | 高山 | | | | |
| 計 | 計 | 120 | 70 | | |

第九、十、十二部 府縣別陳列館陳列棚、露出臺
平土間配當表

| 出品陳列館二別人名 | 區分 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘要 |
|-----------|----|------|------|------|----|
| 東京出品協會 | | 69.0 | 17.0 | 17.0 | |
| 兵庫縣實業協會 | | 22.5 | | 2.0 | |
| 福岡縣出品協會 | | 3.0 | 4.5 | | |
| 秋田縣 | | 3.0 | 14.5 | 2.0 | |
| 新潟縣物産振興會 | | 3.5 | 7.5 | | |
| 鳥取縣產業協會 | | 2.0 | | | |
| 埼玉縣商品陳列所 | | 26.0 | | | |
| 大阪出品聯合會 | | 14.0 | | 10.0 | |
| 靜岡縣產業協會 | | 3.0 | | | |
| 宮城縣出品協會 | | 8.5 | 14.0 | | |
| 山形縣出品協會 | | 4.0 | 3.5 | 0.5 | |
| 青森縣出品協會 | | 16.0 | 5.5 | | |
| 名古屋勸業協會 | | 3.5 | 9.0 | | |

| | | | | | |
|------------|--|------|------|--|--|
| 金澤出品協會 | | 14.0 | 20.0 | | |
| 熊本縣出品協會 | | 4.5 | | | |
| 松江市役所 | | 2.0 | | | |
| 甲府出品協會 | | 5.0 | | | |
| 長崎市役所 | | 3.0 | | | |
| 香川縣商品陳列所 | | 9.0 | | | |
| 大阪市安井町 | | | 16.0 | | |
| 福助足袋株式會社 | | | | | |
| 岡山縣兒島郡琴浦町 | | 1.0 | | | |
| 山本清三郎 | | 1.0 | | | |
| 栃木縣上都賀郡鹿沼町 | | 1.0 | | | |
| 太田五郎平 | | 1.0 | | | |
| 長野縣西筑摩郡槽川村 | | 1.0 | | | |
| 橋戸伊助 | | 5.0 | | | |
| 長野縣上水田郡高岡村 | | | | | |
| 井澤貴保 | | | | | |
| 東京市本所區中ノ郷 | | | 10.0 | | |
| 大日本自轉車株式會社 | | | 10.0 | | |
| 東京市上野 | | | 10.0 | | |
| 松坂屋吳服店 | | | | | |
| 東京市駿河町 | | | 10.0 | | |
| 三越吳服店 | | | | | |
| 東京市日本橋區馬喰町 | | | 9.0 | | |
| 山岸三之助 | | | | | |
| 仙臺市大町四丁目 | | 3.0 | | | |
| 塚本仲右衛門 | | 3.0 | | | |
| 仙臺市東一番丁 | | 5.0 | | | |
| 谷井正一 | | | | | |
| 仙臺市東一番丁 | | 2.0 | | | |
| 大原甚之助 | | 2.0 | | | |
| 仙臺市大町五丁目 | | 2.0 | | | |
| 庄司勇太郎 | | 2.0 | | | |
| 仙臺市東二番丁 | | 1.0 | | | |
| 西田信男 | | 1.0 | | | |
| 仙臺市花京院通七五 | | 2.0 | | | |
| 明治製菓代表者 | | | | | |
| 谷地純太郎 | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--|------|------|-----|--|
| 福島縣 | | 33.5 | 12.0 | | |
| 鹿兒島縣商品陳列所 | | 5.0 | | | |
| 岐阜縣 | | 9.0 | 4.5 | | |
| 高知縣商品陳列所 | | 1.0 | | | |
| 三重縣津市役所 | | 8.0 | | | |
| 大分縣出品協會 | | | 7.0 | | |
| 茨城縣商品陳列所 | | 9.0 | | | |
| 栃木縣宇宮都市役所 | | 2.5 | | | |
| 群馬縣 | | 3.5 | | | |
| 千葉縣 | | 3.0 | | | |
| 富山縣工業會 | | 9.0 | | | |
| 和歌山縣商品陳列所 | | 7.0 | | | |
| 京都出品協會 | | 26.0 | | 4.0 | |
| 愛媛縣商品陳列所 | | 14.0 | | | |
| 福井縣商品陳列所 | | 9.0 | | | |
| 神奈川縣出品協會 | | 15.0 | | | |
| 山口縣下ノ關市役所 | | 2.0 | | | |
| 佐賀縣 | | | 2.5 | | |
| 德島縣 | | 4.0 | | | |
| 廣島市役所 | | 14.0 | | | |
| 沖繩縣 | | 2.0 | | | |
| 南洋サイパン | | 2.0 | | | |

第十一部 化學工業館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| | | | | | |
|------------|--|------|-------|-------|--|
| 仙臺市國分町 | | 5.0 | | | |
| 仙臺市大町五丁目 | | 1.0 | | | |
| 佐藤恒四郎 | | 1.5 | | | |
| 仙臺市南町 | | 1.5 | | | |
| 若生巳之吉 | | 5.0 | | | |
| 仙臺市大町五丁目 | | 5.0 | | | |
| 三原庄太 | | 15.0 | | | |
| 仙臺市新傳馬町 | | | | | |
| 井上彦三郎 | | | | | |
| 山形縣山形市銅町 | | | | 2.0 | |
| 西村利七 | | | | | |
| 仙臺市東二番丁 | | 1.0 | | | |
| 大正清酒株式會社 | | 1.0 | | | |
| 岩井久兵衛 | | 1.0 | | | |
| 仙臺市二十八町 | | 1.0 | | | |
| 齋與吉 | | 2.0 | | | |
| 仙臺市本柳町 | | 1.0 | | | |
| 堀喜一郎 | | 1.0 | | | |
| 東京市下谷區西町 | | 1.0 | | | |
| 長戸重太郎 | | 1.5 | | | |
| 仙臺市南町 | | 1.5 | | | |
| 鈴木喜三郎 | | 1.5 | | | |
| 仙臺市小田原 | | | | | |
| 麒麟ビル仙臺工場 | | | | | |
| 仙臺市國分町 | | | | | |
| 板垣金造 | | | | | |
| 大阪市東區中道町 | | | | | |
| 牧野貞十郎 | | | | | |
| 仙臺市二日町 | | | | | |
| 服部鑄造株式會社代理 | | | | | |
| 高橋喜四郎 | | 7.0 | 14.5 | 10.5 | |
| 計 | | 70.5 | 145.5 | 109.5 | |

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|-------------|-----|-----|-----|---|-----|
| 兵庫縣實業協會 | 五〇 | | | | 五〇 |
| 鳥取縣實業協會 | 一〇 | | | | |
| 大阪出品聯合會 | 一四〇 | | | | 一〇〇 |
| 静岡縣實業協會 | 一五 | | | | |
| 宮城縣出品協會 | 一三五 | 二五 | | | 一〇 |
| 和歌山縣商品陳列所 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市定禪寺通櫓丁二一 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市關英雄 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市大町 | 一〇 | | | | |
| 合資會社三宅野代理 | 一〇 | | | | |
| 近八商店 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市荒町 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市新傳馬町 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市新傳馬町 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市國分町 | 一〇 | | | | |
| 成澤鐵次郎 | 一五 | | | | |
| 仙臺市立町 | 一〇 | | | | |
| 長谷川新壽 | 一〇 | | | | |
| 東京市淺草區下平右衛門 | 一〇 | | | | |
| 町秋草正五郎 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市新傳馬町 | 一〇 | | | | |
| 洞口靜治 | 一〇 | | | | |
| 兵庫縣實業協會 | 六五 | | | | 二〇 |
| 計 | 六五 | 四五 | | | 一九三 |

第十四部 運輸交通館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|---------|-----|-----|-----|---|-----|
| 宮城縣出品協會 | | | | | 三〇 |
| 東京出品協會 | | | | | 一七〇 |
| 計 | | | | | 二〇〇 |

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|---------|-----|-----|-----|---|----|
| 仙臺市原町 | | | | | 二〇 |
| 若松藤助 | | | | | |
| 仙臺市通信局 | | | | | |
| 名古屋勸業協會 | 一〇 | | | | |
| 仙臺市國分町 | | | | | 〇五 |
| 板垣金造 | | | | | |
| 仙臺市南町 | | | | | 四〇 |
| 稻葉道雄 | | | | | |
| 計 | 一〇 | | | | 五五 |

第十五部 教育館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|-----------|-----|-----|-----|---|-----|
| 東京出品協會 | 五〇 | | | | 一〇 |
| 大阪出品聯合會 | | | | | 三五 |
| 宮城縣出品協會 | 四九五 | | | | 三三〇 |
| 東京市神田區三河町 | | | | | |
| 東京理化學器械 | 六五 | | | | |
| 同業組合 | | | | | |
| 計 | 六一〇 | | | | 三七五 |

第十五部 工藝館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|----------|-----|-----|-----|---|-----|
| 東京出品協會 | 一〇五 | | | | |
| 新潟縣物産振興會 | 八〇 | | | | |
| 宮城縣出品協會 | 八〇 | | | | |
| 山形縣出品協會 | 八〇 | | | | 四〇五 |
| 富山縣工業會 | 三五 | | | | |
| 計 | 三三〇 | | | | 四〇五 |

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|--------|-----|-----|-----|---|----|
| 京都出品協會 | 一〇〇 | | | | |
| 計 | 一〇〇 | | | | 四五 |

家庭工藝館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|------------|-----|-----|-----|---|----|
| 宮城縣出品協會 | 三三五 | | | | 三〇 |
| 東京市淺草區元町二六 | 四〇〇 | | | | |
| 沼田榮三郎外二五名 | 六五 | | | | 三〇 |
| 計 | 四〇〇 | | | | 六〇 |

國產優良館陳列棚、露出臺、平土間配當表

| 出品者名 | 陳列棚 | 露出臺 | 平土間 | 摘 | 要 |
|-----------|------|-----|-----|---|-----|
| 東京出品協會 | 六五五 | | | | 一三五 |
| 兵庫縣實業協會 | 一〇 | | | | |
| 福岡縣出品協會 | 四〇〇 | | | | |
| 埼玉縣商品陳列所 | 一五 | | | | |
| 大阪出品聯合會 | 四五 | | | | |
| 静岡縣實業協會 | 二四〇 | | | | |
| 宮城縣出品協會 | 一五五 | | | | |
| 名古屋勸業協會 | 一〇 | | | | |
| 岐阜縣 | 一〇 | | | | |
| 和歌山縣商品陳列所 | 三〇 | | | | |
| 京都出品協會 | 二二〇 | | | | |
| 愛媛縣商品陳列所 | 八〇 | | | | |
| 計 | 一〇〇〇 | | | | 一三五 |

第三目 陳列概況

出品を種類毎に區分して陳列するは比較研究上最も便利とする處なるも管理上は勿論陳列棚を始め裝飾費負擔の關係、賣買取扱及出品の搬出入時に於ける困難等に想到するときは特種のものを除き多くの場合實行困難に付府縣毎に陳列區域を別ち部別陳列せしめり。

陳列に關しては本會に於て棚、露出臺を設備し其他館内要所に裝飾を施し陳列及棚、臺内外の裝飾は出品人又は出品團體をして之れに當らしめたり然れども各自出品の美化に努むる結果競ふて善美を盡し廣大なる裝飾を爲し之れが爲め採光を妨げ或は他の出品の妨害を爲し或は館全體の美觀を傷ふものあるなきを保し難きを以て裝飾に付ては豫め出品團體に協議を遂げ又直接出品に對しては其の設計を提出せしめ本會の承認後施行せしめたり。

各出品者の陳列裝飾を通觀するに優秀なる出品も陳列方法無味單調なるときは觀覽人の注意を惹くに至らず故に如何なる方法手段を講じて萬人の注目を得て出陳を意義あるものたらしむるかに付ては各自意匠を凝らし陳列に一新機軸を開かむ苦心せし趾頗る見るべきものあり殊に其の背景に重を措き巧に電氣を應用して色彩の配置を考慮し或は出品物の廻轉に或は點滅裝置に或は添加出品に依る等各出品に應じて或は華麗に或は清楚に或は濃厚に夫々裝飾し以て出品物の

美化に努力するところありたり。

國産優良品館の陳列戸棚裝飾は特に本會に於て裝飾請負人岡崎福太郎に金貳千八百參拾參圓八拾五錢也を以て請負を命し之を施行せり。出品物は多種多様にして一定に之を書する能はざるも製作の順序販路等に付ては或は圖面により或は模型によりて系統的に之を説明し又は實況を展示したるもの等一進歩して見るべきもの多かりし。出品物に附すべき附札は之れを統一する必要上全部本會に於て調製配布せり左の如し。

| 出品番號 | | 第 | | 號 | |
|------|----|----|----|----|---|
| 摘要 | 氏名 | 住所 | 賣價 | 品名 | 號 |
| | | | | | |

| | |
|----|--|
| 番號 | |
| 品名 | |
| 賣價 | |
| 氏名 | |

| 府 | | 縣 | | 第 | | 部 | | 第 | | 類 | | 第 | |
|----|----|----|-----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 摘要 | 氏名 | 住所 | 價額金 | 品名 | 號 | 品名 | 價額 | 住所 | 氏名 | 摘要 | 府縣 | 部類 | 番號 |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 出品 | | 第 | | 號 | |
|----|----|----|-----|----|---|
| 摘要 | 氏名 | 住所 | 價額金 | 品名 | 號 |
| | | | | | |

| | |
|----|--|
| 番號 | |
| 品名 | |
| 價額 | |
| 氏名 | |

第四目 陳列戸棚及露出臺

本會の設備及特に依頼により本會にて調製したる陳列戸棚並に露出臺に關する事項左の如し。

一、硝子陳列棚

(イ) 材料

用材はシホチにて硝子はベルギー製又は日本製品三五正一分厚を

用ふるいし。

(ロ) 形狀及方法
別紙圖面の通り。

(ハ) 仕上塗
白ラック仕上りする。

二、露出臺
(イ) 材料其の他は總て陳列棚に同じ。

三、價額其他

(イ) 陳列戸棚
總て賃貸契約により其の期間は昭和三年四月一日より同年六月十五日迄(五日間の會期延長を含む)

此料金一小間(間口六尺奥行三尺高さ八尺硝子二枚戸)甲金貳拾壹圓、乙金拾八圓也

(ロ) 露出臺
全部賃貸契約による期間(イ)に同じ。

此料金一小間(間口六尺奥行三尺高さ八尺)金拾五圓五拾錢也

四、調製數量

| 館名 | 硝子戸棚 | 露出臺 |
|--------|------|-----|
| 國産優良品館 | 一四三 | 一 |
| 農産館 | 二一 | 八一 |
| 蠶絲館 | 四六 | 一二 |
| 林産館 | 二一 | 二一 |

| 水産館 | 六六 |
|--------|------|
| 鑛業館 | 四三 |
| 機械及土木館 | 一九 |
| 電氣館 | 一五 |
| 府縣別館 | 六一六 |
| 化學工業館 | 四一 |
| 運輸交通館 | 一 |
| 教育社會館 | 五一 |
| 工藝館 | 四二 |
| 美術工藝館 | 一二 |
| 家庭工藝館 | 五三 |
| 計 | 一一八九 |

五、賃貸料

硝子戸棚 金參萬九拾八圓
露出臺 金四千五百參拾參圓七拾五錢
計 金參萬四千六百參拾壹圓七拾五錢

六、各館裝飾

各館の裝飾は本會に於て設計書を作製し各請負人に命して施行せしめたり。
本會に書面又は直接裝飾の請負を申出たるもの左の二十八人ありたる内より實力營業狀態等を參酌して見積書を提出せしめたり。

| 住 | 所 | 氏名 |
|---------------|----|----|
| 仙臺市東三番丁九〇 | 今野 | 實 |
| 同 大町三丁目仁田工務店內 | 宮澤 | 節一 |
| 同 名掛町六〇 | 島田 | 利八 |

産業ニ氣象、ライオン齒磨の御伽の圖其の他工業學校、各女學校
小學校等の成績品には人目を引くもの多かりし。第二館は社會教
育に關する資料室に充て縣教育會及師範學校等の出品多く東北偉
人に付ての出品を主せり。師範學校出品の寛文時代仙臺の模型
は現時の仙臺と比較して感興殊に多きを覺えたり。

七、美術館

本館第一館は南館階上東方第二館は同館東袖階上の二ヶ所に分れ
第一館は日本畫にして五室七十二點を收容し第一室は川合、荒木
飛田諸畫伯の無鑑査參考品を以て充たし第二室は十三點の陳列に
して何れも東北新進畫家の力作審査品なり第三室は十一點内五點
は東京方面六點は仙臺畫家の出品なり第四、第五の二室は共に十
七點つゝの陳列にして數に於ても量に於ても何れも相比敵するも
のなり。

第二館は西洋畫の陳列室にして二百十四點を收容し第一室は水彩
及版畫の四十八點堀、山本、寺崎、永瀬、石井、恩地諸大家の出
品物は殊に異彩を放ち第二室より第七室までは百六十六點全部油
繪なり第五室より第七室の三室には大作多かりし無鑑査品は斯道
の大家が獎勵の意味に於て蓄て出品を諸され前記の日本畫に於け
る大家は勿論西洋畫に於ける桑重、田口、田邊三氏の裸婦、岡田
和田、羽衣三氏の婦人畫中村、石川、中澤、正宗諸氏作品等共に
讚仰に價す。

八、各官公衛陳列所

「シーメン式」六十種の探照燈を備へ會期の半は過ぎ迄第一會場
を中心とする二哩以内を照射したり。

ハ、仙臺通信局陳列所 本所は陸軍陳列所ニ鑛業館との中間にあ
りて二室を占領し出品物中郵便の歴史燈臺の施設等仔細に觀察
するときは興味殊に津々たるものありし。

第二本館

本館内に纖維工業、製作工業、食料品の三部類を府縣別陳列しし機
械工業の一部及第十三部の土木建築をも包容したるを以て恰も本會
の中心點たる觀を爲し之れが陳列に當りては各府縣は勿論個人出品
者に至る迄裝飾に配列に意匠を凝らし殆ど競争の態度に出で爲に本
會の精華たり本館は之れを四區に分割し其の方向によりて東南、東
西、西北、北東の四館せり順序として第一會場東正門より入場せ
り之れ假して館の入口より左方即ち東南館より略説せむに入口の突
當りは東京松坂屋呉服店の參考出品にして美人人形五個華やかに飾
りつけられ現代流行の粹を宛め其の右手は愛知縣殊に名古屋市の出
品物を以て満たされたり、名古屋市は今賣出しの新都市故豊富なる
生産品には一驚に値するものあり織物、唐木細工、時計、扇子、等
々實に枚擧に遑あらず中央の二列は京都市の陳列品にして精巧なる
西陣織より扇子に至る迄數百點の出品物矢張京都市たるの實力を發
揮せり名古屋市に隣りて津市の出品あり、タオル、漆器、傘等特色を
表はせり本縣清酒、味噌醬油株式会社の特種出品物は廻轉式により
て衆目を引き其の東側全部は福助足袋會社の實演場なり二十數名の

イ、陸軍省陳列 本所は南館大立閣階下東方三室を充用し入口を
入りての左室には毒瓦斯に關する一切を親切可寧に説明せらる
流石に科學研究所の出品たけありて出品の不足は繪畫を以て補
ひ至れり盡せり此室の内に糧秣廠の携帶口糧の系統的出品あり
其の變遷を實物を以て展示し八百年前の源平戰爭の當時より現
代の糧食迄を陳列し一層の注目を引けり其の前室の右方は防空
室にして航空に關する一切を陳列し防空除の潰滅、空の備は
靜穩、平和の光は輝た等何れも模型を以て示されあり此二室は
戰術の進歩戰爭の慘禍等將來の戰爭なるものを想像せしめ人道
上深き顧慮を拂はしめたり第二室の左方は製絨所の出品にか、
る毛織物を陳列せられ其他軍馬の一生、地圖の利用等獨り軍事
上のみならず産業發達の資料渺ならずりし第三室の一部は戸
山ヶ原の光景を「パノラマ」式に出され「ルノー」輕戰車ニ表
示されたる戰車横はり夫れに第二師團兵器廠出陳の野戰の狀況
機關銃を守る兵士には最新用具を使用せしむ室の北側には陸軍
服裝の變遷を現はし中々興味多かりし。

ロ、海軍省横須賀鎮守府陳列所 本所は南館階上の一室を之れに
充てたり海軍思想の涵養上是非共熟覽の要ある諸材料を網羅し
軍艦の模型、砲彈の實物等中には感興あるものなり殊に壁間
に掲げたる軍神廣瀬中佐の血痕ある水兵服に至りては名狀し得
ざる感激を與へ正に國寶たるべきものなり館前には「ハンザ」
偵察飛行艇を出陳し航空思想に多大の刺激を與へ館の屋上には

女工が裁斷より仕上げ箱詰めに至る迄操作の狀況は此種工場の少な
き東北地方には珍らしきもの、一たり夫れより正南三越呉服店陳列
場以東は八列四歩道を以て區劃され東南側より佐賀、岐阜、群馬、
中列に入りて群馬、静岡、愛媛、廣島、大分、福岡、青森北側には
青森、下ノ關、徳島、福岡の順に配列せられ何れ劣らぬ優良品揃に
て見應ひあり手應ひある品物のみなり佐賀縣有田、香蘭、二店出品
の陶器兩々相對して銘産たるを誇り殊に有田焼の内には深川製磁會
社の出陳にかゝる 聖上皇后兩陛下の御料茶碗ニ御陪食の西洋皿ニ
を陳列し一般に多大の感興ニ家庭に對する崇敬の念を深からしめ
たり群馬縣の織物は管内各産地の精製品にして互に其の技術を競ひ
岐阜縣は傘、團扇等を以て鳴り静岡縣に於ける富士山形の裝飾は場
内の一異彩たるのみならず織物同業組合の飾付の人形は一脉の滋味
を與へ生産品も亦豊富に陳列せられたり青森縣の津輕傘、箆等も
面白く松山市の竹細工を初め澤山の銘産品陳列あり廣島市は罐詰類
殊に尺八の出品には人目を引き大分縣の椎茸、福岡縣の筑後傘、久
留米餅にも感興に値するものあり徳島縣の鏡臺は精巧にして安價を
以て聞え下關市の硯亦特色ありし。

西南館は東京三越呉服店の陳列を界したる西南方に於て南より福
島、新潟、佐野足利、福井、兵庫、神奈川、千葉、秋田、富山、鹿
兒島の順にして西方一帯は全部東京の陳列場なり三越呉服店の陳列
人形は室内の裝飾背景、人形の着付等調和宜を得麗麗目を驚かし流
石は三越の名に愧ざるもの首肯せしめ秋田縣の櫻皮細工、木製品

能代塗、富山縣の銘産品、茨城縣の塗物、梅細工、神奈川縣の木地玩具、福島縣の木工漆器、福井縣の織物、佐野、足利織物組合の各種製織品、鹿兒島縣の竹器、陶器、大島絨、新潟縣の佛壇、箆筒、千葉縣の食料品等異彩を放ち東京の出品は多様にして此種會の先輩丈ありて殆ど獨擅場の觀をなし中間平土間には仙臺島田製作所出品の洋室及家具陳列あり西正門より本館に入らんとする突當には東京千代田香油飾付けあり電氣装置により照明の明滅ミ音響を發し衆目を集めたり。

東北館は東南館入口の反對にして入口突當りには仙臺櫻井漆器研究所出品の茶室あり松島の書棚四千五百圓、文箱、硯箱の八百五十圓等本縣漆工界の爲氣を吐く萬丈なるあり酒造組合の元祿花見の背景に配する陳列仙臺平株式會社出陳の着付人形一家七人橋辨慶の仕舞姿等皆此の館内に在り東方一帯は全部宮城縣にて占領し本縣生産品の粹を蒐め南側より石川、山形、埼玉、熊本、宇都宮、沖繩、南洋各地方の陳列より若生、服部、谷井、大原、佐恒、明治製菓、後藤庄子、西内、塚本等個人出品を排列せり。石川縣の陶器、火鉢、金屏風は人目を引き殊に山形縣は隣縣の關係もあり昨年博覽會開催の經驗もあり非常の奮發を以て出品せられ出陳産物の豊富ミ精選は想像以上にして佛壇の技巧の如きは新潟縣ミ双壁の稱あり埼玉縣の箆筒は精巧ミ安價を以て鳴り熊本縣の陶器に織物、宇都宮の弓矢、沖繩縣の織物、堆朱細工、團扇、南洋の「シャコ」貝、石貨、三味線より個人出品の各銘産に至る迄何れも甲乙を判し難く一驚を喫する

の製袋賣演、成瀬機械店の諸機器、川崎工業所、保原商店の出品等見るべきもの多し殊に看過すべからざるは東北大學金屬研究所の參考出品なりとす。

農産館

本館は第一會場第二本館の東南側に在り當初八十四坪の建物なりしも出品多數にして收容し能はざるに至り更に南方に接続して四十餘坪を増築せしも尙狹隘を告げ運輸交通館の一部をも充用したり。今回の博覽會に於て特に感したるこゝは生産物の出品より農用器具機械の出品多く全面積の三分の二を占領したるこゝなり時代の一進歩を見るを得べきか

北方の入口より入りて右方西側より静岡、鈴鹿、新潟、東京、松山、山形、兵庫、名古屋、青森、秋田、宮城夫れより南側に廻り宮城、智利、獨逸等器具、肥料、生産物を主として陳列し中央北部は機械類を南部は生産品を陳列せり。

中央正面の古川式穀類乾燥機は設備者に政府の補助あるものにして此種出品物中大仕掛のもの、一なり其他丸富式や「イリー」式耕犁を初め各縣の出品中には當業者の看過すべからざるもの多し中央南部や東西側に陳列せし出品物は何れも優良なる産物を市場に供給し居るものみにて精選、陳列共に甲乙を辨し難し宮城縣の出品中宮城縣米商組合、仙臺肥料同業組合等の出品は其の努力見るべきもの多かりし、増築の四十餘坪は全部宮城縣の陳列場に充て農家の副業品より野菜類等品種も非常に多數あり殊に白菜は近年仙臺白菜の名を

許りなり。

西北館は仙臺板垣店代理の日本、ラーヂ、兩自轉車會社の出品は東北、西北兩館の界にあり裝飾の美ミ殊に美人人形の操車は照明電燈の明滅ミ配合宜しきを得て氣分を和らけ夫れより北側には大阪、中央は和歌山、甲府、松江、香川、長崎、南側は兵庫、鳥取、高知の各地方及個人の陳列なり大阪は本館の大部を占め其の出品は他に見られざる精選振りを以て聞え武田商店の「ゴム」帶蓋は美人人形を飾り付け和歌山縣の漆器、島根縣の陶器、香川縣の讃岐保多織、長崎縣の龜甲細工、山梨縣の水晶細工、兵庫縣の銘酒、鳥取縣の農用機械類、高知縣の珊瑚、變り種には京都畑山法衣店の出品、眼部鑄造會社の大釜等あり。

本館の西方は機械工業ミ土木建築の陳列場にして各府縣及團體並個人出品を適當區劃に配置したり鈴木鑄工場、高尾鑄工場、三浦發動機製作所、松山、名古屋の兩ポンプ店、大同電氣會社の出品等には矚目すべきものあり銘醸機械商會の大釜は口径四尺容積六石八斗入れあり東京木勘の貴重木材、大阪の金屏風、本縣土木課の鐵網ミ蛇籠の使用上の縮小現物、仙臺養業組合、仙臺ベニヤ店、も注目に値す。仙臺家具店の芳賀、平田、神尾、大友、後藤等の和洋取々の陳列あれは翁金六の堂宮は一種の莊嚴を以て陳列され志田、遠田、土木建築請負業者組合の治水工事の模型に續いて仙臺市水道部出品の水道施設の一斑か或は模型により或は圖表によりて展示され仙臺瓦斯株式會社の出品も家庭用具ミ共に實用化を示し製袋機械工業所

冠して東京方面に移出するに至りたる關係上取扱方も當を得たり。

林産館

本館は第一會場瀧邊參考館の北側、演藝場ミ水産館の間に在り、建築、燃料、器具、機械類の原料として治水上重大使命を帯ぶる水源涵養の根本として風致の維持には絶体の權威を有し氣候の調和、魚族の蕃殖上絶大の價值を有する森林に關する此等出品は擧げて本館に排列せられあり。

林業は其の經營より諸般の施設に至る迄大規模ミ大資本を要する性質のものなるにより爲めに本館は參考出品の多きを特色ミす先づ中央に農林省、山林局、南西側に秋田營林局其の背面に青森營林局の出品あり何れも多數の材料を提供して斯業の獎勵ミ一般的指導に實し仙臺市は市有林の寫眞ミ林相材鑑を宮城植林株式會社は經營の方法成績ミ植付年別を材鑑によつて展示し兩者何れも林相を背景ミし能く調和を保てり。一般出品に至りては鹿兒島縣の竹材殊に異彩を放ち本縣之れに追隨し高知縣の檜笠は實用ミ安價を以て鳴り宮城、青森、秋田の木炭は何れも其の特色を發揮し青森縣大港、小館、兩木材會社の羅漢柏材秋田縣の特産杉材本縣木材商の出品にかゝる木材等何れも一顧に値するものあり木材運搬用「インクライン」の模型、鐵索運搬裝置、荒廢復舊工事による林野の模型等見逃すべからざるものなり公有林ミしては本縣米川村、外數町村より其の經營方法を出陳して成績を提示し木工製品には仙臺家具商出品の箆筒、火鉢類より青森の蔓細工等注目を引き「スキー」數種にも見るべき逸

品あり。

水産館

本館は第一會場第二本館の北方林産館と運輸交通館の間に在り大部分本縣の出品物にして夫れに静岡、津、青森、福島、東京、高知、日魯漁業、大阪商船等参加し陳列の整然なる裝飾の充分なる觀覽に氣分良き館の一なり中央南口より入りて本縣氣仙沼港を漁港として背景にこり配するに尉ミ姥を以てし情趣豊かなるものあり其の背面に三大漁場の一たる金華山沖を中心とし背景に縣下の漁區を示し各種の漁撈具を陳列し大敷網、巾着網、宮城丸、大東丸等の模型を配合し仙臺灣の鳥瞰圖として注目を引き纏節、蒲鉾の出品殊に多く館の北側を充して本縣に於ける水産界重要な地位を示し製罐工程を親切に圖解し製品を陳列するもあれは「トロール」網か一方に飾られ東方出口の左方には魚槽ありて鯉、鰻、金魚等の魚族陳列せられ中央より東寄りには「ヤンマー式發動機ポンプ」等陳列せられて機械の活動時に嫌厭せらるゝ臭氣の絶無を誇り尙館内には仙臺菓子商店の陳列や清涼飲料水の出品も良く調和し居れり。

運輸交通館

本館は第一會場第二本館の北方水産館と八幡製鐵館の間に在り本館の西方半部は仙臺機械鐵工業組合の出品又は其の代理出品を以て全部を占め家庭用の研搗機、同小形「モートル」、無音精米麥機、日立渦巻ポンプ、丸六製粉機、岩田製粉機、泰和の石油發動揚水機、西島「ポンプ」、池永式石油發動機、金華の撈摺機、強力「タービン」

田邊等の出品あり。先づ北方入口より入りて住友電氣と日本硝子の豊富なる材料によりて調和を得たる陳列あり、仙臺放送局の「ラヂオ」室は「パノラマ」を中心に左右に展開し東北帝國大學電氣工學科の出品は完全なる設備を以て一室を飾り、大同ランプは女神の右手に明滅照明を以て人目を引き、南方二十餘坪を占領する仙臺逡信局の出品は材料豊富にして自動交換器を自由に操作せしめ航空室等の背景等至れり盡せるものあり。其他古河電氣、東京電氣、日本電氣等特色ある出品ならざるはなし殊に日本電氣の如きは館外に擴聲機を設備し蓄音器によりて聲音を周圍數町に達せしめ衆目を蒐めたり。

家庭工藝館

本館は第二會場東正門の第二門南邊に在り本會は家庭工藝の奨励か我國現下の實狀に鑑みて尤も急務なるを認め織維工業、製作工業、食料品の部類より分割して特設館として此館を建築せるは聊か本縣副業に貢献せんか爲なり。然れども館内は東京、大阪の製品七部を占め本縣出品の少なきは遺憾なり。南正面入口より入れば畜産製品「ハム」、「ソーセージ」其の他の製品あり、背面に「ホームスパン」を据付け毛織物の實演を爲し、東北手藝研究會、仙臺「ミカド」手藝講習所、三光堂の製品を列へ玉光軒、大石紙店の陳列より「セルロイド」の出陳に興味を感じ堤人形各種玩具は西南隅にあり、鴨子物産會社の木地及漆器類は數に於て本館の冠たり仙臺草履組合の網轉式陳列其の他造花等の手工品亦妙からず以上は主として本縣

石澤式風呂、尾上式製粉機、大成の「ナショナル」精米機、等々各其の機能を發揮し居れり。元來本館は動力所要の機械類の出品多數なるを以て動力の唸り全館を壓し一種の緊張味を感じしめたり。館の正面東京宮田自轉車會社の陳列あり其の上部に仙臺市立工業學校製作の飛行機青葉號懸垂せられ東京の邦文及東洋の兩「タイプライター」は輕快なる操作實演によりて人目を惹き帝國發條製作所の製品仲田式製鐵機、沼田式脱穀機等の農用機械あり東半部の北側は宮城電氣鐵道株式會社が本縣唯一の運輸交通會社として松島を主体とする「パノラマ」を背景とし軌條を布敷し一隅には切符賣場迄附屬する出陳あり温泉軌道株式會社、松島灣ボート組合、鹽釜合同運送株式會社、夫々特色ある出品を爲し鹽釜運輸會社、鹽釜港の移出入品を新考案により提示し其の他荷馬車、自轉車等何れも運輸交通の進歩を示さるなし。

電氣館

本館は第二會場西方下段に在り出品物の性質上宮城、東京の二府縣を除き他は全部個人出品なり。現代科學の粹たる電氣か本會各種部類中奮はざる評あるも出品者の顔振を見れば敢て然らざることを辨明し得へし。古河富士電機、川北電氣、千代田組、日本硝子、住友電線、日立製作所、大同ランプ、川崎工業、松田電氣、弘電社、中外電業、日本電池、大正鐵工所、帝國電氣、日本電線、竹内金屬、日本電氣、東京電氣、三菱商事、戸上電氣、成瀬、大内等殆ん東西の新業者を網羅し「ラヂオ」方面には今村、日本蓄電池、放電舎、

都市出品の概略にして他の七百餘點の出品は東京三越吳服店幹旋の下に東京大阪等より副業品として勸奨に値するものを選択して出品したるを以て此種研究家は勿論新業者に大なる感動を與へたり。

第六目 陳列面積及通路面積

| 部別 | 館名 | 總坪數 | 陳列面積 | 延間數 | 通路面積 | 館ノ面積 | 館ノ面積 |
|--------|--------|-------|------|-----|------|------|------|
| 第一部 | 農産館 | 三〇四 | 七三 | 一〇九 | 一四三 | 〇・三三 | 〇・三七 |
| 第二部 | 蠶糸館 | 一〇〇 | 三三 | 七四 | 七三 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第四部 | 林産館 | 三〇〇 | 六六 | 八五 | 一三三 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第五部 | 水産館 | 一〇六 | 五七 | 八五 | 一〇三 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第六部 | 鐵業館 | 五〇・五 | 二六 | 一九 | 三三 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第七、八部 | 器械土木館 | 三三三 | 一四 | 二七 | 三三 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第九部 | 電氣館 | 二四〇 | 八四 | 九二 | 一五六 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第十、十一部 | 府縣別館 | 一、九八 | 五三 | 九五 | 一、〇六 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第十二部 | 化學工業館 | 六・五 | 五 | 八 | 四 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第十三部 | 運輸交通館 | 二九六 | 五 | 五 | 二四 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第十四部 | 社會教育館 | 二五四・五 | 四・五 | 八 | 二〇 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 第十五部 | 工藝館 | 一〇〇 | 二六 | 三六 | 三三 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| | 家庭工藝館 | 一四〇 | 三六 | 五五 | 七五 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| | 國産優良品館 | 一八八 | 七 | 一四 | 二二 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| | 美術館 | 三三三 | 七 | 八 | 二〇 | 〇・三三 | 〇・三三 |

第七目 館外陳列

館外陳列品左の如し。

第一會場

農林省各營林局其の他府縣

各種苗木類

海軍省軍需部 ハンザ水上偵察機

山梨 縣 甲信乾燥機

宮城 縣 石工品、土管、瓦、農用機械、製繩機、文化

住宅等

岩手 縣 大釜類、土管類

第七節 運賃割引

出品貨物、出品人、關係役員に對して汽車、汽船の運賃を低減し以て一般の便宜を計るは本會の盛衰に關する處甚大なるものあり依つて本會は鐵道省其他の關係諸會社に向つて夫々交渉を重ね何れも快く其の承諾を得たるを以て出品貨物、出品人及關係役員に對する割引證票を作製して之を贊同各地に配付したり而して運賃割引を應諾せられたる分左の如し。

一、旅客割引區間

省線各驛及連帶鐵道線、軌道線各驛ヨリ仙臺行（北日本汽船青森室蘭間航路、大阪商船大連航路、東武鐵道東武本線北千住龜戸間經由ヲ含ム）

一、荷物割引區間

省線各驛及連帶鐵道線、軌道線各驛ト仙臺驛トノ相互間
運賃割引の方法、割引率及割引區間、割引期間等の條件に關しては鐵道省汽船に區分して之れが協定を爲したり鐵道にありては鐵道省ミ連帶運輸の關係を有せる會社も鐵道省ミ營業上の連絡關係を有する會社も割引率、及區間等鐵道省ミ同一なり。

鐵道省ノ割引條件

出品人及關係役員

- 一、割引方法及割引率
所定ノ割引證引換ニ二、三等普通運賃ノ二割引ヲ以テ往復乗車券ヲ發賣ス但シ十二年未滿ノ小兒ニ對シテハ發賣セス
- 二、割引期間
三月一日ヨリ六月三日迄
- 三、通用期間
乗車券發賣ノ日ヨリ六月三十日迄

出品物

- 一、割引方法及割引率
所定ノ荷票貼付ノ貨物ニ對シ運賃ニ割低減ス
- 二、割引期間
搬入 三月一日ヨリ四月三十日迄
搬出 六月四日ヨリ六月三十日迄
- 三、扱種別
連帶運輸ニ係ルモノハ特別小口扱ヲ除ク
以上ノ通りナルモ會期延長ノ結果左ノ如ク割引期間ノ延長承認ヲ得

左記

旅客運賃割引期間 六月八日迄

荷物運賃割引期間 搬出 六月九日ヨリ六月三十日迄

第八節 割引證票

出品物、出品人及關係役員に配付したる割引證票の雛形及配付數左の如し。

一、割引證票雛形

甲、鐵道荷物運賃割引證

會覽博業産北東

一 搬入 自昭和三年三月一日
至昭和三年四月三十日
搬出 自昭和三年六月四日
至昭和三年六月三十日
一 扱種別
連帶運輸ニ係ルモノハ
特別小口扱ヲ除ク



一 割引率 二 割
一 割引區間
鐵道省線各驛及連帶
鐵道線軌道線各驛ト
仙臺驛トノ相互間

出品荷物

乙、鐵道出品人及關係役員割引證

第 號

旅客運賃割引證

| 乘車船區間 | 住所氏名 | 年 齡 | 乘車船等級 |
|-------------|------|-----|-------|
| 自 仙 臺 驛 往 復 | | | |
| | | 當 年 | 等 貳 割 |

仙臺商工會議所 印

注 意

- 一、本證ハ仙臺商工會議所主催東北産業博覽會出品人及關係役員ニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號及使用者ノ姓名ヲ記入シテ交付スルモノトス
- 二、本證ニ依リ割引セラルヘキ區間、期間及乘車券通用期間左ノ如シ 但シ往復乘車券ニ限ル
- 割引區間 鐵道省線各驛及連帶、鐵道軌道線各驛ヨリ仙臺驛行(北日本汽船青森關間航路、大阪商船大連航路、東武鐵道東武本線北千住龜戸間經由ヲ含ム)
- 割引期間 自昭和三年三月一日 至昭和三年六月三十日迄
- 乘車券 發賣ノ日ヨリ昭和三年六月三十日迄
- 通用期間 本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スル事ヲ得サルモノトス
- 四、本證ニ依リ購求シタル割引乘車券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

(面 表)

(面 裏)

二、割引證票配付數

| 地方別配付先 | 旅客運賃割引證 | 荷物運賃割引證 |
|--------|---------|---------|
| 東京府 | 二、二八六 | 二、八〇七 |
| 京都府 | 二四八 | 四一〇 |
| 大阪府 | 三四五 | 五七〇 |
| 神奈川縣 | 一六二 | 三〇〇 |
| 兵庫縣 | 七二四 | 五〇五 |
| 長崎縣 | 一〇〇 | 三〇 |
| 新潟縣 | 六四七 | 五〇五 |
| 埼玉縣 | 二五二 | 四一〇 |
| 群馬縣 | 三七〇 | 二〇〇 |
| 千葉縣 | 四〇 | 三〇 |
| 茨城縣 | 三八五 | 二〇〇 |
| 栃木縣 | 二八五 | 一七〇 |
| 奈良縣 | 七五 | 一一〇 |
| 三重縣 | 二一一 | 四〇〇 |
| 愛知縣 | 四五二 | 二〇〇 |
| 靜岡縣 | 五七七 | 三三〇 |
| 山梨縣 | 一九〇 | 一四〇 |
| 滋賀縣 | 七〇 | 一〇〇 |
| 岐阜縣 | 四〇五 | 二六〇 |
| 長野縣 | 三四五 | 四五五 |
| 宮城縣 | 一三、五一八 | 五、九二二 |
| 福島縣 | 一、二九三 | 一、〇〇〇 |
| 岩手縣 | 一、〇四四 | 七一〇 |
| 青森縣 | 一、〇八九 | 八〇〇 |
| 山形縣 | 一、一九一 | 三〇〇 |
| 秋田縣 | 一、八七六 | 一、〇〇〇 |
| 福井縣 | 四八〇 | 二〇〇 |

| 石川縣 | 富山縣 | 島根縣 | 岡山縣 | 廣島縣 | 山口縣 | 山梨縣 | 和歌山縣 | 德島縣 | 香川縣 | 愛媛縣 | 福岡縣 | 大分縣 | 佐賀縣 | 熊本縣 | 鹿兒島縣 | 沖繩縣 | 北洋道 | 南洋道 | 朝鮮道 | 滿蒙道 | 臺灣道 | 計 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
| 一一〇 | 二二〇 | 七三 | 六五 | 八〇 | 二一五 | 四〇 | 一五〇 | 六〇 | 三三〇 | 一三〇 | 三二二 | 六〇 | 一三五 | 一〇〇 | 六〇 | 一〇 | 六五一 | 七〇 | 四〇五 | 二一〇 | 二〇七 | 一一〇 | 一八三 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一、八〇〇 | 一〇〇 | 九八〇 | 四〇〇 | 六七〇 | 二四、三一四 | 三二、三六六 |

第十一章 文化住宅

第三會場は主として娛樂設備を充實せしむる方針を立て日光模型館大禮記念館、水産館、東京帝京座一行、其の他飲食店等櫛々岡縣公園を巧に利用して建設せしめたり内に文化住宅の四棟農村住宅一棟は本

會唯一の施設なり出品棟數少し雖優秀なる出品にして建築思想の涵養に資する所少しませず就中我妻建築事務所出品の農村住宅は本家付家三十五坪二合五勺の外堆肥舎、厩舎、牛舎、鶏舎、羊舎、豚舎、作業場及倉庫等農家の模範たるべきもの、みにして大いに人目を引けり。小住宅としては佐藤武松の十八坪八合九勺、安積利太郎の十三坪、内田吉太郎の二階建十九坪八合三勺、佐伯龜壽の二階建十九坪一合六勺等何れも苦心設計の跡顯著なるものあり而して價格低廉の評ありて開會中皆賣約せられたり。

第十二章 特設物及廣告物

第一節 特設館

一、八幡製鐵所館

本館は第一會場運輸交通館の西、北海道館の北に在りて建坪五十坪館内を陳列場、映寫室及一般休憩所の三部に區劃し陳列場には製鐵所製品を陳列し映寫室は陳列場の上部に設備して作業の實況を映寫し休憩室より觀覽し得る装置をなせり共同椅子の比較的少數なりし本會に於ては本休憩所の如き觀覽者に多大の便宜を與へたり館の構造は木造堀建造り外壁木摺漆喰塗屋根亞鉛鍍鐵板葺内壁漆喰塗天井布張り床は「コンクリート」にし木部は「ペンキ」塗りませり總工費金參千七百圓を要せり。

二、青森營林局特設館

本館は第一會場東正門直北に在り梁間二間桁行二間半建坪五坪の木

造平家造にして腰廻「コンクリート」打人造石仕上げ屋根は勾配九寸にして西洋小屋組ミし瓦板を以て葺葺仕上げなり外部は腰下見板を張り上部漆喰塗す内部は腰羽目板付にして漆喰塗天井は格縁天井ミし造付卓子及腰掛付なり総工費は(用材費を除く)金五百五拾六圓拾參錢を要せり。

而して本建築に使用せる各材は本邦主要産地(御料林及國有林)の生産に係るものにして各材の特色を用途により發揮せしめたり其の

| 樹種 | 産地 |
|-------|--------|
| ひば | 青森 |
| ひば | 長野 |
| ひのき | 同 |
| ひのき | 和歌山 |
| さはら | 長野 |
| かうやまき | 同 |
| かうやまき | 和歌山 |
| ねずこ | 長野 |
| あかがし | 熊本、鹿児島 |
| いちいがし | 宮崎、鹿児島 |
| しらかし | 同 |
| いす | 熊本、鹿児島 |
| たぶ | 同 |

本館は第一會場本會事務所の東、東京即賣館の北に在りて建坪五十坪間口十間奥行五間高さ二十五尺の木造堀建造外壁木摺漆喰塗屋根亜鉛鍍鐵板葺特に正面入口を藤原氏時代の様式に範り圓柱四本は七寶莊嚴の卷柱の意味を以て前面の二本は寶相華後方の二本は左近の櫻右近の橘を色彩し 御大禮奉祝を象徵する外入口上方硝子窓には螺細意匠の孔雀一對を現し上方横木の葦股は中尊寺金色堂の葦股か平安後期より藤原時代に互る真くる抜きもの、唯一の典型なるに鑑み代表として之か模型を採用したり而して館名の表示は國寶磐板の寫なり。

館内を本品、即賣品、縣南五勝の三部に分ち本出品棚上には楡扇に南部富士及櫻を意匠し各四隅上端より原料豊富なる木材を表示する爲め削り抜木地品を點綴して「岩手縣名」を表示せり。

即賣部は東屋風の店舗として簷下に幕及球燈を着け青竹の吊棚を三方に取付け瀟洒を主とせり。

五勝館は一ノ關町、嚴美溪、貌鼻溪、中尊寺、金色堂、花巻温泉の五「パノラマ」にして前面に各自然の風物を採用したり之れか總工費金八千五百圓を要せり。

本縣は本邦有数の木炭生産地なるか故に優良なる出品多く南部鐵瓶織物等見るべきもの多し。

五、臺灣館

本館は第一會場八幡製鐵所館の西、北海道館の北に在りて建坪百二十坪館内を本出品、即賣品、事務室及休憩室に區劃し正面に入口を

ちしや 宮崎、熊本、鹿児島
かこのき 熊本
やまぐるま 鹿児島
くす 同
やくすぎ 同
すぎ 秋田
けやき 高知
つが 同

三、北海道館

本館は第一會場西正門の北臺灣館の南に在りて建坪百四十六坪館内を本出品、即賣品及事務室に區劃し出入口を正面及左側面に設け周壁の上部に必要な採光窓を設置せり構造は木造堀建造外壁木摺漆喰塗り屋根亜鉛鍍鐵板葺内壁及天井は布張り床土間「コンクリート」ミし木部は「ペンキ」塗りせり。

東面の入口突當りは淺野洋灰株式會社の工場背景ミ生産物を陳列し其の西方一劃は新田「ベニヤ」會社の全部「ベニヤ」による書齋ミ寢室を裝飾付にて出品し淺野の裏手左面には北海道炭礦株式會社の炭坑炭層を下に諸機關を上部に電力装置にて展開せられ右面には三菱礦業株式會社の美唄炭礦か「パノラマ」式に陳列せられたり其の北方中央より西部は本出品物にして北海道特産物を色取々に配列し東方は即賣場にして主として水産製品を即賣せり。

四、岩手館

設け休憩所の北方は廣瀬川に面して展望に好當の位置に硝子戸を設けたり。木造堀建造外壁木摺漆喰塗り屋根亜鉛鍍鐵板葺内壁及天井共布張りミし陳列場の部分採光は「スカイライト」を以てし床は「コンクリート」ミし内外共木部は「ペンキ」塗りせり。

本館は臺灣總督府の許に臺北縣専ら其の衝に當り宮城縣人會亦非常なる努力後援を爲し完備せる出品を見たるものにして其の趣自ら他館と異なるものあり。

入口正面に熱帯植物數種植栽せられ南國情調を偲はせ此の綠林を前景として正面に范、謝二將軍の巨大なる人形を安置し向て左方は陳列棚にして特産物を配列し即賣にも應し右方は休憩所にして喫茶室に當てたり本島人三名中、許、吳の二美人は殊に衆目を引けり。

六、滿蒙參考館

本館は第一會場第二本館の東、林産館の南、鐵道案内所の西に在りて階上階下に別れ建坪六十九坪五合にして階下には出品物陳列所、事務室、便所、階段室、階上には休憩室及「ボーイ」室を設けたり。本館は外觀大體を洋風ミし正面に滿蒙の風を想はする樹組本瓦葺屋根等を附し木部は支那獨特の極彩色繪様鮮かに上部に双龍を現はし唐獅子の像を置き入口扉には圓形内に紅龍の繪様を畫き建物外壁隅々上部には鯨の像を置きたり構造は木造堀建造にして外壁木摺漆喰塗り正面柱形は青色「タイル」張各塑像等は人造石洗出し屋根は「マールノイド」葺内壁及天井は布張りミし階床は「コンクリート」階上休憩室には「リノリウム」を敷き館前には旅順の白玉塔を模したる

白玉塔を建て、館の位置を表示したり。

本館は南滿鐵道株式會社が關東廳の助力を得て特設したるものにして正面の飾窓には滿蒙特産の工藝品を豊富に陳列し中央高樓式の圓塔は廻轉仕掛となり大連港を振出しに交通徑路に重なる生産品を巧に描出し館内周圍の棚には特産品とその利用方法を提示し滿鐵を主腦とし各邦人が努力の程を稍窺せしむ就中鞍山製鐵所の産出工業品、撫順炭礦「パノラマ」の露天堀の雄大や幾十萬方里の蒙古原野に遊牧の民を偲はしむる等觀覽者の興味津津たるものもあるものを完全に理解せしむる迄の努力は蓋し容易ならざるべく滿鐵の使命重且つ大なるを思はしむ。

階上の喫茶室は滿洲式に極めて壯麗に結構せられ其の調度も能く調和し滿蒙の地圖を眺めながら大豆製の菓子にて支那服の給仕女により滿洲茶を喫するは一寸滿蒙同化の氣分あらしめたり。

七、宮城縣米品評會

宮城縣米品評會は第一會場第一本館の南西二百二十六坪の敷地に「テント」建にて施設せられ本會及縣、齊藤報恩會、協贊會援助の下に宮城縣農會、米穀商同業組合、農業倉庫三團體の主催したるものにして經費金貳萬貳千參百餘圓を要せり。

出品は當業者又は取引業者の團體にして農會關係五十九點農業倉庫七十二點米穀商同業組合六十九點計二百點一千二百俵を本石米、互理米に區分し一點六俵を山形に積重ね内容見本は標本壘に容れ共に六列とし外縣外及殖民地米二十點を等級、品種別に陳列し更に農事

覽者日夜雜踏せり。

九、朝鮮別館

第二會場朝鮮本館に續き建坪三十五坪四合純朝鮮式半永久保存の目的にて建築し基礎は「コンクリート」化粧部分花崗石張付け柱石階段石等何れも花崗石を使用し外周は全部建具を嵌込み解放し得る装置とし屋根は入母屋造り二重檼本瓦葺床は板張り天井は格天井とし内外共朝鮮式極彩色の繪様にて裝飾せり本會建設物中唯一の光彩館にして内容外觀共多大の好評を博せり總工費金壹萬參千五百六圓八拾錢内本會の負擔金九千五百六圓八拾錢なり。

本博覽會を最も早く具体化し最も強く宣傳したるものは本館なり朝鮮總督府の特別なる好意によりて本會開會の前年昭和二年六月に於て已に加入の意志を表明せられ純朝鮮式建物を永久に保存するこゝまなれり此の事か本會に非常なる衝動を與へ各方面の勸誘各種施設をして促進せしめたり。

本館は開會中特別休憩所に充てたり。

十、簡易保險健康相談所

本所は第一會場東正門北、郵便局出張所に接續し建坪十六坪休憩所健康診断所、便所等に區劃し休憩所は前面を解放し一般人の隨意休息に便せり構造は木造堀建て造り外壁木摺漆喰塗り屋根「マルソイド」葺内壁漆喰塗大井布張り床板張りとし内外木部は「ペンキ」塗り仕上りせり工費金五百五拾壹圓五拾錢を要せり。

十一、仙臺煙草專賣局賣演所

試驗場の獎勵品種の出品、米穀商同業組合よりは二十三點の參考出品ありたり本會の開催は縣内出品關係者は勿論縣外各需用地取引業者の大なる注目を引き其の効果大なるものあり。

八、朝鮮本館

本館は第二會場中央最も形勝の地を占め總坪百六坪五合九勺にして物産品陳列場、事務室、食堂、炊事場、便所等に區劃し外周に回廊を繞らし渡廊下により別館に通し各出入口には一般昇降用の階段を設けたり朝鮮式建物にして木造堀建て屋根は亞鉛鍍金青塗り鐵板葺とし外壁腰廻りは人造洗出し仕上げ柱軒廻り等は木骨にて化粧部分は漆喰、板、厚紙等にて被覆し極彩色の繪様型紙を以て裝飾し内壁及天井等紙張りとし同じく繪様型紙を貼付せり總工費金壹萬圓を要せり。

本館表の間は生産品の陳列所にして水陸兩方面の産物を豊富に出陳し皮革類、織物及其の原料、食料品、人蔘及其の製劑、紙製品米、雜穀、木材類、水産物等韓土の特徴を發揮し觀覽者をして一種の感興を起さしむ奥の間は生産品の即賣部にして各品別に配列し松の實、味魚、海苔、人蔘「イキス」、平壤栗、皮類等觀客常に集せり。食堂は即賣室より別館に至る西側にして茶代りの人蔘湯朝鮮米の定食等朝鮮少女の給仕により音楽堂の演奏を聴きながら風味するを得べく相當の人氣を呼べり。本館は本會を通しての最勝地を占め前に音楽堂ありて南側に野外劇場あり地は市の公園を利用せるものなり食堂よりの眺望亦絶佳なり云ふ條件を具備せし爲か觀

本所は第一會場第一、第二本館の中間にありて建坪二十一坪五合作業場及販賣所、縦覽所に區劃し入口を左側面に通する如くし周壁に必要な採光窓を設けたり構造は木造堀建外壁木摺漆喰塗り屋根亞鉛鍍鐵板葺内壁板羽目天井は布張り床「コンクリート」叩き出し内外共木部は「ペンキ」塗りとし工費金五百五拾圓を要せり會期中毎日紙卷煙草の作業を賣演して人氣を呼べり。

十二、アイヌ館

本館は第一會場鯨館と岩手館の間にありて建坪七十坪にして「アイヌ」人の宿所、作業所、一般觀覽席、製作品陳列所等を設け正面左右に出入口を取り中央は「ウキンド」式とし旅人か熊に出合ひ機智にて危難を免る、模型を配し「バック」は北國を想はする高山の配影畫を以てし構造は木造堀建て外壁木摺漆喰塗り屋根は亞鉛鍍鐵板葺内壁及天井は布張りとし床は一般觀覽席は土間其の他は板張りとし工費金壹千七百圓を要せり。

以上各館の内岩手館の外は本會に於て受託建築又は監督を爲せるものなり。

此の外鐵道案内所は第一會場滿蒙參考館の東に一ヶ所第二會場東第二門前に一ヶ所を設備し仙臺鐵道局より吏員を常派して親切に旅程期間等を説明し觀覽者に大なる便益を與へ保險協會は第一會場農林苗木の陳列假植場の北方に休憩所を建設し活動寫眞を映寫して觀覽者を慰藉し東京及京都の兩即賣館は各建築に意匠を凝らし各種製品を陳列して即賣店なき第一會場觀覽人の購賣に便せり。

第二節 賣店、飲食店

本會の賣店、飲食店に關する規程左の如し。

第一目 賣店及飲食店規程

- 第一條 本會用地内ニ自費ヲ以テ賣店、飲食店ヲ建設シ又ハ本會設備ノ賣店ヲ使用セントスル者ハ願書ニ販賣品ノ種類及所用坪數ヲ明記シ昭和三年一月三十一日迄ニ本會事務所ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 自費建設ノ場合ハ建築設計書及圖面ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第二條 賣店及飲食店ノ建設地ハ本會ノ指定スル所ニ限り之ヲ貸付ス
- 第三條 賣店及飲食店建設敷地及賣店賃貸料ハ左ノ如ク定ム
- 前項ノ使用料ハ本會事務所ノ指示ニ從ヒ前納スルモノトス
- 一、賣店及飲食店敷地使用料
- 甲、會場内 一坪ニツキ(一)等拾五圓
(二)等拾圓
乙、會場外 同 右(一)等拾貳圓
(二)等八圓
- 二、賣店賃貸料 間口一間ニ付 六拾圓
奥行一間半ニ付 六拾圓
- 第四條 賣店及飲食店ハ本會々期中本會事務所ノ許可ヲクシテ休業スルコトヲ得ス
- 第五條 賣店及飲食店ニ於テ管理者又ハ代理人ヲ定メタルトキハ直ニ其ノ氏名ヲ本會事務所ニ届出ツヘシ
- 第六條 賣店ニハ賣品ノ正札ヲ附スヘシ若シ之ヲ附シ難キモノアル場合ハ見易キ場所ニ其ノ定價表ヲ掲クヘシ
- 第七條 賣店及飲食店ニ於テ販賣ニ附スル物品ハ豫メ本會ノ指示ヲ受

クヘシ

- 第八條 賣店ニ於テ景品ヲ提供シ若ハ定價ノ割引ヲ爲シ其ノ他特別ノ方法ヲ以テ賣出シテ爲サントスルトキハ其ノ方法ヲ詳記シ豫メ本會事務所ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第九條 賣店及飲食店ニハ本人、管理者又ハ使用人ノ外宿泊セシムルコトヲ得ス
- 第十條 賣店及飲食店ノ裝飾ハ本會事務所ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十一條 賣店ニ於テハ其ノ販賣シタル物品ノ品名數量金高ヲ十日毎ニ本會事務所ニ届出ツヘシ
- 第十二條 賣店及飲食店ハ火氣ニ注意シ且其ノ通路及周圍ハ常ニ清潔ニ掃除スヘシ
- 第十三條 賣店及飲食店ハ本會閉會ト共ニ閉鎖シ賃貸賣店ハ五日以内ニ返納スヘシ
- 第十四條 自費建設及飲食店ハ閉會ノ翌日ヨリ十日以内ニ取拂ヒ原形ニ復シ本會ノ検査ヲ受ケ敷地ヲ返納スヘシ
- 第十五條 本規程ニ違背シ又ハ本會事務所ノ指示ニ違フトキハ賣店又飲食店ノ開設ヲ停止シ又ハ撤去セシムルコトアルヘシ
- 第十六條 遊戯場觀覽物等ニ就テハ本規程ヲ準用ス

第二目 即 賣 店

賣店の許可に關しては出願者多數に上りたるを以て豫定の小間數等を參酌し大體の許可豫定數を算定し其の豫定數の採擇に關しては第一次に名物、名産等特種のものを探擇し第二次に其の他の出願のものよ

り選拔すヘキ事ニ爲したり然れども難然此等を選擇するときは或は同一業態のものに偏すヘキを憂慮したるか故に先以て出願者數を業態毎に類別計算し採擇豫定數を之に依つて按分し以て較上の弊に陥ることを期し併せて公平を旨したり如斯して其の數の定めらるゝに及び第三次に於ては出願者の身元等を調査して總數五十六件を採擇するに至れり而して其の採擇したる者には所定の許可指令書に賃貸料納入告知書を添へ之を交付し其の他電燈及水道の取付等に關しても別に心得書を配付する等遺憾なきを期せり。

賣店借用願書及許可指令書並賃貸料納入告知書の様式左の如し。

▲注意 使用料ハ使用許可通知ヲ受ケタル後七日以内ニ納付セラルヘシ、保證人ハ本縣内ニ居住シ直接國稅年額拾圓以上ノ納付者タルコト各府縣出品協會ヨリノ賣店借用ニ對シテハ保證人ヲ要セス

賣店借用願

- 一、販賣品ノ種類
二、所要小間數
三、所要電燈ノ燭量及箇數
四、動力及瓦斯ノ裝置
五、從業人員
- 右御會建設賣店借用致度候條御許可相成度貴會ノ賣店飲食店規程ニ依リ相願候也
- 昭和三年 月 日

住所 願出人
住所 右管理者(代表者)
住所 保證人

東北産業博覽會 御中

第 號

昭和 年 月 日 附願本會敷地内ニ賣店設置ノ件許可ス
但シ左記條項ヲ遵守スベシ

昭和三年 月 日

東北産業博覽會長 伊澤平左衛門

記

- 一、本書到着後五日以内ニ請書ヲ提出スベシ提出セザルトキハ許可ヲ取消シタルモノトス
- 一、賃貸許可ハ 小間ニシテ其ノ位置區別ハ第 會場内別紙見取圖ノ個所トス
- 一、料金ハ別紙納入告知書ニ依リ本書請書ト同時ニ納付スベシ納付セザルトキハ許可ヲ取消シタルモノトス
- 一、業態並ニ施行方法ハ願書記載ノ通りトス
- 但シ願書記載ノ事項ヲ變更シ又ハ記載以外ノ物品ヲ販賣セントスルトキハ本會ノ許可ヲ受クルヲ要ス
- 一、本會賣店飲食店規程其ノ他構内取締ニ關スル諸規則ヲ守ルベキハ勿論隨時發スル命令並ニ係員ノ指揮命令ヲ遵守スベシ

第 號 納 入 告 知 書
 一金 圓 錢 也
 但シ昭和三年 月 日總第 號ヲ以テ許可シタル 料金
 右本告知書到着後五日以内ニ別紙拂込書ヲ添附シテ本會經理部ニ納
 入セラルベシ
 昭和三年 月 日
 東北産業博覽會 伊澤平左衛門 殿

第 號 拂 込 書
 一金 圓 錢 也
 但シ昭和三年 月 日總第 號ヲ以テ御許可相成タル 料金
 右納入候也
 昭和三年 月 日
 住所
 氏名
 東北産業博覽會經理部 御中
 昭和三年 月 日受領済
 經理部

| 第 號 通 知 書 | 納 額 金 圓 錢 | 事 由 | 入 納 者 名 氏 所 住 | 發 許 可 書 年 月 日 送 書 | 發 許 可 書 年 月 日 領 取 |
|-----------|-----------|-----|---------------|-------------------|-------------------|
| | | | | 昭和三年 月 日 | 昭和三年 月 日 |

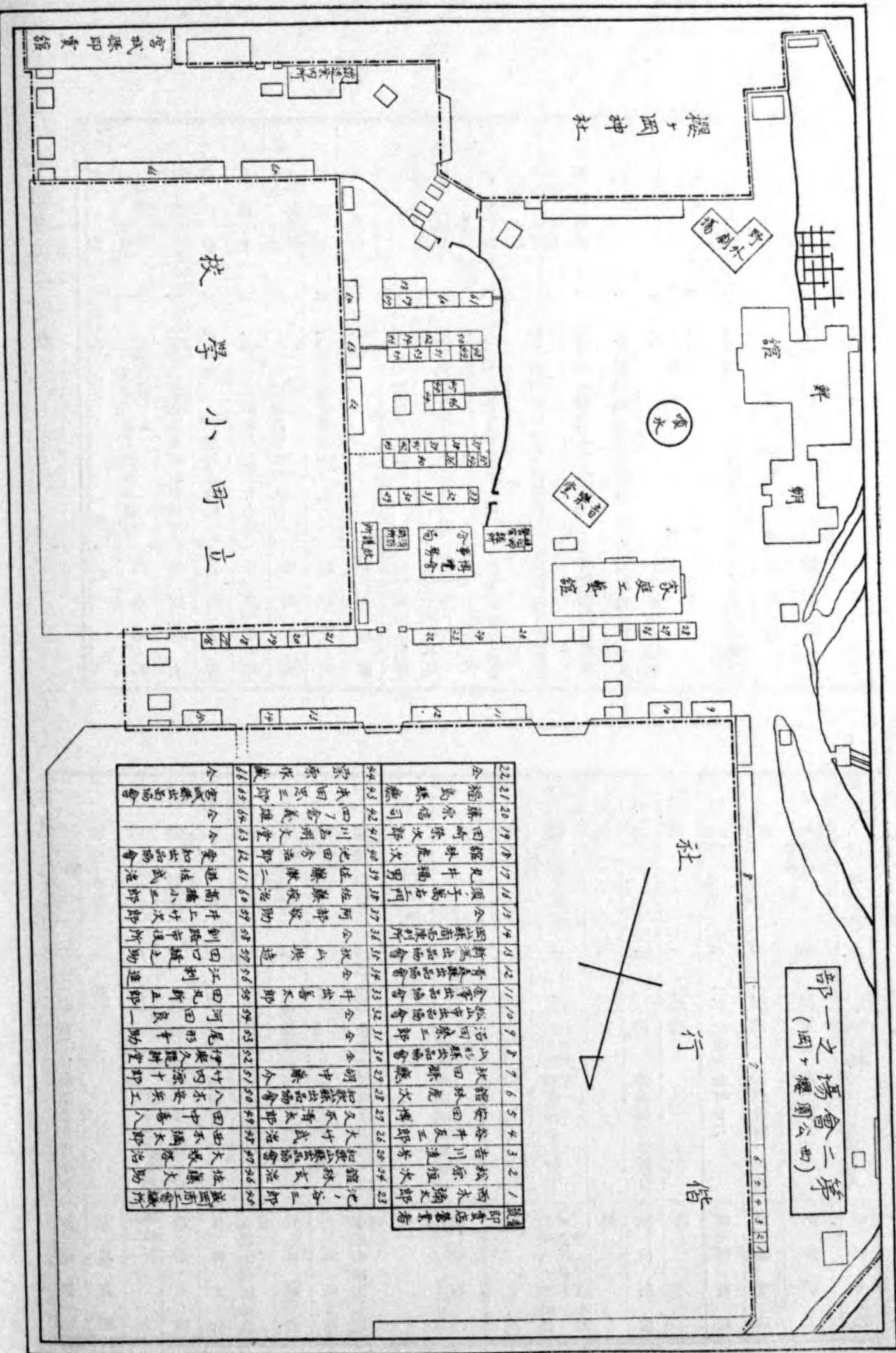
第 號 受 領 書
 一金 圓 錢 也
 但シ昭和三年 月 日總第 號ヲ以テ許可シタル 料金
 右正ニ領收候也
 昭和三年 月 日
 東北産業博覽會經理部 殿

即 賣 店 一 覽 表

| 圖 面 番 號 | 業 種 | 坪 數 使 用 料 | 住 所 | 氏 名 |
|---------|--------------------------------|-----------|--------------------|---------------------------|
| 一 | 石油、瓦斯 コンロ | 一 | 東京市日本橋區馬喰町 二ノ一六 | 西木彌太郎 |
| 二 | 剃刀、鋏及 打刃物 | 一 | 兵庫縣加東郡社町田町 | 松原恒次 |
| 三 | 備前燒 | 二 | 同 赤穂郡赤穂町 | 吉川流芳 |
| 四 | 奈良良墨 | 二 | 奈良縣奈良市淨言寺町 | 谷井友三郎 |
| 五 | 洋傘、甲斐 絹、兵兒帶 | 二 | 山梨縣都留郡瑞穂村一 〇四七 | 安田博 |
| 六 | 陶磁器 | 三 | 佐賀縣有田南川良 | 館林虎次 |
| 七 | 縣特產品 | 一七、一〇〇 | | 秋田縣 |
| 八 | 同 | 三一、三〇〇 | 山形縣商工課内 | 山形縣出品協會 |
| 九 | 家庭工藝品 | 五 | 東京市淺草區元町二六 | 家庭工藝館東京 出品代表者 沼田榮三郎 |
| 一〇 | 伊豫耕 陶器、漆器 火鉢、玩具 染物、雜貨 | 三 | 愛媛縣松山市役所内 | 松山市出品協會 |
| 一一 | 縣特產品 | 六 | 石川縣金澤市役所内 | 金澤出品協會 |
| 一二 | 同 | 六 | 青森縣商工水産課内 | 青森縣出品協會 |
| 一三 | 同 | 八 | 新潟商工會議所内 | 新潟出品協會 |
| 一四 | 同 | 二 | 同 | 岡山縣商品陳列 所 |
| 一五 | 同 | 四 | 同 | 同 |
| 一六 | 赤間石硯 | 二 | 山口縣厚狹郡萬倉村 | 須ノ子萬右衛門 |
| 一七 | 人形販賣 | 一 | 仙臺市國分町四七 | 丸井福男 |
| 一八 | 陶器 | 三 | 佐賀縣有田南川良 | 館林虎次 |
| 一九 | 袋物及金屬 製品 | 三 | 福島縣石城郡湯本町 | 田崎榮次郎 |

| 圖 面 番 號 | 業 種 | 坪 數 使 用 料 | 住 所 | 氏 名 |
|---------|--------------------------------|-----------|--------------------|---------------------------|
| 二〇 | 電氣製麵及 製粉器 | 二 | 神奈川縣橫須賀市平坂 | 藤原信司 |
| 二一 | 縣特產品 | 五 | | 福島縣 |
| 二二 | 同 | 四 | | 同 |
| 二三 | 醫療器械 | 一 | 埼玉縣南埼玉郡浦生村 | 池ノ谷三郎 |
| 二四 | 陶磁器 | 四 | 佐賀縣有田町 | 館林玄治 |
| 二五 | 縣特產品 | 五 | 和歌山縣商品陳列所内 | 和歌山縣出品協 會 |
| 二六 | 埋木細工及 物産並ニ彫 漆器並ニ彫 抜品類 | 二 | 仙臺市名掛町八八 | 大竹武治 |
| 二七 | 漆器並ニ彫 抜品類 | 二 | 香川縣高松市福田町一 八 | 久本清太郎 |
| 二八 | 縣特產品 | 二 | 和歌山縣商品陳列所内 | 和歌山縣出品協 會 |
| 二九 | 同 | 二 | | |
| 三〇 | 同 | 二 | 兵庫縣神戸市元町四丁 目六四 | 胡中藤介 |
| 三一 | 同 | 三 | | |
| 三二 | 同 | 三 | | |
| 三三 | 陶磁器 | 一 | 石川縣能美郡小松町字 九ノ内町 | 能美九谷陶磁器 同業組合長 井出善太郎 |
| 三四 | 同 | 一 | 同 | 同 |
| 三五 | 同 | 一 | 能美郡寺井野町 | 秋山興造 |
| 三六 | 同 | 一 | 同 | 同 |
| 三七 | 蚊帳、麻座 布團 | 二 | 仙臺市肴町七八 | 阿部敬助 |
| 三八 | 子供用自轉 車 | 二 | 同 | 同 |
| 三九 | 顔面、美 術人形、用 箋紙類 | 二 | 南鍛冶町一六二 | 佐藤俊治 |
| 四〇 | 久留米耕 織 | 五 | 東京市日本橋區蠣殼町 二丁目 | 佐藤徹二 池田秀治郎 |

圖 覽 一 置 配 店 賣 即



| | | | | | |
|----|------------------|-----|----|------------------|--------------------|
| 六一 | 木 地 | 三 | 一〇 | 宮城縣玉造郡鳴子町 | 鳴子町長 遊佐 武治 |
| 六〇 | 双 物 類 | 三 | 一〇 | 仙臺市東一番丁六四 | 高橋 小三郎 |
| 五九 | 打 双 物 一 切 | 三 | 一〇 | 東京市京橋區銀座二丁目九 | 菊秀本店 井上 竹次郎 |
| 五八 | 水 産 加 工 品 | 三 | 一〇 | 北海道 | 釧路市役所 |
| 五七 | 原 名 セ ッ ト 年 漆 器 | 一 | 〇 | 東京市赤坂區新町一ノ | 田 口 縫之助 |
| 五六 | 婦 人 帶 | 一 | 〇 | 仙臺市教樂院丁二 | 江 刺 進 |
| 五五 | 洋 傘、帽 子 | 二 | 三〇 | 東京市日本橋區通四丁目四 | 柳國之助 仙臺市國分町 田丸 新五郎 |
| 五四 | 掛 打 双 物 | 二 | 二〇 | 愛知縣名古屋市中區新柳町三ノ一三 | 菊良本店 河田 良一 |
| 五三 | 陶 器 | 二 | 三〇 | 仙臺市新傳馬町二二 | 尾 形 幸助 |
| 五二 | 既 製 品 | 二 | 三〇 | 兵庫縣神戸市元町四ノ | 伊 興 久 龍耕堂 |
| 五一 | 手 動 式 糸 鋸 | 二 | 三〇 | 同 元寺小路七八 | 竹 内 源十郎 |
| 五〇 | 鐵 瓶、金 物 | 二 | 三〇 | 同 仙臺市大町四丁目一八 | 八 木 安兵衛 |
| 四九 | 洋 品 類 | 二 | 三〇 | 同 三ノ三 | 田 中 喜八 |
| 四八 | 石 油、瓦 斯 | 一 | 〇 | 東京市日本橋區馬喰町 | 西 木 彌太郎 |
| 四七 | ラ チ オ 器 | 二 | 三〇 | 同 大町五丁目一五 | 三 共 電 氣 商 會 大塚 啓治 |
| 四六 | ダ ル マ 及 堤 燒 陶 器 | 二 | 三〇 | 仙臺市堤町五〇 | 佐 藤 大 助 |
| 四五 | 縣 特 産 品 | 二 | 〇 | 岩手縣盛岡市 | 盛岡商工會議所 |
| 四四 | 雜 貨 | 二 | 三〇 | 山形縣山形市外志戸田 字茨田 | 栗 原 作 藏 |
| 四三 | 埋 木 細 工、丸 重、調味 噌 | 一 | 〇 | 同 南鍛冶町一九四 | 木 田 忠三郎 |
| 四二 | 菓 子 類 | 一 | 〇 | 同 元寺小路七八 | 四 ッ 倉 義 雄 |
| 四一 | 萬 年 筆 賞 賞 及 販 賣 | 一・五 | 〇 | 仙臺市東一番丁二五 | 川 名 明 文 堂 |

| | | | | | |
|----|---------|----|------|------------|--------|
| 六二 | 縣 特 産 品 | 六 | 三〇 | 愛知縣名古屋市役所内 | 愛知出品協會 |
| 六三 | 同 | 四 | 三〇 | 同 | 同 |
| 六四 | 同 | 四 | 三〇 | 同 | 同 |
| 六五 | 同 | 一〇 | 三〇 | 宮城縣出品協會 | 同 |
| 六六 | 同 | 一四 | 一〇一〇 | 同 | 同 |

第 三 目 飲 食 店

飲食店の出願に對しては本會規程の定むる所に依り所要坪數及従業員の數並販賣品目を記載したる願書に自營建設物の設計並に圖面を添付提出せしめたり其の數甚た多きに達したるを以て之れか配置に困難を感じたること少からず之より先會場敷地内に於て之に充つへき地坪の豫測を行ひたるか良好なる場所は孰れも既に本館又は特設館敷地に充當せられ爲に出願者全部の希望を容るること不可能なるを以て其の許可に付ては豫定の敷地實坪數等を參照し各會場毎に許可豫定數を算定し其の豫定數の採擇に關しては部分的に出願者中の抽籤に依らしむるあり或は願書提出の順序に依らしむるあり又業態、賣力、過去の營業振等を參酌する等種々嚴正なる方法に依り之を採擇し總數六十三件を許可したり其の許可指令書には所定の條件を附し土地使用料の納入告知書を添付したり其の他電燈及水道の取付等に關しては別に心得書を配付する等遺憾なきを期せり。

自營建設物設置願及許可指令書並納入告知書の様式左の如し。
(納入告知書は賣店のものと同様なるを以て茲に省略す)

▲注意 興行物、飲食店及休憩所ニアリテハ營業主及從業者氏名年齢届出ノ保證人ハ本縣内ニ居住シ直接國稅年額拾圓以上ノ納付者タルコト

自營建設物設置願

- 一、建設ノ目的、種類(興行物ニアリテハ其ノ内容、演) (按名題、料金額ヲ記入スヘシ)
 - 二、所要坪數
 - 三、從業人員數
- 右自費ヲ以テ建設致度候條御承認相成度貴會ノ賣店、飲食店規程ニ依リ別紙建築圖面仕樣書添付此段相願候也

昭和三年 月 日

住所 願出人

右管理者(代表者)

住所 住人

住所 保證人

住所 住人

東北産業博覽會 御中

第 號

昭和 年 月 日 附願本會敷地内ニ自營建設物設置ノ件許可ス

但シ左記條項ヲ嚴守スベシ

昭和三年 月 日

東北産業博覽會會長 伊澤 平左衛門

- 記
- 一、本書到着後五日以内ニ請書ヲ提出スベシ提出セザルトキハ許可ヲ取消シタルモノトス
 - 一、設置許可ノ敷地 坪 合ニシテ其ノ位置區劃ハ第 會場内別紙見取圖ノ個所トス但シ建築基礎繩張ノ際ハ本會ノ立會ヲ要ス
 - 一、料金額別紙納入告知書ニ依リ本會請書ト同時ニ納付スベシ納付セザルトキハ許可ヲ取消シタルモノトス
 - 一、建設物ハ願書添付ノ設計圖面仕樣書ニ依リ危險無キ樣堅牢ニ施工スベシ
 - 一、裝飾ハ構内ノ風致ヲ損セザル程度ニ於テ施スヲ要ス
 - 一、業態並ニ施行方法ハ願書記載ノ通りトス
 - 一、但シ願書記載ノ事項ヲ變更シ又ハ記載以外ノ事項ヲ施行セントスル場合ハ本會ノ許可ヲ受クベシ
 - 一、願人ノ建設物又ハ營業上ノ事故ニ由リ群衆ニ損傷ヲ與ヘタル場合ハ願人ニ於テ其ノ責ヲ負フモノトス
 - 一、本會賣店、飲食店規程其ノ他構内取締ニ關スル諸規則ヲ守ルベキハ勿論隨時發スル命令並ニ係員ノ指揮命令ヲ遵守スベシ
 - 一、建設物ハ昭和三年四月五日迄ニ完了シ本會開會當日ヨリ營業ヲ開始スベシ若シ之ニ違背シタルトキハ許可ヲ取消シタルモノトス但シ此場合既納ノ料金額ハ還付セズ

第三節 無料休憩所

無料休憩所ノ設置出願並許可手續等は賣店、飲食店規程を準用したり出願者は何れも自營建設物を設置し専ら自己の廣告宣傳を目的とするものにして其の數多きに上り爲に本會は設置出願の場所及目的等を調査選擇の結果第一會場に十三件、第二會場に七件、第三會場に四件總數二十四件を許可したり。

第四節 廣告物

第一目 廣告物規程

本會に於ける廣告物規程左の如し。

東北産業博覽會々場廣告物設置規則

- 第一條 本則ニ於テ廣告物ト稱スルハ東北産業博覽會々場敷地内及其ノ附帶地域ニ於テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ヲ設置スルモノヲ謂フ
 - 第二條 廣告物ノ設置ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ノ期間内ニ願書ヲ差出シ會長ノ承認ヲ受クヘシ
 - 一、廣告塔、廣告看板、廣告街燈、其ノ他廣告ニ關スル物件ノ自營設置ニ在リテハ昭和二年十二月二十日限
 - 二、廣告ノ爲メ本會ニ於テ築設セシ物件又ハ設備ノ利用ニ在リテハ昭和三年二月十日限
- 特別ノ事情アルトキハ前項ノ期限經過後ト雖承認スルコトアルヘシ

設置シタル廣告物ノ移轉改造又ハ變更ヲ爲サムトスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第三條 前條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ具シ廣告圖、仕樣書及記事寫ヲ添付スヘシ但シ廣告圖ハ配置圖、平面圖、立面圖、及各部詳細圖(縮尺二十分の一)トシ仕樣書ニハ工事ノ方法及材料ノ名稱並其ノ寸法仕口等ヲ明記スヘシ

- 一、出願人ノ住所、氏名、業態但シ法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名、業態
 - 二、廣告ノ種類、方法
 - 三、設置希望場所
 - 四、敷地坪數、設置物件ノ高さ、廣告物表示面ノ寸法
 - 五、設置ノ狀況ヲ知り得ヘキ圖面
 - 六、表示ノ文字、圖畫及色彩
 - 七、工事ノ着手及竣功期日
- 廣告ノ爲メ本會ニ於テ築設セシ物件又ハ設備ヲ利用スルモノニ在リテハ其ノ表示ノ方法、構造及仕樣ノ大要ヲ記シ第一項所定ノ廣告圖及仕樣書ニ代フルコトヲ得
- 第四條 廣告物設置ノ場所ハ會長之ヲ指定ス但シ指定ヲ受ケタル場所ト雖會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ制限シ又ハ移轉セシムルコトアルヘシ

第五條 廣告期間ハ會期中トス

第六條 第二條ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ左ノ標準ニ依リ廣告料及保證金ヲ納入スヘシ

一、廣告料ハ左ノ各號ニ依ル金額ヲ通算シタルモノヲ以テ之ヲ定ム但シ計算上圓位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ圓位ニ繰上ク

二、自營ノ廣告塔ヲ建設スル場合ニシテ高サ二十尺迄

甲、會場内平面積一坪ニ付 (一) 等拾五圓 (二) 等拾五圓

乙、會場外同 右 (一) 等拾貳圓 (二) 等拾貳圓

高サ二十尺ヲ超ユルモノハ三尺ヲ増ス毎ニ料金ノ一割ヲ累加ス 二、本會ニ於テ築設シタル門塔及噴水以外ノ物件又ハ設備ノ利用ニ在リテハ

甲、會場内表示面積一坪ニ付 (一) 等拾五圓 (二) 等拾五圓

乙、會場外同 右 (一) 等拾七圓 (二) 等拾七圓

自營廣告看板ニ在リテハ前項料金ノ二分ノ一トス但シ高サ十尺ヲ超ユルモノハ一尺ヲ増ス毎ニ料金ノ一割ヲ累加ス

第一、第二會場ノ連絡道路及附近並ニ仲ノ瀬ノ料金ハ會場内ニ準ス

三、保證金ハ廣告料ノ百分ノ十以上ニ相當スル金額前項保證金ハ設置物件ノ撤去、土地ノ原狀回復其ノ他義務履行ノ擔保ニ充ツルモノトス

會長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ廣告料及保證金ノ免除又ハ減額ヲ爲シ若ハ廣告料ノ分納ヲ許スルコトアルヘシ

| | | | | |
|---|---|-----|-------------------|-------------|
| ロ | 同 | 一 | 仙臺市花壇 宮城牛乳研究會 | 早川 万一 |
| ハ | 同 | 二七〇 | 南館治町一〇六 | 片山 西之助 |
| ニ | 同 | 三三〇 | 國分町二ノ一二 | 黒坂 幸吉 |
| ホ | 同 | 三〇〇 | 東一番丁六一 | 岡田 三代吉 |
| ヘ | 同 | 三〇〇 | 木町通三二 | 關根 知清 |
| ト | 同 | 九 | 南町通七 | 伊藤 用藏 |
| チ | 同 | 三〇〇 | 東京市京橋區銀座一丁目九 | 日本酒造 鐵泉株式會社 |
| リ | 同 | 一〇〇 | 仙臺市東二番丁九九 | 遠藤 哲之助 |
| ヌ | 同 | 三〇〇 | 北材木町五五 | 西島 榮太郎 |
| ル | 同 | 五 | 大町四丁目一七六 | 松田 彰二 |
| ヲ | 同 | 二〇〇 | 元寺小路一〇 | 佐藤 ノブ |
| ワ | 同 | 四 | 小田原宮町七九 | 高橋 ハル |
| カ | 同 | 四〇〇 | 仙臺市東一番丁 西洋料理組合 | 尾形 宗雄 |
| タ | 同 | 八 | 北一番丁三二 | 高橋 常藏 |
| レ | 同 | 二四〇 | 石名坂三六 | 鹽田 廣吉 |
| ソ | 同 | 四 | 八幡町六九 | 大黒 新助 |
| ツ | 同 | 三三〇 | 東京市京橋區南金六町 一四 | 佐々木 みさを |
| ネ | 同 | 三三〇 | 東一番丁八九瀧 澤方 | 守口 廣 |
| ナ | 同 | 三三〇 | 仲ノ町一四 | 及川 甚吉 |
| ラ | 同 | 三三〇 | 東一番丁八四 | 廣瀬 久之丞 |
| ム | 同 | 三三〇 | 八幡町二九 | 天江 安治郎 |

第七條 廣告物ノ設置ニ關シテハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、會場ノ風致美觀ヲ損セサル體裁ヲ具備スルコト

二、危險ノ虞ナキ様相當ノ設備ヲ爲スコト

三、燈火ハ電燈又ハ瓦斯ヲ用テ防火設備ヲ爲スコト

四、公衆ニ不快ノ念ヲ懷カシメサルコト

五、其ノ他會長ニ於テ特ニ指定シタル事項

前各號ノ事項ヲ遵守セサルトキハ廣告ヲ禁止又ハ制限スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ既納ノ廣告料ハ之ヲ還付セス

第八條 自營ノ廣告物ハ閉會ノ翌日ヨリ十日以内ニ取拂ヒ原狀ニ復シ本會ノ検査ヲ受クヘシ

第九條 廣告物ノ表示又ハ設置ノ承認ヲ受ケタル者廣告ノ禁止又ハ制限若ハ會長ノ指定ニ因リ爲スヘキ義務ヲ履行セサルトキハ會長ハ本人ノ負擔ニ於テ必要ナル處分ヲ爲サシメ又ハ本會ニ於テ適當ト認ムル手段ヲ採ルコトアルヘシ

第十條 本會ノ築設セル門、塔及噴水等ニ對スル廣告料ハ別ニ之ヲ定ム

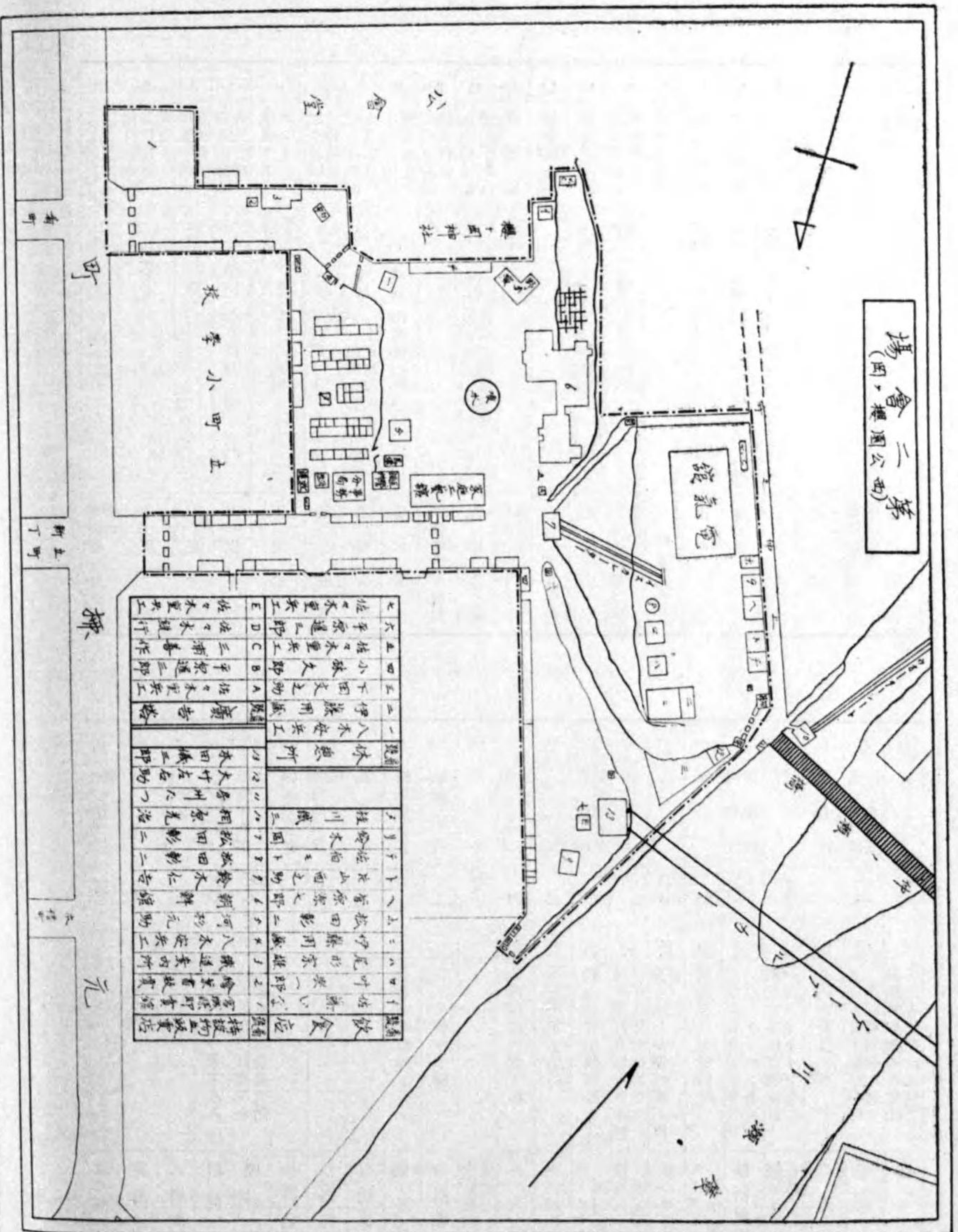
第五節 會場内特設物一覽表

第一會場

| 番號 | 業 | 態 | 坪數 | 使用料 | 住 | 所 | 氏 | 名 |
|----|-----|---|----|-----|---------------------------|--------|---|---|
| イ | 飲食店 | 元 | 六 | 六 | 仙臺市東一番丁四一 株式會社 精養軒仙臺支店 | 鈴木 猛一郎 | | |

| | | | | |
|---|---|-----|---------------------------|--------------|
| ウ | 同 | 三〇〇 | 仙臺市國分町四四 | 高木 榮三郎 |
| キ | 同 | 三〇〇 | 同 南町通一七ノ六 | 河杉 元助 |
| ノ | 同 | 二四〇 | 同 兵庫縣神戸市菅原通一 ノ一五七 | 山田 卯之助 |
| オ | 同 | 三〇〇 | 仙臺市裏五番丁二 | 清野 誠吉 |
| ク | 同 | 六 | 南光院丁八 | 佐伯 モト |
| カ | 同 | 二〇〇 | 外記丁三四 | 小山田 又吉 |
| キ | 同 | 二 | 東二番丁 | 藤田 賢龍 |
| ク | 同 | 三 | 宮城縣曹洞宗務所 | 早川 万一 |
| ケ | 同 | 三 | 同 花壇一 | 馬淵 儀助 |
| コ | 同 | 三 | 同 東三番丁一五〇 | 高橋 常藏 |
| カ | 同 | 一〇〇 | 同 福助足袋宮城縣販賣株式會社 | 三島 海雲 |
| キ | 同 | 四 | 同 北一番丁三二 | 宇和野 源三郎 |
| ク | 同 | 二六 | 東京府豊多摩郡澁谷町 向山六二 | 田中 豊修 |
| ケ | 同 | 一五 | 宮城縣社地郡石巻町 カルビス製造株式會社 | 牛塚 なほ子 |
| コ | 同 | 二五 | 石巻町長 | 市村 高彦 |
| カ | 同 | 三 | 京都市富小路四條南入 | 木村 藤治郎 |
| キ | 同 | 三 | 京都市東區東區南區 愛國婦人會宮城支部 | 細沼 株式會社 |
| ク | 同 | 三 | 仙臺市大町二丁目七九 仙臺市奥本物商組合代表 | 近藤 利兵衛 |
| ケ | 同 | 三 | 同 埼玉縣茶業組合聯合會 議所 | 篠崎 インキ製造株式會社 |
| コ | 同 | 一八 | 東京市日本橋區本町三 ノ一サニエス萬年筆 | |
| カ | 同 | 七 | 同 日本橋區本町二 蜂印葡萄酒 | |
| キ | 同 | 三 | 同 本所區藤町 | |
| ク | 同 | 六 | | |
| コ | 同 | 六 | | |

圖覽一塔告廣店賣販物設特所憩休店食飲



| | | | |
|---|------|--------------------------|-------|
| I | 廣告所塔 | 大日本麥酒株式會社 代理人仙臺市東四番丁四 | 櫻井秀次郎 |
| J | 同 | 同 | 同 |
| K | 同 | 同 | 同 |
| L | 同 | 同 | 同 |
| M | 同 | 同 | 同 |

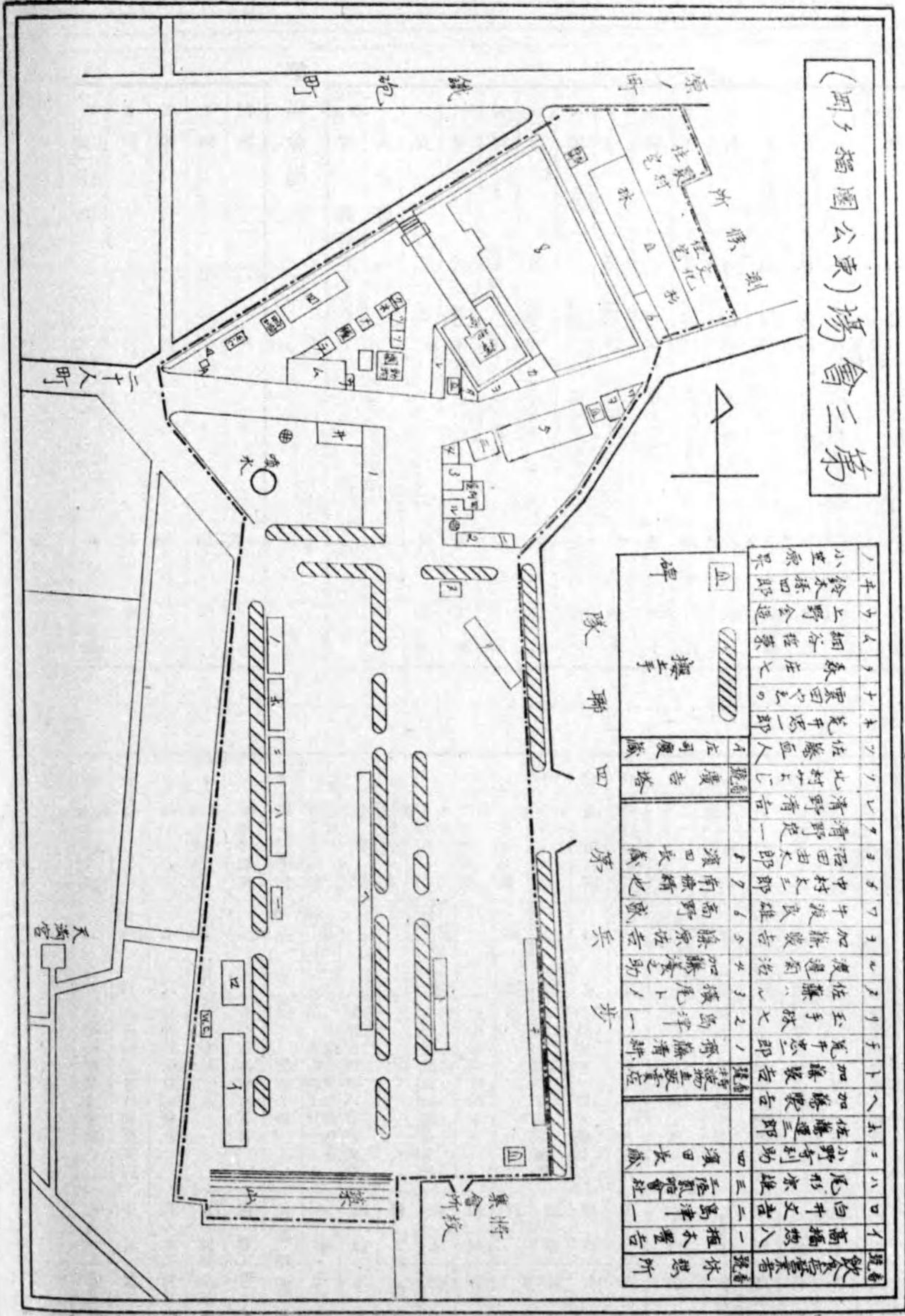
第二會場

| 番號 | 業 | 坪數使用料 | 住 | 氏名 |
|----|-------|---------|-------------------------|-------|
| イ | 飲食店 | 六 | 仙臺市北材木町五五ノ二 | 佐藤いな |
| ロ | 同 | 三 | 宮城縣名取郡生田村茂 | 叶 興一郎 |
| ハ | 同 | 三 | 仙臺市東一番丁八 | 尾形宗雄 |
| ニ | 同 | 七・五三・〇五 | 南町通七 | 伊藤用藏 |
| ホ | 同 | 六 | 大町四丁目一七 | 松田彰二 |
| ヘ | 同 | 一〇 | 立町四〇 | 菅原源七郎 |
| ト | 同 | 一〇 | 南鍛冶町一〇六 | 片山西之助 |
| チ | 同 | 六 | 南光院丁八 | 佐伯モト |
| リ | 同 | 一〇 | 立町通リ八 | 鈴木周 |
| ヌ | 同 | 六 | 東一番丁五一 | 桂川鐵三 |
| 一 | 無料休憩所 | 六 | 同 大町四丁目一八五 仙臺小間物商組合長 | 八木安兵衛 |
| 二 | 同 | 六 | 同 南町通七 | 伊藤用藏 |
| 三 | 同 | 三〇 | 同 仙臺市東一番丁八 | 下田文之助 |
| 四 | 同 | 九 | 同 三番丁五 | 小林久郎 |

第三會場

| | | | | |
|----|---------|---------|------------------|---------|
| 五 | 無料休憩所 | 五 | 仙臺味噌醬油仲間 | 佐々木 重兵衛 |
| 六 | 同 | 二六 | 丸善株式會社仙臺支店 | 平原 運三郎 |
| 七 | 同 | 一六 | 仙臺味噌株式會社 | 佐々木 重兵衛 |
| 一 | 縣名産品販賣 | 無料 | 宮城縣 | 宮城縣出品協會 |
| 二 | 繪葉書販賣 | 同 | 仙臺市大町五丁目 | 櫻井常吉 |
| 三 | 鐵道案内 | 同 | 清水小路 | 仙臺鐵道局 |
| 四 | 洋品小間物販賣 | 同 | 大町四丁目一八五 | 八木 安兵衛 |
| 五 | 音樂堂 | 同 | 同 | 河杉元助 |
| 六 | 朝鮮物産販賣 | 同 | 同 | 朝鮮總督府 |
| 七 | イスカレター | 同 | 山形縣東村山郡金井村大字江俣 | 鈴木仁吉 |
| 八 | ラジオ販賣 | 同 | 仙臺市大町四丁目 | 松田彰二 |
| 九 | ラジオ品販賣 | 同 | 同 | 同 |
| 一〇 | ウオーター | 同 | 東京府北豐島郡下練馬村四、六八八 | 相原光治 |
| 一一 | 果物店 | 同 | 仙臺市仲ノ町大橋通二 | 房州たつ |
| 一二 | 静岡茶販賣 | 同 | 大町四丁目三五 | 大竹左右助 |
| 一三 | キーブルカ | 同 | 大町五丁目一一 | 本田儀三郎 |
| A | 廣告所塔 | 一五 | 仙臺味噌醬油仲間 | 佐々木 重兵衛 |
| B | 同 | 四・五二・〇〇 | 丸善株式會社仙臺支店 | 平原 運三郎 |
| C | 蠟燭模型塔 | 三 | 仙臺市東一番丁二〇 | 三浦善作 |
| D | 花形燭耐塔 | 三 | 同 大町一丁目九八 | 佐々木 鏡行 |
| E | 廣告所塔 | 七 | 一六 仙臺味噌株式會社 | 佐々木 重兵衛 |

圖覽一塔告廣店賣販物設特所憩休店食飲



| 番號 | 業態 | 坪數使用料 | 住所 | 氏名 |
|----|-----|-------|------------|-------|
| イ | 飲食店 | 三〇 | 仙臺市元寺小路一九三 | 高橋惣八 |
| ロ | 同 | 一六 | 元寺小路二一三 | 白井文吾 |
| ハ | 同 | 三六 | 東一番丁八 | 尾形宗雄 |
| ニ | 同 | 二三 | 元寺小路一八六 | 小野寺利助 |
| ホ | 同 | 一五 | 道場小路一七 | 佐藤運三郎 |
| ヘ | 同 | 三〇 | 東十番丁五三 | 加藤義吉 |
| ト | 同 | 三〇 | 二十人町一五 | 荒井忠一郎 |
| チ | 同 | 三〇 | 東一番丁一〇 | 玉手林七 |
| リ | 同 | 一八 | 東五番丁二三 | 佐藤ハル |
| ル | 同 | 一六 | 支倉通二一 | 渡邊菊治 |
| ヲ | 同 | 一〇・五 | 東十番丁五三 | 加藤義吉 |
| ワ | 同 | 一〇 | 東九番丁一二二 | 牛波良雄 |
| カ | 同 | 二四 | 連坊小路一二七 | 中村太三郎 |
| キ | 同 | 九 | 五ッ谷二六 | 沼田由太郎 |
| ク | 同 | 一五 | 南町三〇 | 淺野定一 |
| ケ | 同 | 一〇 | 裏五番丁二 | 清野清吉 |
| コ | 同 | 七 | 木町通一九二 | 北村みよじ |
| サ | 同 | 三 | 六軒町三 | 佐藤直人 |
| セ | 同 | 三 | 二十人町一五 | 荒井忠一郎 |
| ソ | 同 | 一五 | 表柴田町四四 | 栗田やぶの |

| 番號 | 業態 | 坪數使用料 | 住所 | 氏名 |
|----|------------|-------|----------------|----------|
| 一 | 無料休憩所 | 一〇 | 櫛ヶ岡一八 | 植木豊吉 |
| 二 | 同 | 三〇 | 宮城縣登米郡佐沼町八日町七六 | 島津一 |
| 三 | 同 | 三〇 | 宮城縣鹽釜町 | 三陸汽船株式會社 |
| 四 | 同 | 三〇 | 第三會場日光館建設者 | 濱田長藏 |
| 一 | 花卉類販賣 | 一五 | 宮城縣亙理郡吉田村吉田七六 | 齋藤清耕 |
| 二 | 水菓子販賣 | 一五 | 同登米郡佐沼町八日町七六 | 島津一 |
| 三 | 果物雜貨販賣 | 一五 | 仙臺市六十人町七三 | 横尾トメ |
| 四 | 花卉類及農産種子販賣 | 一五 | 同原ノ町南目字町一三九 | 加藤瀧之助 |
| 五 | 御大禮記念展覧會館 | 三〇 | 同大町四丁目一七七 | 藤原佐吉 |
| 六 | 水族館 | 三〇 | 同北一番丁一四五 | 高野盛 |
| 七 | マスク販賣 | 二〇 | 同連坊小路二九四 | 南條精也 |
| 八 | 日光模型館 | 三〇 | 同小田原町北三番丁通三 | 濱田長藏 |
| 九 | 廣告塔 | 九・五 | 同田町一三〇 | 庄司慶藏 |

第十三章 諸般の設備

第一節 宣傳部の活動

第一目 宣傳部の活動

博覽會の開設に當り之れが宣傳の最も必要なるは敢て冗言を要せざる所にして之れが宣傳の適否巧拙は出品の勧誘に又觀覽者の誘致に至大の關係を有するは前例に徴して明かなるを以て本會開設の議決定するや協賛會ミ本會準備事務局ミ互に連繫して最善なる宣傳の方法を講究し市内より順次縣内に及ぼし進んで全國及殖民地に亘りポスター其他の印刷物を配布し又は宣傳隊の派遣をなしたる等夫々宣傳の徹底を圖り以て目的の達成に努めたり以下各目に亘り其の概略を説明すへし。

第二目 廣告塔及廣告板

廣告塔は仙臺停車場前の廣場に建設して會場、會期等を記入し其の高さ三十三尺根元十二尺四方にして塔の頂上には博覽會旗を懸し博覽會主催地たるこゝを表現したり此塔は歡迎門の竣成ミ同時に協賛會に交付し協賛會は之れを岩沼停車場前に移轉して廣告用に供せり。

廣告板は會場、會期を記入したる高さ九尺幅六十三尺のものにして東京、青森、新庄、郡山、越後の新津、仙臺岩切驛間及長町、中田驛間の七ヶ所に設置して博覽會宣傳の資に供し觀覽者の誘致を計れり。

第三目 宣傳ポスター

宣傳ポスターの圖案は廣く新聞紙上を通して懸賞募集をなしたるに全國専門家多數の應募ありたり其の規定及決定の大要左の如し。

- 一、ポスター圖案懸賞募集規程
- 目的 東北産業博覽會宣傳ノ爲本邦全土ニ配布掲ボス
- 形狀 A、縦三尺六寸——横二尺六寸

| | | |
|----|------|----|
| 貳等 | 金貳百圓 | 壹名 |
| 參等 | 金壹百圓 | 參名 |

附記 應募圖案ハ一切返戻セス
應募圖案ノ印刷、其ノ他使用上ニ關スル權利ハ仙臺商業會議所之ヲ取得ス

- 一、應募圖案數 A、八拾八枚 B、六拾四枚
- 二、應募地方 東京、愛知、北海道、靜岡、福島、京都、青森、秋田、岩手、新潟、島根、大分、神奈川、岡山、福岡、大阪、三重、茨城、埼玉、栃木、宮城等
- 三、締切期日 昭和二年六月三十日
- 三、圖案審查
 - 一、審查日 昭和二年七月二十二日 於仙臺商業會議所
 - 二、審查員 東京美術學校教授 岡田三郎助氏 東京高等工藝學校教授 鹿島英二氏 東京美術學校教授 島田佳矣氏
- 三、審查方法 豫審ヨリ始メ數回ノ審查ヲ加ヘ最モ嚴正ナル方法ヲ以テ入選品ヲ決定セラル
- 四、審査概評 應募圖案ハ一般佳良ニシテ考案又新其ノ成績ノ見ルヘキモノ甚タ多ク各應募者ノ努力ハ感謝ニ堪ヘサルナリ余等久シク斯道ニ従事スルモノニシテ我國圖案界ノ進歩著シキモノアルヲ今眼前ニ認識シ一種賞

内容 A、宮城縣名勝「松島」ヲ主題トシタルモノ B、「青葉城址」「藩祖政宗公」「榴ヶ岡」「烈婦政岡」ヲ主題トシタルモノ

(參考 寫眞、繪葉書申込次第送附ス)

必要挿入文字

會名 東北産業博覽會

會期 昭和三年自四月十五日 五十日間

會場 宮城縣仙臺市

主催 仙臺商業會議所

色彩 自由ナレトモ十度刷以内トス

申込 枚數、住所、氏名ヲ明記シタル申込書ヲ添付スルコト

宛名 仙臺商業會議所

締切 昭和二年六月三十日

審查 昭和二年八月三十日

A、B、ヲ總括シテ審査ノ上入選ヲ決定ス

審查員 (イロハ順)

- 東京美術學校教授 岡田三郎助氏
- 東京高等工藝學校教授 鹿島英二氏
- 東京美術學校教授 島田佳矣氏
- 發表 昭和二年九月十日
- 賞金 壹等 金參百圓 壹名

觀ノ氣分ヲ以テ此ノ圖案審査ノ任ニ當リタルハ洵ニ欣快トスル所ナリ云々

五、當選圖案

- 一等A壹枚 宮城縣仙臺市北四番丁一〇二 小山武郎氏 松島ヲ主題トシ旭日ヲ畫キ博覽會場ヲ浮カシタルモノ賞金參百圓
- 二等A壹枚 愛知縣名古屋市東區西新町一ノ一六 大隈潔氏 松島ヲ主題トシ博覽會場ヲ浮カシタルモノ賞金貳百圓
- 三等A壹枚 宮城縣仙臺市土樋一九五 渡邊丙午氏 豐滿ナル乳婦ヲ主題トシ松島ヲ配シタルモノ賞金壹百圓
- 三等A壹枚 島根縣大社町 井上泰平氏 松島ヲ主題トシ水ト島トノ畫法ニ特種ノ意匠ヲ加ヘタルモノ賞金壹百圓
- 三等B壹枚 京都府京都市上京區小山堀池町三ノ二 外波吉一郎氏 政岡ヲ主題トシテ浮世繪風ノ意匠ニ依リタルモノ賞金壹百圓

第四目 ポスター配布

審査の結果決定したる四種のポスターを左の通り順次配布せり。

| 順位 | 時期 | 種類 | 枚數 | 配布先 |
|-----|---------|-------|--------|-----------------------------|
| 第一回 | 昭和二年十二月 | 松島ニ旭日 | 四、八拾枚 | 全國官公衛、會議所、銀行、會社、各種團體、主ナル商店等 |
| 第二回 | 同三年一月 | 風 | 七、〇〇〇枚 | 第一配布先ノ外全國官私設鐵道局及主要各購 |

| | | | | | |
|-----|------|---|---|--------|-------------------------|
| 第三回 | 昭和三年 | 乳 | 婦 | 三三五枚 | 大体第一回配布先と同様 |
| 第四回 | 同三年 | 政 | 同 | 一、五五枚 | 東北六縣、新潟、北海道、關東ノ近接地方、各都市 |
| 計 | 三月 | 中 | | 一、七〇〇枚 | |

第五目 新聞其の他の宣傳

新聞による宣傳は其の當局者に豫め實況の視察を行つて後援並に宣傳を依頼するを極徑なりとし本會は曩に東北六縣、新潟及北海道の各新聞代表者を招待し博覽會々場並に一般施設の實況に就き詳細説明をなして了解を得爾來市内の各新聞に博覽會記事の掲載を依頼するに共に在仙外の新聞社に對しては博覽會記事原稿を屢次送付して夫々掲載を依頼し各新聞社亦大に宣傳を助成せられたり。

又東京朝日新聞社は本會開會式當日の状況を飛行機にて空中より撮影せられ之を同社發行のグラビヤ寫眞の附録として東北六縣北海道の本紙發送十六萬餘部に之を添へ宣傳の資に供せられたるの外開會當時より以後數回に亘り同社飛行機の來仙を機とし樞要の地を飛翔せられ本會特製の宣傳「チラシ」七十萬枚を空中より撒布して宣傳上大に好果あらしめたり。

第六目 博覽會々報發行

大正十五年五月協贊會に於て博覽會々報發行の件を決議し其の編輯委員を依頼して昭和二年四月會報の様式を定め同四月十五日創刊第一號を發行し爾來順次昭和三年一月十五日第十號を發行したるか其後は博覽會に於て之を繼承するにこゝなり昭和三年二月十五日第十一號を

發行し爾後毎月一回乃至二回宛發行して昭和三年六月十五日發行の第十九號を以て終刊せり而して毎號の發行部數は二千五百部にして其の配布先は博覽會及協贊會役員、全國商業會議所、物産陳列所、府縣廳、市役所、鐵道主要各縣、其の他主なる團體等なり。

第七目 東北六縣都市訪問競争

東北六縣各都市に宣傳隊派遣の計畫を樹て曩に本會委員を派して沿道の主要各縣及各都市の主なる官衙、會議所、新聞社等を歴訪せしめて選手に對し便宜を與へられたき旨の依頼をなし一方宣傳競争選手を募集し昭和三年三月二十九日事務局にて考査會を開き詮衡の結果左の六氏に決定し四月一日選手打合會を開き本會當局より訪問其の他に關する指示並に注意を與へ且つ先發員として各都市を歴訪せられたる委員より詳細なる説明を受けたる後抽籤に依り北班、南班各三人の選手を定めて二組をなし昭和三年四月三日神武天皇祭を卜し所定の服裝雄々しく選手一同午前七時事務局に參集し本會當局より所定の印刷物を與へられ會長始め各員の歡送を受け且つ特に出勤せられたる仙臺少年團及基督教青年團の壯行式に列し同七時三十分萬歲聲裡に本會事務局を出發して各班壯途に上り三日目の四月五日午後五時二十三分北班選手歸着して次で六時十八分南班選手歸着したるを以て直ちに審査を行ひたる結果北班選手の勝利に決定したり其の選手名左の如し。

北班 (盛岡より青森の順序に向つて一周)

- 鐵道局運轉課員 本間 潤 治 (二九歲)
- 五城銀行荒町支店員 古木 和之助 (二六歲)

少年團隊長 横山 芳夫 (二四歲)
南班 (福島より山形の順序に向つて一周)

- 東北帝大工科生 油井 元夫 (二五歲)
- 東北帝大文科生 鈴木 玄 (二六歲)
- 同 森本 郁雄 (二二歲)

第八目 仙臺、鹽釜、松島案内記の編纂

博覽會の觀覽者に便宜を得せしむるの目的を以て協贊會は仙、松、鹽案内記を編纂するの決議をなし委員七名を擧げて之に當らしめ委員は先づ編纂材料蒐集のため市内部踏査して昭和二年四月名所舊跡の實地巡檢を爲し次で外部踏査して同五月仙臺より電車を利用する遊客に準じての視察状態に入り先づ鹽釜港より使船にて灣内の風景視察をなしつ、松島に於ける遊覽狀況及其の施設等を詳細に巡檢して外部的調査を終了し同十一月に至り一目して附近一帶の狀況を容易に知り得へき鳥瞰圖式の案内記を脱稿したるを以て博覽會は夫を繼承して五萬部を印刷し主として博覽會舉行の開會式其他の各式參列者に之を配布したり。

第九目 宣傳繪葉書

ポスターに當選したる四種を更に繪葉書に調製し昭和三年一月元旦の年賀郵便に五百枚以上を使用せらるゝ向には賀狀文言を刷込み無料配布のこゝを發表し昭和二年十二月五日を以て其の申込を締切たり此の擧は各方面より非常の好評を得て實に三十萬枚を突破するの盛況を呈したり晝夜兼行印刷を急ぎ各申込者に送付し申込者は葉書の宛名を

書し切手代を添へて博覽會事務局に届け事務局にては夫々切手を貼付して局へ差立たり仙臺郵便局は特に便宜を計られ二十五日より局員を事務局に特派して諸事幹旋の勞を執られ又仙臺五橋實科女學校にては特に應援の意味を以て生徒六十四名を特派して切手の貼用に當らしめられたり。

- 五城 銀行 八千五百枚
- 横濱火災保險株式會社 千二百枚
- 藤崎吳服店 四千五百枚
- 仙臺市立工業學校 二千七百五十枚
- 仙臺鐵道局 千四百枚
- 中央火災保險株式會社 千七百枚
- 門屋直哉 千二百枚
- 四菱商會 三千枚
- 日本火災保險株式會社 二千枚
- 東北學院 二千三百三十枚
- 宮城貯蓄銀行 二千五百枚
- 加藤醫院 千四百枚
- 鷗沼醫院 千五百枚
- 伊澤平左衛門 二千枚
- 仙臺市役所有志 千七百枚
- 第二高等學校 千四百枚

| | |
|------------|---------|
| 七十七銀行 | 一萬四千四百枚 |
| 仙臺市電氣部有志 | 千枚 |
| 銘醸機械商會 | 千六百枚 |
| 東北實業銀行 | 千三百枚 |
| 鳴子丸宮旅館 | 千枚 |
| 旅館組合 | 七萬枚 |
| 仙臺警察署有志 | 五千二百五十枚 |
| 帝國生命保險株式會社 | 千二百五十枚 |
| 中央生命保險株式會社 | 千枚 |
| 愛國生命保險株式會社 | 千枚 |
| 住友生命保險株式會社 | 千六百枚 |
| 鹿又武三郎 | 千五百枚 |
| 木町通只野 | 千枚 |
| 憲兵分隊 | 千枚 |
| 北四番丁白田 | 千枚 |
| 仙臺市役所稅務課有志 | 千九百五十枚 |
| 宮城縣電氣事業所有志 | 千五百枚 |
| 稅務署有志 | 三千枚 |
| 仙臺日日新聞社 | 千枚 |
| 仙鐵電氣課有志 | 千六百五十枚 |
| 仙臺運輸事務所所有志 | 二千六百枚 |
| 萬成社 | 二千五百枚 |

| | |
|------------|------|
| 橫濱生命保險株式會社 | 千枚 |
| 逓信局有志 | 四千枚 |
| 木風會 | 千枚 |
| 宮城縣警察部 | 二千枚 |
| 仙臺保險事務所所有志 | 九百枚 |
| 仙臺味噌醬油會社 | 九百枚 |
| 小金キヤンデーストア | 千五百枚 |
| 下井盛夫 | 千枚 |
| 豐國火災保險株式會社 | 千枚 |
| 待合組合 | 千枚 |
| (以下略) | |

一般宣傳用として博覽會の全圖又は博覽會の概要に總裁澁澤子爵の寫眞版及顧問全部の氏名を刷込みたる「パンフレット」十萬枚を作り主として東北六縣各町村役場及鐵道運輸事務所關係に依頼して之を配布したり。

第十目 宣傳用パンフレット

縣内各小學校及東北五縣、新潟、北海道各都市の小學校兒童全部を通して各家庭に對する宣傳用として表面に博覽會の概況圖に諸施設物の種類等を四色刷し裏面には市内主なる商店其他より廣告を募集して之を印刷したる「チラシ」百三十五萬枚を作り依頼狀を添へ各小學校長宛て發送したり。

第十二目 產博宣傳の驛賣辨當、壽司

餡餅の掛紙

產博宣傳に資する爲め仙臺運輸事務所管内に於ける驛賣辨當、壽司餡餅の掛紙に產博「ポスター」意匠を刷り込みたるものを使用するの考案を爲し仙臺運輸事務所の承認を得驛賣當業者の大泉組合長と交渉の結果本會に於ては掛紙印刷料の内へ金五百圓を補助し昭和三年一月元旦より各驛は一齊に之を使用し大なる好評を博したり尙ほ運輸事務所の調査に依る使用枚數は一月より五月まで五ヶ月間を通して概ね左の通りなり。

| | |
|--------|-----------|
| 上辨當掛紙 | 十六萬枚 |
| 壽司掛紙 | 十四萬六千枚 |
| 餡餅掛紙 | 八萬二千八百枚 |
| こわめし掛紙 | 二萬枚 |
| 稻荷壽司掛紙 | 三萬七千枚 |
| 計 | 四十四萬五千八百枚 |

右宣傳掛紙使用に關し仙臺運輸事務所より左の證明書を本會々長に寄せられたり。

證明書

一、博覽會宣傳辨當、餡餅、壽司色裝紙意匠三種
右者當所管内停車場構内立賣營業人ニ對シ博覽會宣傳用トシテ作成使用方ヲ許可シタルコトヲ證明候也

昭和三年一月六日

仙臺運輸事務所

東北產業博覽會々長宛

第十三目 宣傳用俗語

新聞其の他の方法を以て宣傳用郷土讀込み俗語を懸賞募集したるに多數の応募者を得たり審査の結果左の通り入賞し之を美麗なる「パンフレット」に印刷して花柳界其他民間に配布せり。

產博宣傳人賞俗語

- (入賞) 御座れ仙臺 仙臺 刈田 仁
- 一、御座れ仙臺 見せたいものは 花の鹽釜 松島ほこり
- 二、御座れ仙臺 お迎ひあげよ むさし鏡に 紫手綱
- 三、御座れ仙臺 お酌にあげよ 三國一の 男之助を
- 四、御座れ仙臺 お戻り土産 たらなげやそへましょ谷風を
- 五、御座れ仙臺 たらなげやそへましょ堤籬人形
- (入賞) 鴨綠江節 仙臺 涼木 唇 二
- 一、奥州で一の都は アリヤ仙臺市
- 時は四月のアリヤ花の頃 ヨイシヨ

開く産博ヨツコラ 花祭ヨウ

空にまた輝く金鶴塔 チヨイノ

二、奥州の森の都のアリヤ廣瀬川

青葉城下の花の日永く ヨイシヨ

見よや産業のヨツコラ旗靡きヨウ

圖南のまた鴨翼風を撃つ チヨイノ

(秀逸) 都々逸 仙臺 小野寺 忠男

昔ながらのゆかりを見せて

伊達に彩る博覽會

仙臺 堀田 貢

祝ひ歌ひや博覽會の

花の都の賑ひを

わしが國さの誇りをあつめ

花を装ふ博覽會

札幌 唐崎 夜雨

さんさ時雨は傘さへいらぬ

旅の一夜の濡れ心地

仙臺 刈田 仁

伊達の大木戸抜け出て御座れ

花の鹽釜抜け詣り

戀の追分笹谷の關で

なんの今更はミ、ギス

御座れ身の成る話が御座る

金華詣りにたゞ一夜

仙臺 堀田 貢

わしが國さ

昔しや伊達様 谷風模様

今は産博 巧の鏡ひ

ユカシナツカシ 青葉の光り

第十四目 鐵道と産博の宣傳聯合協議會

鐵道方面と連絡を取るは觀覽者誘致上に便宜多かるべきは論を俟た

す故に本會は鐵道當局と圖り時々聯合協議會を開催して必要事項を協

議したり。

第二節 需要品及人夫備人

本會の要したる需要品中器具の一部を縣廳其の他より借入したるの

外總て本會に於て之を準備し又人夫備人は一定の請負者を選び所要人

員の供給を契約して常に其の遲滞なきを期したり。

第三節 準備事務一般

本會開會迄に至る諸般の準備事務の状況は既に第一章に於て述べた

るか如く仙臺商工會議所内に事務局を設け先には準備事務規程に依り

後には本會事務分掌規程に従ひ各部署を定め所要の事務員を配屬し各

幹部指揮監督の下に夫々分掌事項の整備をなし會場の竣工を俟つて事

務局を第一會場内に移轉し開會に聊か支障なからしめたり。

第三編 開會中の施設

第十四章 會場設備

第一節 交通及通信

本會の開設に伴ひ觀覽者其他公衆一般の通信上の利便を圖る爲め仙臺通信局と交渉を遂けたる結果同局に於て仙臺郵便局出張所を第一會場に設置して會期中其の事務を取扱はれたり又觀覽者其の他一般の來往頻繁踏を極むる爲め交通の危険防止を策するの必要あるを以て本縣當局は特に之を顧慮せられ昭和二年四月十日宮城縣告示第四百十號を以て左の道路通行制限令を公布せられたり。

宮城縣告示第四百十號

道路取締令第十八條ノ規定ニ依リ左記ノ通り道路ノ通行ヲ制限ス

一、停車場前通名掛町十字路角ヨリ以西大町公會堂前十字路角ニ

至ル間

一、東一番丁森德横丁角ヨリ南町通十字路角ニ至ル間

一、濃橋通元騎兵營前通十字路角以東川内一帯及仲ノ瀬橋

一、榴ヶ岡公園地内

以上昭和三年四月十五日ヨリ六月三日マテ毎日午前九時ヨリ午後十

時マテ

一、二十人町

以上昭和三年四月二十一日ヨリ同月三十日マテ毎日午前十時ヨリ午

御座れ身の成る話が御座る

金華詣りにたゞ一夜

仙臺 堀田 貢

わしが國さ

昔しや伊達様 谷風模様

今は産博 巧の鏡ひ

ユカシナツカシ 青葉の光り

第十四目 鐵道と産博の宣傳聯合協議會

鐵道方面と連絡を取るは觀覽者誘致上に便宜多かるべきは論を俟た

す故に本會は鐵道當局と圖り時々聯合協議會を開催して必要事項を協

議したり。

第二節 需要品及人夫備人

本會の要したる需要品中器具の一部を縣廳其の他より借入したるの

外總て本會に於て之を準備し又人夫備人は一定の請負者を選び所要人

員の供給を契約して常に其の遲滞なきを期したり。

第三節 準備事務一般

本會開會迄に至る諸般の準備事務の状況は既に第一章に於て述べた

るか如く仙臺商工會議所内に事務局を設け先には準備事務規程に依り

後には本會事務分掌規程に従ひ各部署を定め所要の事務員を配屬し各

幹部指揮監督の下に夫々分掌事項の整備をなし會場の竣工を俟つて事

務局を第一會場内に移轉し開會に聊か支障なからしめたり。

後十時マテ

右車馬ノ通行ヲ禁ス

以上昭和三年四月十五日ヨリ四月二十日マテ及五月一日ヨリ六月三

日マテ

一、鐵砲町

昭和三年四月十五日ヨリ六月三日マテ

右交通ノ狀況ニ依リ車馬ノ一方行進ヲ爲サシメ又ハ其ノ通行ヲ禁ス

ルコトアルヘシ

前二項ニ依リ車馬ノ通行ヲ禁シタル場合ト雖郵便車、鐵道小包配達

車、消防車、電氣工作物修繕用車、乗用セサル自轉車、乳母車並ニ

警察官吏ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第一目 通信施設

通信機關としては仙臺通信局に於て第一會場東入口北側に仙臺郵便

局臨時出張所を特設して一般事務を取扱はれたるの外會場内適當の場

所に自働電話を設置し其の他館内各所に私設電話を設けたり。

第二目 郵便局

一、名 稱 仙臺郵便局臨時出張所

二、設置期間 昭和三年四月十五日より同年六月八日迄

三、事務取扱範圍

爲替貯金の受拂、郵便物の引受及交付、電信及電話、印紙切手及葉

書の賣捌、繪葉書の記念消印等

四、取扱時間

郵便事務及電信、電話は自午前八時至午後五時
為替貯金は自午前八時至午後九時
五、取扱件数等

| 派遣職別 | 通信書記 | | 通信書記補 | | 通信事務員 | |
|-------|------|----|-------|------|-------|---------|
| | 人員 | 数 | 人員 | 数 | 人員 | 数 |
| 郵便 | 引受 | 小包 | 普通 | 四七五 | 交付 | 小包 |
| | | 特殊 | 二四六 | 二二五 | 特殊 | 普通 |
| 為替貯金 | 貯金 | 受 | 五九六 | 一六六 | | |
| | 其ノ他 | 受 | 五六六 | 八 | | |
| 電信 | 發信 | | 一、五五五 | 着信 | 元 | |
| 電話 | 發通話 | | 一、三五 | | | |
| 特殊日附印 | 輪葉書 | | 元、九二 | 引受消印 | 書狀 | 二、九六 |
| 使紙切手類 | 記念消印 | | 七、三四 | 輪葉書 | | 七、三四 |
| 費 | | | | | | 一、三三、五六 |

第三目 自動電話

・自動電話は第一、第二、第三各會場内に一個所つ、を設置せられ其の通話数等前に示したるか如し。

第四目 記念スタンプ

本會記念のため仙臺選信局に於ては特殊日附印を制定せられ記念消印の需めに應せり其の取扱件数等前に示したるか如し。

第五目 館内電話

博覽會に關する事務は頗る複雑にして多種多様に涉り然も其の處理

は敏捷を要するを以て電話の如きは此の間に在りて最も適切重要なもの、一たるを失はす是を以て本會は仙臺郵便局に對し博覽會用電話七個の特急架設を要請し尙館内に私設電話設置の事を決したるを以て總ての設置並工事を仙臺郵便局に依頼し電話交換所を本會事務局の一部に設け交換機を裝置し會場内各館の要處十七ヶ所に私設電話機を裝置したり。

第六目 交通施設

自動車路線の選定

本縣當局は交通の危険防止策として道路通行制限令を公布せられたるを以て仙臺自動車組合は一定の路線を選ぶの必要に迫られ先づ第一第二會場と仙臺停車場間の往復には大町、新傳馬町の南背部を併行する路線中幅員最廣の電車通片平丁、南町通を以てし又仙臺停車場以東第三會場間は名掛町、二十人町の南背部を併行する第一線の道路を往路として第三會場南端部の地點に達せしめ復路は更に其の南を併行する第二線の道路を定め以て第一、第二會場と第三會場とを連絡する一條の路線を限定し其の路線の始終點には各自動車停留場を設置し常に乗客の便に供したり。

交通整理

交通頻繁の沿道十字路各所には交通整理の爲め専務警察官並仙臺自動車組合側より専務員を夫々特置し車馬通行に際しては一定式の手號警笛等の暗號を用ゐて一々進停を指圖せり其他沿道筋には各其の町青年團員出動して左側通行を督勵し尙仙臺 Y.M.C.A 少年團は第一會場内

に團員詰所兼無料喫茶所を設置して觀覽者を接待したる外場内に於ける觀覽者の雜路整理を補助せられ又仙臺聯盟少年團は仙臺停車場前の歡迎門を詰所に充て交通整理等の事項を補助せられ兩團共に社會奉仕的の趣旨を以て大に努められたり。

第七目 案内所

本會は觀覽者の便を圖らんかため仙臺停車場前歡迎門を利用して博覽會案内所を設け左の規定に依り觀覽人に便宜を與へたり。

案内所執務手續規定

- 第一條 觀覽人ニ便宜ヲ與フル爲案内所ヲ仙臺停車場前歡迎門内ニ設置ス
- 第二條 案内所ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 指導案内員 二名
 - 指導補助員 二名
 - 使 丁 二名
- 前項係員ハ交通部長ノ指揮監督ヲ受ク
- 第三條 勤務時間ハ午前七時半ヨリ午後七時迄トス
- 但シ適宜之ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 第四條 係員出動シタルトキハ備付ケノ出動簿ニ捺印スヘシ病氣其ノ他止ムヲ得サル事故ノ爲メ欠勤セントスルトキハ出動時間前迄其ノ旨便宜ノ方法ニ依リ交通部長ニ届出ツヘシ
- 第五條 指導案内員ハ洋服ヲ着用シ腕章ヲ附スルモノトス
- 前項腕章ハ白地ニ赤ク「博覽會案内」ト染ム

第六條 案内所ニ於テハ左ノ事項ヲ取扱フ

- 一、一般旅客ノ指導案内
 - 一、交通機關ノ連絡、時間、賃金ノ相談
 - 一、各種乗車券購入方ノ世話
 - 一、遊覽計畫及旅行路筋等ノ相談
 - 一、迷兒等ノ保護
 - 一、傷病者ノ救護
 - 一、拾得物遺失物ニ關スル事項
 - 一、其ノ他旅客ノ便宜ニ關スルコト
- 案内所ニ於テ專行シ得サル事項生シタル場合ハ交通部ニ照會其ノ指揮ヲ俟ツヘシ
- 第七條 勤務中ハ左記事項ヲ遵守スヘシ
- 一、相談世話等ノ場合ハ叮嚀懇切ヲ旨トスヘシ
 - 一、言行ヲ慎ミ旅客ニ好感ヲ與フル様留意スヘシ
 - 一、猥リニ部署ヲ離ルヘカラス
 - 一、所内ニ於テ飲酒讀書ヲ爲スヘカラス
- 第八條 退所ノ際備付ノ日誌ニ勤務中ノ取扱事項ヲ簡單ニ記載スヘシ

第二節 衛生

第一目 衛生施設

衛生施設上主なるものを擧ぐれば飲料水の設備、唾壺の配置、塵芥容器の配置等を爲し執行事項としては會場内の掃除、便所掃除、塵芥

物の搬出、撒水等なり本會衛生部事務長之を指揮監督し事務係員の外掃除監督者五名を置き夫七十三名を隷屬せしめ會場内に於ける衛生事項を分掌せしめたり。

其の他飲食店、喫茶所等の如き食料、飲料品を來客に提供するの接客業に従事する者に對し命令を發して四月十二日は仙臺商工會議所樓上にて四月十三日は警察部衛生課内にて二日間に亘り醫師の健康診断を受けしめたり其の受診總人員は四百五十九人にして内不健康のため従業を禁止せられたる者十九人なり。

第二目 飲用水の設備

各會場内に水道を導き適所十數ヶ所に水道栓を設置し當業者の使用に便したるの外觀覽者其他公衆一般の飲用に供するため適所に特別水道栓を設置し間斷なく適量の放水をなす装置を施して自由に飲用し得べき設備をなしたり。

第三目 掃除

會場内建物以外の塵芥掃除は掃除監督者をして専ら之に當らしめ開館中は勿論特に開館前も間斷なく清淨に努めたり尙ほ會場内には金網製の覆蓋なき塵芥容器を各要所に配置して塵芥の投棄用に供せる外料理屋、飲食店に對しては特に木製の覆蓋ある塵芥容器を設備せしめ廢物等の投棄用に供せしめたり而して各容器の内容物搬出は常置人夫をして手車其他の方法を以て場外一定の場所に運搬せしめたり。

唾壺は各館の出入口及館内要所に設置し掃除夫は毎朝内容汚物を最寄りの便所に投棄し尙唾壺並に其の附近を「クレゾール」水液に浸し

たる雑巾にて拭擦したる上唾壺には更に「クレゾール」水液一合を投入して消毒用に供したり。

第四目 撒水

會場内通路並に空地の塵芥飛散を防かんため各會場に所要の撒水常夫を配置し別に撒水回数を決め乾燥の程度に従ひ間斷なく撒水せしめたり。

第五目 便所

會場内各便所の排泄物汲取並掃除には特に意を用ひ適任者を選定して請負契約の上毎日開館前之を汲取らしめ又掃除夫を常置して各受持區域を定め毎日午前午後二回掃除したる後所定の防臭劑を撒布し其の他便所外に在りても衛生上不潔なり認むる場所には隨時防臭劑を撒布して専ら清潔の保持に努めたり。

第三節 救護

開期中は日々數萬を算するの觀覽者あるを以て急病者又は負傷者等の事故發生を慮り此の場合に處するため日本赤十字社宮城支部並に仙臺醫師會ミ協商を遂けたる結果會場内に赤十字社救護所二ヶ所仙臺醫師會救護所一ヶ所を設置するこゝなり其の場所を第一會場、第二會場、仙臺停車場前の三ヶ所に選定施行せり。

第一目 救護所の設備

第一會場には場内南西部の高燥地を擇ひて木造平屋十二坪の建物を設置し屋根はトタン葺周壁は漆喰塗内部周囲は板張、天井は布張ミし

屋内を分ちて二室なし一は床板張ミして患者の控室なし一は更に燈を敷込みて診察兼治療室なし此の建物を日本赤十字社宮城支部の救護所に充てたり。

第二會場には場内東北隅の高燥地帯を選定して木造平屋六坪の建物を設置し其の構装は第一會場のものミ大同小異にして此の建物を仙臺醫師會救護所に充てたり。

仙臺停車場前には歡迎門の一隅を利用して建坪六坪の救護室を造り室内の構装は第一、第二會場の如くし此の場所を日本赤十字社宮城支部第二救護所に充てたり而して醫療用の器具、器械及藥品、繃帶材料等一切は日本赤十字社宮城支部並仙臺醫師會に於て各之を設備せられたり。

第二目 救護所の組織

各救護所の治療時間は各會場の閉鎖時刻異なる關係上之を一定するこゝ能はず即ち第一會場内救護所は午前八時より午後五時迄第二會場救護所は夜間開場あるため午前八時より午後九時迄ミし仙臺停車場前救護所は特に汽車時間の關係上午前八時より午後九時迄ミし本會開期中觀覽者其他公衆中不時の傷病者に對し應急治療救護に努めたり。各救護所に常置せられたる醫師、看護婦、事務員の定員數左の如し

| |
|--------------------|
| 第一會場内日本赤十字社宮城支部救護所 |
| 醫師 一名 |
| 看護婦 二名 |
| 事務員 一名 |

第二會場内仙臺醫師會救護所

| |
|-----------------------|
| 醫師 二名(二人乃至三人つ、半日交代なり) |
| 看護婦 二名 |
| 事務員 一名 |
| 仙臺停車場前日本赤十字社宮城支部第二救護所 |
| 醫師 一名(一人つ、半日交代なり) |
| 看護婦 一名 |
| 事務員 一名 |

仙臺愛仙會救護團は第二會場内に建坪六坪の團員詰所を設置し定員十名を置き場内特設の救護所ミ連絡を保ち觀覽人一般の傷病人に對し醫師の診断治療を受けしむる便宜の行動を執られたり其の勤務時間は救護所ミ同一なり。

第三目 患者統計

本會開期中に於ける各救護所の取扱ひたる患者統計を示せば左の如し。

| 自四月十五日 | 至六月七日 | 第一會場 救護所 | 第二會場 救護所 | 仙臺停車場前 救護所 | 計 |
|--------|-------|----------|----------|------------|-----|
| 四月十五日 | | 三人 | 一人 | 一人 | 五人 |
| 同 十六日 | | 八 | 二 | 一 | 一一 |
| 同 十七日 | | 五 | 一 | 二 | 八 |
| 同 十八日 | | 一一 | 二 | 一 | 一五 |
| 同 十九日 | | 八 | 一 | 一 | 一〇 |
| 同 二十日 | | 一一 | 一 | 四 | 一六 |
| | | | | | 一八五 |

九、特ニ許可ヲ受ケタル者ノ外畜類ヲ牽キ又ハ荷物ヲ携帯シテ入場ス

ルコトヲ得ス但シ小形ノ手提及小風呂敷包ハ此ノ限ニアラス

十、看守人又ハ係員ノ許諾ナクシテ陳列品ニ手ヲ觸ル、コトヲ得ス

十一、會場内ニ於テ濫リニ火氣ヲ弄スルコトヲ得ス

十二、建設物、工作物、樹木其ノ他ノ物件ヲ汚漬又ハ損壞スルコトヲ得ス

十三、醉狂、瘋癲、惡疫、其ノ他公衆ニ對シ嫌疑ノ感ヲ生セシムルモノト認ムルトキハ入場ヲ拒止シ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

十四、會場内ニ於テ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ行爲ヲナシタルモノハ退場セシムルコトアルヘシ

十五、會場内ノ整理ニ付係員ノ要求ニ應セサル者ハ退場セシムルコトアルヘシ

第二節 無料入場者に関する規程

貴賓は會長又は會長の特命する者必ず案内するを以て入場券を要せず又本會事業上の必要其の他特別の事由あるものに對しては優待券を贈呈し各會場を隨意觀覽せしむ。

以上の外無料入場を認むるもの左の如し。

- 一、本會職員及本會關係者ニシテ本會所定ノ徽章ヲ佩用スルモノ
- 二、本會ニ於テ特ニ認定シタル徽章ヲ佩用スルモノ
- 三、出品人又ハ代理人ニシテ特別入場證ノ交付ヲ受ケタルモノ
- 四、特種ノ出品人又ハ其ノ使用人或本會場内營業人若クハ其ノ使用

人等ニシテ門鑑ノ交付ヲ受ケタルモノ

第三節 警 備

第一目 警 察

本會は警察當局ニ協議を遂げ各會場に警察官詰所を設置し仙臺警察署は警部以下四十人の警察官を配置して本會開期中に亘る取締を施行せり各會場に於ける人員配置左の如し。

第一會場 警部以下十四人

第二會場 警部以下十三人

第三會場 警部補以下十三人

第二目 巡視及守衛

本會場内取締の任に當らしむる爲め巡視及守衛を置き巡視は専ら館内外の取締に服務せしめ又守衛は會場入口の取締に服務し主として入場券の入缺及改札等に任じたり各規程並其の他の事項左の如し。

一、規 程

第一章 總 則

第一條 會場ノ警備ニ任スル爲左ノ職員ヲ置ク

一、巡視長 一名 一、副巡視長 三名 一、巡視 五十名

第二條 巡視長ハ經理部長ノ指揮ヲ受ケ部下ヲ監督シ會場内ノ取締ニ任スヘシ副巡視長ハ巡視長ノ指揮ヲ受ケ巡視一部ノ監督ニ任シ巡視長事故アルトキハ其ノ一人職務ヲ代理スヘシ

巡視ハ副巡視長ノ命ヲ受ケ會場内ヲ警戒スヘシ

第三條 勤務時間ハ開館三十分前ヨリ閉館後場内整理迄トス

勤務中ハ所定ノ制服ヲ着用スヘシ

第四條 出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印シ各監督者ノ指示及服裝検査ヲ受ケ其ノ擔務部署ニ就クヘシ

疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ノ爲缺勤セントスルトキハ出勤時間迄

ニ電話若クハ書狀ニテ巡視長ヲ經テ經理部長ニ届出ツヘシ

勤務中病氣其ノ他止ムヲ得サル事故ニ由リ勤務シ能ハサルトキハ其ノ旨届出テ許可ヲ得テ退場スヘシ

第五條 食事其ノ他止ムヲ得サル用事アルトキハ最寄りノ同僚ニ代務ヲ依頼シ三十分以内其ノ擔務部署ヲ離ル、コトヲ得

但シ三十分以上ヲ要スルトキハ各其ノ直屬監督者ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 勤務制ヲ左ノ通り定ム

一、晝 間 勤 務

一、晝間半夜勤務

一、晝 夜 勤 務

但シ勤務配當ハ巡視長之ヲ定ム

第七條 敬禮ハ舉手ノ禮ヲ用ユ

第八條 本職員ハ責任ヲ重シ精勵事ニ膺リ威嚴信用ヲ失墜スルカ如キ言行アルヘカラス

第九條 勤務中ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、觀覽者ニ應接スルトキハ言辭ヲ慎ミ懇切、叮嚀ナルヘキコト

二、動作ヲ嚴肅ニスルコト

三、猥リニ擔務部署ヲ離レサルコト

四、喧嘩ノ行爲ヲナサ、ルコト

五、新聞、雜誌等ヲ讀マサルコト

六、場内、賣店ニテ飲酒セサルコト

七、其ノ他不體裁ナル言行ヲナサ、ルコト

第十條 盜難、其ノ他變災アリタルトキハ隨機ノ處置ヲ爲スト共ニ速ニ巡視長ニ報告スヘシ

第十一條 巡視長ハ日誌ヲ備ヘ勤務上ニ關スル總テノ事項ヲ記載シ翌日九時迄經理部長ニ提出スヘシ

但シ急ヲ要スル場合ハ即時之ヲ報告スヘシ

第二章 警 戒

第十二條 左記ニ該當スルモノアルトキハ之ヲ制止シ又ハ保護スル等適當ノ手段ヲ講スヘシ

一、館内ニテ喫煙スルモノ

二、會場内ノ設置物又ハ植物ヲ損傷セントスルモノ

三、觀覽人ノ妨害ヲ爲シ又ハ惡感ヲ起サシムル言動ヲ爲スモノ

四、卑猥ノ風俗ヲ爲シ風紀ヲ紊ルト認ムルモノ

五、腐敗セル物品ヲ販賣スルモノ

六、泥酔セルモノ

七、高聲ヲ發シ又ハ喧嘩スルモノ

八、陳列品ニ接觸シ若クハ之ヲ汚損セントスルモノ

九、許可ナクシテ陳列品ノ撮影寫生ヲ爲スモノ
一〇、常備人夫ノ各館、便所下水、芥溜、其ノ他通路等ノ掃除及撤水ヲ怠ルモノ

第十三條 巡視ハ舉動不審ノ疑アルモノハ本人ノ動作ニ付嚴密ナル注意ヲ爲スヘシ

第十四條 觀覽人退出シタルトキハ出入口ハ勿論窓並ニ各擔當部署ノ戸締ヲ爲シ左記ニ注意スヘシ

- 一、火氣、臭氣、音響
- 二、門戸及窓ノ戸締
- 三、陳列容器ノ鎖鑰
- 四、堅礎、屋上
- 五、垣根、物蔭、便所内等

第十五條 看守員及常備人夫ノ非違行爲ヲ認メタルトキハ夫々監督者ニ報告スヘシ

第十六條 各館ノ雨漏アルトキハ速ニ巡視長ニ報告スヘシ
巡視長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ應急修理方ニ付速ニ工營部長ニ申告スヘシ

第三章 救護及拾得物

第十七條 傷病者アルトキハ速ニ最寄ノ救護所ニ收容シ其ノ旨監督者ニ報告スヘシ

第十八條 迷兒アリタルトキハ之ヲ保護シ監督者ニ報告スヘシ
第十九條 遺失品ヲ拾得シ又ハ拾得シタル者ヨリ届出アリタルトキハ

- 二、副守衛長 二名
- 三、守衛 四十名

第二條 守衛長ハ經理部長ノ指揮ヲ受ケ部下ヲ監督シ會場出入者ノ取締ニ任スヘシ

副部長ハ守衛長ニ協力シ一部署ノ監督ニ任シ守衛長事故アルトキハ其ノ一人職ヲ代理スヘシ
守衛ハ上司ノ命ヲ受ケ會場出入者ヲ取締ルヘシ

第三條 勤務時間ハ開館三十分前ヨリ閉館後場内整理済ノ後迄トス
勤務中ハ所定ノ制服ヲ着用スヘシ

第四條 出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印シ各監督者ノ指示及服裝検査ヲ受ケ其ノ擔務部署ニ就クヘシ
疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ノ爲メ缺勤セントスルトキハ出勤時間迄ニ電話若クハ書狀ニテ守衛長ヲ經テ經理部長ニ届出ツヘシ

勤務中疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ由リ勤務シ能ハサルトキハ其ノ旨届出テ許可ヲ得テ退場スヘシ

第五條 食事其ノ他止ムヲ得サル用事アルトキハ同部署勤務者ニ代務ヲ依頼シ三十分以内擔務部署ヲ離ル、コトヲ得
但シ三十分以上ヲ要スルトキハ各其ノ直屬監督者ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 勤務制ヲ左ノ通定ム

- 一、晝間勤務
- 二、晝間半夜勤務
- 三、晝夜勤務

現品ヲ添ヘ速ニ巡視長ニ報告スヘシ
第二十條 巡視長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ遺失物品簿ニ登記シ現品ヲ添ヘ經理部ニ引續クヘシ

第四章 火災警防

第二十一條 巡視ハ絶エス會場内ヲ巡視シ火氣、臭氣又ハ怪シキ音響等ニツキ注意警戒スヘシ

第二十二條 宿直巡視ハ交替ニ會場内ヲ巡視シ前條ノ警戒ヲ爲スヘシ
第二十三條 開場中火災アリタルトキハ警察署及監督者ニ急報シ觀覽者ノ開放及盜難防止ニ努メ猶餘裕アルトキハ消火栓、消火器ヲ使用シ消防ニ全力ヲ盡スヘシ

第二十四條 宿直中火災アリタルトキハ警察署及會長、事務總長及各部長、事務長等ニ急報シ開戸ノ上消防ニ努ムル等機宜ノ處置ヲ爲スヘシ

第二十五條 巡視ハ非常持退箱ヲ安全ナル避難場ニ運搬スヘシ
但シ發火ニ止リ大事ニ至ラサルトキハ此ノ限ニアラス

第二十六條 會場附近ニ火災アルコトヲ知リタルトキハ前各條ニ準シ機宜ノ處置ヲ探ルト共ニ會場内ヲ巡視警戒シ類焼防止ノ方法ヲ講シ且ツ非常持退品運搬ノ用意ヲ爲スヘシ

第二章 總則

第一條 會場出入者ヲ取締ル爲左ノ職員ヲ置ク
一、守衛長 一名

但シ勤務配當ハ守衛長之ヲ定ム

第七條 敬禮ハ舉手ノ禮ヲ用ユ

第八條 本職員ハ責務ヲ重シ精勵事ニ膺リ威嚴信用ヲ失墜スルカ如キ言行アルヘカラス

第九條 勤務中ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、觀覽者ニ應接スルトキハ言辭ヲ慎ミ懇切丁寧ナルヘキコト
- 二、動作ヲ嚴肅ニスルコト
- 三、猥リニ擔保部署ヲ離レサルコト
- 四、場内賣店ニテ飲酒セサルコト
- 五、其ノ他不體裁ナル言行ヲナサ、ルコト

第十條 守衛長ハ日誌ヲ備ヘ勤務上ニ關スル凡テノ事項ヲ記載シ翌日午前九時迄經理部長ニ提出スヘシ
但シ急ヲ要スル場合ハ即時之ヲ報告スヘシ

第二章 取 締

第十一條 守衛ハ入場者ニ對シ左ノ通取扱フヘシ

- 一、本會所定ノ徽章、本會ノ承認シタル徽章、優待券、門鑑所有者
司法警察官吏及郵便、電報配達夫ハ各門隨時入場セシムルコト
- 二、觀覽券及入場券ハ入口ニテ改缺スルコト
- 三、團休入場券ニ依ル入場者ハ其ノ人員ヲ點檢スルコト
- 第十二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ拒絶スヘシ
一、前條第一項第一號ニ該當セサルモノ
二、異様ノ風俗ヲ爲シ又ハ風紀紊スト認ムル者

三、腐敗又ハ臭氣アル物品若クハ觀覽者ニ迷惑ヲ與フルカ如キ物品ヲ携帶スル者

四、泥酔セル者

五、老幼者ニシテ相當保護者ノ連行ナキ者

六、狂人暗愚者

七、本會ノ許可ナクシテ寫眞機、其ノ他類似品ヲ携帶セリト認メタル者

第十三條 守衛ハ舉動不審ノ疑アル者ニ對シテハ其ノ動作ニツキ嚴密ナル注意ヲ拂フト共ニ入場者ノ混亂ヲ防キ秩序ヲ保ツ様努ムヘシ

第十四條 不正ナル入場券ヲ以テ入場セントスルモノアルトキハ速ニ守衛長ニ報告シ其ノ指揮ヲ俟ツヘシ

第十五條 守衛ハ退場者ニ對シテ左ノ通取扱フヘシ

一、優待券、觀覽券、入場券ヲ回收スルコト

二、第十一條第一項第一號ノ徽章、門證等ヲ檢閲スルコト

第十六條 架空安全索道昇降口ノ守衛勤務制ハ會場出入者ノ守衛勤務ヲ適用ス

第十七條 矢野動物園入場口守衛ハ本會場入口ニ於テ購入シタル觀覽券ヲ查閱シ其ノ員數ヲ調ヘ別ニ定ムル用紙ニ依リ閉場後該觀覽券一枚ニツキ金五錢ツ、ヲ營業主ヨリ徵收シ即日調書ヲ添ヘ經理部長ニ提出スヘシ

看守の職にありたる者第二番で巡視、守衛等を経歴したるもの其他品行端正常識豊富なるものこし採用に當りては身元を厳査し口頭試験の上其の成績に依り所要人員を三回に分ち順次採用せり其の人員は巡視五十二名、守衛五十四名なり之より先東京及山形より巡視、守衛に最も經驗を有する者の紹介ありたるを以て調査の結果一名を巡視長に一名を守衛長に一名を巡視に三名を守衛に採用し取締上に關する諸般の準備事務に當らしめたり

三、給 與
給與は之を分ちて給料、夜勤手当、被服の三種ミセリ給料は巡視、守衛共に總て日給ミシ各階級並勤務の成績に依り之を支給したり即ち左の如し

| 職別並階級 | 採用當時ノ支給額 | 其ノ後支給額 |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 巡視長、守衛長 | 貳圓五拾錢 | 參圓拾錢 |
| 副巡視長、副守衛長 | 最低壹圓六拾錢 最高貳圓 | 最低貳圓貳拾錢 最高貳圓六拾錢 |
| 巡視、守衛 | 最低壹圓參拾錢 最高壹圓四拾錢 | 最低壹圓八拾錢 最高貳圓 |

手當は半夜勤務者に金七拾錢、徹夜勤務者に金壹圓四拾錢を給したり被服は別に定むる所の制服を貸與し最終迄の精勤者には總て無償にて之を與へたり

本會巡視、守衛の服制左の如し

- 一、上衣ハ立襟普通型ニシテ地質ハ表紺綿サージ裏黒朱子トス

第十八條 出品人及場内營業者並ニ其ノ使用人ニシテ會場ヨリ物品ヲ搬出セントスルモノ本會ヨリ交付セル物品搬出證ヲ所持スルモノニアラサレハ其ノ搬出ヲ許スヘカラス

第三章 火 災

第十九條 開館中火災アルトキハ非常門ヲ開キ速ニ入場者ヲ退場セシメ閉館後ト雖モ非常門ヲ開キ非常持退箱ノ搬出ニ便ナラシムヘシ

第二十條 火事見舞人ハ門戸ニ於テ受付ケ入場セシムヘカラス但シ出品人タル證明ヲ有スル者ハ此ノ限ニアラス

3、觀覽券入缺規程

一、第二會場觀覽券ヲ以テ入場スル場合ハ入場ノ際第一回ノ入缺ヲ認メタルノミニテ券ハ之ヲ回收セス第一會場觀覽ノ後更ニ第二會場ニ入場スル場合ハ第二回ノ入缺ヲ爲シ退場ノ際券ハ之ヲ回收スルモノトス

二、夜間開場ヲ爲シタル場合第二會場ヨリ入場スル場合ハ第一回ノ入缺ヲ爲シ第一會場ニ入場スル場合ニ第二回ノ入缺ヲ爲シ更ニ第二會場ニ入場スル場合ニ第三回ノ入缺ヲ爲シ退場ノ際券ハ之ヲ回收スルモノトス

三、ケーブルカーニ於テモ前二項ニ同シ

採用豫定人員は巡視五十名守衛五十名の多數を要するため新聞其他の方法に依り募集をなしたるに志願者二百餘名の多きを算するに至れり銜標準は第一規律的生活に慣れたる者即ち曾て警察官、軍人又は

襟章、腕章ハ金平モール細線二條ヲ卷付ク但シ巡視長、守衛長ノモノハ外ニ太線一條ヲ卷付ク

一、袴ハ長袴普通型ニシテ地質ハ上衣ニ同シ
一、帽子ハ佛蘭西型ニシテ地質ハ黒羅紗トス
一、帽章ハ產博マーク外ニ金モール細線二條ヲ卷付ク但シ巡視長守衛長ノモノハ外ニ太線一條ヲ加フ
一、外套ハ普通型ニシテ地質ハ防水布トシ襟章ニ櫻花金釦ヲ附シ袖章ニ白線ヲ卷付ク
一、靴ハ黒皮ノ短靴トス

形式は以上の如くにして守衛は金色モール、巡視は銀色モールを用ひて之を區別したり

五、配 置

| 第一會場 | 第一本館 | 第二本館 |
|-------|------|------|
| 第一本館 | 九人 | 一人 |
| 水産館 | 一人 | 一人 |
| 林産館 | 一人 | 一人 |
| 農産館 | 一人 | 一人 |
| 運輸交通館 | 一人 | 一人 |
| 世界風俗館 | 一人 | 一人 |
| 演藝館 | 一人 | 一人 |

| | |
|----------|-----|
| 館外勤務 | 六人 |
| 第二會場 | |
| 電氣館 | 二人 |
| 家庭工藝館 | 二人 |
| 館外勤務 | 六人 |
| 第三會場勤務 | 一人 |
| 衛生掛勤務 | 二人 |
| 事故掛勤務 | 一人 |
| 巡視長 | 一人 |
| 副巡視長 | 二人 |
| 計 | 五十名 |
| 2、守衛 | |
| 第一會場 | |
| 東正門 | 六人 |
| 西正門 | 六人 |
| 南寄西門 | 四人 |
| ケーブルカー | 二人 |
| 演藝館 | 二人 |
| 世界風俗館 | 二人 |
| 場内一般 | 二人 |
| 第二會場 | |
| 大神宮前門 | 六人 |
| 中ノ瀬橋東阿元門 | 四人 |

第四節 消防

一、寫眞撮影ヲ區別シテ會場撮影ト館内撮影トニ分ツ
 二、會場撮影ハ各館外部ニ限リ館内ハ撮影セサルモノトス
 三、撮影者ハ所定ノ撮影證ヲ所持シ入場券ヲ購フテ入場スルモノトス
 但シ本會徽章ヲ佩用スルモノハ此ノ限ニアラス
 四、撮影許可ノ期間ハ五日以内トス
 五、出品物撮影ニ付テハ更ニ出品人ノ承諾ヲ受クルヲ要ス
 六、許可證ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

寫眞撮影許可證様式左の如し。

一、消防手の配置
 第一、第二會場共通に 消防係長以下消防手十四名

借行社ノ前門 六人
 借行社ノ西門 二人
 ケーブルカー 二人
 場内一般 一人
 事故掛兼豫備 二人
 守衛長 一人
 副守衛長 二人
 計 五十名

巡視。守衛の配置は以上の如くにして各其の勤務は晝間、半夜、徹夜の三種に分ち晝間は二時間交代夜間は一時間交代とし巡視は巡視長又は副巡視長の指揮監督に従ひ守衛は守衛長又は副守衛長の指揮監督に依り各其の職務に従事したり

外に第一會場には六月四日以降消防小頭以下消防手六名を増置す。

- 第三會場
 二、消防器具の配置
 第一會場に 最新式「ハドソン號」四十馬力自動車唧筒一臺
 第二會場に 獨逸形腕用唧筒二臺
 第三會場に 佛蘭西形腕用唧筒一臺

第五節 陳列館取締

陳列品取締の爲め各館に主任を置き所要の看守人を配屬し當該主任監督の下に一定の受持區域を定め陳列品の看守に當らしめたり館内に於ては喫煙を禁したるは勿論陳列品に對しては殊に留意し假令出品人ニ雖も主任又は看守人立會の上にあらされは猥りに陳列棚の閉閉を爲さしめず陳列棚の鍵は常に主任之を保管し開館中に限り必要に應じ看守人をして使用せしめたり看守人退出後は必ず主任は其の館配屬の巡視ニ共同して館内全部に亘り巡視をなし陳列棚の鎖鑰を精密に檢し或は閉館退出の際動力及電燈を絶緣せしむる等遺憾なきを期したり。

第六節 寫眞撮影

本會の會場内外の光景及出品物の撮影に關しては本會規則第五章第三十四條に定めたる外更に左の規程を設け出願者六十二名に對し許可したり。

寫眞撮影規程



第七節 雜種の施設

第一目 入場券發賣所

本會に於ける入場券發賣所は第三會場を除く外第一會場に三ヶ所、

第二會場に四ヶ所計七ヶ所の各入口に之を設け各主任を置き所要の事務員を配屬し事務員は看守人として採用したる女子を以て之に充つ主任者監督の下に其の業務を掌らしめたり主任は毎日閉館後賣上の計算を爲し其の計算書に現金及残餘の入場券を添へ之を經理部に引渡すを例せり。

第二目 立札及揭示板

本會は觀覽者の便に供するため博覽會の案内圖、會期及毎日の開閉時間、通行順路、觀覽者心得等を記したる諸種の立札を會場内外適當の場所に之を建て又第一會場内最も見易き場所を選定して大揭示場を設置し緊要なる事項並日々の行事等を揭示して觀覽者一般に周知せしむるの便を計れり。

第三目 案内所及記念繪葉書

本會は觀覽者の利便を圖らむか爲め仙臺驛前歡迎門の樓下一隅を利

用して案内所を設け事務員一名、巡視、守衛の内二名、看守人三名を配置して其の任に當らしめ團體觀覽に關する應答又は會場の案内等倣速に處理し案内所にては會場案内圖、記念繪葉書、宣傳ビラ等を配布したり。

本案内所に於て開期中取扱をなしたる觀覽團體數は實に一千二百六十九團體の多きを算せり。

第十六章 出品

第一節 出品統計

出品統計は之を分ちて一般出品を府縣別部別統計し官衛、學校、團體、會社等の出品、社會に關する出品、教育に關する出品の四大別に之を整理したり出品點數合計五萬三千四百八十三點を算せり即ち左の如し。

| 府縣名 | 區別 | 一部 | 二部 | 三部 | 四部 | 五部 | 六部 | 七部 | 八部 | 九部 | 十部 | 十一部 | 十二部 | 十三部 | 十四部 | 十五部 | 計 |
|------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 東京府 | 點人數 | 三七七 | | | | | | | | | | | | | | | 三九七 |
| 京都府 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一八〇 |
| 大阪府 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一〇〇 |
| 神奈川縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 五〇 |
| 兵庫縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 七三 |
| 計 | | 三九七 | | | | | | | | | | | | | | | 七〇〇 |

一、府縣別部別統計

| 府縣名 | 區別 | 一部 | 二部 | 三部 | 四部 | 五部 | 六部 | 七部 | 八部 | 九部 | 十部 | 十一部 | 十二部 | 十三部 | 十四部 | 十五部 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 長崎縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 三六 |
| 新潟縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 埼玉縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 群馬縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 千葉縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 茨城縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 栃木縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 三重縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 愛知縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 靜岡縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 山梨縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 岐阜縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 長野縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 宮城縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 福島縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 岩手縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 青森縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 山形縣 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| 計 | | 三六 | | | | | | | | | | | | | | | 七〇〇 |

| 府縣名 | 區別 | 一部 | 二部 | 三部 | 四部 | 五部 | 六部 | 七部 | 八部 | 九部 | 十部 | 十一部 | 十二部 | 十三部 | 十四部 | 十五部 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 秋田縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 福井縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 石川縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 富山縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 島根縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 岡山縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 鳥取縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 廣島縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 山口縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 和歌山縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 德島縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 香川縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 愛媛縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 高知縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 福岡縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 大分縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 佐賀縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 計 | | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 150 |

| 府縣名 | 區別 | 一部 | 二部 | 三部 | 四部 | 五部 | 六部 | 七部 | 八部 | 九部 | 十部 | 十一部 | 十二部 | 十三部 | 十四部 | 十五部 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 熊本縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 鹿兒島縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 沖繩縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 北海道 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 青森縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 岩手縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 秋田縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 山形縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 福島縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 茨城縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 栃木縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 群馬縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 埼玉縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 千葉縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 東京都 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 神奈川縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 新潟縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 富山縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 石川縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 福井縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 山梨縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 長野縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 岐阜縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 愛知縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 三重縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 滋賀縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 京都府 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 大阪府 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 兵庫県 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 奈良縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 和歌山縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 徳島縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 香川縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 愛媛縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 高知縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 福岡縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 大分縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 佐賀縣 | 同 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| 計 | | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 150 |

第二節 出品物取扱

第一目 搬入

二、官衙、學校、團體、會社等の出品
 出品したる官衙、學校、團體、會社等の數は四十一にして其の出品
 點數二千三十五點なり。

三、社會に關する出品
 出品したる團體等の數は五十一にして其の出品點數三百五十七點な
 り。

四、教育に關する出品
 出品したる學校等の數は三百八十八にして其の出品點數千五百六十
 九點なり。

出品物の搬入に就ては本會出品規程第八條に示す如く特種出品物の
 外は昭和三年三月末迄本會々場に搬入し開會五日前に陳列を了すへき
 期限を定め各府縣委員は協力はか勵行に努めたりし雖荷物の到着遅延
 其の他の關係上漸く開會前日を以て全部の搬入陳列を了せり而して搬
 入荷物は主に本會宛に送付し來りたるを以て本會は之か保管の萬全を
 期するため第一會場第一本館内に搬入荷物臨時保管所を設け擔當係員

を配屬し所要帳簿を備付運送店其の他よりの搬入荷物引受及保管の任に當らしめ各府縣出品協會等に屬するものは順次府縣委員に引渡し府縣委員は之を適當に陳列せり其の他本會直接申込の分は個人たるミ團體たるミを問はず總て陳列館主任監督の下に搬入陳列し又出品人或は代理人共に出頭せすして單に出品物を送付し來りたるものは保管所主任に於て之を各部陳列館主任に交付し陳列館主任は搬入目録ミ現品ミを對照して適當に之を陳列せり。

本會に於て受付けたる荷物の府縣別は左の如し。

府縣別荷受個數一覽表

| 府縣名 | 荷受個數 | 府縣名 | 荷受個數 |
|------|------|-----|------|
| 東京府 | 三、九四 | 京都府 | 四、七 |
| 大阪府 | 一、八 | 兵庫縣 | 二、八 |
| 神奈川縣 | 二 | 長崎縣 | 八 |
| 新潟縣 | 八七 | 埼玉縣 | 二、六 |
| 群馬縣 | 六 | 千葉縣 | 六 |
| 茨城縣 | 六三 | 栃木縣 | 九 |
| 三重縣 | 三、六 | 愛知縣 | 六、三 |
| 靜岡縣 | 七、六 | 山梨縣 | 六 |
| 岐阜縣 | 一、五 | 長野縣 | 四 |
| 宮城縣 | 二、七九 | 福島縣 | 一、九二 |
| 岩手縣 | 一、九九 | 青森縣 | 二、七二 |

| 府縣名 | 荷受個數 | 府縣名 | 荷受個數 |
|------|------|------|------|
| 山形縣 | 三、三 | 秋田縣 | 二、七 |
| 福井縣 | 二、六 | 石川縣 | 二、三 |
| 富山縣 | 三、六 | 鳥取縣 | 七 |
| 岡山縣 | 二、五 | 島根縣 | 六 |
| 廣島縣 | 七 | 山口縣 | 四 |
| 和歌山縣 | 二、四 | 徳島縣 | 四 |
| 香川縣 | 三、四 | 愛媛縣 | 二、九 |
| 高知縣 | 二、〇 | 福岡縣 | 一、四 |
| 大分縣 | 五 | 佐賀縣 | 二、四 |
| 熊本縣 | 九 | 鹿兒島縣 | 三 |
| 沖繩縣 | 三 | 奈良縣 | 一、四 |
| 北海道 | 三、七 | 朝鮮 | 四、九 |
| 滿蒙 | 三 | 臺灣 | 六 |
| 計 | 三、五九 | | |

第二目 搬出

物品を會場外に搬出する場合には開會中たるミ閉會後たるミを問はず其の取締を嚴にし搬出せんミする物品及其の數量を當該係員に提示して搬出證書の交付を受けしめ更に出門の際守衛は搬出證書ミ對照點檢をなせり搬出證書雛形左の如し。

體形

三寸

| 搬出證 | 搬出人 | 何 | 某 |
|------|-----|---|---|
| 一、何々 | 何 | 何 | 個 |
| 一、何々 | 何 | 何 | 程 |
| 一、何々 | 何 | 何 | 程 |
| 一、何々 | 何 | 何 | 程 |

昭和三年 月 日

東北産業博覽會
何々館主任印

第三目 託送

閉會後出品物返送は各出品者一齊に之を行ふため其た混雜を來すへきを慮り之か利便を圖るの目的を以て本會は運送取扱店を指定して特に第一會場第一本館内に運送取扱店の出張所を設けしめ託送者の便益に供したるため閉會後三日間にして全部の返送を了せり。

第三節 看守人

本會開期中各館に服務すべき女看守人の所要豫定數は本會直屬約三百名其の他特設館より採用委託數約五十名にして合計三百五十名の多數を要するため新聞廣告及其他の方法に依り募集したるに應募者五

百餘名に達したるを以て本會は五日間に亘り事務局に於て先着より順次必要事項に付考試をなし其の後數日間を要して身元其の他の調査を行ひ應募者一般に對し採否の決定を通知したり詳細次の如し。

一、募集

昭和三年三月七日仙臺市内發行の新聞に看守人募集の旨を廣告し應募せむミする者の參考ミして左の事項を公表したり。

看守人應募者參考

- 一、應募者ハ履歷書ヲ差出スコト
- 一、應募者ハ年齢十六歳以上二十五歳以下ノコト
- 一、應募者ハ大ナル事故ノ生セサル限リ會期中(四月十五日ヨリ六月五日迄)勤務シ得ル者ナルコト
- 一、市内ニ確實ナル保證人ヲ有スルコト
- 一、採用試験ハ三月十六日ヨリ二十日迄ノ五日間ニ施行ス
- 一、合格者ニハ四月一日通知ヲ發ス
- 一、採用者ニハ制服トシテ上衣ヲ給ス
- 一、採用者ハ袴、靴ヲ着用スルハ差支ナキモ館内ニ下駄ヲ使用スルヲ得ス
- 一、給料ハ日給トシ一日金五拾錢以上壹圓五拾錢ノ範圍ニ於テ支給ス
- 二、採用

採用試験は昭和三年三月十六日より二十日に至る五日間之を行ひ其の試験方法は簡單を旨ミして口頭試問ミし一、風姿 二、經歷 三、

學歴 四、言語聽力視力 五、疾病の有無等を考査し且つ身元調査を行へり而して試験の成績は甲、乙、丙の三級に分ち甲より順次所要人員三百二名を選抜して之を採用したり。

三、看守人心得

看守人心得 (本會所屬)

- 第一條 看守人ハ本會諸規則ヲ遵守シ受持係員ノ指揮ヲ受ケ受持區域内ニ於ケル陳列品ノ看守並ニ其ノ取扱ニ從事スヘシ
- 第二條 看守人ハ制服、徽章ヲ必ス佩用スヘシ
徽章ハ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコトヲ得ス辭職又ハ解職ノ場合ニハ直ニ之ヲ返納スヘシ
- 第三條 看守人ハ毎日開館時刻三十分前事務局ニ出頭シ出勤簿ニ捺印スヘシ但疾病其ノ他ノ事項ニヨリ出勤シ難キトキハ出勤時刻前ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 第四條 看守人ハ開館ト同時ニ其受持場所ニ付陳列品ニ異狀ナキヤ否ヤヲ檢シ觀覽人ノ入場前陳列箱及陳列品ノ掃拭ヲナシ其ノ排列及附札等ノ混亂セサル様整理スヘシ又通路ヲ掃除シ撒水ヲナシ塵芥ハ受持區域寄ノ大道路ニ掃溜メ置クヘシ
- 第五條 服務中ハ容儀ヲ整ヘ靜肅ヲ旨トシ故ナク受持場所ヲ離レ或ハ讀書、雜誌等ヲナスヘカラス
- 第六條 出品人並ニ觀覽人ニ對シテハ懇切ヲ旨トスヘシ
- 第七條 陳列品ノ位置又ハ體裁ハ受持係員ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第八條 陳列品中破損又ハ紛失シタルモノアルトキハ直ニ取調ヘ其ノ旨ヲ受持係員ニ申出スヘシ

第九條 觀覽人中陳列品ニ關シ説明ヲ請フモノアルトキハ可憐ニ應答スヘシ若シ説明シ難キトキハ受持係員ニ申出ツヘシ

第十條 陳列品中賣約ヲ望ムモノアル時ハ別ニ示達スル手續ニヨリ之ヲ取扱ヒ賣約濟ミノモノハ賣約濟ミノ附札ヲ貼付スヘシ

第十一條 看守人ハ賣約手續取扱ヒノ目的ヲ以テ賣約請求者ヨリ現金ヲ受領スルコトヲ得

第十二條 左記ノ者ノ外陳列品ニ手ヲ觸レシムヘカラス若シ猥リニ手ヲ觸レ之ヲ制止スルモ肯セサルモノアルトキハ受持係員ニ申出ツヘシ

- 1、本會職員
- 2、出品人又ハ其ノ他代理人
- 3、出品人總代
- 4、賣約ノタメ特ニ一覽ヲ求ムルモノ
- 第十三條 觀覽人其ノ他何人タルトモ間ハス陳列品若クハ陳列箱ヲ毀傷汚損シタルモノアルトキハ受持係員ニ申告シ又ハ其ノ本人ニ事務局ヘ同行ヲ求ムヘシ
- 第十四條 觀覽人中舉動怪ムヘキ者アルトキハ便宜之ヲ接近ノ看守人ニ内報シ受持係員ニ密告スヘシ
- 第十五條 館内ニ於テハ最モ火氣ニ注意スルハ勿論雨漏又ハ不潔物ヲ發見シタルトキハ直チニ受持係員ニ申出テ其ノ除去ヲ求ムヘシ

第十六條 陳列箱ノ鍵ハ毎朝受持係員ヨリ受取り嚴重ニ之ヲ保管シ退出ノ際之ヲ返戻スヘシ

第十七條 毎日觀覽人ノ立去リタル後受持區域内ノ掃除ヲナシ且ツ陳列箱ノ鎖鑰ヲ檢シタル後受持係員ノ許可ヲ得テ退出スヘシ

第十八條 看守人勤務上ノ怠慢又ハ不注意ニヨリ陳列品箱其ノ他ノ物品ヲ破損若クハ紛失シタル時ハ之カ賠償ノ責ニ任セシムルコトアルヘシ

第十九條 看守人ニ採用セラレタル者ハ仙臺市内ニ在住シ一家ノ戶主タル者ヲ保證人トシテ左ノ誓約書ヲ差出スヘシ

誓約書

何府縣何郡何市町村番地

戶主 何之誰子女兄弟姊妹

何之誰 年 月 日生

私儀今般東北産業博覽會看守人ニ御採用相成候ニ付テハ御規則御命令堅ク相守リ誠實ニ勤務可仕ハ勿論萬一怠慢又ハ不注意ニ依リ陳列品其ノ他ニ損害ヲ生シ或ハ紛失ヲ生セシメタル時ハ御指圖ニ從ヒ辨償可仕依テ誓約書差出候也

前記何之誰身上ニ就テ自分一切保證仕リ萬一本人ニ於テ義務履行致サ、ル場合ハ自身ニ於テ履行可致候也

年 月 日 住 所 何 之 誰

東北産業博覽會會長 伊澤平左衛門殿

四、給 與

本會所屬の看守人に對する給與は給料、夜勤手当、被服の三種とし給料は總て日給にして採用當初は最低六拾錢より最高壹圓迄なりしか服務後の成績を考査して特に増額をなしたる外一般に増額をなし最低七拾錢より最高壹圓貳拾錢迄を支給したり。後十二時迄の勤務者には辨當の外金拾錢の手當を給したり。被服は本會に於て特に制定の上調製したる女子改良事務服を看守人の制服として貸與し最終迄の精勤者には總て無償にて之を與へたり。

五、看守人の配置

1、本會所屬看守人配置一覽

| | |
|--------|------|
| 鐵 業 館 | 十二人 |
| 國產優良品館 | 十四人 |
| 社會教育館 | 十六人 |
| 工 藝 館 | 五人 |
| 化學工藝館 | 六人 |
| 蠶 絲 館 | 五人 |
| 美 術 館 | 十四人 |
| 第二本館 | 八十七人 |
| 土木及機械館 | 五人 |
| 運輸交通館 | 十二人 |
| 水 産 館 | 二人 |
| 林 産 館 | 五人 |
| 農 産 館 | 二人 |
| 電 氣 館 | 六人 |

| | |
|-------------|--------|
| 家庭工藝館 | 四人 |
| 以上出品部に屬する者計 | 百九十五人 |
| 世界風俗館 | 十八人 |
| 演藝館 | 六人 |
| 第一入場券賣場 | 三人 |
| 第二入場券賣場 | 六人 |
| 第三入場券賣場 | 六人 |
| 第四入場券賣場 | 二人 |
| 第五入場券賣場 | 六人 |
| 第六入場券賣場 | 九人 |
| 電話室 | 三人 |
| 貴賓室 | 二人 |
| 優待室 | 九人 |
| 審查室 | 六人 |
| 事務室 | 十八人 |
| 以上經理部に屬する者計 | 八十六人 |
| 合計 | 二百八十一人 |

2、特設館配屬女看守人一覽表 (委託採用の分)

| | |
|---------|-------|
| 石巻特設館 | 三人 |
| 仙臺保險協會 | 三人 |
| 十五濱特設館 | 一人 |
| 滿蒙館 | 九人 |
| 京都物産館 | 五人 |
| 合計 | 二十一 |
| 看守人學歷別表 | 二百二人 |
| 種別 | 人員 |
| 高等小學校卒業 | 百三十四人 |

| | |
|----------|------|
| 實科女學校卒業 | 五十三人 |
| 高等女學校卒業 | 四十七人 |
| 尋常小學校卒業 | 四十五人 |
| 職業學校卒業 | 二十人 |
| 實業補習學校卒業 | 三人 |
| 計 | 三百二人 |

看守人年齡別表

| | |
|------|------|
| 年齡別 | 人員 |
| 十五歲 | 七人 |
| 十六歲 | 二十二 |
| 十七歲 | 二十四 |
| 十八歲 | 四十五 |
| 十九歲 | 四十三 |
| 二十歲 | 四十三 |
| 二十一歲 | 三十五 |
| 二十二歲 | 二十二 |
| 二十三歲 | 十三 |
| 二十四歲 | 十四 |
| 二十五歲 | 二十三 |
| 二十六歲 | 五人 |
| 二十七歲 | 三人 |
| 二十八歲 | 三人 |
| 計 | 三百二人 |

第四節 賣約

第一目 賣約方法

開會五日出品漸く整ひ臺帳の整理亦完全せるを以て昭和三年四月十九日各館一齊に賣約を開始し本會賣約所は各館適宜の場所へ設置し北

海道、滿蒙、朝鮮、岩手は各特設館に於て自營し又宮城は國產優良館に限り本會に賣約を委託し其の他の各館は自營し大分縣亦別に賣約所を設け本會所定の手續に依り其の事務を處理せり。
本會賣約は先づ賣約希望者より陳列館受持看守人に申出て出品番號出品人、價格、數量並に賣約人住所氏名を記載せる傳票を受け之を賣約所に持參し賣約係員は右傳票を臺帳を照査して現金を領收し其の

(表面)

| 第 號 | 賣 約 證 | 部 類 | 番 號 | 一 品 名 | 數 量 | 代 價 | 出 品 人 氏 名 |
|---------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----------|
| 合計金 | | | | | | | |
| 内 證 據 金 | | | | | | | |
| 殘 金 | | | | | | | |

右ノ物品ヲ裏面記載ノ條件ニ從ヒ賣約シ證據金領收候ニ付昭和三年 月 日ヨリ 月 日迄ニ此證書ニ殘金相 添ヘ御持參相成候ヘマ現品御渡可申候也
昭和三年 月 日 東北産業博覽會 館賣約事務取扱者 殿

證として規定の賣約證書を交付し現金は毎日閉館後之を計算し本會に特置せられたる銀行出張所に預入し其の預入簿傳票を計算書に添へ出品係員に引繼をなせり。

第二目 賣約 證書

本會の賣約證書様式左の如し

(裏面)

- 一、賣約品引渡時間ハ毎日午前九時ヨリ午後三時迄トス
- 二、賣約品ノ容器及其ノ裝飾ニ用キタル物品ハ特ニ表示アルモノ、外ハ賣約中ニ含マサルコト
- 三、賣約證據金ハ貳割以上トス
- 四、賣約金五圓未満ハ全額拂込ノコト
- 五、賣約後ニ於テ解約申込アルモ既納ノ代金又ハ證據金ハ返還セサルコト
- 六、盜難其他避クヘカラサル災害ニ依リ賣約品ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ直ニ解約スルコト
- 七、審査ノ爲メ賣約品ヲ毀損若ハ滅失シ又ハ其數量ニ不足ヲ生シタル場合ハ買受人ノ希望ニ依リ解約スルコト
- 八、同一物品ニ付誤テ重複ノ賣約ヲ爲シタルトキハ賣約證據發行日ノ遅キモノヲ無効トスルコト
- 九、六乃至八ニ依リ買受人ニ損害ヲ生スルコトアルモ本會ハ其責任セサルコト
- 十、此ノ證書ノ有効期間ハ昭和三年六月三日限リトス
- 十一、此ノ證書ヲ紛失シタルトキハ即時本會ニ届出テララル、コト

第三目 賣約品引渡

賣約品引渡所は各館賣約所を以て之に充て六月四日より開始せり。

第四目 賣約

本會取扱に係る賣約點數は總計五千二百九十七點にして此價格金貳萬八千拾貳圓拾八錢に及へり。

第五節 即賣

出品物の返送數量を可及的減少するの目的を以て會期五日間を延長し此期間は主として出品物の割引即賣をなすべく出品者の諒解を得て各出品者指定の割引價格を以て賣約手續の方法に準じ即賣せしに其の成績良好にして即賣點數總計七千二百三點此價格金貳萬千七百拾圓九拾壹錢に達せり。

第六節 賣上點數及賣上價格

本會に於て取扱をなしたる賣約並即賣の點數及其の賣上價格を府縣別に表示するときは左の如し。

| 府縣名 | 賣約 | | 即賣 | | 計 | |
|------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 點數 | 價額 | 點數 | 價額 | 點數 | 價額 |
| 東京府 | 五、八〇 | 三、八〇〇・〇〇 | 四、七〇 | 一、九七〇・八〇 | 一〇、五〇 | 五、七七〇・八〇 |
| 京都府 | 三、二〇 | 二、二七〇・〇〇 | 四、三〇 | 一、三〇〇・〇〇 | 七、五〇 | 三、五七〇・〇〇 |
| 大阪府 | 三、一〇 | 五、五〇〇・〇〇 | 一、〇〇 | 六、六〇〇・〇〇 | 四、一〇 | 一、一六〇〇・〇〇 |
| 神奈川縣 | 三、五〇 | 四、〇〇〇・〇〇 | 三、〇〇 | 一、六〇〇・〇〇 | 六、五〇 | 五、六〇〇・〇〇 |
| 兵庫縣 | 九、五〇 | 九、〇〇〇・〇〇 | 三、〇〇 | 三、〇〇〇・〇〇 | 一二、五〇 | 一二、〇〇〇・〇〇 |
| 計 | 二〇、一〇 | 二〇、〇〇〇・〇〇 | 一七、〇〇 | 一七、〇〇〇・〇〇 | 三七、一〇 | 三七、〇〇〇・〇〇 |

賣約並即賣の點數、價格府縣別一覽

| 府縣名 | 點數 | 價額 | 點數 | 價額 | 計 | 點數 | 價額 |
|------|----|------|----|------|---|------|----|
| 長崎縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 新潟縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 埼玉縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 群馬縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 茨城縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 栃木縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 三重縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 愛知縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 靜岡縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 山梨縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 岐阜縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 長野縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 宮城縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 福島縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 岩手縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 青森縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 山形縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 秋田縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 福井縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 石川縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 富山縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 鳥取縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 島根縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 廣島縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 山口縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 和歌山縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 徳島縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 香川縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |
| 愛媛縣 | 三 | 三、〇〇 | 三 | 三、〇〇 | 六 | 六、〇〇 | |

第十七章 出品物に關する事故

第一節 陳列品の破損

陳列品の内金澤出品協會の出品に係る雲板一點は陳列中に柵の硝子破損のため損傷を生したる外會期を通じて損傷せしものなかりし。

第二節 陳列品の紛失

出品物の内陳列中現品の所在不明に歸し爲に紛失品ミ看做したるもの七點ありたるを以て本會は其の原價格金拾四圓五拾壹錢を辨償したる。

第三節 陳列品の盜難

出品物中盜難に罹りたるものは鹿兒島縣授産社の出品に係る大島紬四點及石川縣畑清市の出品に係る絹織物四點計八點にして本會は其の價格金百九拾六圓を辨償したり。

第四節 館内雨漏

昭和三年四月二十二日、二十三日及五月一日、二日の大雨にて第二本館、農産館、運輸交通館、林産館、家庭工藝館の各館に雨漏あり爲に陳列品の被害百二十點に達せり本會は被害者より損害見積書を提出せしめ被害品の内八十點に對しては金參百四拾九圓八拾錢を補償し他の四十點は金百拾八圓參拾八錢を以て之を引取りたり而して本件被害は建築の不完全に起因するものなるを以て各其の館建築請負人の責任に歸すへきものとし各請負人をして之を辨償せしめたり。

第五節 賣店と交渉事項

本會第二會場に許可したる各店經營者の一部より觀覽者の通路に遠さかるため又は觀覽人が足を止める等の理由を附し通路の限定又は變更を要求し來りたるを以て本會は特に其の實況を調査し當業者と熟議を遂げ適當の方法を講じて圓滿に解決せり。

第十八章 審査事務

第一節 審査規程

- 第一條 審査部長ハ審査官又ハ審査ノ分掌ヲ定メ各類毎ニ主任、各分掌毎ニ擔當審査官又ハ審査員ヲ定ムヘシ
- 第二條 二部以上ニ亘リテ審査ヲ必要トスル出品アルトキハ關係審査部長協議ノ上擔當審査官又ハ審査員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 審査部長ハ審査報告ヲナサシムル間各分掌毎ニ一名若クハ數名ノ報告員ヲ定ムルコトヲ得但シ別ニ報告員ヲ定メサルトキハ主任